

平成 26 年 第 4 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（11 月 28 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	4
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定（22 日間）	5
1. 日程第 3. 平成 26 年第 3 回定例会付託議案第 1 号 名寄市文化芸術振興条例の制定について	5
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	5
○原案可決	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 日程第 4. 行政報告（加藤市長）	8
1. 休憩宣告	19
1. 再開宣告	19
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○総務文教常任委員会付託	19
1. 日程第 6. 議案第 2 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について	
議案第 4 号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指	

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準等を定める条例の制定について…………… 2 0

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 0

○市民福祉常任委員会付託…………… 2 0

1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市こども発達支援センター条例の一部改正について…………… 2 0

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 0

○原案可決…………… 2 0

1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について…………… 2 1

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 1

○原案可決…………… 2 1

1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について…………… 2 1

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 1

○原案可決…………… 2 1

1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 名寄市民文化センター条例の一部改正について

議案第 9 号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について…………… 2 1

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 1

○総務文教常任委員会付託…………… 2 2

1. 日程第 1 2. 議案第 1 0 号 名寄市公民館条例の一部改正について…………… 2 2

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 2

○原案可決…………… 2 2

1. 日程第 1 3. 議案第 1 1 号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について…………… 2 3

○提案理由説明（加藤市長）…………… 2 3

○原案可決…………… 2 3

1. 日程第 1 4. 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について（名寄市営球場）

議案第 1 3 号 指定管理者の指定について（名寄市営サブ球場）

議案第 1 4 号 指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）

議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（名寄公園テニスコート）

議案第 1 6 号 指定管理者の指定について（智恵文水泳プール）

議案第 1 7 号 指定管理者の指定について（南水泳プール）

議案第 1 8 号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）

議案第 1 9 号 指定管理者の指定について（名寄市 B & G 海洋センター）

議案第 2 0 号 指定管理者の指定について（駅前交流プラザ「よろーな」）

議案第 2 1 号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）

議案第 2 2 号 指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施

	設)	
	議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツエ)	
	議案第24号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト) ……………	23
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	23
	○原案可決 ……………	24
1.	日程第15. 議案第25号 市道路線の廃止について	
	議案第26号 市道路線の認定について ……………	25
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	25
	○原案可決 ……………	25
1.	休憩宣告 ……………	25
1.	再開宣告 ……………	25
1.	日程第16. 議案第27号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第6号) ……………	25
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	25
	○補足説明(白田総務部長) ……………	26
	○質疑(佐藤 靖議員) ……………	27
	○質疑(川村幸栄議員) ……………	29
	○質疑(熊谷吉正議員) ……………	30
	○原案可決 ……………	33
1.	日程第17. 議案第28号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) ……………	33
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	33
	○原案可決 ……………	34
1.	日程第18. 議案第29号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号) ……………	34
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	34
	○原案可決 ……………	34
1.	日程第19. 議案第30号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号) ……………	34
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	34
	○原案可決 ……………	34
1.	日程第20. 議案第31号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号) ……………	35
	○提案理由説明(加藤市長) ……………	35
	○原案可決 ……………	35
1.	日程第21. 議案第32号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号) ……………	35

○提案理由説明（加藤市長）	3 5
○原案可決	3 5
1. 日程第 2 2. 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）	3 5
○提案理由説明（加藤市長）	3 6
○原案可決	3 6
1. 日程第 2 3. 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 6
○提案理由説明（加藤市長）	3 6
○原案可決	3 6
1. 日程第 2 4. 議案第 3 5 号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について	
議案第 3 6 号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	
議案第 3 7 号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の一部改正について	
議案第 3 8 号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	3 7
○提案理由説明（加藤市長）	3 7
○原案可決	3 7
1. 日程第 2 5. 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 7 号）	3 7
○提案理由説明（加藤市長）	3 7
○原案可決	3 8
1. 日程第 2 6. 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 8
○提案理由説明（加藤市長）	3 8
○原案可決	3 8
1. 日程第 2 7. 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 9
○提案理由説明（加藤市長）	3 9
○原案可決	3 9
1. 日程第 2 8. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	
報告第 2 号 専決処分した事件の報告について	3 9
○提案理由説明（加藤市長）	3 9
○報告済	4 0
1. 休会の決定	4 0
1. 散会宣告	4 0

第2号（12月17日）

1. 議事日程	4 1
1. 本日の会議に付した事件	4 1
1. 出席議員	4 1
1. 欠席議員	4 1
1. 事務局出席職員	4 1
1. 説明員	4 1
1. 開議宣告	4 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4 2
1. 日程第2. 一般質問	4 2
○質問（山田典幸議員）	4 2
○質問（大石健二議員）	5 3
1. 休憩宣告	6 4
1. 再開宣告	6 4
○質問（高橋伸典議員）	6 4
○質問（佐藤 靖議員）	7 5
1. 休憩宣告	8 8
1. 再開宣告	8 8
○質問（高野美枝子議員）	8 8
1. 散会宣告	9 9

第3号（12月18日）

1. 議事日程	101
1. 本日の会議に付した事件	101
1. 出席議員	101
1. 欠席議員	101
1. 事務局出席職員	101
1. 説明員	101
1. 開議宣告	102
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	102
1. 日程第2. 一般質問	102
○質問（塩田昌彦議員）	102
1. 休憩宣告	111
1. 再開宣告	112
○議事進行発言（熊谷吉正議員）	112
1. 休憩宣告	112
1. 再開宣告	112
○質問（佐々木 寿議員）	112
1. 休憩宣告	122
1. 再開宣告	122
○質問（竹中憲之議員）	122
1. 散会宣告	131

第4号（12月19日）

1. 議事日程	1 3 3
1. 本日の会議に付した事件	1 3 3
1. 出席議員	1 3 3
1. 欠席議員	1 3 3
1. 事務局出席職員	1 3 4
1. 説明員	1 3 4
1. 開議宣告	1 3 5
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 3 5
1. 日程第2. 一般質問	1 3 5
○質問（東 千春議員）	1 3 5
1. 休憩宣告	1 4 7
1. 再開宣告	1 4 7
○質問（川村幸栄議員）	1 4 7
1. 休憩宣告	1 5 8
1. 再開宣告	1 5 8
○質問（熊谷吉正議員）	1 5 8
1. 日程第3. 議案第42号 工事請負契約の変更について	1 7 0
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 0
○補足説明（中村建設水道部長）	1 7 0
○質疑（日根野正敏議員）	1 7 1
○質疑（竹中憲之議員）	1 7 4
○質疑（熊谷吉正議員）	1 7 6
○質疑（東 千春議員）	1 7 7
○原案可決	1 7 8
1. 日程第4. 議案第43号 財産の取得について	1 7 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 8
○質疑（川村幸栄議員）	1 7 9
○原案可決	1 7 9
1. 日程第5. 意見書案第1号 日ロフェリ一定期航路の存続に関する意見書	
意見書案第2号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを 求める意見書	
意見書案第3号 旭川台北国際定期航空便の存続に関する意見書	
意見書案第4号 40人学級再開検討に反対する意見書	1 8 0
○原案可決	1 8 0
1. 日程第6. 報告第3号 例月現金出納検査報告について	1 8 0

○報告済	180
1. 休憩宣告	180
1. 再開宣告	180
1. 日程第7. 名寄市立大学再編構想調査特別委員会の報告について	180
○名寄市立大学再編構想調査特別委員長報告（駒津喜一委員長）	180
○報告済	183
1. 加藤市長の発言	183
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	184
○決定	184
1. 閉会宣告	184
1. 質問通告表	185
1. 議決結果表	190

平成26年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成26年11月28日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 議案第9号 | 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第12 | 議案第10号 名寄市公民館条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成26年第3回定例会付託議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定について | 日程第13 | 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について |
| 日程第4 | 行政報告 | 日程第14 | 議案第12号 指定管理者の指定について（名寄市営球場） |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | | 議案第13号 指定管理者の指定について（名寄市営サブ球場） |
| 日程第6 | 議案第2号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定について | | 議案第14号 指定管理者の指定について（名寄市テニスコート） |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について | | 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄公園テニスコート） |
| | 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | | 議案第16号 指定管理者の指定について（智恵文水泳プール） |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市こども発達支援センター条例の一部改正について | | 議案第17号 指定管理者の指定について（南水泳プール） |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について | | 議案第18号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター） |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について | | 議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市B&G海洋センター） |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について | | 議案第20号 指定管理者の指定について（駅前交流プラザ「よろーな」） |
| | | | 議案第21号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村） |
| | | | 議案第22号 指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設） |
| | | | 議案第23号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ） |
| | | | 議案第24号 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト） |

- 日程第15 議案第25号 市道路線の廃止について
議案第26号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第27号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 議案第28号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第29号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第30号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第31号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第32号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第33号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第34号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第35号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第36号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第37号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第38号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第39号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第26 議案第40号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第27 議案第41号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告について
報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成26年第3回定例会付託議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 名寄市こども発達支援センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 名寄市公民館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)
議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)
議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)
議案第15号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)
議案第16号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)
議案第17号 指定管理者の指定について(南水泳プール)
議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)
議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)
議案第20号 指定管理者の指定について(駅前交流プラザ「よろーな」)
議案第21号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)
議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)
議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)
議案第24号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)
- 日程第15 議案第25号 市道路線の廃止について
議案第26号 市道路線の認定につい
- て
- 日程第16 議案第27号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 議案第28号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第29号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第30号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第31号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第32号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第33号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第34号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第35号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第36号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第37号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第38号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第39号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第26 議案第40号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第27 議案第41号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告

について
 報告第2号 専決処分した事件の報告
 について

1. 出席議員(19名)

議長	19番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	高野	美枝子	議員
	3番	塩田	昌彦	議員
	4番	山田	典幸	議員
	5番	竹中	憲之	議員
	6番	佐藤	靖	議員
	7番	奥村	英俊	議員
	8番	上松	直美	議員
	9番	大石	健二	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	川口	京二	議員
	12番	佐々木	寿	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	18番	駒津	喜一	議員
	20番	東	千春	議員

1. 欠席議員(1名)

16番 植松正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君

教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	山上	崎真理子	君
監査委員	上田	盛一	君

○議長(黒井 徹議員) ただいまより平成26年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 上 松 直 美 議員

20番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月19日までの22日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月19日までの22日間と決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 平成26年第3回定例会付託議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定についてを議題といたします。

本条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取した結果、条例制定に同意するとの回答を受けていることを報告いたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長(駒津喜一議員) おはよ

うございます。議長から御指名がございましたので、平成26年第3回定例会付託議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定について、当総務文教常任委員会にて審査した経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、平成26年10月2日、11月7日、11月20日と3日間にわたり、小川教育部長を初め担当職員の出席を求め、開催いたしました。

最初に、担当部局から本条例の逐条解説がされ、その趣旨として、前文では文化芸術が果たす役割と意義を想定し、活力ある地域社会の形成に資することから、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律を挙げて、人々の創造力を育み、人々がともに生きるきずなを形成するため、また潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現する活力ある社会を目指すこととするとしてあります。

次に、第1条、目的として、市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者等の役割を明らかにして、相互の立場を尊重しながら協働して文化芸術振興施策を総合的、計画的に推進することとしています。

第2条、基本理念の考えとして、市民の自主性及び創造性を尊重し、市民の文化芸術を育てる視点に立つこととし、文化芸術を鑑賞したり、みずからが体験、実践し、接することと文化芸術の成果を発表する機会や会場並びに施設の環境を整える環境の整備の構築とする。先人たちが担ってきた文化芸術や伝統に学び、それを継承、発展させる保存継承の視点とすることとする。文化芸術の振興を図るために協働の視点に立ち、広く市民の意見を反映させるためのものとする。以上の4つの視点から、文化芸術の振興はもとより新たなまちづくりを創造し、常に活力ある社会を構築することを示すと定めています。

次に、第3条、市の責務として、文化芸術振興の施策は基本理念の視点に立ち、基本方針を定めることを想定して、市民等の芸術活動が自主的、

創造的に行われることを保障し、基本方針には市民の意見を反映することを想定して基本方針の策定については第2次名寄市社会教育中期計画における文化芸術の振興に関する部分として、本条例の理念に基づき検討し、位置づける予定となっています。

次に、第4条の市民等の役割として、文化芸術活動の主役は市民や文化芸術団体及び事業者やまちづくりの一員であるさまざまな団体であり、その自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動の自主性や支援を通じ、文化芸術の継承、発展に果たす役割を定めています。

次に、第5条、財政上の措置として、市が行う文化芸術振興施策を推進するため、財政上の必要性を定め、文化芸術振興にかかわる予算措置を定めるとしています。

次に、第6条、名寄市文化芸術審議会での定義として、審議会は文化芸術に関する基本方針を審議して、市長の諮問に応じて文化芸術施策について審議し、答申や具申できるものと定めています。

最後に、第7条、委任については、本条例の施行について必要な事項の委任について規定したものとしています。

以上、全文にわたり詳細に説明をいただきました。

委員からの主な質問として、名寄市総合計画との整合性と基本理念の環境整備について質問がありました。基本計画は、今の段階では基本方針で進めていくことになっている。これについては、総合計画の中に大項目として位置づけてあるが、平成29年の第2次計画の予定まで計画がないことにはならないので、市全体の文化芸術振興の基本方針となりますので、今から原案を提出し、検討していきたい。また、市民ホールのあり方と基本方針は一体ではないが、市民ホールの運営等に関しては施設の管理運営計画を当初の段階で策定してあり、それをもとに進めていくことが、基本方針は大きな計画を終えているので、補完する形

で策定し、それ以降の完成型は計画に合わせた形で進めていきたい。環境整備の一つには、市民ホールを完全に整備して運用することが挙げられるが、市民ホール以外の部分についても本条例が包括するので、人材、団体を育てるためにも財政的な支援を含めた環境整備をしていく必要があると考えられると答弁がございました。

次に、市民等の意見を反映させるための具体的な手法についてと財政上の措置として支援を行うことができるではなく支援を行うと明記できない理由について、さらに全体的に教育の視点が見えないが、検討経過についての質問では、意見反映の手法については広く市の文化にかかわることなので、市が実施するさまざまな機会から意見を聴取していく。また、市民ホール等を活用して地域での芸術活動を実践していく際に検討していくことにもなるので、来年度の組織機構の中に組み入れていく必要がある。支援すると明記することにより、全ての活動に財政上の支援をすることになる側面があるので、この表現となったが、審議会でも同じ論議がされ、この表現となった。教育の視点については、広く市全体の文化芸術の振興にかかわるといふことで、今後展開していくべき具体的施策の中には教育現場も含まれるが、教育現場を取り込んだ手法は今後の具体的な取り組みで進められていくと捉えている。行政分野の一つである教育だけを条文に入れることについては検討されていないが、大きなくくりの中で捉えていると答弁がございました。

次に、名寄市として、文化のまちとして位置づける意味で、文化のレベルを上げる条例をつくり、市民にどう伝えていくかということが重要であるが、その考えについての質問では、市民に広く活用してもらうことがレベル向上の一つだと考えている。現在文化センター条例で料金設定をしているが、さまざまなものに対応できるように減免基準を段階的に決めて、多くの市民に広く活用していただくようにして、文化芸術に対する市の思い

を伝えていきたいとの答弁がありました。

ここで、各委員から文化芸術振興条例を設置している他の地域での条例文とあわせて国で示されている上位法の文化芸術振興基本法の条文の追加資料の請求があり、委員会として採択し、担当部署に請求をいたしました。これに基づき委員からの質問として、条例は市民が見て一読で理解できることが基本だと思うが、考え方について、また他市の条文と今回の条文を比較して、他市の条文では方針について具体的な文言が列記されているが、本条例では記載されていない理由についての質問では、これまでに名寄市では文化振興方針、計画を策定していないので、具体的に明記できない状況で、他市の例ではこの条例がなくても計画を策定している例もあり、条例があっても計画がない状況です。今後計画を策定していくに当たり、大きな項目としては基本的な目標、計画期間、施策展開の方法、どう実施していくか、市民、関係団体とどうかわるか、政策、評価の基準等が多く振興計画の中で定められていく状況で、基本理念に近い形で条例案に示す内容ではないことで明記していない。また、今回の条例は市民ホールの建設を機に名寄市の文化芸術の振興を高めていこうという議会論議を含めて今回の策定となり、これまでそれぞれの部署が関係する文化芸術についてそれぞれが所轄して行ってきたが、これを機にどのように名寄市の文化芸術を位置づけていこうか議論を進めていきたいと考えている。そのためには、市民の意見を聞きながら行う部分だと考えているので、今の段階で条例の中に具体的に入れるとその時々状況に合わせて変えていくのが難しくなるので、今回の審議会を含めて具体的な部分には触れずに基本的な考えで今回整理させていただいた。具体的な部分は、市民と行政が一緒になって作り上げていくのが大切だと考えているとの答弁がありました。

最後に、先ほど議長のほうからも御報告がございました。今回の条例は、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第24条の2第2項に地方公共団体の議会は、前項スポーツに関する事、文化に関する事の条例の制定または改正、廃止の議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会に意見を聞かなければいけないという法律に従い、10月28日付で教育委員会に意見を求め、10月30日付で名寄市教育委員会から本条例、名寄市文化芸術振興条例の制定について同意するという回答の報告書が届いたことを当委員会でも御報告をさせていただきました。

以上のことを含め、各委員から本条例に対する意見を集約したところ、各委員からの質問にもありましたように、基本方針、規則の部分で反映または検討されることに理解を得られたことで、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして平成26年第3回定例会にて当総務文教常任委員会に付託されました議案第1号 名寄市文化芸術振興条例の制定についての審議の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、平成26年第3回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成26年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、木賀一彦さんに文化賞を授与いたしました。

「産業部門」、「商工業振興」で受賞された木賀さんは、昭和58年に名寄商工会議所の議員に就任して以来、平成7年には副会頭、平成10年からは会頭として30年間の長きにわたり、本市の商工業の振興やまちづくりに多大な貢献をされました。

特に、会頭に就任されてからは、名寄商工会議所の財政基盤が脆弱として財政再建を図るほか、タウンマネジメント構想策定委員会の会長として構想を策定し、活性化事業の企画・立案・調整が行われるとともに、駅横整備計画が持ち上がった際には、商工会館の駅横への移転を検討し、駅前交流プラザ「よろーな」へ事務所移転を果すなど、中心市街地の活性化に尽力されました。

また、平成15年の「なよろサンピラー国体」の開催にあたっては、支援組織である国体協賛会会長として万全の歓迎体制を構築し、国体を成功に導かれました。

さらには、名寄地方自衛隊協力会副会長、名寄市自衛隊後援会会長、名寄自衛隊退職者雇用協議会会長として長年にわたり名寄駐屯地の体制維持、拡充に力を注いでこられるとともに、名寄警察官友の会会長、名寄地区暴力追放推進協議会会長として警察署に対する支援や市民への暴力追放運動啓発を行うなどまちづくりに尽力されました。

郊外への大型店進出の問題やデフレの進行など揺れ動く経済情勢の中で、このような功績が高く評価され、今回の受賞に至ったものであります。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自

治、社会福祉、保健衛生、産業経済、労働、教育文化の各分野で市勢の発展に寄与された30個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた9個人、26団体に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を祈念いたします。

次に、自治基本条例について申し上げます。

本条例においては、施行から5年以内ごとに検討及び見直しを行い、必要な措置を講ずることとされています。本年度、条例施行5年目を迎えたことから、条例に基づく点検を行うため、今月、市内検討会議を設置するとともに、無作為に抽出した市民1千人を対象とするアンケート調査や外部有識者会議の委員公募を実施しているほか、広報11月号から連載をはじめ、あらためて本条例の内容周知に努めているところです。

今後、市民による有識者会議を設置し、幅広く御意見をいただきながら、点検を進めるとともに、本条例に対する市民の理解を深めてまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズが地域を応援する企画、「北海道179市町村応援大使」について申し上げます。

本年1月から、名寄市応援大使として稲葉篤紀選手、村田和哉選手に本市のPRと活性化の御協力をいただいているところです。

関連事業として、9月15日に市内小中学校の特別支援学級に通う子どもたちや野球少年団の子どもたちを応援ツアーに招待するとともに、23日に野球少年団や球団による記念植樹を行ったほか、27日には名寄ピヤシリ銃剣道スポーツ少年団が全国優勝をした快挙を讃えて、球団から表彰していただき、稲葉選手から楯が授与されました。

また、昨日多くの市民の方々が待望していた、稲葉選手の来名が実現し、名寄東小学校を訪問されるとともに、1千人を超える市民と交流していただきました。

現役最後の年に、本市の応援大使となっていた
だいた稲葉選手に、あらためて心から感謝の意を
表したいと思います。

次に、情報化の推進について申し上げます。

情報提供システムなどの安定した運用を確保す
るため、イントラネットシステム機器を更新した
ほか、稼働から5年経過した戸籍総合システム機
器の更新及び戸籍副本システムの導入を行いました。

今後も、計画的に機器の更新を実施するなど、
安定した情報システムの整備に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流事業については、11月
8日から9日に、杉並区立桃井原っぱ公園で開催
された「すぎなみフェスタ2014」において、
杉並区職員の協力もいただきながら、なよろ煮込
みジンギスカン1,200食と馬鈴しょ、玉ねぎの
販売を行い、全量を完売しました。

ふるさと会交流事業については、東京なよろ会
が10月3日から5日に開催された「北海道フェア
in代々木」に出展し、ふるさとの特産品のP
R販売を行ったほか、11月9日に開催された東京
なよろ会の総会では、会員をはじめ約90人の
出席により、ふるさとを盛り上げるためのスキー
ツアーや東京なよろ会設立30周年記念事業など
の事業計画が承認されました。

国際交流における、友好都市ロシア連邦ドー
リンスク市との交流では、名寄・ドーリンスク友好
委員会が中心となり、私や黒井議長に市民公募に
よる方なども加えた11人が、9月3日から9日
の日程でドーリンスク市を訪問し、創立130周
年記念式典に参加したほか、剣道披露や施設の視
察、ドーリンスクの方々との交流などを通じ、市
民との友好を深めました。また、道北9市による
ユジノサハリンスク道北物産展が9月6日から7
日にユジノサハリンスク市で開催され、当市から
は、切りもちやトマトジュースなどの特産7品目
を本年度は輸出コストを価格転嫁して販売したと

ころ、一部完売できない品目もありましたが、概
して好評をいただきました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイ
との交流では、高校生3人を7月26日から9月
25日まで交換学生として派遣し、ホームステイ
を通じた交流を深めました。

台湾との交流では、交流自治体中学生親善野球
大会が杉並区で開催され、本市からも中学生14
人が参加し、10月11日から13日まで、台湾
の中学生などと交流を行いました。

また、台湾からの観光客誘致に向けた取組とし
て、11月5日から11日まで、アジア・太平洋
地域最大の旅行見本市である「台北国際旅行博」
に職員2人を派遣し、本市の知名度向上や観光P
Rなどを図りました。

交流居住の推進については、9月23日に東京
都港区で開催された「北海道暮らしフェア201
4」に参加し、本市への移住をPRするとともに、
「お試し移住住宅」や移住環境などについて説明
を行いました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺市町村で構成する「テッシ・オ・ペ
ッ賑わい創出協議会」については、「北海道暮ら
しフェア2014」に参加したほか、「天塩川ク
クサ」のブランド化などについて検討するため、
地域住民や移住者、地域おこし協力隊などと製作
工程を確認・体験するワークショップを行いました。

次に、行政評価について申し上げます。

本年度は、30施策及び30事務事業について、
名寄市総合計画推進市民委員会による外部評価を
含め、評価を実施しました。施策評価については、
A評価が21施策、B評価が9施策となり、事務
事業評価については、30事務事業全てがA評価
となっています。

評価結果については、総合計画の進行管理や予
算編成に反映させるとともに、情報公開コーナー
や市ポータルサイトにおいて広く公表していると

ころです。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

今年で第27回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月27日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学や各団体との協働のもと総合福祉センターにおいて開催しました。

会場には400人の市民が集まり、骨密度、ストレスの測定などを通じて、生活習慣の見直しや健康への意識を高めていました。

また、感染症予防では、10月から「水痘」及び「高齢者の肺炎球菌」の予防接種が定期接種化され、「水痘」については全額公費助成となり、「高齢者の肺炎球菌」については、従来から実施している市の単独事業に加え、国が示す対象者も含め65歳以上を対象に一部助成を行い、肺炎などの感染症予防と重症化予防を図っています。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度の上半期における患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万5,983人で前年比6,094人の減少となり、外来患者数は、延べ1万167人で前年比1,650人の増加となっています。

収支状況については、医業収益は36億662万円で、前年比98.6パーセント、金額で5,087万円の減となりました。主な内訳としては、入院収益が9,374万円の減、外来収益が4,490万円の増となっています。

また、医業費用は39億5,115万円で、前年比102.1パーセント、金額で8,029万円の増となりました。主な内訳としては、給与費がほぼ前年並みで47万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費が前年比96.6パーセント、金額で3,231万円の減、減価償却費が昨年度建設した新館の影響もあり、前年比143.6パーセント、金額で8,628万円の増となっています。

この結果、上半期の医業収支では3億4,453万円の損失となり、これに医業外収支と特別収支を加えた全体の収支では、20億7,649万円の純損失となりましたが、これは、退職手当引当金

の計上など会計制度の変更が大きな要因となっており、この会計制度の変更を除いた収支では、1,249万円の損失となっています。

今後も、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、旧精神科病棟解体工事及び外構・駐車場工事について申し上げます。

6月に着工した旧精神科病棟と既存地下連絡通路の解体工事及び本館と新館を結ぶ地下連絡通路の接続工事を完了し、現在、外構・駐車場の工事を進めており、12月18日の完了を予定しています。

次に、外来再編改修工事について申し上げます。

8月に着工した内視鏡室、化学療法室及び内科の一部は工事がすでに完了し、供用を開始しています。現在は内科の一部、泌尿器科などの工事を進めており、全体の工事完了は来年2月を予定しています。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万8,863人で前年比92人の減少となり、外来患者数は延べ1,750人で前年比135人の増加となっています。

また、収支状況では、事業収益は3億7,473万円で前年比15.7パーセント、金額で5,089万円の増、事業費用は3億3,707万円で、前年比6.9パーセント、金額で2,181万円の増となり、事業収支では3,766万円の純利益が計上されました。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成26年度「長寿を祝う会」については、市内の関係団体と実行委員会を組織し、9月13日に市民文化センターで開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた105歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた190人と金婚を迎えられた98組の御夫婦

をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月13日から15日まで開催し、97人から147点の出品をいただき、市民の皆様にご覧いただきました。

また、町内会など79団体が開催した「敬老会」では、75歳以上の方々5,053人が祝福されました。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

NHK旭川放送局と本市が連携した、「おとのさざ波コンサート」が10月26日に名寄市立大学を会場に開催され、音楽家で即興音楽に取り組んでいる神戸の団体「音遊びの会」と名寄市内の障がい児・障がい者が、会場に集まった300人の観客を前に手作り楽器による即興演奏を披露しました。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

一般廃棄物収集にかかる「ごみ分別ガイドブック」を5年ぶりに更新し、広報10月号発行時に「分別ポスター」と併せて、全世帯に配布しました。従前と基本的事項に変更はありませんが、市民からの問い合わせなどを参考に、分別辞典の品目を大幅に増やすなど、より具体的な説明を加えました。

今後も、廃棄物の分別・減量化について周知・徹底を図ってまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

10月末現在までの災害出動状況については、火災件数が5件で前年比8件の減となり、火災による死傷者の発生はありません。

救急出動件数については、900件で前年比154件の減となっています。

消防事業については、風連地区の消火栓10基の更新を完了したほか、現在、消防・救急無線のデジタル化工事を実施しており、来年1月からの試験運用を予定しています。

住宅防火対策については、「秋の全道火災予防運動」期間中に一般家庭と独居老人宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、消防車試乗会や防火ポスターの配布など、火災予防のPRや防火対策の啓発などを実施しました。

次に、交通安全対策について申し上げます。

9月20日夜に、市道において自転車と歩行者の衝突事故が発生し、高齢者の女性が犠牲となりました。

夜間においては、歩行者が夜光反射材を装備することが一つの事故対策になることから、市窓口での夜光反射材の無料配布について市民へ周知しているところであり、これまで100人を超える方々が窓口を訪れました。また、10月17日に西條デパート前において、「秋の輸送繁忙期の交通安全運動」として、関係機関・団体の協力のもと、200人の市民に夜光反射材を配布し、交通事故防止に向けた街頭啓発を行いました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年度着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸が10月末に完成、本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸については9月に着手し、11月末現在の進捗率は10パーセントとなっています。

また、新北斗団地の全面的改善工事については、コンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸を7月に着手し、10月末に完成しています。

さらに、北斗・新北斗団地の平成27年度建設分の実施設計は8月に着手し、平成27年1月の完了を予定しています。

長寿命化型改善工事については、風舞団地の2棟16戸を7月に着手し、11月に完成しているほか、ノースタウンなよろ団地の実施設計については、8月に着手し、12月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化計画による公園施設整備工事については、本年度計画していた、名寄公園の人道橋の更新工事及び風連西町公園の遊具とベンチの更新工事を10月に完了しています。

また、夜間における安全安心の向上と天体観測や自然に優しい環境づくりを目的として、通学路などの防犯灯や大通街路灯のLED化を行う「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」については、本年度分は11月に発注を終了しており、来年2月の完了に向け、随時更新を進めているところです。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、西1条通老朽管更新工事のほか7路線、延長2,752メートルを9月に完了し、現在は、南11丁目右仲通のほか1路線、延長369メートルを12月下旬の完成に向けて整備を進めています。

配水管網整備については、風連北栄1条線配水管網整備工事のほか5路線、延長890メートルを11月に完成しています。

サンルダム建設事業に伴う簡易水道統合整備送水管新設工事については、延長3,952メートルを11月に完成しています。

また、簡易水道事業については、智恵文中央地区浄水場のろ過器を含む機械、電気設備の改良工事が8月に着工となり、来年2月下旬の完成に向けて準備を進めています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、施工中の名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備外更新工事及び下水道管路施設長寿命化基本計画の策定業務を来年3月上旬に完了予定としており、また、雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長110メートルについて、2月下旬の完成に向けて順調に進捗しているところです。

さらに、個別排水処理施設整備事業については、新たに6基の合併浄化槽が供用開始され、現在、

4基の整備を進めています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた西4条仲通、徳田18線緑丘連絡線及び風連東風連線と、地域の元気臨時交付金を財源とした風連21線については、11月に工事を完了しています。

また、昭和通、北西9条右通、南1丁目通、新規路線の南西8条仲通の1、北1丁目通の2路線については、それぞれ発注を終え、現在工事を進めているところです。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、196路線、約37.2キロメートルを完了しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

実証運行中の「なよろコミュニティバス」については、冬季にバス運行に遅れが生じるといった課題があったことから、冬季の気象状況をより考慮した新ダイヤを12月1日から導入し、運行時刻の定時性を確保することにより、冬季における利便性の一層の向上を図ってまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪総延長450キロメートル、排雪総延長145キロメートルを計画しています。

昨年度に引き続き、幹線道路においては排雪回数が増と、積上げ除雪を行うことにより、安全に車両がすれ違える車道幅員の確保に努めます。また、交差点の見通しを確保するため、交差点排雪も実施してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の生育状況については、水稻は、収穫作業終了が10月10日となり、例年に比べてもち米で7日、うるち米で9日遅くなりました。10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で101、北海道で107、上川では108となりました。本市の11月17日現在の出荷状況については、もち米25万9,670俵、

うるち米2万1,039俵、合計28万709俵となり概ね98パーセントの出荷率で、一等米比率は98.6パーセントとなり、品質・収量ともに例年を上回る状況です。

畑作については、7月までの好天により順調に生育をしていましたが、8月の大雨災害による冠水被害と9月からの降雨により収穫作業が遅れ、作況としては、大豆、てんさい、春小麦、スイートコーン、玉ねぎ、馬鈴しょは「平年並」、秋小麦は「やや不良」、小豆、かぼちゃは「不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が対前年比3.8パーセント減の1万1,630トン、うるち米は4.2パーセント減の1,458トン、合計で3.9パーセント減の1万3,088トンの配分となっています。

また、加工用米・備蓄米を含めた水稲作付面積は前年比1.3パーセント増の3,453ヘクタール、水稲作付耕作者は2戸増の382戸となりました。

経営所得安定制度における米の直接支払交付金では、対象農家371戸、対象水田2,549ヘクタールで、交付額は1億9,190万円となっています。同じく転作部分では、対象農家652戸、対象面積2,964ヘクタールで、交付額は、麦・大豆・飼料作物など国の戦略作物を対象とする水田活用の直接支払交付金が5億6,801万円、野菜類など地域特性を生かした作物に交付される産地資金が3億6,173万円となっています。これに加算措置として、耕畜連携加算が2件5ヘクタールで72万円をそれぞれ見込み、合計14億1,325万円の年内交付を予定しています。

北海道が設定する畑地産地資金については、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょに対し、年明けの交付を予定しています。

また、畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い2億2,420万円が交付されており、そば、小麦1億3,280万円、大豆、てん

菜、でん粉原料用馬鈴しょの数量払いについては3月の交付を見込んでいます。環境保全型農業直接支援対策については3件13ヘクタール、105万円の3月交付を予定しています。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金」について申し上げます。

農村部においては、農業者や関係者の協定により、集落における耕作放棄の発生防止と農道・水路を保全する活動が行われており、支払われる交付金は総額で3億1,802万円となっています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、当初の駆除期間から24日間の延長となる10月24日まで実施し、駆除した330頭の残滓については焼却処分を実施したところです。

次に、ヒグマの出没などについて申し上げます。

本年度のヒグマ報告数は、11月4日現在で25件となっています。

例年であれば収穫期を終えると出没が無くなる場所ですが、智南地区での出没の形跡もあったことから、箱罟による捕獲許可期間を年末まで延長するなど、関係機関と連携して対応しているところです。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、市内酪農家20戸から、名寄市営牧野では、6月2日から10月21日までの142日間に延べ2万6,911頭を、母子里地区共同牧場では、6月6日から10月27日までの144日間に延べ1万4,371頭の受精対象牛を主体に受け入れ、適正な飼養管理により高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、地産地消フェアについて申し上げます。

地場産品と加工食品のPRを図るため、11月15日に市民文化センターを会場に「2014地産地消フェア in なよろ」を開催しました。加工品の販売や試食品の提供、そば打ちの実演販売などに、多くの市民が訪れ、賑わいました。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が公表している四半期毎の地域別経済動向調査によると、上川北部地域における7月から9月の地域景況感・生産動向・消費動向は、ともに前期比で「横ばい」となっています。

市の融資関係については、9月末現在、経営資金、設備資金ともに増加傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で96件、融資残高は5億4,907万円となっており、前年比3件の増、金額では6.8パーセントの増となっています。また、設備資金については、融資件数で14件、融資額は1億6,939万円となっており、前年比5件の増、金額では22.7パーセントの増となっています。

中小企業振興条例に基づく各種支援制度については、店舗または事務所の新築及び増改築を支援する店舗支援事業と中心市街地近代化事業の補助申請件数が既に6件となっており、前年度の3件を上回っています。

今後さらに、これらの支援制度が呼び水となって、新たに起業を行える環境を構築するため、商工会議所や商工会、商店街振興組合及び中小企業振興審議会とも相談しながら、随時制度を見直してまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

9月3日から5日まで、杉並区役所前において、道北なよろ農業協同組合が事業主体となり、本市も連携して、旬のスイートコーンのほか、かぼちゃ、玉ねぎの販売、PR活動を行うとともに、杉並区における名寄産スイートコーンの取扱店を紹介するなど、産地PRと販売促進を図ったほか、10月24日と25日に行われた「阿佐谷ジャズストリート2014」において「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者が主体となって、本市のもち米や旬の野菜、トマトジュースなどの販売、PRを行いました。

また、10月25日に札幌市サンピアザにおいて「名寄市特産品フェア」を開催し、もちつきの実演会や地場特産品の販売とPRを行いました。

今後も、民間と協働した地場特産品の売り込み、販路拡大への支援に力を注いでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は1.01倍で、前年同月比で0.13ポイントの上昇となり、36カ月連続して前年を上回っています。

新規求人数は373人で前年比7.5パーセントの増に対し、新規求職者は215人で前年比17.6パーセントの減となっており、各職種で人材不足の傾向となっています。

来春の新規高等学校卒業予定者の就職の状況については、就職希望者171人で前年比30人、21.3パーセントの増、うち管内就職希望者は102人で前年比14人、15.9パーセントの増となっています。9月末での就職内定者数は56人で前年比15人、36.6パーセントの増、就職内定率は32.7パーセントで前年比3.6ポイントの増となっています。

介護・福祉分野の人材確保に対する取組では、昨年に引き続き、10月28日に、名寄公共職業安定所、上川北部地域人材開発センターなどの共催により「介護就職デイ」を開催し、今後の人材確保に向けて、市内の関係事業者との情報交換などを行いました。

今後も、関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光交流振興協議会の取組については、9月6日に名寄市グリーンツーリズム推進協議会との共催による「グリーンツーリズム市民向け農業体験・地域資源モニターツアー『なよろで農業体験！！』」を実施しました。市内の親子16人が参加し、農作物の収穫体験を行った後、収穫した野菜を使って、本市のご当地グルメ「なよろ煮込みジンギスカン」を楽しみました。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、上半期における入込客数が32万9,020人で、過

去最高であった昨年度と比べ691人の減となったものの、ほぼ同程度の入り込みとなりました。

今後とも、地場特産品などの販売により、多くのお客様に立ち寄っていただけるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園については、4月下旬から10月下旬までの開園期間中、施設利用人数は639人で、前年度比10.6パーセントの増となっており、コテージ及び風扇館の利用人数は減少したものの、オートキャンプ場及びキャンプ場の利用人数が増加しました。

本年度は、地元町内会をはじめ関係団体に、公園の管理範囲を縮小し、地域の憩いの場として公園を活用したいとの市の考え方を説明してまいりましたが、これまでどおり自然環境の保全を中心とした公園の維持、整備活動に努めるとともに、地元町内会などとも協議を行いながら安全安心を確保することを優先し、段階的に公園の整備を進めていきたいと考えています。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月13日のオープンに向けリフト整備など準備を進めており、12月4日には安全祈願祭が行われ、シーズン中における安全と無事故を祈願する予定です。

名寄日進地区再整備基本構想については、7月から9月にかけて市民の皆様や市内各関係団体から御意見を伺い、今月、市民意見を反映したより実効性のある構想として取りまとめたところです。

次に、ご当地グルメPR事業について申し上げます。

10月18日から19日に福島県郡山市で開催された「ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ in 郡山大会」に「第746なよろ煮込みジンギス艦隊」が初出展しました。

当日は全国から59団体が参加する中、本市からは、あすばLOVEや市民ボランティアなど39人が参加し、ジンギスカンの提供をはじめ、1万部のパンフレットの配布、テレビをはじめとす

るマスメディアでの紹介など、本市の知名度向上に大きく寄与していただきました。

また、上川北部9市町村や観光協会、商工会及び商工会議所からなる道北観光連盟については、9月22日と23日に道庁赤れんが庁舎前庭で「道北物産展」を、10月20日と21日には北星信用金庫の後援で、札幌駅前通地下歩行空間において「たくさん！特産！きた北海道フェア」を開催し、それぞれ多くの札幌市民や全国から訪れた観光客に、上川北部地域の観光・物産品をPRしました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組を踏まえ、11月12日に名寄東小学校と風連中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。名寄東小学校では情報通信技術であるICTを活用した授業、風連中学校では話し合い活動を工夫した授業が公開されました。

また、ICTを活用した授業の推進を図るため、11月18日にICTの活用に関する教育研究の先進校である横浜国立大学附属中学校へ教員と指導主事を派遣し研修を深めました。

豊かな心を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の学習指導の工夫改善に関する研究グループが、本市出身の力士「名寄岩」の努力などについて考える道徳の読み物資料を作成し、11月27日には、名寄南小学校において、資料を使った道徳の研究授業を行い、効果的な資料の活用方法や学習指導のあり方などについて検証し改善を図りました。

また、来年オープンする（仮称）市民ホールを活用した情操教育の取組についても調査研究を進めています。

いじめの根絶に向けては、名寄市いじめ防止基本方針に基づく取組の一つとして、11月18日に名寄東中学校で「名寄市小中学校いじめ防止サミット」を開催しました。このサミットでは、名

寄東中学校の生徒会を中心に、市内の全小中学校の児童会、生徒会の代表者が各学校の取組を報告するとともに、いじめ防止宣言を採択して、児童生徒による自主的ないじめ防止の取組の一層の推進を図りました。

特別支援教育の推進については、9月2日に第2回目の名寄市特別支援教育研修会を開催しました。この研修会では、市内の小中学校や幼稚園、保育所や名寄保健所などから、管理職や特別支援教育推進の中核的な役割を担う教職員が参加し、組織全体で取り組む子ども一人ひとりへの適切な支援のあり方などについて理解を深めました。また、9月8日には特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、市内の小中学校の特別支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園、保育所、高校の教員などが、早期からの教育相談と支援のあり方などについて学びました。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、10月7日に名寄小学校を会場として、第2回目の学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーによる教育講演会を開催しました。アドバイザーからは「生涯学習として子どもの保護者の役割を考える」と題して講演をいただき、参加した70人の教員などは、生涯学習の理念と子どもたちを健やかに育てるための家庭や地域との連携のあり方などを学びました。

また、文部科学省指定の「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」の事業の一つとして、9月30日と10月6日に他管内の学校力向上に関する総合実践事業実践指定校への視察研修を実施しました。視察研修終了後は、10月29日に報告会を開催し、9人の教員が、自校や他校の教員30人に対して、視察先の学校の取組から学んだことを自校の教育活動の改善に生かすための具体策を提案しました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の校舎などの改築については、本年度の第1期工事の12月中旬の完了に向け、計

画どおり順調に進んでいます。

また、平成27年度末をもって閉校予定の豊西小学校と東風連小学校の地域及び保護者代表者から、閉校後の学校活用について要望が出されており、今後、検討を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

道北地域研究所では、子どもの権利条約国連採択25周年・日本批准20周年にあたり、9月30日に「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに市民公開講座を開催し、参加した74人の市民が、まち全体で子どもの育ちを支えるまちづくりに関して、国際社会の視点や全国の取組などについて理解を深められました。

高校生が大学の講義を体験し進路選択に活用することを目的とする名寄高等学校との高大連携事業「大学授業体験」については、10月10日に実施し、1年生149人の参加をいただきました。

また、11月1日と2日に、短期大学部児童学科による「2014年度こどもセミナー」を、「子どもが育つためにできること」をテーマに開催し、基調講演やシンポジウム、ワークショップなどに保育士、幼稚園教員をはじめ約200人が参加し、多様な子どもへの理解と社会全体で子どもの育ちを支える保育のあり方について理解を深めました。

今後、地域に根ざした教育活動の展開と名寄市立大学の特色と専門性を生かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食育の推進については、年間指導計画に基づき、学校給食を生きた教材として活用して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう指導しています。

また、献立表や給食日より「いただきたいむ」を通じ、地場産の食材や給食の献立レシピを紹介するとともに、食に関する指導への重要性についてお知らせするなど、児童生徒をはじめ保護者などを対象として食育の推進に努めています。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度で7回目を迎えた「生涯学習フェスティバル」については、昨年度に引き続き「市民文化祭」と連動させ、10月26日に市民文化センターで開催しました。その中では、トールペイント、墨絵詩書、お茶席、ニュースポーツなどの展示体験コーナーや13団体のワークショップブースが設置されました。「出会いの広場」では、地元サークルによるフラダンス、金管五重奏などのほか、旭川市でクラシック音楽を広める活動をされている「デュオプラタナス」によるピアノとバイオリンのコンサートも開始し、来場した多くの市民に鑑賞の機会を提供することができました。

また、10月27日には、ふうれん地域交流センターにおいて、風連地区まちづくり協議会、風連商工会との共催により、杉並区交流協定25周年記念事業を兼ねた風連地区まちづくりを考える講演会として、「ふうれん寄席」を開催しました。講演会では、多くの市民に日本の伝統芸能である本場の落語を堪能していただくことができました。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

本年度の古典文学講座では、「井原西鶴の世界」をテーマとして、9月から10月にかけて6回開催し、延べ167人が受講されました。

風連分館では、10月9日に地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「秋のおはなし会」を開催し、多くの親子に楽しんでいただきました。

文化の日には、「特別開館」に併せて、「雑誌のリサイクル」や「愛読書のフィルム貼り」を行いました。また、本館では「図書館まつり」として、乳幼児から小学校低学年を対象に「おたのしみ会」を開催し、子どもから大人まで多くの方々の参加をいただきました。

11月16日には、絵本の読み聞かせボランティアの方々を対象に、東京・北海道を中心に活動している紙芝居師三橋とら氏を招き「読み聞かせ講演会」を開催しました。紙芝居の実演や楽しさについて講演をいただき読み聞かせに対する理解

を深めました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月6日から8日まで、中秋の名月に合わせて「お月見観望会」を実施し、7日には、名寄市立大学天文サークルの協力により、来館者100人にお汁粉を無料提供しました。

10月8日には、本年最大の天文現象である「皆既月食」の観望会を実施し、約4時間にわたる幻想的な現象を170人の来館者が体験しました。また、インターネット中継には、全国から4,776件のアクセスがありました。

本年で4年目を迎えた「小学生による小惑星発見プロジェクト」では、初めて北海道大学のピリカ望遠鏡を小学生が操作し、10月からの2カ月間で未知の小惑星発見を目指し取り組んでいます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

第57回市民文化祭については、展示発表を11月1日から3日まで、市民文化センターを会場に行い、30以上の団体や個人から短歌、俳句や絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,300点を展示し、延べ1,020人に観覧いただきました。芸能発表は、3日に、本年度で最後となる市民会館を会場に行い、名寄太鼓保存会によるオープニングで始まり、ピアノ、バレエ、舞踊、箏、詩吟など23団体、221人が出演され800人余りの市民が訪れました。

風連文化祭については、11月2日、3日にふうれん地域交流センターを会場に行い、15団体、8個人から700点を超える作品の展示や踊りや演奏、歌など17団体、130人が出演をされ、芸能発表を会場いっぱい集まった市民が満喫をされました。

（仮称）市民ホールについては、本体工事の10月末の進捗率は53.7パーセントとなっており、12月には外部及び既存棟との接続工事が完了予定です。また、外構工事では、教員住宅跡地に普通車208台、大型車10台の駐車場を増設し、

9月に完成し引き渡しを受けました。ホール周辺部の工事については、本体工事と調整しながら進めているところです。

また、スタインウェイ社のピアノ購入に当たっては、市内のピアノ講師の方々が中心となって「ピアノで心を育む会」を組織され、来年3月末までの期間で熱心な募金活動に取り組んでいただいています。そのほかにも事業所や個人から多額の寄付が寄せられており、市民の皆様による応援活動として、大変心強く、心から感謝申し上げる次第です。

次に、北国博物館について申し上げます。

名寄岩関の生誕日である9月27日を中心に、9月12日から10月12日までの1カ月間、企画展「名寄岩生誕100年記念展」を開催し、ゆかりの品や写真など175点を展示しました。期間中には、市内外から1,890人の入館者があり、博物館での企画展終了後は、駅前交流プラザ「よろーな」でパネル展を開催し、引き続きより多くの方に名寄岩関を知っていただくとともに、博物館で発行した資料「名寄岩物語」は、道内外から多くの方々に購入いただきました。

また、市民有志により名寄岩関生誕100年記念実行委員会が結成され、名寄岩関の誕生日である9月27日に記念事業が開催されました。記念事業では、杉山邦博氏の講演会、涙の敢闘賞の上映会、御遺族を招いた偲ぶ会などで、多くの方々が名寄岩関を偲び、あらためてその偉業をたたえる機会となりました。

10月17日から11月8日までの間、企画展「名寄の史跡・文化財紹介展」を開催し、地域の歴史にまつわる史跡や国・市指定の文化財を写真やパネルで紹介するとともに、名寄鈴石、獅子頭の実物資料や名寄産業高校建築システム科の生徒が作製した歴史的建造物の模型なども併せて展示しました。10月25日には、関連事業として、ゆかりの地を訪れ地域の歴史を学ぶ史跡めぐりバスツアーと、その地域で長年受け継がれている風

連獅子舞、こきりこ、名寄太鼓、風連御料太鼓が一堂に会する郷土芸能フェスティバルを開催し、本市の歴史と伝統ある郷土芸能に多くの市民が関心を寄せていました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

市内3カ所の幼稚園における家庭教育学級を支援する取組として、9月21日に国立大雪青少年交流の家と共催で、家庭教育学級合同研修会を開催しました。交流の家の所長による保護者向け講演会のほか、紙芝居などの子ども向けプログラムに、多くの参加がありました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月13日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催し、市内体育施設を無料開放したほか、風連B&G海洋センターでは、体力測定を実施するなど、名寄・風連両地区の屋内外で様々な大会や催しが行われ、1,700人の市民がスポーツを楽しみました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月3日にスポーツセンターにおいて、子ども会育成連合会との共催で、第8回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル」競技を開催し、4チーム45人がスポーツを通じた交流を深めました。

児童センターについては、体育室の内壁及び外壁の改修工事が10月に完了したところであり、これにより危険な箇所が改善され、子どもたちにとってより安全安心な居場所となりました。

青少年センターについては、青少年の健全育成の取組として、名寄市青少年表彰式を9月29日に開催し、活動に顕著な功績のある3個人を表彰しました。

また、10月から、小中学校及び高等学校を対象に、名寄市青少年健全育成標語を募集しており、本日、最優秀作品を表彰します。

教育相談センターについては、10月に市内の全小中学校を訪問し、不登校などの現状について情報をいただくとともに、児童生徒及び保護者に

対し、ハートダイヤルを周知するため「安心カード」の配布を依頼しました。

放課後子ども教室については、10月21日に運営委員会を開催し、前期の活動状況として、名寄地区の小学生教室と中学生教室、風連地区の小学生教室ともに年間計画にしたがって順調に授業が行われていることが確認されました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時30分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が一部改正をされ、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるということになったため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第1号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 議案第2号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布をされたことに伴い、母子及び寡婦福祉法が改正をされることにより、当該法律を引用している名寄市福祉事務所設置条例及び名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の文語の訂正を行うため、これらの条例を整理する条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の制定により、これまで介護保険法及び厚生労働省令で定められていた地域包括支援センター及び介護予防支援事業所に関する指定基準等が地方自治体の条例に委任をされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ござ

いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、議案第4号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市子ども発達支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市子ども発達支援センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正後の児童福祉法においては第6条の2として小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病医療支援についての定義規定が新設をされ、現行の第6条の2は第6条の2の2に繰り下げられたことから、当該条項を引用している本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第6号
名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを
議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第6号 名寄市国民
健康保険条例の一部改正について、提案の理由を
申し上げます。

本件は、産科医療補償制度における掛金の額が
見直され、これに基づき健康保険法施行令の一部
が改正をされることに伴い、名寄市国民健康保険
条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、出産育児一時金の
支給額を39万円から40万4,000円に改正を
しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されま
した。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第7
号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第7号 名寄市新規
就農者等に関する条例の一部改正について、提案
の理由を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法が改正をされたことに
より、これまで都道府県が認定をしていた青年等
就農計画が市町村に権限移譲されることになった
ため、本条例において北海道知事が認定をしてい
たものを市長が認定をすることに改正をしようと
するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されま
した。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第8
号 名寄市民文化センター条例の一部改正につい
て、議案第9号 名寄市多目的研修センター条例
の一部改正について、以上2件を一括議題といた
します。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第8号 名寄市多目
的研修センター条例の一部改正について及び議案
第9号 名寄市民文化センター条例の一部改正に

ついて、一括して提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月の開館に向けて進めております(仮称)市民ホール整備事業の完了後におきまして市民の皆様を初め御利用いただく多くの皆様によりわかりやすく利用をしやすい施設とするために、既存の名寄市民文化センター及び名寄多目的研修センターと新施設を一体で管理することを目的として、関連する条例の改正を行おうとするものであります。

概要といたしましては、名寄多目的研修センターを廃止し、当該施設を名寄市民文化センターに組み入れ、新施設の諸室及び使用料等を定めるものであります。

なお、各条例の施行は、平成27年4月1日からを予定をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 済みません。失礼しました。今議案第8号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正及び議案第9号 名寄市民文化センター条例の一部改正とお読みしたのですけれども、これ逆でありまして、議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正及び議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正ということに文言訂正をさせていただきます。

申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) では、正確には、済みません。議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について及び議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について、一括して

提案の理由を申し上げますということで、最初の4行を訂正をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 改めましてこれより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第8号、議案第9号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第10号 名寄市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第10号 名寄市公民館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月の開館に向けて進めております(仮称)市民ホール整備事業の完了後におきまして既存の名寄市民文化センター、名寄市多目的研修センター及び新施設を一体で名寄市公民館としても位置づけをすることを目的とし、条例の改正を行おうとするものでございます。

概要といたしましては、新施設の敷地を加えることとしております。

条例の施行は、平成27年4月1日からを予定をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本条例第2条において経営の基本として浄水場ごとの給水人口と1日最大給水量を定めておりますが、このたび智恵文中央地区の浄水場の基幹改良事業を行うに当たり取水地点の変更が生じ、変更認可申請の必要がありますので、同条で定めている給水人口を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)、議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)、議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)、議案第15号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)、議案第16号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)、議案第17号

指定管理者の指定について(南水泳プール)、議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)、議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)、議案第20号 指定管理者の指定について(駅前交流プラザ「よろーな」)、議案第21号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)、議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)、議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシヤンツェ)、議案第24号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)、以上13件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第12号から議案第24号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第12号から議案第21号までの10施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第22号から議案第24号までの3施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設でございます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補

者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第12号外12件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号外12件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第25号 市道路線の廃止について、議案第26号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 市道路線の廃止について及び議案第26号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第25号 市道路線の廃止について申し上げます。整理番号1009、路線名、西9条通の1と整理番号2044、路線名、南3丁目通の路線は、未改良区間があり、この区間で道路改良が行われることから、2路線あった路線を1路線に統合し、市道路線の終点及び延長が変更となることから、一旦廃止をするものでございます。

次に、議案第26号 市道路線の認定について申し上げます。整理番号1031、路線名、南3丁目通の1は、整理番号2044、路線名、南3

町目通に接続をすることから、市道として認定をし、総延長84.98メートルとして新規に認定をするものでございます。

また、整理番号1009、路線名、西9条通の1と整理番号2044、路線名、南3丁目通の2路線を道路改良工事に伴い統合し、1路線にすることから、総延長1,938.87メートルとなり、認定をし直そうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第25号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号外1件は原案のとおり可決されました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第27号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに3億7,047万2,000円を追加をして、予算総額を233億3,098万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして社会福祉一般行政経費のうち福祉灯油支援費100万円の追加は、北海道の地域づくり総合交付金の平成26年度における拡充措置を踏まえて今般の電気料再値上げに対応して支援を拡充しようとするものでございます。

7款商工費におきまして公設地方卸売市場特別会計繰入金4,857万4,000円の追加は、公設地方卸売市場会計において地方債の繰上償還の実施を見込み、その財源としようとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費1,541万9,000円の追加は、除排雪経費に係る労務単価、燃料単価等の増が発生をしていることから増額をしようとするものでございます。

同じく8款土木費におきまして北斗・新北斗公営住宅建設事業費（建替事業）5,225万円の追加は、平成27年度に予定をしていた事業を公的賃貸住宅長寿命化モデル事業として前倒しで実施をしようとするものでありまして、国庫補助金及び地方債を財源として見込んでいます。

10款教育費におきまして大学一般行政経費1億5,000万円の追加は、今後想定をされる大学図書館建設等による備品や設備の購入に備え、備荒資金組合超過納付負担金を増額しようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして（仮称）市民ホール整備事業費4,304万円の追加は、来年度

の開館に備え準備業務に係る委託料の追加及び舞台工事に密接な関連のある備品を工事請負費で設置するための予算調整、地域の元気臨時交付金基金を財源として今後想定される設計変更等に対応するため予算を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、普通交付税で収支を調整をいたしました。

15款国庫支出金におきまして総務費補助金4,000万円の追加は、地域の経済対策として創設をされたがんばる地域交付金を充当し、財源の調整を図ろうとするものでございます。

19款基金繰入金におきまして財政調整基金繰入金2億円の減は、将来の基金活用を見込み、財政調整基金の繰入額を減少させようとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正では、（仮称）市民ホール整備事業を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか21件を追加をし、道公職選挙経費に係るポスター掲示場設置等委託料ほか1件を変更しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、高齢者・障害者等福祉サービス事業ほか4件を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げました分との重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと

思います。議案第27号の14ページ、15ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で社会福祉一般行政経費のうち備品購入費166万5,000円の追加につきましては、名寄庁舎ほか5カ所に設置されておりますAEDの更新をしようとするものでございます。

18ページから19ページをお開きいただきたいと思えます。同じく3款民生費、2項5目児童母子給付費で子育て世帯臨時特例給付金給付事業費665万円の追加につきましては、子育て世帯を支援する給付金の事業費増に伴い、予算調整を図り、増額しようとするものでございます。財源としましては、同額を国庫支出金で見込んでございます。

22ページ、23ページをお開きください。7款商工費、1項2目観光費で観光振興一般行政経費50万円の追加につきましては、平成25年度に再開をされました北の天文字焼実行委員会に対する補助金を追加しようとするものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費で教員住宅維持管理事業費142万5,000円の追加につきましては、名寄西小学校所属の教員住宅屋根修繕を実施しようとするものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。11款災害復旧費、1項1目公共土木施設災害復旧費、単独1,200万円の追加につきましては、本年8月に発生をいたしました大雨災害におきまして単独事業費とみなすべき事例に対応するものでありまして、同額を22款市債の公共土木災害復旧事業債で見込んでおります。

次に、歳入について申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金まで合わせまして210万4,000円の追加につきましては、11月13日までに寄附採納したものを予算計上するものでありまして、寄附者の意向に沿いまして地域振興基金に30万円、文化センター大ホール建設

基金に100万4,000円を積み立てるほか、ごみ減量化推進事業費の財源などとして充当しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） それでは、1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

冒頭市長から御説明がありましたけれども、今回の補正は臨時的経費と事業確定に伴うものということだと思いますと、臨時的経費ということはある意味では緊急性があるので、補正をして対応をするということでもありますけれども、3款1項4目市民活動費、16ページでありますけれども、消費者行政等事業費、18節で備品購入費12万5,000円というふうにありますけれども、これは緊急性があつて何を購入しようとしているのか、概要を含めてまずお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 市民活動費の備品購入費について質問をいただきました。内容的には、ノートパソコンの購入費という形になってございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 当初消費者行政の中では、ノートパソコンでなくてステッカーをつくるという話ではなかったですか。ノートパソコンでなくてステッカー、要するに訪問販売、今各家庭の玄関に黄色いものをつけていただいておりますけれども、さらにあれをつくるということの計上ではなかったのですか。ノートパソコンに変わったのですか。それちょっともう一回説明してください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 申しわけございませ

ん。ステッカーのほうも今回の事業費の中に入っております。そちらのほうは11節の需用費の中で今回12万8,000円ということで計上されておりますが、これ今御指摘あったとおり訪問販売お断りのステッカーの製作経費ということになっております。今回の補正で計上することの必要性あるいは緊急性はということだと思っておりますけれども、1つには在庫がもう既になくなりましたということがあります。あと、もう一つがこれ北海道消費者行政活性化補助事業ということで、10割の補助をいただいて、広域での事業に活用しているところなのですけれども、年度の当初に名寄市用のステッカー、これ6,000枚分、14万円、これが補助対象経費ということで認められていたのですけれども、広域用のステッカーがまた別にございまして、広域用というのは名寄市ではなくて名寄地区と入っているのですけれども、その製作経費5,500枚、12万8,000円が実は補助対象の経費になっていなかった。それがこの8月になりまして補助の対象になったということで、今回補正として計上させていただいたと、こういうことでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） ちょっと備品購入費と需用費の間違いとか、こちらのほうの勘違いもありますけれども、要するにあのステッカーって今例えば市内でどのぐらいの普及率があって、特にあれば合併後に当時の市民部と市民団体と協力して市からお金をもらってつくり上げて、多分市内での各家庭についている、玄関に掲げてもらっているのはほぼ8割以上はいると思うのですけれども、古くなっているわけでもないし、5,500枚つくってどういうふうに配布するのか。もう一回市民の皆さんに、近隣を含めて回すというだけなのか、今張っているものを剥がしてやってくれというのか。それと、今のやはり訪問販売あるいは悪徳商法あるいは振り込め詐欺もそうありますが、そういうことからすると今のままの

あの形態がさらに変わることも近く想定はされるのではないかと。そのぐらい高齢世帯を含めていろいろな被害が、名寄市内でも既にもうことしも多くの被害も出ましたけれども、出ている状況の中でつくり上げるものということの認識で新たに作るというのはわかるのですけれども、今緊急的にそれをつくる必要性というのは、私はもうちょっとやっぱりしっかり検討してやるべきではないかと。あるいは、さらにこれを近隣だけ、広域ということになるのか、例えばあそこに書いてあるのは消費生活センターではなくて消費者センターというふうに書いてあるので、変わっているのはそこだけと。ちょっと文言を変えるぐらいの形だと思いますけれども、今何をタイムリーにやらなければいけないのかというのは、それは10割で消費者行政活性化事業補助金がもらえるので、つくるということではなくて、今の市内の実態に合わせて何を変えて何をしなければいけないのかというのをしっかりやっぱり私はもっとちゃんと検討されるべきだと。聞いた話では、今のものよりちょっと一回りぐらい小さいもので、左側の文字がえらくいっぱい書かれるようなものができるということで、それが何の意味があるのか全然わからないのです。だから、今何をすべきかというのをしっかり検討されるか、近隣を含めて各地区に消費者協会あるいは消費者協会担当職員の方がいらっしゃるのですから、それと含めてやっぱりどうしていくかということをしっかり検討して物事を進めていかないとならない。補助金が10割だからつくるというなら、今のこれからの名寄市の財政、あるいは近隣も含めて財政状況を考えるときに、あるからつくるのではなくて必要だからつくるという認識が定着をしていかないとならないというふうに思いますので、改めて御答弁をいただいて、終わりたい。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今御指摘をいただいたのですけれども、一番強い理由が10割の補助

があるから今のうちにつくっておこうということは担当のほうで申しておりました。それは間違いないのですけれども、やはりそういう側面もございいますので、この秋に広域の担当者が集まって実は会議を開催しております。その中であのステッカーについてはなかなか人気があるので、継続してつくっていただきたいと、こんな要望も実はいただいております。ただあれがあのままでいいのか。ステッカーですから、もう既に各家庭の玄関についているということもありますので、その辺は今後あのままでいいのかどうかということも含めて研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

3款民生費の福祉灯油についてであります。先ほど市長の御説明の中で、電気料金も含めて等の関係とあわせて支援の拡充をというふうにおっしゃったかと思っております。この支援の拡充のところでは今現在灯油100リットルに、この上に電気料金の値上げ分をプラスされるのか、それともまた対象者を広げていくのか、拡充の中身についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、制度設計御説明したほうがよろしいかと思うのですけれども、福祉灯油事業につきましては低所得世帯と自立を目指す障害者世帯、障害者の施設入所者を対象に灯油券を配付する事業として平成25年度から恒常的な事業として実施しておりますが、本年も準備を進めておりましたが、このたび電気料金の再値上げの緩和措置として北海道の地域づくり総合交付金の交付基準額が平成26年度の措置として拡充されたことを踏まえまして、本市においても福祉灯油支援事業の対象世帯に対し灯油券とあわせて支援金の給付を行うという事業といたしました。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それでは、今まで歳末支援の方々のところはこの福祉灯油券をお配りしているという状況だったと思うのですけれども、その対象者は広がっていかないということになるのでしょうか。今のお話では、今までの方々のところに電気料金の値上げ分もプラスしてというふうに受けとめてお聞きしたところなのですけれども、それでいいのかどうかということと今全道的に、道のほうも随分いろんな手だてをどうするかということ苦慮されていたというふうに聞いているのですけれども、やはりこれだけ灯油の値上がり、そして電気料金も上がるということで、本当にこれからの時期冬寒くなる中で道民の暮らしに大きな影響を及ぼすということで、福祉灯油が道内でも非常に広がっているという中ですので、また対象者も私はもっと広げていくことが必要かなというふうにも何度もお話をさせていただいているのですけれども、その分もあわせてお考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 対象世帯につきましては、福祉灯油の支援世帯と同じということでございます。歳末助け合い運動の義援金の配分世帯と、それと施設入所の障害者の方、また御本人の申請という形をとっております。今回道のほうの総合交付金の拡大を踏まえまして、当市においても可及的速やかに電気料の支援を低所得の方に差し上げたいということで、この議会に補正予算を提案させていただいておりますが、限られた財源でもありますので、真にお困りの方に厚く助成をさせていただきたいという考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 厚く支援をしたいというのはもうよく伝わります。しかし、広くというのも私は大事なかなというふうに思っているところです。今回電気料金を上乘せされるということのお知らせというのは、それぞれ福祉灯油がお届け

できるところの方々にはどのようにしてお知らせしていくのか、また例えばこの間窓口で相談してもらったことも可能というようなお話も聞いていましたけれども、そういった方々にも同じように支援ができるのかどうか、そのことを最後お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 周知方法といたしましては、既に福祉灯油の支援事業につきましては12月の広報でお知らせをしておりますので、この事業につきましては1月広報、それとホームページ、また新聞紙上等で周知を図ってまいりたいと考えておりますし、また民生児童委員の皆さんの12月頭にあります会長会、また例会等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 3点ほどお尋ね申し上げます。

1点目は、歳入歳出両方にかかわりますが、保育緊急確保事業費補助金、あるいは歳出のほうにも保育士さんの労働状況の改善絡みの関係でまず1点。歳入では、民生費補助金で224万9,000円、処遇改善、歳出にもそれに見合うような、同数字ではありませんけれども、さくら保育園あるいは認定こども園の大谷さんの関係が出ていますが、現在働いている人たちの労働条件の現状についてお聞かせをいただきたいのと、また具体的にこの歳入歳出の予算をもってどのように改善が進むのかお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目には、25ページ、歳出、北斗、新北斗絡みで急遽前倒し的な5,225万円が入っていますが、北斗はかねてから私も北斗、新北斗、10年と言わずできるだけ前倒しということでは理にかなって、今回は新北斗が提案をされているのですが、新北斗のほうに限ってで結構ですけれども、最終的には姿形もだんだんかなり進んできているなというふうに思っていますが、今回をもって終わりをいつを想定されているのか、お聞かせをい

たいただきたいと思います。

それと、3点目は、これは市長、副市長にお聞きをしたいのですが、教育費の関係で市民ホール4,000万円ほど追加で出ておりまして、この段階で本当に最終段階の再々補正みたいな感じですし、もう年度内にでき上がるという、急ピッチで工場の現場もおくれているようではありますけれども、進んでいるのですが、改めて4,000万円の細かいことは聞きませんが、入札、再入札あるいは当初の基本設計やら実施設計段階における甘さだとか、例えば人材確保だとかの当初予定していない冬期の人員も補充しなければならぬという追い込まれ方も一定のこの期間あったのですが、最終的に今この問題を振り返ってみてどういう印象、業界全体のこともあるでしょうし、お答えをいただきたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 3点目の市民ホールの関係につきましてお答えしたいと思っています。

市民ホールの関係につきましては、事業規模が大きいことも含めて、それから今年の3月29日から労務費の関係であるとか資材費の関係についても大幅な上昇が見込まれるということで、国のほうでも労賃については3カ月ごとの見直しということもありましたので、そういう部分についていろんな部分が新聞報道もされておりました。片方では、大型の施設ということもありまして、設計変更にかかわる分が路盤の関係につきましても委員会のほうにも若干説明させていただいておりますけれども、増加する部分が出てきましたことと、今押さえている情報では市民文化センターの既存施設の分についても当初見込まれているよりも事業費のかかる状況になっておりますので、今回備品から工事請負費のほうに振りかえ等も含めて、想定される金額がまだ確定しておりませんので、若干執行できる範囲内で4,000万円という金額で計上させていただいておりますので、この分について御理解をお願いしたいと思います。

なお、設計変更の正確な額等につきましては、今議会中に議会のほうに設計変更の確定に伴いまして提案をさせていただいてお願いをしたいというふうに考えておりますので、この辺についてはもうしばらくお時間をかしていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 保育士さんの処遇改善についてでございますけれども、事業所名を言うのはあれかと思いますが、一つの施設につきましては対象となられる方は常勤の継続保育士さん6名、それと臨時、パート保育士さん5名について、一時金を賞与という形で交付をさせていただいております。もう一施設につきましては、正職員の方2名、臨時職員の方6名に対して、これも賞与、一時金という形で処遇の改善をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 新北斗団地にかかわりまして、最終的に全体が何年に完成をするのかということでございますが、全体計画としては18棟72戸の整備を予定をしております、平成22年から平成32年までということで予定をしております。完成については32年ということの計画でございます、平成26年度においては実績として50%の完成ということであります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市民ホール、32ページの継続費の内訳で特定財源や一般財源の数字が明らかになっていますが、最終的には今回の4,000万円も含めて新たに一般財源が大幅に出るという状況ではないのかなというふうに思いますが、合計31億8,000万円、数字が全体的に大きいだけに市民関心事に、またかという声もないわけではございませんけれども、経済状況の取り巻きだとか、あるいは人材確保の問題だとか、なか

なか当初想定ができない状況みたいなのはおおむね理解はできますけれども、ある面では非常に大きな投資だけにしっかり市民に対する説明責任も問われてくるのかなという感じがしておりまして、もう一度その辺については一般財源の影響あるいは4,000万円、本当にこれで終わりだということに当然ならなければなりませんけれども、改めて市長、副市長からこのことについてお聞かせをいただきたいと思えます。

保育所の処遇改善の関係については、一時的な国の財源なども含む賞与で、1回限りということなのですが、今回はそれが十分か不十分かというのは私どももさくらさんあるいは大谷さんの関係の内容ですから言及はしかねますけれども、これに伴って官にかかわる部分、あるいは全くそれは民間の、あるいはコロポックルやらどろんこさん関係に対する、それに準じた配慮みたいなものも同じ子供を保育をするという環境改善からすると、行政がどこまで責任持つかという課題はありますけれども、同時に並行してその対応みたいなものについてはあってしかるべきなのかなというふうに考えておりまして、そこら辺についてももう少し具体的に今後の考え方についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

新北斗の関係は、これで多少年度が繰り上がるという認識ではなくて、あくまでも最後は最後ということなのですか。ちょっとよくぴんとこないのですけれども、改めてもう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今の市民ホールの工事の関係につきまして、設計変更が出ている部分について鋭意担当のほうで数字を積算しておりますので、それよりも想定しまして今回の追加補正の4,000万円について十分対応できるのではないのかなという認識は持っております。改めての追加補正につきましては、今議会で追加してもらった4,000万円で、3月まで引っ張るというこ

とについてはないと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ただいま幼稚園の先生たちの処遇改善について、今後の考え方ということで御質問をいただきましたが、来年度から始まります子ども・子育て支援新制度におきましては、新制度に移行していただきました幼稚園につきましては国のほうで一定程度処遇改善という予算も考えておりますので、そのあたりを利用させていただきながら、処遇改善に努めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 改めて新北斗団地の関係の最終的な完成年度ということで御質問いただきました。今回前倒しというようなことで予算はつくのでございますけれども、実際には予算はつきますけれども、工事等については実際にやるのは27年度ということになりますので、今の計画として新北斗の最終、全体の完成については予定どおり32年という考え方であります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 新北斗、ぜひそういうことではなくて可能な限りやっぱり縮めるような方向で、一層の御努力をお願いしたいなと思っています。

子ども・子育て絡みで、来年度以降に、それは国の財源を裏打ちをした上での健康福祉部長の考え方なのでしょうけれども、ここにきてまた後ろへ延びるような可能性も非常に出てきていますから、改めてこの年末の動き、あるいは次年度の予算編成に向けて、いずれにしても再議論をしなければならぬことにかかわるだろうと思いますが、特に官民それぞれが地域の幼稚園、保育所をしっかり支えて、できるだけ同じ環境で、官だけでも名寄の現状ではだめだし、民間だけでもそれは重たい宿題で、特に定員目いっぱいそれぞれ学童問題なんかも含めて抱えているわけですから、違う

機会に論議は譲りますけれども、もう少しやっばり単独財源の頑張りを今から部長、強力に市長や副市長にしっかりアプローチして、改善に向けて努力していただきたいと思います。

市民ホールは、もうここにきての話ですから、だんだんきょうの条例との関係もありましたけれども、ソフト運営、つくるよりもこれからが本当の勝負どころということになると思います、副市長、もうこれ以上の補正はないという言明をされていますから、できるだけどう継続的に活性化をさせて、有効に利用するかという話にシフトしていくと思いますので、またそちらのほうに議論を深めさせていただきたいと思いますので、一応起債あるいは国庫支出金を中心にして最終的なでき上がりになるのですが、最終的に見込みも含めて、いわゆる市の単独財源でいくと数%単位、起債の償還も含めてどのぐらい、単独財源の部分だけ一定の数字がここに出ればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今回の補正に伴う財源措置としては、一般財源を適用しないで交付金等を充てております。この財源構成につきましては、交付金と、それから合併特例債、こういう調整をして、需用費の増嵩分に係ることにつきましてはできるだけ市民負担である一般財源を使わない施策ということで今現在やっておりますので、総額決まった段階で改めて一般財源の負担がどのように変わったかについてはお知らせできっておりますので、現時点につきましては一般財源が極力ふえない方向で現在調整中ということで御理解賜りたいと思います。

なお、先ほど子ども・子育ての幼稚園の関係につきましても、この間国のほうが施策として処遇改善の関係に思い切って取り組むと。その前提となる消費増税が現政権において1年半ほどジャンプせざるを得ないと。そうすると、7,000億円の規模で子ども・子育ての関係といった部分につ

いては事実上難しくなるときに、どこに重点的に配分されるかについてはまたこれから出てくるのでありまして、私たちのほうとしては人口減少問題の解消と将来につながるまちづくりということも考えると、そこは選択の範囲になるかと思うのですけれども、できるだけ子供、子育て世代のほうに優遇され、財源がシフトされるような形での働きかけも必要なのかなと。その辺がほかの福祉サービスに影響が出ないかどうか、この辺についてもしっかり注視をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第28号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ3,471万7,000円を増額をし、

予算総額を33億9,394万1,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ16万4,000円追加をし、総額を1億9,058万1,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では制度改正に伴う国保システム改修のため32万4,000円を増額し、2款保険給付費では高額療養費の伸びにより3,400万円を追加しようとするものでございます。

また、3款後期高齢者医療支援金等では平成26年度の支援金の額の確定によりまして13万7,000円を増額し、同じく4款前期高齢者納付金等も納付金の額の確定により2万1,000円を増額しようとするものでございます。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では財政調整交付金のうち特別調整交付金として32万4,000円を増額し、9款繰越金では前年度繰越金のうち3,439万3,000円を追加するものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では委託料等で10万円を減額をし、2款医業費では医療用消耗機材費等で33万9,000円を追加し、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費で7万5,000円を減額しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で92万2,000円、5款諸収入では20万2,000円をそれぞれ追加をし、4款一般会計繰入金では86万円を、6款市債では10万円をそれぞれ減額し、調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 議案第29号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第29号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。
今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,961万円を追加し、予算総額を22億8,343万円にしようとするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出では、4款基金積立金におきまして平成25年度決算の繰越額を介護給付費準備基金に積み立てをするため1,961万円を追加をしようとするものでございます。
歳入では、9款繰越金におきまして平成25年度決算の繰越額1,961万円、これを追加をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 議案第30号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第30号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、平成26年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,689万円にしようとするものでございます。
よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第31号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、平成26年度における個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料の限度額を2,610万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第32号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、公債費に係る繰上償還を実施をするために補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに4,857万4,000円を追加をして、予算総額を7,991万4,000円にしようとするものでございます。

歳出では、2款公債費におきまして長期債償還元金で4,541万円、長期債償還利子で316万4,000円をそれぞれ追加をし、平成27年3月の定時償還時にあわせて繰上償還を実施をしようとするものでございます。

歳入では、1款一般会計繰入金で4,857万4,000円を追加をし、財源としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第33号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ255万1,000円を減額し、予算総額を3億7,948万9,000円にしようとするものでございます。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金において平成25年度の後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による精算のため255万1,000円を減額するものでございます。

歳入では、3款繰入金において歳出減に伴い255万1,000円を減額するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第34号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に緑丘浄水場に係る施設及び配給水管の修繕費の追加に伴い補正をしようとするものでございます。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、緑丘浄水場の施設及び機器の修繕費用として64万9,000円を、動力費として36万2,000円、配水、給水管等の修繕費用として279万8,000円をそれぞれ追加をし、総額を7億4,788万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では他会計負担金の増により16万5,000円を追加し、総額を3億5,390万8,000円とし、4款資本的支出では消火栓修繕等の増、消火栓更新工事の減により16万5,000円を追加をし、総額を6億278万8,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第24 議案第35号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第36号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第37号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第38号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第35号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第36号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第37号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について及び議案第38号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月7日付人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の給与等及び議員、特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるため、これら4本の条例を改正しようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定をする際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされており、本年5月1日に同審議会から出された答申書により、期末手当の額の取り扱いについては人事院勧告等により一般職員に改定があった場合にはその改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告を受け、同審議会の全ての委員に確認を行い、答申書の人事院勧告どおりに改定を行うべきとの御意見を受けまして、今回改正を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第35

号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号外3件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第25 議案第39号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第39号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年8月7日付人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員等の人件費を調整をするとともに、第47回衆議院議員総選挙に係る執行経費を追加しようとするもので、歳入歳出それぞれに2,322万6,000円を追加をして、予算総額を233億5,421万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款議会費におきまして議会人件費94万5,000円の追加は、人事院勧告に伴い改定をされた人件費の調整をするものでございます。

2款総務費におきまして衆議院議員選挙執行経

費1,800万円の追加は、来る平成26年12月14日に投開票が予定をされている第47回衆議院議員総選挙に係る執行経費を追加をしようとするものでございまして、同額を道支出金で見込んでございます。

3款民生費におきまして介護保険特別会計繰出金387万1,000円の追加及び4款下水道費におきまして下水道事業特別会計繰出金41万円の追加は、人事院勧告に伴う名寄市職員の人件費調整をそれぞれの会計で行うため、財源として繰出金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税におきまして普通交付税522万6,000円の追加は、収支を調整をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第40号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第40号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年8月7日付人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の人件費を調整をしようとするものでございます。

保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに341万円を追加し、予算総額を22億8,684万円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ46万1,000円を追加をし、予算総額を2億284万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款総務費におきまして介護保険運営事業費341万円の追加は、人事院勧告に伴う名寄市職員の人件費調整をしようとするものでございます。

歳入については、8款繰入金、職員給与費繰入金で同額の341万円を追加をしようとするものでございます。

次に、サービス事業勘定・名寄について歳出から申し上げます。1款総務費、一般管理事業費46万1,000円の追加は、人事院勧告に伴う名寄市職員の人件費の調整をしようとするものでございます。

歳入については、1款繰入金、一般会計繰入金で同額の46万1,000円を追加をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第27 議案第41号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第41号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年8月7日付人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の人件費を調整をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに41万円を追加をし、予算総額11億9,364万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして水洗化促進事業費41万円の追加は、人事院勧告に伴う名寄市職員の人件費調整をしようとするものでございます。

歳入については、4款繰入金、一般会計繰入金で同額の41万円を追加をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告について、報告第2号 専決処分した事件の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号及び報告第2号 専決処分した事件の報告について、提案の理由を申し上げます。

まず、報告第1号については、平成26年8月26日午後3時30分ごろ、相手方が所有自動車にて市道西4条北1丁目仲通を西に向かって時速20キロメートルほどで走行中、交差点手前でパウンドし、車両を損傷したものでございます。これに伴う車両修繕料6万4,800円のうち6割に相当する3万8,880円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

次に、報告第2号については、平成26年9月12日午後3時40分ごろ、相手方が所有自動車にて市道20線道路を東に向かって走行中、道路陥没箇所にて右前輪タイヤが入り込み、車両を損傷したものでございます。これに伴う車両修繕料19万6,946円のうち9割に相当する17万7,251円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

以上2件につきまして地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

署名議員 東 千 春

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。
報告第1号外1件を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日11月29日から12月16日までの18日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、明日11月29日から12月16日までの18日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

平成26年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年12月17日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
市民部長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員(19名)

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員(1名)

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長(黒井 徹議員) 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 塩田 昌彦 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成27年度予算編成について外3件を、山田典幸議員。

○4番(山田典幸議員) おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、これよりさきの通告に従い大項目4点にわたって順次質問をしてみたいと思います。

初めに、大項目1点目、平成27年度予算編成についてお伺いいたします。新年度予算策定作業が10月31日付市長訓令及び総務部長名の事務連絡を受けて開始されております。加藤市政2期目が本年4月にスタートしてから、実質的には初の予算編成であり、今後の市政運営の方向性を示す上でも重要な位置づけになるものと認識をしているところであります。

そこで、1点目、今回の予算編成に当たって加藤市政2期目の方針を予算の中でどのようにあらしめ、具現化していくのか、市長の基本姿勢についてお伺いいたします。

2点目、新年度予算の要求が11月27日に締め切られましたが、概算要求から想定される主要事業と予算規模についてお示しをいただきたいと

思います。

3点目、さきの臨時国会においてまち・ひと・しごと創生法など地方創生関連2法が可決成立をいたしました。地方の人口減少対策、地方の活性化とこれから示されるであろう具体的な政策の中身に期待をするところでありますが、このような国の動向を今後どのように捉え、予算や事業に生かしていくのか、考え方をお伺いいたします。

次に、大項目2点目、農業振興施策についてお伺いいたします。本年も全ての収穫作業が終了し、1年間の営農の成果が問われる時期を迎えました。ここ数年不安定な天候が続いていた中、ことしこそはまず天候が安定し、全ての作物において努力が報われる年であってほしいと願っておりましたが、8月の2度にわたる大雨の被害もあり、ことしも農家の方々にとっては大変苦勞の多い年であったというふうに思います。そこで、本年の地域農業を総括して、主要作物の状況、農業施策の進捗状況等を踏まえた中で、次年度または今後に向けての課題について御見解をお伺いいたします。

あわせて、新年度予算の中における重点農業施策についてもお示しを願いたいと思います。

大項目3点目、名寄市の教育行政について3点にわたってお伺いいたします。1点目、今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてお伺いいたします。先般今年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、名寄市では小学生で2科目、中学生で4科目において初めて全国平均正答率を上回る結果となりました。このことは、教育改善プロジェクト委員会を中心とした全学的な取り組みの成果があらわれてきているということであり、大変喜ばしいことだというふうに思うところでありますが、今回の結果に一喜一憂することなく、今後もより一層の基礎学力の向上と学習習慣の定着に向けたさらなる取り組みを期待するところであります。そこで、改めて今回の結果を踏まえての今後の課題と取り組みについてお伺いしたいと思います。

2点目、道徳教育の推進についてお伺いいたします。先般中央教育審議会は、現行では教科外活動扱いである小中学校の道徳の時間を特別の教科に格上げし、検定教科書を導入するよう文科省に答申をいたしました。今後学習指導要領の改訂などを経て、平成30年度から実施するという方針が示されております。そこで、今回の道徳の教科化を受けての教育委員会としての考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。

3点目、情報モラル教育についてお伺いいたします。近年インターネットの普及とともに、パソコンや携帯電話、スマートフォン、携帯型ゲーム機など通信可能な端末の多様化が進み、便利なコミュニケーションツールとして浸透する一方で、子供たちが犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が後を絶ちません。特に子供たち同士のネット上での誹謗中傷、おどしなどのいわゆるネットいじめが深刻化しており、そのことが原因による痛ましい事件も数多く報告されております。大変憂慮すべき事態であり、このようなことが絶対に起こらないよう現代のインターネット社会がもたらすさまざまな危険性から子供たちを守っていかねばなりません。そこで、当市におけるネットいじめの状況をどのように把握しているのか、あわせて児童生徒に対しての情報モラル教育はどのような取り組みがされているのかお伺いいたします。

最後に、ピヤシリスキー場の今シーズンの集客対策についてお伺いいたします。本格的なスキーシーズンを迎え、雪質日本一、名寄市の貴重な財産であるピヤシリスキー場も先日13日、予定どおりオープンをしたところであります。そこで、今シーズンの入り込み客数確保に向けてどのような営業活動や対策を講じてきたのか、また営業期間中どのような企画等が予定されているのか、今期の取り組みについてお伺いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) おはようございます。ただいま山田議員からは、大項目で4点にわたって御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては経済部長から、大項目の3につきましては教育部長から、大項目の4につきましては営業戦略室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目1、平成27年度予算編成について、小項目1、予算編成に当たっての市長の基本姿勢について申し上げます。平成26年10月31日付市長訓令と同日付の総務部長事務連絡におきまして、平成27年度予算編成におきます基本的な姿勢を示したところでございます。市長訓令の中におきましては、今後の名寄市における必要となる基本姿勢をみずから創造する地方行財政の取り組みが重要として打ち出しております。また、名寄市の財政自体は自立的な財政運営とは言えない状況と認識をし、これらを踏まえて5つの基本的な予算編成に対する考え方を示してございます。この中では、新名寄市総合計画後期計画の具体化に取り組むことを基本として、特に長期的な目標を持った事業を組み立てるとともに、成果を明確にすることと持続的かつ効果的な行財政運営を目指すことを打ち出しております。これらについては、総務部長事務連絡におきましても中長期的な施策展開を視野に入れ、成果の検証を踏まえながら真に必要な事業を厳選することとし、持続可能な財政運営となりますよう十分検討することを要求しているところであります。

次に、小項目の2、想定される主要事業と予算規模について申し上げます。平成27年度予算の各部からの要求につきましては、平成26年11月27日に予算要求を締め切りとし、その後第1次の計数整理を経まして12月1日から財政課長査定を実施しているところであります。第1次の段階では、道路改良事業や北斗・新北斗公営住宅建設事業、名寄南小学校校舎屋内運動場等改築事

業など継続中のハード整備事業のほか老朽施設の改修や新規のソフト事業、また開設されます（仮称）市民ホールの運営関連経費など多岐にわたる予算が要求されてございます。今後これらの事業を精査し、主要事業とかかる予算を決定していく運びとなります。第1次の計数整理後の一般会計では、歳入222億2,000万円、歳出233億5,000万円となり、収支差額では11億3,000万円となっております。

御質問いただきました想定される予算規模についてであります。今後予算査定の中で精査をし、総額を固める作業となるほか、国の地方財政計画、また補正予算などの状況を考慮する必要がありますので、現段階で明確に申し上げることはできませんけれども、予算総額で当初予算ベースで230億円程度と想定しているところであります。

次に、小項目の3、地方創生など国の動向に対する考え方について申し上げます。国が進めようとしております地方創生に関しまして、本年11月21日に関連する2つの法案が成立いたしました。地方創生の理念を定めたまち・ひと・しごと創生法と活性化に取り組む地方を国が一体的に支援することなどを定めました地域再生法の一部を改正する法律でございます。今後これらの法律に基づき内閣府が中心となりまして地方創生に対する国の取り組みがより詳細に出てくるものと思われませんが、現時点では理念や基本的な考え方が示されている段階にとどまっております。地方創生におきましては、人と仕事がそれぞれを支え合う好循環のもと、国は地方への新たな人の流れとまちを活性化させる取り組みを地方主体で取り進めることを求めています。必要な人的、財政的支援を行うことが打ち出されております。また、その取り組みにおきましては、データの分析による効果検証などを通じまして、一過性のものではなく、将来にわたり効果が持続する取り組みが求められております。このためそれぞれの地方公共団体における戦略性が問われることが想定される

ため、さらに詳細な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 大項目2、農業振興施策について、小項目の1点目の本年の地域農業を総括してを申し上げます。

本年度は、春先からの好天により農作物は順調に生育しておりましたが、8月の2度の大雨災害による冠水被害と9月からの降雨による収穫作業のおくれなどにより、特に畑作物の収穫が懸念されておりました。道北なよろ農協の11月末日での農産物取り扱い見込みでは、米を含む主要農産物では小麦の減少もありましたが、米の増加により47億900万円で計画対比118.9%、畜産費では16億4,300万円、計画対比102.6%、青果物ではアスパラ、スイートコーンの増加により26億2,900万円で計画対比103.2%となっており、全体では89億8,200万円で計画対比110.8%となっております。8月中旬の大雨の被害によりカボチャは計画対比93%で影響が大きいものとなりましたが、白菜、メロンなどでは収量に影響を受けたものの、販売価格で助けられた品目もあり、作付品目で差のある年となりました。

以上、出荷状況の報告にさせていただきます。

次に、小項目2、新年度予算編成に当たっての重点農業施策について申し上げます。主な事業について申し上げます。国の主要施策においては、市が策定する人・農地プランが重要になっており、さらなるプランの充実を図るために農業推進アドバイザーを引き続き配置して、農業者、地域の課題等に対応してまいります。

担い手対策では、地域おこし協力隊、農業支援員事業により平成27年度においても引き続き2名を公募してまいりたいと考えております。また、現在活動しております農業支援員の就農に向けて地域を初め関係機関、団体と検討を行ってまいり

ます。

耕作放棄地対策では、平成26年度に現地調査を行っておりますので、その状況を踏まえて今後の有効な保全方法について検討してまいります。

名寄産のモチ米のブランド化等を目的とし、昨年国の補助金の採択を受けましたもっち米プロジェクトについては、3年目に入ることから、さらなる市民に対する啓蒙活動や消費拡大に向けて取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、国の緊急補助金も継続されており、生産者の皆さんの生産意欲をそがないため、猟友会の皆さんの御理解、御協力いただき、駆除活動を進めてまいります。

薬用作物の推進については、平成27年度が本格的な出荷となることから、生産体制の効率化を含めて生産者、関係機関、団体と連携して取り組んでまいります。

中山間地域直接支払制度も第4期目の初年度となることから、集落組織に内容を十分検討いただき、有効活用に努めてまいります。

現在国の食料・農業・農村政策審議会において食料・農業・農村基本計画の見直し作業が行われており、今後5年間の推進施策が平成27年3月をめどに答申がされ、閣議決定に向けて作業が進められております。名寄市においてもこれらの状況を踏まえて地域の特色と財産を生かした持続可能な農業を目指して検討していく必要があることから、新名寄市農業・農村振興計画の次期対策に向けて検討委員会を設置して生産者の意見集約や調査を行ってまいりたいと考えております。

以上、主な施策について説明させていただきましたが、名寄市の基幹産業は農業であり、農業の活性化が重要と考えております。農家戸数も減少の傾向になっており、できる取り組みは敏速に対応するとともに、農業者の御意見をいただきながら関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 小川教育部長。

○教育部長(小川勇人君) 私からは、大項目3の名寄市の教育行政についてお答えをいたします。

小項目1の今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてですが、平成26年度の全国学力・学習状況調査は本年4月22日に実施され、当市では小学校6年生230人と中学校3年生188人が調査を受けております。教科に関する調査は、国語と算数、数学で行われ、各教科は基礎、基本の定着状況を見るA問題と活用力を見るB問題で構成されております。また、児童生徒の学習や生活の状況等に関する質問紙調査も行われております。

調査の結果につきましては、児童生徒が身につけるべき学力の一部であることなどに留意して分析を進め、当市の児童生徒の学力や学習状況、生活状況の傾向をまとめ、市のホームページに掲載をしているところであります。学力の面では、各教科で基礎的、基本的な知識や技能の定着が図られている状況が見られ、全国の平均正答率の比較では小学校では国語Aと算数Aが全国を上回り、国語Bと算数Bは全国とほぼ同じでした。また、中学校は国語A、国語B、数学A、数学Bの4科目全てが全国を上回りました。しかし、各課目のB問題の回答状況から見られる根拠を明らかにして考える、物事を関連づけて考える、そして考えたことを条件に応じてまとめ、あらわすといった力はいまだ十分ではなく、引き続き指導の充実を図る必要があります。また、学習や生活の状況では、児童生徒に共通した傾向として、家で学校の授業の予習をしているという回答の割合が低いことやふだん1日当たり2時間以上テレビゲームをするという回答の割合が高いことなどから、家庭での学習習慣の確立を図ることも継続的な課題であります。

このような成果と課題を踏まえ、教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委

員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みをさらに推進してまいります。取り組みの重点の1点目は、日常の授業を効率的に進め、児童生徒のみずから学ぶ態度を養うため、全ての小中学校で一貫した学習規律の確立を図ることです。2点目は、思考力、判断力、表現力等を育むために言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、発表や討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動の充実を図ることです。3点目は、望ましい生活のリズムの定着を図り、学習習慣を確立するために早寝早起き朝御飯運動とメディアに触れる時間のルールづくりなどを進めるとともに授業の内容と関連づけた宿題を与えて予習、授業、復習のサイクルの確立を図ることです。4点目は、学習内容を確実に身につけさせるために個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることです。教育委員会としましては、各学校がこの4つの重点的な取り組みを家庭や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら着実に実施し、さらに児童生徒の学力向上を図るようお願いしてまいります。

次に、小項目2の道徳教育の推進についてお答えいたします。道徳教育を通じて育成される道徳性は、豊かな心だけではなく、確かな学力や健やかな体の基盤ともなり、児童生徒の生きる力を育むものであります。その意味で道徳教育は、本来学校教育の中核として位置づけられるべきものであります。学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、成果を上げている取り組みがある一方で、例えば道徳教育のかなめである道徳の時間においてその特質を生かした授業が行われていない場合があることなど、多くの課題が指摘されております。また、児童生徒がいじめの問題などに主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすこ

と強く求められております。このような認識のもと、文部科学省では教育再生実行会議における平成25年度2月の第1次提言を踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みになる教科化のあり方など道徳教育の改善、充実方策について幅広く検討を行い、本年2月に中央教育審議会に諮問いたしました。中央教育審議会では、専門的な検討を重ね、本年10月に道徳に係る教育課程の改善等についての答申を行っております。

答申では、道徳教育の充実を図るためには道徳の時間を教育課程上（仮称）特別の教育道徳として新たに位置づけ、その目標、内容、教材や評価、指導体制のあり方などを見直すとともに、（仮称）特別の教科道徳をかなめとして道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう教育課程を改善することが必要であると示しております。改善方策の中では、中心となる教材として検定教科書を導入するとともに、各地域に根差した郷土資料など多様な教材をあわせて活用することが重要であるとしております。学習内容については、現行の学習指導要領が示す、1つ目は自分自身に関すること、2つ目は他の人とのかかわりに関すること、3つ目は自然や崇高なもののかかわりに関すること、4つ目は集団や社会とのかかわりに関することの4つの視点の意義を明確にするとともに、情報モラルや生命倫理といった現代的課題の扱いを充実することとしております。また、道徳性は極めて多様な児童生徒の人格全体にかかわるものであることから、数値による評価は導入すべきではないとし、進学時の引き継ぎ書類の指導要録に成長の様子などを文章で記述するための専用の記録欄を設けることや行動面にあらわれたものを評価するための行動の記録を改善し、活用することとしております。そのほか家庭や地域との連携の強化や教員の指導力向上、幼稚園や高等学校での道徳授業の改善の必要性も提言され

ております。この答申を受け、今後文部科学省は学習指導要領を改訂し、早ければ平成30年度から検定教科書を使った道徳の授業を実施することとしております。教育委員会としましては、この答申の改善方策の趣旨、内容を十分に踏まえ、今後も本市の小中学校における道徳教育の一層の充実を図っていくことが重要であると考えております。

次に、小項目3の情報モラルについてお答えします。今日情報化の進展によりインターネット上での誹謗中傷やいじめが深刻な問題となっております。そのため道教委では、民間会社に業務委託し、パソコンや携帯電話などのサイトにおける児童生徒にかかわる不適切な書き込み等を監視するネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務を行っております。その結果、全道の小中学校における不適切な書き込みは平成24年度で1,483件、平成25年度で2,207件発見されております。これらの不適切な書き込みは、携帯電話やスマートフォンなどを使用したウェブサイトの中で行われ、児童生徒のさまざまな個人情報が公開されてしまう問題があります。本市においても本年度は子供たちによる不適切な書き込みが4件発見され、いずれも早期に指導を行ったことにより解決が図られております。このように全道的に小中学校による不適切な書き込みがふえている状況や本市においても子供たちが不適切な書き込みを行う事案が見られることから、全ての児童生徒に発達段階に応じた情報モラルを身につけさせるよう指導の徹底を図る必要があります。情報モラルは、情報社会で適正な活動を行うためのもとなる考え方と態度であり、学校の教育活動全体を通して指導するとともに、家庭や地域と連携して育てることが重要であります。これまでも本市の各学校においては、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において情報モラルを取り扱った指導を行っております。例えば小学校では、学級活動の時間において子供たちかネット

トラブル等の危険について考え、話し合う活動を行っております。また、中学校では技術・家庭科の技術分野において著作権の問題や発信者としての責任を知り、情報モラルについて考える指導を行っております。このほか保護者や地域住民の方々にもネットトラブルの怖さやインターネットの活用のルール等について理解を深めてもらうため、名寄警察署や名寄市消費生活センター、民間企業等と連携を図り、情報モラルに係る講習会を開催しております。教育委員会といたしましても前に述べましたように、児童生徒にかかわるネットトラブルは予断を許さない状況にあるため、各学校における情報モラル教育の取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 私からは、大項目4、ピヤシリスキー場の運営について、小項目1、今シーズンの集客対策についてお答えいたします。

今シーズンのスキー場のオープンについては、シーズン当初の雪不足により危ぶまれたところがありますが、今月初旬からの降雪もありまして予定どおりオープンしたところであります。この本格的なスキーシーズンを迎え、雪質日本一をうたう本市の一番の魅力を市内外の皆様に存分に楽しんでいただくため、スキー連盟、観光協会、教育委員会など関係機関や団体と連携のもと、名寄振興公社においてもさまざまな取り組みをすることとしております。まず、子供たちにスキー場に足を運んでもらい、スキー人口の裾野を広げることを目的に、例年同様幼児のリフト無料化及びスキーこどもの日を6回開催いたします。昨シーズンにおいてスキーこどもの日を実施した土日は、レストランの売り上げも伸びており、相乗効果が期待できるものと考えております。また、上級者及び中級者の誘客を図るため、3回目となるスキーテクニカルコンテストを開催するほか、昨年好評

でありました公社職員であるスキーデモンストレーターを活用したスキーレッスンも引き続き開催いたします。新たな取り組みといたしましては、よりお得で使いやすいようにリフト4時間券6枚つづりの販売を開始したほか、昨シーズンの利用者からの声を受け、スキー教室などで子供を送り迎えしている親御さんをターゲットに祝日を除く毎週水曜日にリフト1日券2,650円を1,500円で販売する新レディースデーを実施いたします。売り上げに大きく寄与するリフトシーズン券の販売に当たっては、例年市役所で行っていたものを今シーズンからはよろーなで公社職員が直接販売対応することといたしました。土日の販売が可能となるほか、市の観光案内所で販売することでスキー場のPRにもつながるとともに、利用者からの要望、意見等を公社職員が直接聞くことで今まで以上に適切、敏速な対応が期待されます。

さらに、昨シーズンリニューアルいたしましたホームページや昨シーズン開設したフェイスブックによりスキー場情報をより詳細に発信していくほか、観光協会とも連携し、スキー場や周辺地域の特性を生かしたスキー、スノーボード愛好者及び北海道のパウダースノーに憧れる外国人向けの体験観光プログラムを企画して、旅行会社等にPRすることとしております。また、札幌市のスポーツ店の協賛によりますスキー教室も企画されておりまして、新たな需要の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新年度の予算編成についてということでお答えをいただきました。10月31日付の市長訓令の中で、お答えにもありましたけれども、成果を、アウトカムを明確にすることという加藤市長からの指示があったと。これは昨年と違ったと

ところで、明らかに明確に成果を求めているということがこの中から読み取れるわけなのですけれども、ある意味成果、アウトカムというのは行政の活動の結果としてやはり市民の皆さんが受ける効果を強く求めているというふうに考えるところなのですけれども、これは加藤市長の2期目に対する考え方、方針というのがあらわれているのではないかなというふうに思うところなのですが、ここは改めて加藤市長のほうからこのことに関する意図、方針等を具体的にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 4月から2期目をスタートさせていただいたということで、これまでそれぞれ御指導いただきました、あるいは支えていただいた市民の皆さん、あるいは市職員や議会の皆さんに感謝を申し上げたいと思っております。

その中で27年度の予算が今査定、既にいろんな議論がされているところであります。当然4年間でさまざまなことに着手をさせていただいたものの、また道半ばなものや環境の変化によりましてこれからまたさらに取り組んでいかなければならないものもあるというふうに認識をしておりますけれども、いずれにしてもこれらのことも踏まえてしっかりと短期的あるいは中長期的な落としどころを求めていくというのはこれ当然のことでありまして、そうしたことをできる限り具体的にビジョンを定めていくことで市民の皆さんによりわかりやすい説明もさせていただきながら、さまざまな事業を執行していきたいというふうな考え方ということでありまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 2期目ということで、1期目の4年間に関しては市長よくおっしゃいますけれども、さまざまな種をまいてきたと。この2期目でそのまいた種を开花させていく。ある意味市民の皆さんもそこを強く求めて、また加藤市

政に期待している部分もあるのかなというふうに思います。市民の皆さんが直接受ける効果としての成果を常に求めて、また2期目、施策の展開等を図っていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

また、地方創生等に関してのお答えもいただきました。まだ今後具体的なもの等国のほうから示されてくるのだというふうに思います。的確に情報を収集して、やはり本当にいろんな報道の中で地方の消滅の危機と人口減、少子高齢化ということが問題となっていますので、そういう意味ではチャンスと捉えて的確な対応をお願いしておきたいというふうに思っております。

それで次に、農業振興施策についてということであります。各作物の状況、またJAの数字の状況等も御説明をいただきました。数字の上では、JAの事業計画100%を超えているという状況で、非常に水稻等収量、品質ともによかったという部分がありますので、数字に関してはそういう部分あらわれているのかなというふうに思いますが、実際8月の2度の大雨災害等でやはり数字にあらわれてこない影響というのも、特に畑作、野菜の分野で現実問題としてあるというのは御認識をしておいていただきたいと思います。その部分でも農協等、JAのほうからもしかしたら支援の依頼等これからあるのかなのかという部分はわかりませんが、適切な対応をお願いしたいと思っております。今わかる範囲で何かJAのほうからそういった状況はありますでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 今山田議員から御質問いただいたとおり、100%を超える状況ということなのですが、先日JA含めて関係機関の皆さんとちょっと情報交換をさせていただきました。その中でも1つにやっぱり野菜、畑作の部分ではことしは作物と、物によって極端に違うということで、もう史上最高というか、個人では

そういう方もいれば、本当に災害の影響を受けてという状況も極端なのだという御意見はいただいております。既にJAからも今回の災害についての支援策について御要望もいただいております。今の資金の償還猶予ですとか、新たな資金対応について御要望もいただいておりますので、その状況を見て対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○4番(山田典幸議員) いずれにしても、適切な対応、また農家の皆さんにとって次年度以降の再生産に影響がない形での適切な支援を改めてお願いをしておきたいと思っております。

8月そういう状況、大雨の被害を受けた中なのですけれども、農業被害、河川、排水等の被害も非常に多くあったところでもありますけれども、これは経済部の管轄というよりも建設水道部にも関わってくる部分かと思っておりますけれども、排水、河川等、今冬で雪に埋もれていますけれども、やはり春になればまた農作業始まってくる中で、またきちっと復旧していなければ生産活動に入っていけないという状況もある中で、それぞれ市内各所たくさん被害を受けた中で対応等優先順位をつけてやっている中だと思っておりますけれども、そのあたりの河川、排水等の復旧状況について現段階でどのようなになっているのか、改めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 8月の大雨災害での復旧状況ということで、経済部所管の分と建設水道部所管の分を私のほうから一括で報告させていただきたいというふうに思っております。

農林業の施設災害につきましては、8月5日、24日の大雨により被災した農業施設については、排水路の土砂上げ対応の施設3カ所、のり面の崩壊等の排水路4カ所、増水による農道決壊が1カ所の計8カ所の復旧でございます。このうち7カ

所につきましては、復旧作業を終えております。また、残り1カ所におきましても渇水期での復旧作業を進め、年度内に全て完了する予定としております。林業施設災害につきましては、被災した林道が8路線、14カ所の復旧箇所となっております。このうちピヤシリ越線につきましては、林道手前の市道の復旧作業とあわせて復旧に向け対応しております。残りの7路線につきましては、復旧作業を終えてございます。飲雑用水施設につきましては、市道崩壊による配水管の仮設復旧工事及び移設工事と拓進川上流の取水施設並びに導水管の復旧工事につきましても復旧作業は完了しております。公共土木施設災害につきましては、8月5日の大雨により被災した河川が9カ所、道路2カ所、橋梁が1カ所と8月24日に被災した河川4カ所の計16カ所の復旧でございまして、このうち15カ所につきましては、国土交通省の査定を終え、これから交付申請等の事務手続を行います。また、残る1カ所につきましては、本日査定を受けている箇所もありますので、年度内に着手、工事完成となる現場、繰り越し工事になる現場等もありますが、順次復旧作業を進めていく予定としております。土木施設の単独災害につきましては、8月5日の大雨により被災した河川が26カ所、道路30カ所と8月24日に被災した河川が17カ所、道路が23カ所で、計96カ所の復旧箇所となっております。このうち78カ所については、復旧工事済みとなっております。残りの18カ所につきましては、渇水期での復旧となることから、1月から復旧作業を進め、年度内に全て完成する予定としております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○4番(山田典幸議員) 大方ある程度年度内にはほとんどの部分復旧がされるという状況なのかなというふうに思います。そういった部分で、なかなか手がかからないので、どうなっているのだというようなお話も頂戴している部分もあります

ので、そのあたりきちんとそういった問い合わせ等ありましたら適切な説明をしていただきながら、復旧のほうに当たっていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

それぞれ新年度等の施策等についてもお答えをいただきました。さまざまな取り組み、また継続されるもの等ある中で、特に継続して力を入れていただきたいという部分ではやはり担い手の対策ということになるのかなというふうに思います。私6月の議会一般質問の中で、大変失礼ながら今の経済部、ちょっと暗いのではないかなというようなお話なんかもさせていただいたのですけれども、そういうことを私が言ったからということではないのでしょうか、それから行政のほう、若い職員さんと若い担い手の方との交流が物すごくいい形で、さまざまなイベントの場面でかわりが交流も含めて深まってきているところを私も見たり、そしていろんな人に聞いたり、これは今までと本当に変わっているなど。周りの農家の方もこういう状況今までなかったものですから、非常にこれはいい形で、若い職員さん本当に頑張っているなというふうに思います。ここは、また本当に今後の担い手の方の効果的な施策につながっていくのかなというふうに思っています。ここは、前回6月議会お答えもいただいた久保副市長のほうからそのあたり、また今後どういう形でそういうものを深めていくのか、お答えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 6月の議会で山田議員から御指摘を受けた以降、経済部長とも相談したり、あるいは農務課の職員とも話し合いもさせていただいて、とりわけ若い職員中心にということでJAの青年部だとか、それらの方々の御協力もいただいて、交流会数多く開催をさせていただいているということでもあります。また、JAの組合長とも相談をさせていただいて、JAの職員もその中に加わってもらおうということで、これは今

後の担い手育成という部分でいくとそれぞれJAに対しても要望があるだろうし、市に対しても要望があるだろうということで、そこを共通認識、共通理解を深めていくということで、今後とも続けていくようにしむけていきたいというふうに思っているところであります。

さらに、担い手対策については、山田議員御指摘のとおり名寄市の農業政策の中では重要な位置づけをしておりますので、今後とも担い手育成センター等々通じてしっかりと対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思いません。

以上であります。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○4番(山田典幸議員) そのように本当に若い行政の職員さん、またJAの職員さん、そして若い担い手の皆さんとの交流深まる中で、そういった施策の先行きというのも見えてくるのかなというふうに思います。今後とも引き続き、特に若い職員の皆さんには頑張ってくださいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、教育行政に移ってまいりたいと思います。学力テストの結果が出たということで、名寄市の場合、全国平均を上回るという結果が出たのは非常によかったなというふうに思います。その反面、課題もあるということで、お答えの中でもありましたけれども、やはり家で予習をするという子の割合と、また2時間以上の学習をするという割合が低いという課題もあるということでの答えでありました。中身拝見させていただきますと、1日当たりふだんどのぐらいの時間テレビゲーム、これは通常のコンピューターのゲーム、また携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含むということですから、やはりゲームだけではなくて携帯電話での、今子供たちもラインなんかもやっていますけれども、そういったものにとられる時間が非常に多いということなのだというふうに思います。これは全国的な傾

向なのだと思えますけれども、傾向としてやはりこういった時間が長ければ長いほど学力の結果、学力テストの調査結果によくない傾向が出ているということが言われているわけであります。そういう意味では、家庭学習の習慣ですとか、特にまた夜遅くまでという部分でいけば規則正しい生活習慣に非常に影響を及ぼすのではないかなというふうに考えているのですけれども、今は中学生でも半数近く、約4割ぐらいの子供たちが携帯もしくはスマートフォンを持っていたり、高校生になるともう9割ぐらい、ほとんどです。大人よりも多いぐらいなのかなという、所有率が非常に高くなってきているということなのだと思えます。そういう意味では、これは学力ということだけではなくて、やはり携帯電話、スマートフォンの使い方というのは情報モラルにも関連してくるところなのだと思えます。やはり正しい使い方、家庭でも決まり事をつくって使用させるというようなことが大事なのかなというふうに思います。

ネット等のトラブルも情報モラル教育についてのお答えでもありましたけれども、4件ほど不適切なものがあつたということで、やはり携帯電話、スマートフォン使ったそういったものは非常に把握しづらいと思うのです。これは、学校、先生方もそうですし、家庭でもなかなか発見しづらい、把握しづらいという状況があります。そういった意味では、やはり家庭、特に保護者の皆さんとの連携、そして保護者の皆さんにもそういった危険性をもっと認識していただく。かえって今子供たちのほうがそういった部分のことに関しては詳しくて、親のほうがわからないという状況もありますので、講習会等も実施しているというお答えもありましたけれども、やはりこれは情報モラル教育、保護者に対しても家庭との連携を進める上で一層取り進めていただきたいというふうに強く求めておきますけれども、そのことに関して改めて今後の対応、対策についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま山田議員からありましたように、学力向上、道徳教育、情報モラル、全てにおいて家庭や地域との連携、一緒になって取り組むということは大変重要だというふうに考えております。例えば道徳教育では、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけるために学校と家庭が連携して日常生活の中で繰り返し指導することが大切だというふうに考えております。また、児童生徒の内面に根差した道徳性を育てるためには、地域社会の中でボランティア活動や自然体験活動など実践的な取り組みも大切だというふうに考えていますし、情報モラル教育においても児童生徒に情報モラルを確実に育むためには家庭と一体となって携帯電話等のフィルタリングの取り組みや使用上のルールづくりなども大変重要だというふうに考えていますし、家庭、保護者に対しても今ありましたように危険性も含めて周知、喚起していくという面では、学校からの情報も流しておりますし、名寄市消費生活センターとも連携しながら、講演会開催など行いながら、実践的に取り組まれているところの状況を確認したり、危険性を再認識していただくような取り組みも進めているところであります。このように児童生徒が人間としてよりよく生きるためにも、道徳性の育成についても学校の全体教育活動を通じて指導するとともに、日常生活の中で児童生徒がみずから実践できるような家庭や地域社会との連携を図って指導していくことも今後大変重要だと考えていますので、より強めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） やはり学校、家庭、地域の連携の強化、改めて強くしていただいて、それぞれ進めていただきたいというふうに思います。

道徳教育にかかわってちょっと1点確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、道徳の教科化ということで検定教科書が導入されるというこ

とですけれども、今それぞれ副読本という形でそれぞれ市内の小中学校では、これきょう娘の借りてきたのですけれども、「私たちの道徳」という副読本がありますけれども、なぜきょう持ってきたかという、娘の部屋にずっとあるのです。要は使われていないということだと思ふのです。これやはり中身を私見てみたのですけれども、非常に内容的にすばらしいものだなというふうに感じまして、また先ほどの情報モラル教育、そういった内容もきちんと盛り込まれていますし、特に小学生の内容もそれぞれ拝見させていただきましたけれども、中学生もそうですけれども、これ家庭に、学校で使うだけではなくて家庭の保護者ともいろいろ話し合いながら親が記入するというような部分もあったり、内容的に家庭でも保護者も一緒になって使える教材だなというふうに思います。この使用状況についてどのように把握されているのか、今後これはどのように指導されていくのかお伺いしておきたいと思ふます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今「私たちの道徳」についての御質問をいただいたところでございますけれども、「私たちの道徳」につきましては子供たちが道徳的な価値についてみずから考え、実際に行動できるようになるということ、これを狙いとして作成された教材でございます。また、今議員から御指摘にありましたように、自分なりに考えて書き込んだり、家庭で話し合ったりすることができる、いわゆる学校と家庭とをつなぐ道徳の教材として大変効果的であると私も考えているところでございます。取り組み、活用の状況についてでございますけれども、現在市内の学校では全ての学校で用いております。ただ、中には活用が十分でない学校もありますので、課題もあるわけでございますけれども、マスコミ等で問題になりましたけれども、学校に置きっ放しで家庭になかなか持ち帰らないというような、そういう反省もありまして、今名寄市の各学校では家に持ち帰り

なさいと。使うときにまた学校のほうに持ってきなさいというような指導を進めているところがございます。今後教育委員会といたしましても各学校における道徳の時間の指導を充実させたり、また家庭や地域との連携による道徳教育、これを一層推進させるためにも「私たちの道徳」、これが積極的に活用されるよう、さらに各学校に働きかけてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○4番(山田典幸議員) そういった形で、これだけを使えということではなくて、中身に応じてやはり効果的にこういった副読本を活用すべきだなと思いますし、報道等でもありましたけれども、次年度から名寄のほうでは名寄岩を用いた教材を使って道徳教育を推進していくと。やはり地域の特色を生かした、地域に根差した道徳教育というのも非常に大事なことだなと思います。教科化になるということで、これは今度検定の教科書が導入されるということでもありますけれども、これも同じでありまして、検定の教科書だけを使っていればいいということではなくて、そういった地域独自の教材を使って地域独自の道徳教育、今後推進をしていただければというふうにお願ひしたいと思います。

ちょうど時間になりました。スキー場はわかりました。今後も集客対策等、今シーズンよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

新年度予算編成から外2件を、大石健二議員。

○9番(大石健二議員) 新緑風会の大石健二です。議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件について質問を行います。

最初に、平成27年度予算編成についてお尋ねをいたします。国の新年度予算は、明年10月に見込んでいた消費税増税がGDP等の景気状況の

判断により18カ月延期されたことによる影響に加え、解散総選挙となった衆議院選直後のため、編成動向が非常に不透明な状況となっています。こうした状況のもと、名寄市の平成27年度の予算編成作業が始まっていますが、この編成予算の概要、現在の進捗状況及び主要な施策等の見通しについてそれぞれ御答弁をお願いをいたします。

次に、名寄市の行財政運営から、地域活性化と公共工事等についてお聞きをいたします。今定例会の開会初日に新名寄市総合計画後期実施計画の第3期ローリング調整後の概要についての報告が行われました。当計画も最終年度の28年度まで2カ年度を残すところとなりましたが、大型事業としては風連中央小学校改築工事を初め、市立大学の改修、設置工事等が見込まれている中で、新聞報道等では今なお発注した公共工事に応札業者がいらない入札不調や予定価格を応札価格が超過する不落札のニュースが報じられています。名寄市における公共建設、土木事業の発注に際して、景気好循環実現のための経済対策と受注先の技能労働者への適切な賃金水準の確保、入札及び契約の適正化の推進、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定など、これらについての取り組みと考え方について御答弁をお願いをいたします。

引き続き指定管理者制度についてお聞きをいたします。今定例会において指定期間が満了した13公共施設の指定管理者が新たに指定されました。新たに指定された指定管理者の受託期間は、いずれも3年から5年となっています。この受託期間は、そのまま管理業務に従事する従業員の雇用期間とも重なり、雇用形態もアルバイト、臨時、嘱託と極めて不安定なものとなっているほか、合理化が進められている事業経営のもとでは人件費も抑制傾向にあると指摘されています。指定管理者制度の妥当性とその功罪については議論を呼ぶところではありますが、名寄市の指定管理者制度及び指定先従業員の雇用条件や賃金、給与等の待遇改善に対する施策と取り組みについてそれぞれ御

答弁をお願いいたします。

次に、市民の声から、今冬の除排雪体制についてお聞きをいたします。折あしく本日未明からあす18日にかけて北海道上空に発達した低気圧が入り込み、気象庁では今度は数年に1度の猛吹雪になるというおそれがあると嚴重な警戒を呼びかけています。こうした中で12月2日から3日にかけて同じく発達した冬型の低気圧による真冬並みの気圧配置となり、市内大橋で積雪差日合計73センチを観測、12月としては観測史上1位の積雪を記録いたしました。前日まで積雪ゼロだった市内は、いきなり的大雪で早朝から除雪作業に追われた市民の皆さんの通学、通勤の足に大きな影響を及ぼしました。除排雪事業を担当する原課では、市民アンケートや対策会議などに加え、昨年5月から発行している「なよろの除雪」も今月で20号を数えるなど、今冬の除排雪対策に向けた取り組みが鋭意行われておりますが、近年の想定外、予想外、想像を超える異常気象と降雪に備えた今冬の除排雪、防災対策について御答弁をお願いいたします。

最後に、名寄市の空き家対策についてお聞きをいたします。この秋の臨時国会に提出されていた空家等対策の推進に関する特別措置法が11月19日の参院本会議において全会一致で可決成立いたしました。この特別措置法は、市町村の権限強化が柱となっており、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある空き家や衛生上著しく有害となるおそれのある空き家など、特定空き家等と位置づけ、市町村においてそれらの所有者に対して撤去や修繕を命令できるとされています。特措法は、来年5月末までに完全施行を目指すとしており、名寄市における今後の空き家対策の具体的な取り組みについて御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま大石議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきまし

た。大項目1及び大項目2のうち小項目の2につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1及び大項目3のうち小項目の1につきましては建設水道部長から、大項目3のうち小項目の2につきましては市民部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、新年度予算編成についてということであります。まず、平成27年度予算の現在の進捗状況とその中で主要施策について申し上げます。平成27年度予算の各部からの要求につきましては、平成26年11月27日に予算要求を締め切り、その後第1次の整理、財源調整などを経まして、12月1日から財政課長査定を実施しているところであります。第1次予算要求後の段階では、道路改良事業や北斗・新北斗公営住宅建設事業、名寄南小学校校舎屋内運動場等改築事業など継続中の普通建設事業のほか、老朽施設、インフラの修理や設備の更新事業に加えて新規のソフト事業、また新たに開設されます（仮称）市民ホールの運営関連経費など各分野にわたり予算要求されてございます。今後これらの事業を精査し、平成27年度における主要事業やその財源などを含めて予算案を作成する運びとなっております。第1次の計数整理後の一般会計では、歳入222億2,000万円、歳出233億5,000万円となり、収支差額は11億3,000万円となっております。

御質問いただきました予算規模についてであります。今後予算査定の中で事業と額を精査しまして総額を固める作業となるほか、国の地方財政計画、また補正予算などの状況を考慮する必要がありますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額は当初予算ベースで230億円程度と見込んでございます。

次に、懸念される課題と基本方針等について申し上げます。平成26年10月31日付の市長訓令と同日付の総務部長事務連絡におきまして、平成27年度予算編成における基本的な姿勢を示し

たところであります。市長訓令の中では、今後の名寄市において必要となる基本姿勢をみずから創造する地方行財政への取り組みが重要として打ち出しております。これは、国が進めようとしています地方創生に基づき、名寄市においても自主的な取り組みが今後の行財政運営に欠かせないことを示したものであり、あわせて名寄市の財政状況について自立的な財政運営とは言えない状況とし、大きく地方交付税など依存財源による財政運営であることを示しました。また、自立的な事業の構築を視野に入れながら、新名寄市総合計画後期計画の具現化に取り組むことを基本とし、地方創生の考え方では持続的な取り組みが求められていますことから、長期的な視野を持ち、成果を明確にすることも求めているところであります。

重点施策につきましては、今後国の地方財政に対する考え方がより明確になってくるものと思われませんが、さきに述べました継続中の建設事業のほか、地方創生への取り組みに対しまして国が支援する方向性を既に打ち出していると認識しておりますので、より自主的かつ長期的に効果がある事業の構築等が重要施策では求められるものと考えております。

続いて、大項目の2、名寄市の行財政運営から、小項目の2、指定管理者制度について申し上げます。指定管理者制度につきましては、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として平成15年9月に設けられた制度でありまして、本市では平成18年度に導入し、平成26年4月現在で34の公の施設で指定管理者による管理運営を行っている状況にあります。御質問をいただきました本市の指定管理者制度及び受託者の従業員の身分保障と雇用確保、人件費等に対する施策と取り組みについてであります。当該制度が導入をされ、10年ほどが経過する中で、研究機関等におきましてさまざまな検証が行われておりま

す。指定期間が従業員の雇用に大きくかかわっているとの指摘もあるところであります。

さて、本市における指定期間についてであります。現在は病院や福祉施設が10年間、その他の施設は原則5年間としておりますが、平成18年度の制度導入初期から指定管理に移行しました施設につきましては、管理運営で専門的知識が必要な施設は5年間、公園施設が4年間、貸し館的な施設が3年間としておりまして、現在も同様の指定期間となっております。研究機関等におきます当該制度の検証結果を見ますと、指定期間が3年程度では選定された指定管理者が正規職員の雇用や専門的技術、ノウハウを有する職員の雇用は経営的にリスクが大きく、また施設の魅力向上のために必要な簡易な設備投資にもなかなか踏み込めないという御指摘もあり、最低でも5年の指定期間が必要とされております。実際に道内の近隣市におきましても当初の指定期間原則2年の設定を5年に延長したケースがあり、総務省の調査でも同様の傾向が見られることから、本市におきましても指定期間が5年に満たない施設の指定期間について検討が必要であると認識をしているところであります。

なお、指定期間につきましては、それぞれの施設設置条例で規定をしておりますので、変更にあたりましては改めて議会に御相談をさせていただきたいと考えてございます。

次に、人件費等に対する取り組みについてであります。指定管理者の候補者を選定するために設置しております名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の審議におきまして、担当課や応募業者からヒアリング調査を行い、担当課及び応募事業者の積算内容について精査をしております。また、応募業者には説明会やヒアリングの際に最低賃金の遵守や労働関係法令の遵守について指導しているところでありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目の2、名寄市の行財政運営から、小項目1、地域活性化と公共事業等について、現状と改善すべき今後の課題についてお答えいたします。

名寄市におけるインフラ整備については、市民の皆さんから要望の多い未舗装道路整備や老朽化した公営住宅の整備に加え、道路排水や河川の整備、除排雪への要望も多く寄せられています。また、現在施工中の（仮称）市民ホール、南小学校の建てかえ等の大型事業の進捗についても実施を図っており、現在の名寄市の財政状況から地域からの行政要望に十分対応した予算確保については厳しい状況にならざるを得ないと思っています。今後も安全、安心のまちづくり実現に向けて事業を進めてまいります。大型事業を実施していることや将来の小学校建てかえや大学整備、橋梁の長寿命化計画の実施や老朽化した道路の再整備や補修計画、公園の長寿命化計画についてももくろんでいることもあり、次期のインフラ整備計画について早急な進捗を図るための整備計画を策定することは難しい状況になっております。今後におきましても名寄市の公共工事については、国の施策による補助金や地域課題を勘案しながら事業展開を行うことで地域経済に寄与することとなるように努めてまいりたいと考えております。

また、御質問にありました経済対策としての技能労働者への賃金水準の確保、入札及び契約の適正化の推進につきましては、昨年度策定をいたしました名寄市公契約に関する指針の中で、建設工事受注業者に「公共工事の適正な履行に向けて」とし、労働者への適正な賃金を支払うよう通達を行っていることや建設業法の改定に伴い、条件にもよりますが、現場代理人、主任技術者の常駐義務緩和等について実施しております。また、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定につきましては、名寄市の発注する事業の多くが国からの補助金、交付金等を活用していることから、国や道が定め

ております最新単価を使用した設計積算としております。労務単価につきましては、農林水産省及び国土交通省で公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価を決定しています。また、資材単価につきましても毎月発刊されております建設物価調査会及び経済調査会が発行する物価資料に掲載されている資材単価や生コンクリートや砂利などの取引実勢価格を国、北海道が定期的に調査を行い決定をしている上川地方建設資材単価を使用しています。いずれも国、北海道、市町村が公共事業を発注する際の工事予定価格を積算するために定期的に更新がされています。名寄市の発注する公共事業におきましてもこれらの労務単価や資材単価を使用して工事の目的物をつくるために最も妥当性があると考えられる標準的な施工方法を想定し、適正な工事予定価格を設定していると判断しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目の3、市民の声から、小項目1、今冬の除排雪事業について、昨冬の事業取り組み等を踏まえた今冬対策についてお答えいたします。12月3日の降雪量は73センチで、積雪深は70センチメートルとなり、昨年同時期の積雪深43センチメートルと比較して23センチメートル多くなっています。ことしの除雪体制では、名寄地区は午前1時から2時、風連地区は午前2時から3時の段階でおおむね10センチメートル前後の降雪または吹き込みの状況を確認するとともに、朝までに積雪が見込まれると判断した場合に除雪出動としています。排雪においては、重要幹線道路、幹線道路、生活道路に区分しており、重要幹線道路、幹線道路については今月11日から既に1回目の排雪作業を進めているところであります。生活道路につきましては、幅員の状況によりますが、年明け1月から開始し、シーズン1回の実施ではありますが、効果的な実施時期となりますよう計画してまいります。

昨年度から進めている積み上げ除雪は、内部協議で検証とことしのアンケート調査結果を分析し、積み上げ除雪が効果あり、普通であるとの回答が45%で、効果がないが22%となり、わからないが33%でありました。担当部署における検討の結果、積み上げにより道路幅員を確保できた路線もありましたが、隣接する家屋との間隔が狭いため、雪を積み上げられない路線や積み上げることにより壁ができてしまうなどの課題も明らかになりました。このことから、排雪作業時には高い雪山の上部を除去することで積み上げる雪のスペースを確保するなどの対処作業を取り入れて、さらなる除排雪の質の向上を目指し、今年度も継続して積み上げ除雪を実施したいと考えております。幹線道路の排雪回数をふやした取り組みは、60%以上がよかった、普通との回答があり、今年度も同様に進めてまいりたいと考えております。交差点排雪につきましては、市民アンケートの結果、除排雪の改善項目で交差点の見通し改善要望が多かったことから、交差点排雪を従来にも増して重点的に進める計画であり、安全な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 私からは、大項目の3、市民の声からの小項目2、名寄市の空き家対策などについて答弁をさせていただきます。

空き家対策に係る条例制定につきましては、以前の議会において制定作業に向けた取り組みについて示してきたところであります。また、空き家問題が各地域で深刻化していることから、国が空き家対策にかかわる新たな対策法案を国会に提出する動きがありましたので、この動向についても注視をしてきたところであります。このたびさきの臨時国会において空き家問題への対策を盛り込んだ空家等対策の推進に関する特別措置法が議員立法により成立したところであります。同法について関係機関からの情報によりますと、国土交通

省、総務省の両省に対して空き家対策を総合的に行うための基本方針をつくるよう義務づけ、市町村についてはその基本指針に沿った空き家対策計画を策定していくことが示されております。国は、基本指針のほか危険な空き家の判断基準を盛り込んだ市町村向けガイドラインの作成に着手するとしており、市町村が空き家対策を進めやすくなることが検討されております。基本指針は公布から3カ月以内に提示、ガイドラインは公布から6カ月以内に提示することとされております。したがって、今後については当該特別措置法が公布され、ガイドラインが示されますので、国の指針に沿って空き家対策を進めてまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思っておりますが、あらかじめ順不同となることを御承知おきください。

最初に、除排雪についてお聞きをしてまいります。先ほども申し上げましたけれども、たまたまきょうは気象庁のほうで数年に1度の猛吹雪になるおそれがあるという警戒が出されています。昨年8月に気象庁は新たに特別警報、警報、注意報と、こう段階を設けて周知を呼びかけるようにしているのですけれども、拝見した特別警報、警報、注意報の中で数年に1度の猛吹雪になるおそれがあるという定義の警報というのは残念ながら私見出せませんでした。この気象庁が今回出している本道は数年に1度の猛吹雪になるおそれがあるというのは、特別警報、警報、注意報の中でどういったランクに位置づけされるのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) どの区分になるかということでもありますけれども、実は今災害が非常

に頻繁に起きてきているのがありまして、気象庁を初め、これは国の機関、開発や何かもそうですけれども、道路を管理している国だとかそうですけれども、国でいうと国民です。私たち市民ですけれども、市民の皆様にごできるだけわかりやすい表現を使うということになってきているのです。昔はもう決まった言葉で言っていますけれども、今は非常にわかりやすい言葉を使うということで、それで今回については数年に1度という表現を使っているということでもあります。議員が言われましたどれに当たるかについては、これは別に気象情報として出ておりますので、それはそちらのほうをごらんいただくという形になるかと思っておりますので、今回も注意報であったり、警報であったりということで、今変わっておりますので、ただ報道のほうは一貫して言っているのは皆様にごできるだけ控えていただきたいということを基本的に、数年に1度という非常に程度が厳しいというのですか、激しいのだというところが伝わるような表現で報道しているのだということですのでぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 大石議員の注意報、警報については、従前から多分変わっていないと思います。それ以上の非常に危険な状況の災害想定をされるということでもありますので、ランク的には多分上だと思います。その片一方で、平成6年2月22日に起きた台風並みの暴風雪のときを想定して、それ以来のいわゆる低気圧というか、948でしたでしょうか、それぐらいのレベルの非常に厳しい状況だということでありまして、先ほど総務部長が言いましたように、できるだけ広範囲な形で外出抑制をしていただいて、災害に遭うことのないようにということでの情報を提供したのだというふうに思っております。明確な規定の関係については今こちらのほうで警報よりも高いレベルのことについては認識をしておりますけれども、その中身についてはしっかり調べさせ

ていただいてから、また議会にも御説明させていただきたいと思っております。内容は、こういう状況の中で外出をいかに抑制していただきながら、自分自身の安全を守ってもらうために行政が一番なすべきことについてはより詳細な情報を何回も繰り返してやると。その片一方では、NHKを初め報道機関がきのうから相当頻繁にやっております、地元の名寄市におきましてもAirてっしさんを使ったり、さまざまな伝達方法を使って、町内会であるとか農協の農村ファクスを使うことも含めて周知活動をやっておりますので、ぜひこの点については御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 佐々木副市長の丁寧な御答弁で十分理解できたところなのですが、ただ本会議場は外の景色が全然見えないものですから、登庁する折にもかなり激しく吹雪まじりの天候となっていたなという気がするのですけれども、今お聞きをした今度は数年に1度の猛吹雪になるおそれがあるというのは、多分警報の中には全然なくて、特別警報の中に似たような文言がありました。暴風雪特別警報というのがありますけれども、こちらは数年ではなくて数十年ということになっているのです。この辺の違いというのは、今佐々木副市長のほうでおっしゃったように、警報よりも高いランクにある位置づけになるのではないかというふうに考えているというお話でしたから、私も全くそのとおりでなというふうに考えているので、あえて確認の意味でお聞きをいたしました。

ところで、こうした警戒がいきなり特別警報に変わるという、瞬時にして風雲急を告げるというか、天候が。そうした際の防災対策というのは、あるいは本部の立ち上げから、あるいは立ち往生している車両だとか、いろんなケースが考えられるだろうというふうに考えます。もう既に道東のほうでは60センチ、出てくるときにニュースで見ている限りでは66センチの積雪があるみたい

になっておりましたけれども、暴風雪に変わったときの、例えば今、議会が開かれておりますけれども、緊急に対応しなければいけない対策本部の設置だとか、そういう急を要するときの体制について、わかる範囲の中でお教えいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員、通告から少しずれてきているような感じで、除雪対策等についての通告はあるのですけれども、防災対策についてはありませんので、今のところは認めますけれども、今の部分だけ答弁いただきたいと思いません。

佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 昨日から旭川気象台のほうから防災担当のほうに連絡が入っておりまして、国道の閉鎖も想定した対策を講じるべきということも含めて、きのうから私と総務部長と防災担当でもう既に内部協議を始めておりました。きのうの段階では警報でしたので、けさ8時何ぼだと思えるのですけれども、大雪警報に変わりましたので、市長に御相談をしまして、9時から災害対策本部に準じる準備会議というのを開催をいたしまして、それで状況等を確認させてもらったのですけれども、今出ている気象台の情報によりまして、きょうの3時ごろが警報の解除すべきかどうかの判断するような状況になっているということでありました。それを受けまして、今後については、あす以降につきましては上川の名寄につきましては少しおさまりぎみになるのではないかと。それで、地形的な問題も多分あるのでしょうけれども、網走、釧路、根室、帯広の方面についてはテレビ、新聞報道等で明らかになっているように、かなり厳しい状況が続くということと過去の状況も踏まえてそれぞれの市町村では避難所をつくるであるとか、相当周知関係が進んでいたのではないかなと思いますけれども、当名寄市におきましても全然安心という形では考えておりませんので、災害対策本部に準じる組織を立ち上げまして、早

速部長職についてはきょう議会に出ていますけれども、課長職レベルに指示をしまして、必要な情報収集であるとか、現場の見守りであるとか、こういう体制につきましては既に9時半から準備を始めて動いておりますので、この辺については御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) 通告外の質問で大変申しわけございませんでした。たまたまこういった状況だったものですから、緊急的に質問させていただいたことを深くおわびを申し上げたいと思います。

さて、本来の除雪対策のほうに戻りたいと思うのですけれども、御答弁にはなかったのですけれども、ことしの3月の定例会の中で一般質問でお聞きをしたのですが、大通の路線バスのバス停周辺の除排雪というのをお尋ねをした経緯がございます。非常に積み上げられていて、バス停からバスの発着を確認するために乗客である市民の皆さんが身を乗り出すという経緯があったという。それを見ていた市民の方から、とても危ないのだというお声をいただきました。これについて路線バスのバス停周辺の除排雪対策については、今冬はどのような対策をお考えなのかお聞かせいただきたいと思いません。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 路線バスにかかわるバス停の周辺ということでお話がございました。基本的に路線バスということですので、そのバス停についてはバス会社のほうでやるのが基本かなというふうに考えてございます。ただ、今言われたように道路は大通は市道でありますから、その意味では市民の皆さんが安全、安心を確保されるようにバス停以外の部分については十分見通しがきくような対策も含めて、対応は状況を見ながらですけれども、やらせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 状況を見ながらということですから、くれぐれも乗客である市民の皆さんが交通災禍に巻き込まれないような見通しのいい除排雪作業をぜひともお願いをしたいと思います。

除雪の効率化についてちょっとお聞きをしたいのですが、市内にも道道と市道が交差する、あるいは接続する箇所が何カ所かあるかと思うのですが、この道路の管轄にかかわらず作業を分担する交換除雪というのがあるのだそうですけれども、この道道あるいは市道が交錯する、非常に効率的に道道は道しかやらない、市道は市しかやらないというのではなしに、近接する、接続する道路については除雪に当たっている道路管理者が除雪を試みるというような交換除雪について試行していくというようなニュースに接したのですが、名寄市についてはこの点についてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 北海道段階で道道と市道の関係でそれぞれ除雪を担当している路線を交換をしてやりましょうと。効率的に除雪をしましょうということで、道道と市道にかかわって同じような延長の中でやっていきましょうということで、効率性を上げるという趣旨だというふうに思いますが、例えば今先ほどお話にありました市役所の前の大通については、日進橋のほうからずっと走ってきますと道道があって、市役所、南1丁目から駅前までが市道で、駅前から風連のほう、大通ずっと延長行きますと、2種類あるのですけれども、道道があります。つまり大通を一直線で効率よく除雪をしようとする、道が道道を真っすぐすれば少しは効率が上がるのではないかと、道内的にできる自治体からということで、ことし始めています。名寄市としてもこのことについては道のほうからお話をございまして、検討させていただきましてけれども、どうしても交換でやるということなんです。

で、道がやった部分についてどこか名寄市が道の道道の部分で同じ延長をやることによって、逆に市のほうが少し効率が悪くなるといったような状況もあったり、さらに名寄市でいいますと道道に関して除雪業者がちょっと違うということも実はあろうかというふうに思います。美深土現の管轄、士別の管轄、それぞれ除排雪の業者が違うとか、そういったところも道の段階でもう少し整理をいただかないと、先ほど言いました駅前の大通の関係でいえば必ずしも効率は上がらないのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、もう少し、ことしは名寄市は取り組むことでできませんけれども、来年以降そういった路線が出てくれば検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） ありがとうございます。

続いて、空き家対策についてお聞きをしてみたいと思います。答弁の中に今後の具体的な計画は国から示されたガイドラインにより空き家対策を策定、ちょっと聞き取れない部分もあったのですが、データベース作成が当面の必要な作業と。これは、名寄市における空き家対策なのだなというふうに理解をしたのですけれども、例えば特措法を受けて名寄市における空き家の適正管理に関する関連条例案の整備だとか、こういった点についてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今後の具体的な空き家対策の計画についてという御質問だと思いますけれども、現状では政令あるいは省令が出るのを待っているという現状でありまして、詳細が実はわからないという現状なのです。それで、これから今後国からガイドラインが示されるということになりまして、それを受けて空き家対策計画を策定していくという流れになるということで想定を

しておりますけれども、そのためには空き家に係るデータベースの作成、これが当面必要な作業だというふうに考えておまして、現在昨年実施しております空き家のアンケートを初め各種情報などをもとに長い間居住されていない住宅を対象に調査を進めまして、基礎資料を収集しているところでもあります。今後もさらに空き家対策を推進していきたいと考えておまして、現状では地域の安全、安心を守るという立場で、管理不全空き家につきましてはこれから雪も積もる季節になりますので、放置をせずに所有者等に連絡をとるなどしっかりと対応しなければならぬと考えております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) ガイドラインに沿ってデータベースを整備するというお話ですけれども、具体的にデータベースの整備というのはどういった整備ということになりますか。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 実は、専用のソフトがございまして、その中に現状の写真、それですとか、例えば持ち主が誰だとか、そういういろんな情報を集積するソフトがございまして、それを使ってデータベースを構築していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) そのデータベースを作成するための現員勢力は十分なのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 現状では、なかなか厳しいのかなというふうには考えております。というのは、専任の職員がいない状況でありまして、専任でいろんな調査をする、データベースを構築するということになるちょっと人の力が足りないのかなという部分は感じております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) というお話でございま

したけれども、長年にわたって名寄市の空き家対策についてお聞きをしまいた関係上、今三島部長のほうから非常に人的な不足があると。データベース整備にはどうしても人的な投入も必要だというお話ですし、ここは1つタスクフォースで時限的に臨時的に人を投入するというようなお考えはございませんでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) この間データベースの構築についてパソコンシステムを使ってということの最終段階だというふうに思っていて、前、それから前々部長の段階からも町内会と連携をした形で空き家情報の関係についてはいただいていたという記憶をしておまして、そういう情報の積み上げを老朽度の関係、例えば今回の特措法の関係で実際に市町村計画を立てて強制的に撤去の命令を出して従わない場合については代執行でやると。こういう場合におきましては、審議会にかけてどの程度の老朽度になっているかということについても判定していただくことについてデータベースが必要だと、こういう認識をしております。現有勢力で足りるか足りなにかにつきましても、行革の中で8部長会議ということもやって、いろいろ人的配置の関係については検討しておりますので、その辺については担当部長のほうから若干戦略的には足りないなというお話がありましたので、今議員おっしゃるように速やかに特措法に基づいて空き家対策の実を上げられるような計画づくりと。計画をつくった後は、審議会に状況を理解していただいて、改善すべきという御判断いただくためのデータベースも必要だと考えておりますので、この辺についてはしっかり体制の整備も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) それでは、続いて公共工事についてお聞きをしまいた。

本年3月の第1回定例会でも私公共工事に関す

る質問を行っております。そのときにまず最初にお聞きしたのが25年度の入札不調と不落札について確認をさせていただいたのですけれども、26年度もこれまでに入札不調にかかわる件数があれば、窓口質問で大変恐縮なのですけれども、お教えいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 26年度ということでもありますけれども、26年度については幸いに順調に進んでいるという認識をしてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、前回第1回定例会でお聞きしていた質問の焼き直しになるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。あのときに答弁をいただいた約款の25条というのがありました。これスライド条項というのがありました。そのとき1項から8項までありますけれども、そのうち6項の中でお聞きをしたことがあるのですけれども、予期することのできない特別な事情により工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき。これは、契約金額の変更が請求できるという措置なのですけれども、これについては少なくとも3月の第1回定例会の中では採用した経緯がないというお話でしたが、今後状況を見ながら、推移を見ながら適用あるいは対応していきたいという前総務部長の答弁がございましたが、これについては25条第6項のインフレスライドというのでしょうか、あるいはデフレスライドについても言及している項目なのですけれども、これについて業者のほうから何か問い合わせ等があったかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今契約の約款についての25条の取り扱いということで御質問いただきました。議員が言われますように、25条の第

6項ではインフレスライドということでありまして、さらには1項から4項までは全体スライドということで、12カ月以上、長期にわたる工事に係る資材ですとか労賃値上げに対して対応する部分もありますし、さらには5項の中では単品スライドということで、資材を中心に高騰したときに対応するものもあります。これらあわせて25条の中で対応するというものでありまして、契約の約款の中にある事項でありますので、これについては前の部長のほうからも答弁があったように、必要に応じて対応するというようになっております。特に東日本大震災以降については、労賃あるいは資材の高騰が進んでいるという部分もありますので、昔のとはちょっと違ってこういった適用についても十分検討していかなければいけない時代に入っているのかなというふうに認識してございます。

御質問にありました今現在これに対して業者さんからあるかということでもありますけれども、基本的にこの条項の適用については発注者と請負業者の協議をするということが前提となっておりますので、協議に応じて進めるというふうになっておりますけれども、現段階については業者さんのほうから御相談等がありますけれども、正式な形での協議という形ではまだ入っていないということでもありますので、改めて業者さんから正式な協議等があれば、それについては双方で協議を進めていかなければいけないと、そういう認識でございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

あと、ちょっともう一回確認でお聞きしたいのですが、御答弁の中で名寄市の公契約にかかわる指針、あるいは「公共工事の適正な履行に向けて」というそれぞれの文書を引用されて、答弁の中にたしか労務者への適正な賃金の支払いを行うよう通達しているというお答えがありました。適正な賃金を支払えという指導というのは、今私の

ほうでお聞きをした25条第6項のインフレスライドというのは上昇分という意味ですけれども、そのスライドした部分も業者の方に支払えという、見越して通達をしているという理解でよろしいですか。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) 工事等については、請負契約でありますので、合理的な範囲の中については請負業者がある意味ではリスクを負っていかねばいけないということだと思ひますし、そこを超える分については議員がおっしゃる25条の中で協議をして、その合理的な理由を超える範囲については双方でどの程度のスライドをする必要があるかということで協議をしなければいけないのであります。ただ、ここで非常に難しいところというのですか、課題となるのは、1つは適用、スライドの時期をどう考えるのかというのが1つあると思ひますし、もう一つについては先ほどの答弁でもありましたけれども、私どもは交付金等を活用して事業を実施しているわけでありまして、国等の規制に当然適合した形での単価を考えなければいけないということもありますし、さらには議会初め皆様にも御理解いただける範囲の単価でなければいけないという部分がありますので、この辺を実際の適用に当たってはどのように適用していくかという、そういった課題もありますので、これらについては既に国ですとか道が実施している部分もありますし、近隣の中でも実施しているというような話を伺っておりますので、そういったところも参考とさせていただきながら、適正な措置をとっていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○9番(大石健二議員) 適正な措置というのはよくわかりませんが、今総務部長のほうでお話がありましたけれども、国では国交省の大官房官庁営繕部長だとか、あるいは国交省土地・建設産業局長の通達文書の中で、2月1日を基

準日としというふうに書いてあるのですけれども、2月1日を調べてみると土曜日だったというのがあるので、多分基準日は2月3日の月曜日になってくるのかなというふうに思ひます。それをこの基準日をもとに公共建設工事の円滑な施策確保にかかわる当面の取り組みについて遵守されるような通達文書が出ていますので、ぜひとも業者さんのほうからリスクをかぶることのないよう、こうしていくとまた入札不調という思ひぬ事件も発生するやに懸念をいたしますので、必ずや適正な措置という言葉信じて約款の25条1から8項までありますけれども、スライド条項を適用していただけるようお願いを申し上げたいと思ひます。

次に、それでは新年度予算というところでお話をお聞きしてまいりたいと思ひます。るる御答弁がありました。また、前任者の議員からの答弁もございましたので、予算編成については十分理解はしたところではありますけれども、ただ1点だけちょっとお聞きしたいなと思ひるのは、当初予算というのがあります。当初予算をやって、やがて決算期を迎えるというのがあります。当初予算というのは、大体毎年2月ぐらいに新聞発表して、3月の第1回定例会で予算審議を行うというような順路をたどっていくのですけれども、ちょっと気になって調べた数字がありますので、御披露したいなと思ひます。まだ26年度の予算は執行中ですから、25年度の当初予算と決算額を対比をしてみました。そうすると、25年度の当初予算というのには188億5,085万2,000円でした。端数はちょっと切り捨てさせていただきましたけれども、これは決算の歳入総額と対比をすると、決算歳入総額は214億2,230万円。これを対比すると増額補正率が113.6%、金額で25億7,145万円と。同じく決算の歳出総額と対比をすると、決算総額は209億8,385万円、増額補正率が113%、金額で21億3,300万円と。この当初予算と決算期を迎えるに至っては約1年

間ぐらいかかる。毎定例会、臨時会のたびに補正を組んでいくということになっているのでしようけれども、当初予算と決算額の大きな金額の乖離、この乖離について当初予算と決算額の間でどうしてこのような大きな乖離があるのだらうと。市民の皆様のわかりやすいところで御説明をいただきたいと思いますが。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 私のほうから答弁させていただきます。

当初予算と決算額の関係についての乖離については、端的に言いますと国のほうの補正予算で、ことしも多分出ると思うのですけれども、1月に国のほうから補正予算が出ています。それを受けて名寄市も26年度の予算として補正を追加します。でも、実際に使うときには26年では使い切れないので、そのお金は27年度に繰り越して使うこととなります。予算は計上したけれども、繰越金で流してしまいますので、翌年度の金額がふえますので、名寄市独自でふえたときには災害対応の部分であるとか、やむにやまれず公共施設の改修関係で出たものはあると思うのですけれども、ほとんどの部分については補正予算の絡みで、例えば26年度の当初と26年度の決算をもし比べてもらおうとすれば、25年度に国の補正予算があればそれを26年度に繰り越して使いますので、当然その分については億単位でふえることとなりますので、そこは決算の段階でなぜふえたのかについてはお知らせできるかと思っておりますので、そこはちょっとしかるべき時期にわかりやすくしたいと思っています。

なお、先ほどの御質問の中で公共工事の労働者の賃金の関係につきましては、払った金額が適正な賃金ではなくて、3カ月に1遍、国の指針に基づいて道単価が職種別に決まっておりますので、それが前年とことしとどのようにスライドしたかということ判定して、今後業者さんのほうから要請があれば協議をして進めていきたいと思っています。

おりますので、その辺についても御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

自転車の安全対策について外3件を、高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) 議長の御指名を受けましたので、通告に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、大きい項目1問目、自転車の安全対策についてお尋ねをいたします。日ごろからの移動手段として日常生活には欠かせない自転車、都会では2013年までの10年間で発生した自転車同士の事故件数は4割を超え、対歩行者では7割もふえているそうです。また、事故が起きた場合、加害者は約8,000万円に及ぶ賠償を請求される事例が全国でも相次いでおりますが、現在自転車保険への加入は義務づけられておりません。そのため早急な対策の必要が高まっております。しかし、名寄は自転車事故や交通事故は少なく、ないような状況であります。この2年連続自転車による関連事故が発生し、死亡された方がおられますので、本市の自転車の交通安全対策の取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

子供は、えてして予測できない動きをすることがあるため、事故の発生が多いと言われております。名寄市交通安全運動推進委員会が出したパンフでは、13歳未満の子供が運転する自転車は歩道があるときには歩道を通るように指導しております。しかし、警視庁の自転車安全利用五則では、1つ、自転車は車道が原則、歩道は例外、2

つ、車道は左側を通行、3つ目、歩道は歩行者優先で、車道寄りに徐行する、4つ目、安全ルールを守る、5つ目、子供はヘルメットを着用するとあります。小学校、中学校、高校も自転車安全利用五則がわかっていない生徒もいるようですが、学校での自転車安全利用教育の状況と取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

車での事故の場合、損害賠償は納得ができませんが、近年自転車も本格的に車両扱いとなり、損害賠償での問題が発生しております。自転車損害保険への加入促進についての理事者の御見解をお願いいたします。

数年前の小学校の事故があったとき、前回は質問をしましたが、PTAの方からヘルメットをかぶっていれば亡くならなかったと言われております。被害者も加害者も大変な思いをされたと思います。小学生のヘルメットの着用運動の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、除雪対策についてお尋ねをいたします。本年11月下旬、四十数センチの雪が降りました。また、12月2日、3日と約90センチ、60センチの豪雪から毎日のように市民は除雪作業で疲れ切っていると思われております。本年も降雪量が1メートル近くにまで降っておりますが、昨年からの幹線の道路の排雪回数をふやし、積み上げ除雪を行い、雪投げ場所をふやし対応してきましたが、積み上げることにより交差点ではフロントを道路から1メートル、また1.5メートルも頭を出さないと見えない、子供たちが雪山からいつ出てくるかわからない等々の市民からの声が届いております。交通安全上大変に危惧する状況であります。排雪回数をふやす、積み上げ除雪に工夫を加えるなど対応が迫られていると思いますが、現状と今後の対応について理事者の御見解をお願いいたします。

名寄の枝道は、道幅が狭く、除雪の際片側だけに多くの雪が行く、交差点も同じ状況になり、片

側の交差点に雪が多く残る状況で見えにくいという市民の声があります。除雪を逆方向に行い、雪の量を調整できないものか、現状と今後の対応についての御見解をお願いいたします。

3つ目、大きい項目、福祉灯油についてであります。冬は、経済的に苦しい家庭が多く、灯油代、またはオール電化の家ならば電気代がかさむ、さらに車の燃費も夏に比べて悪くなります。灯油代というより冬季生活費支給に近いものがあり、資金繰りが苦しい低所得者世帯、障害者世帯、障害施設入居者、高齢者世帯、母子世帯を対象としておりますが、本年円安の影響でガソリンや灯油が高騰し、電気料も北海道電力の再値上げで来年3月までの家庭向けの上げ幅が平均12.43%、来年4月以降は15.33%に上る見通しであります。北海道は灯油に限らず電気料にも充てることができる道の補助が50%の福祉灯油事業への交付金を昨年7,460万円から本年1億4,600万円と倍にふやし対応され、名寄も先日定例会の初日で福祉灯油の事業を採択をされました。そこで、本市の福祉灯油の状況や今後福祉灯油や福祉ガソリンへの道、国との連携をどう図っていくのか、理事者の御見解をお尋ねをいたします。

大きい項目の4つ目、もっともち米プロジェクトお尋ねをいたします。もっともち米プロジェクトのチラシには、名寄市は日本一の作付面積を誇り、モチ米の産地です。しかし、モチ米は市民の身近にあり過ぎてその価値に気づいていたとは言えないのが現状です。名寄市食のモデル地域実行協議会を組織し、モチ米をまちの宝物に位置づけるもっともち米プロジェクトを始めました。市民の方もまちを訪れた方もぜひ名寄の秘密をお楽しみくださいというチラシがあります。取り組みと状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、もっともち米プロジェクトの市民の周知と今後の運営、イベント等の考えについて理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わ

らせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目1の小項目1と3を、小項目2と4については教育部長から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は健康福祉部長から、大項目4は経済部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

本市の交通安全対策の取り組みについてお答えいたします。警視庁の統計による全国の自転車の交通事故は、平成25年度末で12万件を超える件数となっております。そのうち自転車対歩行者事故については2.2%で、10年前に比べて約2割弱の増加となっております。交通事故に關与した自転車運転者の5分の3以上に法令違反があるとされ、運転者に対して体系的な交通安全教育等の機会がないことが指摘されていたところです。こうした状況から、国は自転車の交通事故防止に向けた交通ルールの徹底が不可欠であるとして、昨年12月、道路交通法の一部を改正し、自転車事故防止の対策が強化されたところです。この改正では、自転車の制動装置にかかわる検査及び応急措置命令等に関することや自転車を含む軽車両の路側帯通行に關しての規定が整備されたところであり、本年9月中旬、市内において自転車と歩行者が衝突する事故が発生し、高齢の女性の方が犠牲となりました。本件の事故原因につきましては、日没後自転車が無灯火で走行し、前方への注意を怠ったために歩行者の発見がおくれ、事故に至ったものと伺っております。このように自転車利用者の交通ルール、マナー違反が悲惨な事故につながり、取り返しのつかない事態を招くことから、自転車であっても道路交通法上車両という位置づけがされており、安全意識の徹底が重要であると考えます。

本市における自転車利用者に対する交通安全対策については、交通ルール、マナーの教育指導を各小中学校、高校において自転車講習を実施しております。また、大学や町内会、老人クラブ等に

おける交通安全教室など、各教育機関、警察署、交通安全協会を初めとする関係団体等と連携して、事故防止活動を実施してきておりますが、さらにマナー向上に向けた取り組みが必要と考えます。今後も自転車対策を重点課題の一つと位置づけ、自転車安全利用五則を初めとする交通ルールの遵守やマナー向上の普及啓発に努めてまいります。

次に、自転車傷害保険の加入促進についてお答えいたします。近年は、自転車の対人事故で加害者に対して数千万円もの高額な賠償を命ずる判決が出されております。自転車は、身近な乗り物ですが、1つ間違えると重大な事故を引き起こす凶器にもなり、事故に備えた保険加入の必要性を認識するところです。自転車事故に対応した保険につきましては、手軽なものでは昭和54年に警察庁の指導により制度が設けられたTSマーク附帯保険があります。市内の自転車販売店で購入時あるいは点検整備の際に安全な自転車であることを示す青色TSマークか赤色TSマークのいずれかのシールを自転車に添付していただき、公益財団法人日本交通管理技術協会の傷害保険と賠償責任保険の附帯保険に加入することができます。本年赤色TSマーク附帯保険の最高補償金額が増額され、5,000万円となり、10月1日以降に点検整備をしたものから適用とされたところです。本年市内の中学、高校生の全生徒を対象に自転車のルール、マナー遵守のパンフレットを配布しており、その中でTSマーク附帯保険への加入促進について触れられております。他の保険等では、自動車保険、傷害保険などの特約としての個人賠償責任保険があり、これらも含め保険金支払いの状況については年々増加傾向にあるとのこと。いずれにしても、自転車保険は自転車事故における被害者の救済を図る上で重要であることから、交通安全週間や自転車講習会などさまざまな機会を通じて、重大な事故における高額な賠償事例を参考に自転車事故に伴う責任の重さなどについて啓発に努めていきたく、今後も自転車保険の必要

性を周知していきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 小川教育部長。

○教育部長(小川勇人君) 私からは、小項目2の学校での自転車安全教育についてお答えをいたします。

北海道における平成25年度の交通事故の死傷者は1万6,431人で、そのうち児童生徒の死傷者数は405人、全体の2.5%を占めております。また、自転車利用中などの死傷者が216人となっており、雪が降る冬期間は自転車の利用が少なくなる本道の地域性を考慮しても発生率が多い状況と考えられます。本市の小中学校での取り組みとしては、小学校においては新1年生の入学にあわせて名寄警察署や名寄交通安全協会などの協力を得ながら基本的な交通ルールやマナーを身につけるための交通安全教室を行っております。また、ほかの学年でも実際に自転車に乗ってみたり、ビデオ鑑賞をするなどして自転車の安全な乗り方などについて子供たちに指導しているところであります。また、中学校においても自転車の乗り方のマナーや注意事項、通学などの事故を起こしてしまった場合の対処法などを中心とした交通安全教室を実施しております。今後におきましても児童生徒に対して交通安全教室などを通じて歩行者として、また自転車の利用者として必要な知識や技能を身につけてもらい、安全に道路を通行するための意識や能力を高めていけるよう各関係機関と連携しながら指導していきたいと考えております。

次に、小項目4のヘルメットの着用運動についてお答えをいたします。本市の小中学校では、小学校で5校、中学校の全校で幾つかの条件を設けて自転車通学を認めております。ヘルメットの着用については、小学校では自転車での通学許可を受けた児童全員に保護者の責任としてヘルメットの着用を義務づけしております。一部の小学校では、PTAがヘルメットを購入し、児童に貸与しているという事例もあります。また、小学校では

登下校以外でのヘルメットの着用は義務づけはしておりませんが、各学校で校外生活の決まり事の中で自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょうというような項目を設け、保護者に対して啓発をしております。中学校では、ヘルメットの着用を義務づけしていませんが、交通安全宣誓書などを学校に提出させ、交通安全上問題がある場合は自転車通学を一時停止したり、許可停止するなど常に安全意識を持って通学するよう指導しているところであります。昨年度は、名寄市交通安全運動推進委員会が中心となって「子どもを交通事故から守る!保護者の心得」というパンフレットが作成され、小学生に配布されましたが、その中でもヘルメットの着用を推進する項目が掲載されているところであります。さらに、今年度は中学、高校生に向けた「知っていますか?自転車の交通ルール」が配布され、交通安全に対する意識が高まる資料として活用されています。ヘルメットを着用している場合としていない場合でのリスクが格段に違うことは、これまでの事例を見ても明らかであることから、今後も学校を通じて引き続き登下校以外でのヘルメットの着用についてもお願いをしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 私からは、大項目の2、除雪対策について、小項目1、排雪回数、積み上げ除雪についてお答えいたします。

排雪回数につきましては、重要幹線及び幹線道路では2回から4回、生活道路は例年と同様にシーズン1回の実施を予定しています。なお、生活道路の排雪では、排雪路線延長が103.7キロメートルで、生活道路全体の排雪作業日数がおおむね45日程度必要となります。これを例年の最大積雪日である1月中旬ごろから排雪作業を開始した場合に1回目の排雪作業終了時期が2月末となりますので、生活道路への2回目の排雪開始が3月からとなり、雪解けとともに排雪作業を行うこ

ととなることから、生活道路の排雪回数は1回と
しています。しかし、近年の気象変化は過去の記
録を更新するような事態もあり、降雪状況によっ
て複数回の排雪対応が必要となる地区においては、
生活道路においても再度排雪作業を実施しており
ます。今後におきましてもこのような場合につま
ましては継続してまいります。

積み上げ除雪につきましては、昨年は試行とし
て実施しましたが、その検証結果から幅員確保に
有効である路線もありましたが、近接する家屋と
の兼ね合いや積み上げた雪山が高くなること、ま
た交差点での視認性に課題が残ることとなった路
線もあり、排雪作業時に雪山の上部を切り崩すな
どの抑制対策を取り入れて、今年度も継続して実
施したいと考えております。

次に、小項目2、交差点と除雪についての質問
につきまして、交差点対策につきましては8月に
実施した市民アンケート調査結果では交差点の見
通し改善要望が多く寄せられたことから、交差点
排雪を従来にも増して重点的に進める計画であり、
例年以上に見通しを向上させること、車道、歩道
の除雪は質の向上とあわせて凍結路面へのドリ砂
散布対策など安全で快適な冬の道路を確保してま
います。

また、排雪路線の実施地区の順番を逆にできな
いかということにつきましては、現在実施してい
る順番が排雪作業の効率を上げるために雪堆積場
に近い地区から開始することにより、排雪ダンプ
車両の走行路線を確保することが効率的な排雪を
進める手法と考えています。排雪の順番を組みか
えることで排雪の効率性が損なわれ、全体的な作
業効率の低下が懸念されることから、安定した排
雪を進めるに当たっては従来の順番での実施に御
理解をいただきたいと考えております。

また、現在の雪堆積場は9カ所を確保しており
ますが、今後市街地近郊に雪堆積場の増設ができ
た場合には、順番の見直しも含めて排雪作業全般
の向上が見込まれると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項
目3の福祉灯油について、初めに小項目1の本市
の福祉灯油の状況について申し上げます。

本事業につきましては、夏場の灯油価格と冬の
需要期の価格差が著しく高騰した場合において、
福祉灯油支援事業として低所得世帯と障害者の施
設入所者を対象に冬期間の灯油購入費用を支援す
る事業として、平成19年度、20年度、24年
度を実施してまいりました。しかしながら、近年
の石油価格の高どまりに加え、経済状況の変化に
よる低所得者支援策としての本事業への要望もあ
り、所得が低く冬季暖房用灯油の購入により直接
生活費に大きな影響を受ける世帯に対し、生活状
況の改善と生活意欲の助長を図るため、暖房用灯
油の一部を支援することとし、平成25年度から
は恒常的な事業といたしました。対象世帯は、歳
末助け合い運動義援金品配分世帯及び施設、グル
ープホーム等で自立を目指す障害者世帯とし、本
人が申請する場合は地域の状況を把握している民
生委員児童委員を通じて申請書を提出していただ
いております。平成25年度の実績では、歳末助
け合い運動義援金品配分世帯等には100リット
ルの灯油券を102世帯に配付し、給油量では1
万190リットル、また障害者世帯には36リッ
トルの灯油券を107世帯へ配付し、給油量は3,
852リットル、事業費では149万2,823円
となりました。

また、本年11月から電気料金が再値上げされ
たことの激変緩和として、北海道が平成26年度
の措置として地域づくり総合交付金の交付基準額
を拡充したことを踏まえ、本市においては低所得
者世帯の採暖用の電気料金等の経済的負担を軽減
することにより、冬の生活を支援するための事業
として福祉灯油支援事業の対象世帯に対して灯油
券とあわせて支援金の給付を実施することといた
しました。対象世帯は、福祉灯油支援事業と同じ

く歳末助け合い運動義援金品配分世帯及び施設、グループホームで自立に取り組む障害者世帯とし、民生委員児童委員を通じての本人による申請も可能といたしました。支援金は、低所得者世帯は1世帯当たり5,000円、障害者世帯は1世帯当たり2,000円とし、口座振り込みにより支援を行うこととし、今定例会において当該事業の補正予算案を可決いただいたところであります。

次に、小項目2の福祉灯油、福祉ガソリンへの道と国の連携について申し上げます。原油価格は、欧州や中国など世界的な景気停滞による需要の伸び悩みやアメリカのシェールオイルの増産などの影響を受け下落の基調にあります。先月開催されたOPECの総会で原油生産目標の据え置きが決定され、石油製品の小売価格も下落傾向にあるとはいえ、小売価格は近年の推移を見るとなお高い水準にあり、あわせて今年7年ぶりに1ドル120円台をつけた為替の動向、円安による石油の輸入価格の上昇等により、直ちに市場価格に反映するかは不透明であり、国による低所得者対策としての経済的支援が必要と考えております。来年1月にも国による本年度の補正予算が予定されており、円安の影響を踏まえた経済対策が実施されるとの新聞報道は承知しておりますが、現時点では本経済対策の詳細が示されておられませんので、今後国から新たな経済対策としての福祉灯油や福祉ガソリンの支援事業の詳細が示された場合には、その時点での経済情勢や灯油やガソリンの価格等を十分勘案しながら、本市として現在実施している事業もありますことから、どのように取り組みを進めていくことができるのかについて検討させていただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 私からは、大項目の4、もっともち米プロジェクトについて、小項目の1、取り組みの状況についてと小項目の2、もっともち米プロジェクトの市民周知とイベントの

考えはをまとめて申し上げます。

この事業は、昨年名寄市食のモデル地域実行協議会を立ち上げ、5カ年計画として農林水産省からも食のモデル地域構築計画が認定され、現在2年目の事業を遂行しています。この事業は、モチ米日本一のまちとしてモチ米のさらなる可能性の追求や食文化の構築を通してモチ米のブランド化を目指すものであり、名寄のモチ米をまちの中へ、名寄のモチ米をまちの外へと市内向けの事業と市外向けの事業を明確化して周知と認知度をそれぞれ高めていきたいと考えております。特にこうした事業を内外に発信するには、まずは市内の盛り上がりが必要とさせていただきます。本年は、まずは市民の認知度を高めることが最も重要であると考え、市民向けの事業に力を注いでいます。

市民向け事業の具体的な展開としては、毎月10日の名寄モチ米の日のキャンペーン、出張餅つきの開催、現在7店舗で展開しているモチ米料理の周知、産業まつりなど各種イベントでのPRを実施しております。PR事業では、今年26日にSTV「どさんこワイド」の星澤先生のコーナーで名寄市のもち大使の方が出席し、餅つきを通して名寄産のモチ米のPRを行うほか、来月10日のモチ米の日ではよろ一において新春を飾るモチ米のイベントをJA道北なよろと連携して開催し、市民PRに努めてまいります。市民一人一人が餅つきなどのイベントはもとより、ふだんの食生活からも餅食文化を進めていただけるよう今後も事業展開していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とします。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) では、再質問をさせていただきます。ちょっと30分を過ぎてしまいましたけれども。

まず、自転車の安全対策についてお尋ねをいたします。先ほど言われましたけれども、この地域でアンケートをとったそうなのです。自転車の交

通安全のアンケートをとって、アンケートが集約されたのが8万475人の方々にアンケートをして、その中で傷害保険に加入しているというのが30.1%、傷害保険があるというのを知らないというのが58.9%いたのです。そして、どうすればいいといったら、どこに申し込めばいいかわからないという、周知方法がやはりできていなかったという。そして、安全確保のために進めてほしいことというのがどういうことですかといいましたら、まず歩行者と自転車を分離する道路をつくってほしい、学校での教育や講習をもうちょっとしっかりしてほしいというアンケートが多かったです。このまちでは、小学校で89%、中学校で44%、高校で65%しか自転車の安全教育の部分をやっていたというものですから、名寄の小学校、中学校、高校の安全教育の状況というのはどれぐらいなのか、全校やっていたら全校でもいいですし、これぐらいしかやっていないだったらこれぐらいでもいいですし、状況はどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問がありました安全教育の関係ですけれども、先ほど答弁の中でも若干触れましたけれども、特に小学校1年生につきましては新たに入学したところで教育をするのとあわせて、ほかの学年におきましても全小学校におきまして安全教育、教室を実施しているところであります。中学校についても自転車の乗り方のそういった教育、周知含めて実施をしているところであります。小学校にだけ警察との部分での来てもらってやっているような安全教室というようなことでなくて、指導という形で実施をしているというふうに聞いているところであります。高校については、ちょっと承知をしていませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても保護者の啓発も含めて家庭内での安全教育といえますか、働きかけが大変重要になっているかとい

うふうに思いますので、そういった周知も含めて各学校のほうで取り組みを進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 先ほど言っていました資料をいただきました。小学校はお父さん、お母さんとしっかりこういう部分を使って交通安全に努めているというふうに思っているのですが、前も質問しましたけれども、ある御婦人の方が歩道を走っていたら車道を走りなさいと警察に言われたという部分があったのですが、ここを見ると13歳未満の子供が運転する自転車は歩道を通ることができるというふうに書いてあるのですが、警視庁の安全利用五則では車道が原則というふうになっております。この部分の乖離というのは、小学校の生徒、また中学校の生徒には把握されておられるのか。この5原則には車道が原則、車道の左側を走りなさい。そして、歩行者の部分をするときには車道の側に行き徐行しなさいとか、安全ルールの場合には2人乗りをするなとか、並行に走るなとか、ライトをつけなさいと。そして、信号機の手前や何かは一時停止しなさい等々の、あと子供はヘルメットをかぶりなさいという5原則があるのですが、この部分というのは小学生、中学生というのは学校での講習会、勉強会の折にはしっかりと安全協会だとか警察から訴えてもらっておられるのかというのをちょっとわかれば教えてほしいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今高橋議員からありました安全……

（「自転車安全利用五則」と呼ぶ者あり）

○教育部長（小川勇人君） 五則としては、しっかりと周知させてもらっているところがございます。

先ほど冒頭にありました歩道の通行の関係ですけれども、道交法では幼児、児童については歩道を利用していいというふうに示されていますの

で、その点についてはそういった旨の指導をして、パンフレットについても記載のとおり指導しているところです。中学校については、基本的には車道の通行というふうになっていますので、学校の指導としましては車道の使用等でどうしてもやむを得ない、危険があるというふうに判断した場合には歩道を利用してやむを得ないという、そういった指導の仕方を実施をしているところであります。先ほど言いましたヘルメットの着用も含めて、言われている5カ条にのった指導をきちんと子供たちにしながら、安全な通行、事故を起こさない、そういった自転車での乗車をしよう心がけるよう努めるよう指導をしているところであります。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。

9月20日に自転車と歩行者の事故があって、それを含めた部分で安全対策として夜間の反射材の無料配付を開始されたようですけれども、これは市民、欲しい方に無料で差し上げたというのですけれども、今現状どれぐらい差し上げているのか。それと、私的には小学校と連携として小学校の生徒に全員に配付、違う部分ではよく三角形だとか何か子供が持って帰りますから、子供たちにはランドセルのここにつけなさいだとか、いろんな部分で配付はされていると思うのですけれども、そこら辺の連携の部分だとかがあればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 夜光反射材の窓口における配付の取り組みということなのですけれども、9月20日に事故があって以降の取り組みということになっておりまして、これは夜光反射材が必要だということで、新聞等にちょっと取り上げをしていただきまして、周知をして、名寄市役所の名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所におきまして夜光反射材を用意して、窓口で配付をしたということになってございます。現在までに約150名の市民の方が来られて夜光反射材を持っていか

れた。それと、もう一点、これが行政報告の中で若干報告をさせていただいたのですけれども、10月17日に西條デパートの前において秋の輸送繁忙期の交通安全運動ということで、これは関係機関、団体の協力のもとで夜光反射材を配付したと。このときには、200ほどの反射材を配付をしております。

それと、児童生徒の関係なのですけれども、これ入学するとき一式いろいろ渡したりするのですけれども、その中にちょっとした夜光反射材、これが入っておりまして、それをつけてくださいということで、新入学の児童ということになりますけれども、これは配付をしております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。

次に、傷害保険についてちょっとお聞かせいただきたい。先ほど青と赤のTSマークを使って傷害保険の推進をされているという部分なのですけれども、なかなか一般の方々はこのTSマークの保険というのを知らない。自転車買ったときには向こうから言われて、保険に入れますか、どんな保険入りますかといって1,500円くらい払って入ったりなんかするのですけれども、何年かたつとなくなってしまうので、切りかえだとか何かがあるので、その部分でやっぱり周知も必要かなという部分を感じるのですけれども、この部分というのはどういう対策をとっておられるのか。現状やはり先ほど言ったように、どこに申し込めばいいかわからないと。知らないという人がもう60%ぐらいいるというぐらい保険の状況がわかっていないのですけれども、やはり何か起きないと進められないでなくて、何か起きる前に、特に小学校生徒だとか、いろんな部分は、そういう部分が起きることはあってはならないことなのですけれども、いつ起きるかわからないのが事故でありますし、どう進めておられるのか教えていただきたいといます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほど答弁申し上げましたTSマークなのですけれども、これは余り一般的ではないのかもしれませんが、ただ、適当な自転車の保険というのが存在しませんで、これは旧名寄市におきまして平成17年度まで市民交通傷害保険ということでやっていた経過がございますが、残念ながらこの制度については加入者が減少しまして、保険として成立しないということで中止となってしまいました。それで、いずれにしてもこの制度、私も知らなかったのですけれども、高額の賠償ということで判例も出ておりますので、事故が起きたら大変だということになります。ですから、広報等、ホームページ等通じまして周知を徹底したいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

最後に、ヘルメットのことについてちょっとお尋ねをいたします。先ほど言ったように、5校の自転車通学の部分の着用と、あとPTAがヘルメット貸与してかぶせるところもあるということであるのですけれども、なかなかヘルメットを買ってという親がいないというか、買えないのも事実なのかなという方々もおられます。よく風連や何かは、スキーの始まる前に余っているスキーありませんかという部分で集めてスキーの買えない方々に上げたりなんかしているのです。こんな方法だとか、あと社会貢献ということで、どこかの企業にヘルメットに何々組だとか何々産業だとかいう名前を書いていただいて、小学校の生徒だけでいいですから、何とかそういうヘルメットの着用をさせられるような状況がつかれないのかなというふうに考えるのですけれども、何かいい案があれば、小川部長、ないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 高橋議員からありま

したが、残念ながら私の段階でいい案というのはちょっと持っていないで、議員から出された案も一つの御意見として承ってまいりたいと思います。ヘルメットの着用ということで大きくPTA、特に名寄小学校のPTAが盛んに運動を起こして、それをほかの学校にも波及をしながら啓発活動を行っているところなのですけれども、皆さん御承知のとおりなかなかヘルメットを着用して自転車に乗っている子供を見かけないという状況が続いています。これは、もう一番は道交法にもありますようにやっぱり保護者の、家庭内です。子供が乗り始めるといったら3歳、4歳、5歳ぐらい、そのときから安全対策含めて、危険性も含めてお話をし、ヘルメットを着用する習慣づけというのが必要かなというふうに思っていて、それをある程度大きくなってしまってからやるといってもなかなか難しい状況があるかというふうに思いますので、そういった面ではやっぱり保護者の責務という法律で言われている部分で大きいのかなというふうに思っています。そういった意味では、高価な部分でありますから、議員が言われた使っていた部分で使用しなくなったものの利用の方法とか、いろんな企業からもらって、宣伝入れたらどうかというのもちよっとありますけれども、そういった方法とかあるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても着用する意識づけを親が持って、子供たちがそれを理解してつけるという、そこがやっぱり大事なかなと。それは、幼児期の段階で大事なかなというふうに思っていますので、今後その部分につきましては市民生活部のほうの対応も絡んできますので、連携を図りながら広く保護者等にも話をさせてもらいながら運動を進めていきたいというふうに思っていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。本当に子供たちの安全が一番重要だと思いますので、行政が推進していただければ幸いかなと

いうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、除雪体制についてちょっとお伺いをいたします。いろいろことしは雪が大変降り続いてまして、しょっちゅう電話が来る状況であります。まず、積み上げ除雪を削るということで、頭を削って見やすくするという状況なのですけれども、今現状どこまでその作業が進められているのか。8号から出るときも生活道路の部分もやはり1メートル以上積み上がっていて、車の頭を出さないともう横が見えないような状況でありまして、なかなか車が出られないというか、逆に頭を出して交通事故に遭いそうだとこの部分の危険性が今起こりそうな状況の中です。北のほうから今何か交差点だけを排雪している作業を見させていただきました。あの作業はいいのですけれども、交差点、交差点ですから距離がありますから、ある程度やっぱり時間が相当かかるのかなというふうに思いますから積み上げでいくしかないのかなと思うのですけれども、逆に積み上げを利用して交差点を広くカットして、どちらかに雪を振って見やすくするだとかという方法をするだとかやっついていかないと、もう対応できないのかなという部分だと思っております。今積み上げをやっついてカットしていく状況なのですけれども、そこら辺はもう進められているのか、これからなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 積み上げ除雪を行った後の上部の除去については、いつからかというのはちょっと把握しておりませんから、まだ実施されていないというふうに私は認識をしております。今幹線道路の部分で、つい11日から排雪に入っているということですので、今後さらに降雪が進んできた段階で積み上げ除雪にかかわる除去については実施をするということと考えております。あと、積み上げ除雪については今1メートルぐらいということでお話ありましたけ

れども、余り高く積み上げるのもお話があったように大変危険かなというふうに思っています。目標としては、2メートルぐらい積み上げたらもう限界かなと。そこまで行く前に視界がとれるような形で除雪をしていきたいなというふうに考えていますし、積み上げ除雪の関係ではどうしても子供の通学にかかわる通学路なども少し積み上げることによって、子供が見えないというような状況もまち懇等を通じて御意見もいただいております。昨年からは試行ということでやらさせていただいておりますので、今年度については引き続き同じような形でやらさせていただきますけれども、積み上げ除雪にかかわっては一部除去することとしまして進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。

先ほど言ったように、小学校の通学路、積み上げなんかでなかなか生徒が見えないという部分も入っておりますし、昨年でしたか、札幌かどこかで積み上げ除雪をして子供が見えなくて雪に埋もれてしまったという女の子もいましたので、余り積み上げないほうがいいのかという部分で考えています。

先ほどの排雪の順番を逆にするということで私言ったのですけれども、できそうにないという部分で言われたのですけれども、昨年からは排雪場所を3カ所ふやしたと思うのです、民間の部分をお借りして。その部分で私は、ルートの北からスタートしなくても、南からでもオーケーのかなという部分で今回入れさせていただいたので。私たちの地域が一番遅いのです。もう毎日のようにいつ来ますか、いつ来ますかというお声を聞いて、今に来ます。担当に聞いたら、もう少し、あと1週間待ってくださいというお話を聞くのですけれども、やっぱり排雪場所を南に2カ所、東に1カ所とった部分で、逆回りでも何とか行けな

いのかなという部分なのですけれども、その部分ではどういうお考えでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 今高橋議員がお話しされたように、3カ所と言いましたけれども、2カ所、東地区と、高規格終わりました19線の向かい側に南側と東側に2カ所ふやしております。これによってぜひ排雪の順番をとというようなことで、見直しをとということで御意見をいただきましたけれども、先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、現在それぞれ委託をさせていただいております業者の皆さんが一定程度地域の中で効率のよいルートで排雪をしていただいているのだろうという効率のよいルート、これは運搬も含めてですけれども、そういったルートを確立をしてこれまでやってこられているのだろうというふうに思っています。それで、御意見として今今後もまた堆積場等をふやすようなことも含めて検討しておりますので、その辺は再度、今年度はちょっと難しいかもしれませんが、次年度に向けましてぜひ検討をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) よろしくお願ひします。

最後に、数点ちょっと言って、時間もないので。道路の除雪が本年度段差があるというのです。去年はすつと行った部分だったのですけれども、削り方がこんなのだったりとか、段差ができています。それだとか、交差点に雪が残って山になっている。そして、小学校の通学だとか何かで歩道がざくざくみたいなのです。去年と除雪の体制とか、方法が変わったのかどうか教えていただきたいという部分があります。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 基本的に除雪の方法は変わってございません。名寄地区が8社、

風連地区4社ということで、全部で12社の委託業者の皆さんにお願いをしておりますので。ただ、技術的な面について問われますとなかなか、それぞれの企業の中で、業者の中で研修などしているのだというふうに思います。オペレーターと申しますか、除雪やるにはやはり3年ほど助手席とかで経験を積みながらというようなこともお伺いしております。その意味では、今後道内でもそういう除雪の研修とかございますから、そういったところにぜひ参加をいただくようなことで業者のほうにはお話をしたいなというふうに思っております。

また、ことし雪の降り方、毎年ないことはないのですけれども、どつと降ってという感じですよ。道路の除雪ってどうしても少しずつ締めりながら、地盤が固まりながら、その上に新雪が降って、それをかき分け除雪をするというのが除雪をやる側としてはきっと一番いい状況だと思います。今回は、いきなり降って地盤がなかなかできない中で、路面と申しますか、表面だけが少し凍って、中がまだしっかりとできていないのに重機や何か、トラックだとかが道路走ると、中間が抜けてしまってざくざくの道路や何かができるのだろうというふうに思っています。これは、オペレーターの皆さんの技術だけではなくて、どうしても天候にも左右されるということについてぜひ御理解をいただきまして、そういう走行において危険なような道路についてはそれぞれ委託業者の皆さんに現地のほうで削るだとかということで指示を出していますので、その点は御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) もう一点だけ。去年もおととしも国の工事、道の工事があるって、名寄市の工事もあったのですけれども、ダンプが間に合わないという状況が何年も続きました。ことしはダンプもたっぷりあり、排雪の機械も2台あり、

順調にいく予定なのか、そこの予定が無理かという部分をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) ことしの排雪にかかわってですけれども、基本的には名寄地区が3セット、風連地区が1セット、4セットということで、これは委託の中でお話をさせていただいておりますので、今近郊で大きな公共事業があるというような状況にもございませんので、そのことについては委託業者でも確認をさせていただいておりますので、その辺は大丈夫だというふうに今の段階では言うておきたいと思えます。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) 中村部長の大丈夫だの声を聞きまして、市民も安心されたのだというふうに思います。よろしく願います。

次に、福祉灯油の件についてお尋ねをいたします。まず、先ほど言われておりました、本当に社協でこの年末助け合いの義援金配付等々でグループホーム等々に配付するという部分なのですけれども、障害者、ほかの地域では障害、低所得者に与えるところもある。身体障害者のいる世帯に与えるところもある。身体障害者の世帯だけのところもある。そして、生活保護を受けているところにも支給しているところもある。名寄は、この辺はどういうくくりで社協はやられているのか、ちょっとわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長(田邊俊昭君) お答えします。

本市が実施させていただいております福祉灯油の支援事業につきましては、議員おっしゃったとおり歳末助け合いの義援金の配分世帯ということにさせていただいておりますので、本市としては真に生活に困られている方に支援させていただきたいというふうに考えております。歳末助け合いの

配分世帯の中には、母子世帯、父子世帯、それから独居老人世帯、多子世帯、長期病弱者を抱える世帯、あとその他の世帯というような世帯に支援をされておりまして、今年度の本市の状況でありますけれども、福祉灯油の支援の低所得者世帯、今のところ109世帯でございますけれども、そのうち障害者の世帯が25世帯あります。また、本支援事業につきましては、議員御存じのとおり施設やグループホームなどで自立を目指されている障害者の世帯の方にも支援させていただいております。昨年度実績で先ほど申し上げましたが、107世帯に支援をさせていただいております。また、一部生活保護世帯にも支援をされている市もあるようでございますけれども、生活保護世帯につきましては11月から3月までの間、冬季加算ということで、冬に生活のお金が加算されておりますし、また薪炭費が支給されておりますので、冬季の燃料代についてはそちらのほうを活用いただくということで、生活保護世帯に対する支援は考えておりません。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

平成27年度予算案にかかわって外3件を、佐藤靖議員。

○6番(佐藤 靖議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問してまいります。一部午前中の一般質問との重複あるいは答弁で理解した項目については割愛をさせていただくことを御理解いただきたいというふうに思います。

最初に、平成27年度予算案にかかわり質問をさせていただきます。1点目は、新年度予算案策定に向け11月1日付で出された市長訓令及び総務部長事務連絡についてであります。この中で平成26年6月24日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針で、地方財政制度に関し、危機対応モードから平

時モードへの切りかえを進めていくとしたことを強調していますが、同方針によって地方財政に与える影響、特に地方交付税に関してどのような変化がもたらされると推察をされているのか、まずお伺いをします。

あわせて、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図るとする方針についても財政当局はどう分析され、どう対応しようとしているのかをお伺いします。

その中であって市長訓令では、名寄市の財政を自立的な財政運営とは言えない状況、楽観視できるものではないとしました。実際これらの状況は、さきに明らかにされた中期財政計画において27年度、28年度と基金に依存した財政運営を強いられることが明らかになりました。これを踏まえ、各部次長職の職員に前例を踏襲せず、PDCAサイクルの中で事業を捉え、見直しを図ることを求めています。具体的にどういうPDCAサイクル手法を示し、見直しを求めたのかをお答えをいただきたいと思えます。

さらに、総務部長の事務連絡で経常経費中心に前年度当初予算以下の範囲内となるよう十分留意することを求めるとともに、旅費については従来どおり1業務1人出張の原則の踏襲、または道外出張は原則認めずとしています。これまでの議会議論を含め職員意欲、意識の停滞を招くことが懸念されますが、お考えをお伺いします。

次に、地方財政計画の見直しについてお伺いたします。名寄市の財政計画及び運営に大きな影響を与える地方財政計画について、国の提示が衆議院の解散総選挙に伴い年明けとなることが予想されています。これにより名寄市は同計画が示されない中での編成作業となりますが、そのような状況下において地方財政計画をどう見直し、新年度予算編成に当たって対応されようとしているのか、特に留意している事項についてお伺いします。

新年度の予算規模と主要事業については、午前中の答弁で理解をしましたので、割愛をさせてい

たきます。

2点目は、市民生活向上策にかかわってであります。まず、基本的な考え方と支援についてお伺いします。さきに述べましたように、名寄市中中期財政計画によりますと25年度決算までの黒字基調から新年度以降基金に依存する財政運営となるとともに、名寄大学短期大学部も児童学科を4大化しても赤字基調が想定されています。さらに、新設を含め公共施設の維持管理経費、老朽化した公共施設の改修、さらには名寄市立総合病院の状況などを鑑みると、名寄市の財政運営はより厳しさを増すことも想定されますが、そのような情勢下でも市民生活を向上させるため、改めて基本的考えと姿勢をお伺いしておきます。

次に、三位一体改革時の施策の見直しについてであります。国の財政再建などを目的に実施された三位一体改革により、市の大きな財源である地方交付税が減額傾向となったことで、市は市民理解を得ながら負担を求める施策を展開してきましたが、この後も続く少子高齢化、市内経済の低迷状況、消費税増税、電気料値上げ、化石燃料の高値、年金減額などから、改めて市民の皆さんが厳寒豪雪の名寄の地でより生活、そして活動がしやすい環境をつくり上げるため、ソフト施策を中心に見直しが必要と考えますが、御見解をお伺いします。

また、負担と軽減のあり方についてであります。ここ数年続く大型事業施策展開は、市民の声をもとに策定された総合計画に基づくものであることは理解しますが、一方では資材の高騰、労働力不足などにより、より財政に影響を与え、ひいては市民生活に影響を与える結果となりかねません。名寄市の現状に合わせ、これまで以上に一人一人の市民が安心してこの地で生活できることを重点に置き、既存施策を既得権化せず一から見直し、市民が安心して生活できることに転化するときと考えますが、御見解をお伺いします。

3点目は、名寄地区中心市街地活性化にかかわ

り、個店主らとの協議経過及び結果、同協議に基づく今後の方針についてお伺いします。川田経済部長は、さきの第3回の定例会で私の一般質問に答え、名寄地区中心街活性化のため個店主らの意見を聞くことの重要性で認識が一致しましたが、新年度予算編成時期を迎えどのような協議を行ってきたのか、また同協議に基づき今後の活性化方針はどうあるべきと考えているのかお伺いします。

最後に、名寄市立総合病院にかかわり、まず今年度上半期の収支についてお伺いします。行政報告の中では、会計制度の変更で退職手当引当金を計上したことに伴い、全体で20億7,649万円の純損失となったものの、制度の変更を抜けば1,249万円の損失というふうに述べましたが、医業収益で3億4,453万円の損失になっており、改めて経営健全化についてどのような方針で臨まれようとしているのかお伺いします。

さらに、来年度の医療スタッフの見直しについてであります。救命救急センターの進行状況を含め新年度の医療スタッフの状況についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) ただいま佐藤議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び大項目の2につきましては私のほうから、大項目3につきましては経済部長から、大項目4につきましては市立病院事務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、平成27年度予算編成にかかわって、小項目の1、市長訓令及び総務部長事務連絡について申し上げます。まず、危機対応モードから平時モードへの切りかえによる地方財政への影響についてであります。いわゆる骨太の方針では、地方行政財政制度における基本的な考え方を示す部分におきまして経済再生の進展を踏まえてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくとされてお

ります。平成20年のリーマンショック時には、既に日本経済もグローバル化の中でありましたので、その影響を強く受け、特に地方交付税を中心とした地方財政に与える影響は大きいものでありました。このため平成21年度より地方交付税に別枠加算や歳出部分の特別枠を設けて、地方交付税の増額が出されてきたところです。しかしながら、本年8月の総務省の平成27年度地方交付税の概算要求の概要によりますと、ここでも危機モードから平時モードへの対応としまして平成26年度で6,000億円あった歳入の別枠加算を5,000億円としております。歳出部分の加算については触れておりませんが、地方交付税総体でも約8,400億円の減、率にして約5%減の概算要求額でありますので、交付税は削減方向に振れてきたものと推察しております。

次に、財政マネジメントについてであります。財政マネジメントの強化につきましては、骨太の方針の中に具体策が出ております。情報開示の推進、地方公会計の整備、公共施設等総合管理計画の推進、また公営企業会計の適用推進などが挙げられております。これらの方策には、大きく地方財政の透明性、予見可能性の向上ということでもとめられております。さきに御質問のありました危機モードから平時モードへの切りかえとともに、骨太方針における基本的な考え方として、人口減少などの経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けて取り組みを加速して進めていくとあります。名寄市におきましても人口減少等に加え、合併算定がえの減少など将来における財政課題がありますので、これらの課題解決における有効な手段として財政マネジメントの強化は必須のものと考えております。また、地方創生による頑張る地方の支援を想定しますと、名寄市の事業を組み立てる上でも財政マネジメントは重要であると認識をしているところであります。

次に、PDCAによる事業の見直し等について

であります。予算編成におきましては予算案の作成で計画し、執行においてその予算を実行し、次年度予算編成においては前年度までの効果などを評価、検証して、これを反映した予算見積もりを提出するという実践を繰り返してきております。これらを通じまして基本的なPDCAサイクルの中で予算組みを行っているものと認識しておりますが、平成27年度予算編成会議におきまして長期的な視点に立った事業構築と現状のデータなど実態が把握できるものを求め、査定の中でも事業効果の検証が可能となるよう改めて指示したところであり、11月20日開催の係長会議におきましても同様の指示を行ってきたところであります。ただし、現状における課題についても認識をしているところであります。予算編成において一定のPDCAサイクルによる予算案が作成されたとしましても、全体の事業執行や行政運営において実践が伴っているかなど検証し、改善を図る必要があると認識しており、行政評価や総計ローリングなども含めたPDCAの確立に向けて引き続き検討してまいります。

次に、職員の道外出張等についてであります。厳しい財政状況の中で経常経費の削減を視野に入れ、旅費の扱いにつきましてもできるだけ無駄のない予算要求を求めているところであります。ただし、旅費の査定の中で特に研修関係に係る旅費につきましても担当課から聞き取りを行いながら、所要の費用について計上してきております。また、道外旅費につきましても行き先、目的などの資料を提出してもらい、同様に聞き取りを行いながら必要に応じて予算措置をしているほか、本年度名寄市職員自主調査研究グループ道外視察研修助成金交付要綱を新たに設け、自主グループ等による道外への先進地視察に対する助成制度をスタートさせたところであります。

なお、経常経費については可能な範囲で削減することを目標としておりますが、旅費のみならずその効果を検証しながら査定作業を進めていると

ところであります。

続いて、小項目の2、地方財政計画と新年度予算について申し上げます。地方財政計画の提出につきましては、例年ですと年末に概要が示され、年明け1月中旬までには詳細が示されるところであります。平成27年度地財計画は大きく後ろにずれ込むものと想定をしております。また、経済対策として国の補正予算も提出されるものと考えておりますので、これらの財源及び消費増税延期による平成27年度の国の予算に係る財源も含めて調整にはかなりの時間を要するものと推察しているところであります。しかしながら、地方創生関連法案の成立など、平成27年度の地方に対する国の支援については大枠で出てきたものと認識をしているところであります。今後頑張る地域に対する支援策が具体的に打ち出されることとなりますが、詳細はまだ明らかとなっておりませんが、これにも時間がかかるものと思われませんが、準備についてはできる限り早く取り組む必要があります。当初予算の中でも今後の展開に柔軟に対応できるような組み立てが必要と考えているところであります。

次に、大項目の2、市民生活向上策にかかわって、小項目の1、基本的な考え方と姿勢について申し上げます。さきにお示しをいたしました中期財政計画におきましては、平成27年度から28年度において多くの歳入不足が見込まれ、結果として基金を繰り入れざるを得ない財政状況となるシミュレーションとなりました。このような厳しい財政状況に対応するために一定の額を基金に積み立ててまいりましたが、この基金の活用も含め財源の有効な配分や用途については市民の皆様との協働のまちづくりという原則に立ち返り、ともに議論を交わしながら進めていくことが重要と認識をしております。予算編成訓令の中におきましても市民ニーズの現状について各課で十分に議論するよう示したところであります。真に必要な市民サービスに応えるためには、実績の把握は欠かせな

いところであり、その根拠となるデータの活用などにより、さらに効果的な予算編成、市民主体の行政運営に努めてまいります。

次に、小項目の2、三位一体改革時の施策見直しについて申し上げます。三位一体改革による地方交付税の削減から平成18年の新名寄市として新たな段階に至り、今日までの間行財政改革を初めとして必要に応じての市民サービスや市民負担の見直しなど厳しい名寄市財政のもとにおいて財源配分または公平な市民負担のあり方について適宜見直しを行いながら進めてきたところであり、さきに予算編成の中でも触れましたが、国の施策も頑張る地方を応援するという形に大きくさま変わりしようとしております。この流れの中で名寄市の施策のあり方もまた見直しの時期が来ているものと考えております。少子高齢化、厳しい経済環境の中で、市民との協働の考えのもとに真に必要な市民サービスは何か、また事業によっては負担を求める場合もありますし、サービスを受ける範囲などにつきましても十分検討しなければならないと考えているところであり、また、常に念頭に置かなくてはならないのは、将来にわたり持続可能な市民サービス、長期的な視点に立ったまちづくりでありまして、そのためには市民や地域活動の活性化も重要であると認識をしております。

次に、小項目の3、負担と軽減のあり方について申し上げます。さきの総合計画後期計画実施計画の見直し、また現在新年度予算の要求が締め切られましたが、これらの内容からうかがえますことは老朽インフラ、老朽施設の改修が相当数出てきており、義務教育施設の建てかえなども含めて必ず実施しなければならないハード整備があることであります。さきの財政マネジメントの中でも若干触れましたが、公共施設等総合管理計画等の策定を通じ、効率的、効果的な施設のあり方、賢く長く使う施設のあり方を模索することも重要であると考えております。また、必要なハード整備

においては適正な規模やそれらの使い方、ランニングコストも含めて十分検討してまいります。この間取り組んできたハード事業につきましては、老朽施設の後継施設として、また施策の推進に必要な施設などについて市民の御意見を伺い、検討しながら進めてまいりました。ソフト事業については、毎年度新規事業を構築してきておりますが、重要なことは的確な市民ニーズを酌み取っているかであります。また、その施策に対し市民の皆さんの評価をいただかなくてはなりません。市民と協働のまちづくりの観点からも必要となる財政情報や行財政改革の情報などを開示し、より透明性のある行政運営を通じて今後とも市民の皆様の意見をいただきながら公平、公正な負担に留意しつつ施策を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 私からは、大項目の3、名寄地区の中心街活性化にかかわって、小項目1の経済部長が示した個店主らとの協議経過及び結果についてと小項目2番目の今後の方針についてまとめてお答えいたします。

9月の定例会以降、中心街活性化等についての協議については、10月に名店街事務局、11月に名よせ通り商店街役員の方々と懇談をする機会を得ることかできました。この中でも自分たちの商店街を含めた今後の環境整備のあり方、中小企業振興条例施行規則による支援制度なども含めて情報交換をいたしました。この懇談の中では、新年度予算に向けての要望等の意見はありませんでしたが、中小企業振興条例施行規則の見直し作業については商店街の皆さんも一緒になって検討していたことのご了解をいただいたところであり、今回の懇談を始まりとして今後も各組合が開催する会議などに市担当者も参加させていただきたい旨の御依頼をさせていただいたところであり、

また、9月定例会におきまして塩田議員から商業者の皆さんへの情報伝達を含めた連携不足につ

いての御指摘などもいただきまして、商工会議所、商工会の事務担当者との定期懇談の場で改めて国、道などからの情報等を含めて関係機関、関係者における情報共有や相互の意思疎通が図れるようそれぞれの役割について確認させていただいているところであります。

次に、今後の方針についてですが、9月定例会でも申し上げましたが、現場に足を運び生の御意見をお聞きすることがまず第一歩だと考えており、先ほども申し上げましたとおり各商店街組合等の皆様の御意見をお聞かせいただくためにも関係機関連携してそれぞれの会議等がある際に参加させていただけるよう依頼させていただきたいと考えております。そういった中で、少し時間はかかるかもしれませんが、中心街、商店街の今後に向けて、市、商工会議所、商店街組合それぞれがどういった役割を持って取り組んでいけるのかについて考えていかなければならないと思っています。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目4点目の名寄市立総合病院にかかわってについて申し上げます。

初めに、上半期における収支状況について申し上げます。医業収益では、入院収益や外来収益などの合計額で前年比1.4%、5,087万円の減となり、医業費用では給与費、材料費や減価償却費などの合計額で前年比2.1%、8,029万円の増となりました。この結果、医業収支では3億4,453万円の損失となったところであります。昨年の同時期に比べまして1億3,000万円ほど収支が悪化しておりますが、その主な要因としては、収益では1つとしてことし4月から地域包括ケア病棟の開設準備のため5階西病棟を4カ月間一時休床していたこと、2つとして平均在院日数の短縮などが挙げられ、また費用の面では本年3月に完成した新館の減価償却が今年度から始まること大きいと考えております。入院と外来の収益を

合わせた稼働額については、9月と10月は前年度の実績を上回っておりますので、このまま順調に推移することを期待しているところであります。

経営健全化に向けては、これまでの収益確保と経費削減の取り組みに加え、今年度は収支改善策の提言や勤務、職場環境についての職員満足度を含めたアンケート調査を全職員に対して実施し、集計結果をパソコン、ウェブ上で周知するとともに日常業務の見直しや経常的な経費の節減については先行して各職場で取り組むよう協力を要請したところであります。今後は、優先的、重点的に取り組むべき事項を精査し、全職員一体でさらなる経営改善と職場環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、来年度の医療スタッフの見直しについてお答えをいたします。初めに、救命救急センターにつきましては本年8月に名寄保健所に対して事業計画書を提出し、協議を進めているところであります。10月の末に北海道保健福祉部の現地調査があり、施設設備、医療機器等の確認とセンターに従事する職員の状況などについて説明をしたところであります。今後は、上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議及び北海道総合保健医療協議会などの審議を経て平成27年度のできるだけ早い時期に指定が受けられるよう看護師等の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療スタッフの状況については、医師は大学医局の人事がこれから本格化していくこととなりますので、現在のところは未定であります。救急科については旭川医科大学の救急医学講座から派遣していただけることになっております。看護師については、現在のところ平成27年度の採用者は9名であります。一方、退職者は定年退職者が8名で、そのほかに早期退職者が10名程度出る見込みであります。定年退職者のうち7名の方が再任用で残っていただける予定になっておりますが、今後も厳しい状況が続くものと考えております。看護師等の人材確保は、病院経営を安定

的に運営するために必要不可欠でありますので、今後もより一層さまざまな施策に取り組みながら人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再度質問していきたいと思えます。順序が逆になったりすると思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

今松島部長から病院の状況の御報告をいただきました。経営健全というのは命題でもありますので、何としても御苦勞でしょうけれども、達成できるように期待しておりますけれども、やっぱり問題は人材、特に今救命救急センターの関係も27年度の早い時期というお話でありましたけれども、一方では看護師の人材確保に努めたいというお話もございました。さらに、来年度の体制からいけば看護師は9人新たに採用するけれども、8人が退職、7人が再任用。だけれども、10人が早期退職ということになっているそうでもありますけれども、まず差し支えなかったらこの早期退職者10人の状況というか、年齢的あるいは理由もわかればお話しできる範囲で御説明いただきたい。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 10名というところは、今看護部のほうで面談等しながら、あくまでも見込みといいますか、当然これから3月になりまして御主人の転勤等とかも絡んできますので、あくまで予定ということなのですけれども、年齢につきましては平均しますと20代から30代ぐらいの方が多いのかなど。1つは、スキルアップを目指して札幌圏のほうの病院ですとか、例えば自分の専門の看護を目指したいだとか、そういう方も何名かいらっしゃいますし、また御家庭の都合といいますか、結婚ですとか、そういう部分でという方もいらっしゃると聞いております。病院としては、新人看護師の確保も大事

なのですけれども、やめないような職場環境、離職防止策についても看護師確保の中で重要と思っておりますので、さまざまな、特にアンケートの中でいわゆる休暇がとれないですとか、幾つかそういう項目も出てきておりますので、それらの対策については業務改善あるいは他職種との協力、連携なども踏まえて、できるだけの対策はとっていかうと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) そのような状況からでしょうか、最近看護師さんの間では、外来は全て正看ではなくて臨時の看護師さんにかえるのではないかと。要するに病棟を充実させるための方策をとるのではないかという話で、戦々恐々という状況もあるみたいですが、この辺についてはもう確定をしたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 今御指摘ありましたように、当院で一番不足しているのは病棟で夜勤をできる看護師の数が一番不足しております。ですから、看護師総体は何人かいても夜勤できる人が限られているというところで、病棟運営が窮屈になっているというのは実態でございます。御指摘のように外来につきましては、助手さんですとかクラークさんですとか、幾つか他職種の方でサポートをしておりますして、病棟で勤務する看護師が少ないものですから、外来での業務の改善、見直しを図りながら、病棟に行ける人は行っていただきたいということは看護部のほうと調整をして、そういう話をしているのは事実ですけれども、だからといって臨時職員云々という話はしておりませんので、ただ実態としては外来よりもどうしても病棟に厚くしないと病棟運営ができないということですので、そこのところは御理解をいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) それと、もう一点、救

命救急センターのことで、平成27年度の早い時期ということでもありますけれども、近年日本の救命救急センターというか、施設というのは、諸外国から高い評価を受けている。特に評価を受けているというのは何かというと、救命救急センターの近くにMRIですとかCTですとか、要するに患者さんを受け入れるとすぐ検査をして対応ができるというシステムが日本がやっぱりすごいというのが諸外国の医学関係者の一致した意見だそうで、うちの病院は今救命救急センターをつくる時に、MRIは地下1階であります。CTは近くにあると。今後病院の経営あるいは救命救急センターを充実させるときを考えたときに、こういうMRI、医療機器、救命救急に対応できる配置に向けた病院の改築、あるいは先ほども言いましたけれども、看護師さんの不足なんかを考えると懸念されている看護師寮の設置を含めて、病院側としてはどのような施設整備をしていくのか。例えばMRIは今のままでいいのか、CTも全然手つける気はありませんというならそれもそれですけれども、その辺を含めてどういうふうな、お考えがあれば教えていただきたいなと。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 医療機器ですとか施設設備の件につきましても先般の北海道のほうで現地調査に見えたときに全部一通り見ていただきまして、その中で施設設備あるいは医療機器等については、御指摘のようにMRIは地下ですが、救急からそれほど時間がかかるものではありませんので、1階の放射線、CT関係、それから地下のMRI等も問題ないといえますか、そのようなことで対応しております。ただ、CTですとか血管造影室については、設備等が若干医療機器とか経過年数もたっておりますので、そこは総合計画の中にも盛り込んでいるのですけれども、計画的に医療機器の更新というのは必要になって、救命センターとは別に必要なものは、医療機器の設備は整えていかなければならないと思っ

ています。

また、看護師寮につきましては以前お尋ねがあつて検討しているというところなのですけれども、比較的若い職員ですとか、今回の設問で若い職員の中に看護師寮というのを調査項目に入れておまして、それほど思った以上に希望する人はいなかったということもありまして、やめるわけではないのですけれども、実は場所等の問題もありますので、そこはもう少し慎重に検討しながら今後対応していきたいなと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) 病院は、御承知のように事業会計ということでもありますので、一番いいのは病院の経営が健全化されて、その会計の中で新たな対応をされるのが一番いいのですけれども、今の状況なかなかそうはなっておりませんので、とにかくいろんな課題は抱えておりますでしょうけれども、和泉院長を中心に病院の皆さんにはさらに御健闘されることをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、川田部長に9月議会、第3回定例会のことを含めてお話をさせていただきます。部長も商店街の役員の皆さんとお話をされたということでもありますけれども、なぜこの質問のときに個店主という言葉を使ったかということ、団体と話すことよりも、それは大事ですけれども、あのときの話では一人一人のお店屋さん、例えば後継者問題も含めて、いろんなことを含めて本当の本音を聞く、膝詰めで話しすることが大切ではないですかという、それは既に部長もそういうお答えをされたはずで。団体と話すのは、今までも商工会議所あるいは商店、名寄せ通り商店街あるいはほかの商店街も含めてであります。お話をされていると思います。そうではなくて、もう一歩二歩前進をして商店街の皆さんが本当にこれから名寄のあの地で経営がされていけるためには何ができるのか、何をしなければいけないのか。それは、私は待ったなしだと。今の状況からいうと、

もう待たなしの状況。特によろ一なができて、にぎわいはつくりました。そのお客さんとか、商店街に流れているかという、流れてはしないと、限られた点は流れていますけれども。何か違うところに問題点があるのをしっかり所管部は把握しないとだめなのではないですかという意味でのお話で、それを早急にしていただいて、来年度予算でできるものはやっていくという取り組みが必要ではないですかということだったのですけれども、どうもやっぱり団体に話がされているようでありまして、今後も今答弁のあったような方針でいくのか、本当に膝詰めですっきりと話し合って名寄の商店街の活性化をつくり上げていこうとされるのか、改めて所管の部長としての御答弁をいただきます。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 今後の個店主さんとの話し合いということで、私も今回の27年度の予算編成時に営業戦略室とも十分話しさせていただきました。まず次年度の営業戦略にさまざまな事業ありますけれども、今後中心市街地の活性化の事業が円滑に進むように、そういった部分でお話し合いもさせていただきました。その中でこの間商店街連合会の皆さんだとかということでもちょっと話は調っておりますけれども、活性化の部分につきましては今後検討会をつくりまして、その中には当然商工会議所なり商店街さんもみんな入るのですけれども、それとともに先ほど9月の段階でも言いましたとおり、やはり個店主さんの御意見をお伺いすることが大事だということに思っておりますので、この間そういった部分ではできませんでしたが、そこはきっちりやって、この活性化の議論をつくっていききたいなというふうに思っておりますので、そういった考えで取り組んでいくということでお話をさせていただきます。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) 前回か前々回、山田議員が農政が暗いというお話を、ここで繰り返すのはあれですけども、今商店街で言われているのは名寄の経済部長の顔が見えない。だから、私はもうちょっと部長として、農政は部長はよくわかっていらっしゃる。やっぱり商店街とすれば、どちらかというところと営戦の室長ですとか、水間課長ですとか、そういうところにおいて、経済部長が見えないと。だけれども、名寄の商店街を含めて経済界を引っ張っていくのは、当然ながら市長はそうでありまして、事務方で引っ張っていくのは経済部長。だから、いろんな方とお話をして実態を把握するとより現実味が出る施策が展開できるのではないかという意味ですので、これは変に中傷、指摘とは思わないで、激励だと、頑張ってくれというエールだというふうに受け取っていただいて、少し汗をかいていただければと思います。ここはお願いをしておきます。予算編成の時期でありますので、そんなにならないと思いますけれども、次の新たな議会の選良の皆さんが補正で議決できるような施策の展開があればというふうに思いますので、よろしく願います。

2番目は少し飛ばして、1番目、財政、予算関係でありますけれども、それぞれ市長訓令の中でお書きになっていることは、多分この平成27年度の地方財政の課題ということで、総務省が8月29日に報道発表されている内容が主だと思います。この中で1つ抜けている。私ちょっと心配しているのは、書いてあることはほとんど書いてあるのですけれども、答弁にもありましたが、公共施設等総合管理計画の策定、ICTを活用した地方公会計の整備、公営企業会計の適用の拡大などにより地方財政のマネジメントを強化する。この後に、とともにという言葉があつて、公立病院などの公営企業、第三セクターなどの経営健全化を推進というふうに書いてあるのです。総務省が言う、うちでいえば公立病院ということになります。これの経営健全化を推進という言葉の意味、これ

が要するに再編を推進するという意味なのか、例えば補助、お金をくれるという意味なのか、財政当局ではどういう受けとめを、この表現の公立病院などの公営企業、第三セクターとの経営健全化を推進という意味を捉えていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 公営企業の関係につきましては、公営企業法の法適を適用して健全経営と、それから人事権も含めた事業管理者ということで、よりマネジメントを生かして経営健全化を図ると。その部分が市立病院と、それから水道会計については法適をやっていますけれども、例えば下水道会計については法適にしないといいたいながらまだ法的になっていないところもあると。それから、病院の関係については、済みません。法適にまだなっていませんので、そういう意味でいうと公営企業のマネジメントを高めて、適正な受益者負担を求めてサービスも提供するということも含めて、そういう部分でいうとまだまだ改善の余地があるのかなということで、より一層進めなさいと、こういうふう認識をしております、そのところについてはそれぞれ予算査定の中でこれまでの決算状況、それから中期、長期の収支計画も含めてさまざまな検討しておりますので、今回の答弁の中で漏れたかもしれませんが、国から出ている内容につきましてはそのように理解をしておりますので、今後についても全てが全て法適にはいかななくても、適切な公営企業の運営について健全経営をより一層目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 副市長のおっしゃるのはわかるのですが、今公立病院、特に自治体病院というのは7割、8割赤字という状況があって、国としてもいろんな再編プランや何かを含めて、健全化プランを含めてつくれというふうに行っているけれども、それがうまくいかない。

進んでいないということからこれが出てきたので、この経営健全化を推進、最後の推進のこの2つなのです。これが何を意味しているのかが読み取れないのです。おっしゃるように会計を中心とした経営健全化というのならわかるのですけれども、この文章からは経営健全化を推進という言葉だけなら、例えば会計をそういうふうにしたって経営健全化を推進することになるのかということ、今もうちょっと違う意味が含まれているのかなという気がしたものですから、そういう意味で財政当局というか、精通されている佐々木副市長あたりは、どういうふうに認識をされているのか。病院のほうでもお感じになっていたらお答えをいただいてもいいと思うのですけれども、ちょっとそこをもう一回改めて確認をさせてください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 失礼しました。病院の健全経営の関係につきましては、24年度決算でいきますと約半分が収益的収支が黒字になりました。これの主な要素は、平成20年に地方交付税制度を活用して公営企業である病院会計のほうに相当の交付税のてこ入れがありました。名寄市立病院に置きかえますと、この5年間で単純に改革プラン前と改革プラン後では3億5,000万円程度の国からの支援が入っています。市立病院におきましてもその間1,800万円と8,300万円ぐらいだと思うのですけれども、2回ほど収益的収支は黒字になりました。その後入院患者の減と、それから施設整備等も含めましてかなり経営的には収益的収支は赤字の傾向になっていきますけれども、国のほうとしては1回目の改革プランで相当てこ入れをして、一時的には50%の公立病院が黒字化したと。それがまた若干60%近くに落ち込んできているという事態について、今のところ財政的支援の拡充については、見えているのは病院事業を使って、起債を使って施設整備をしたときには借金の2.5%を支援すると。それを来年以降については40%にかさ上げをしたいと。

そういう支援については見えていますけれども、財政当局としてはより一層の健全化については病院内部がやるべきでないかという方向に少し動くのではないかなという認識を持っておりますので、今後の関係については少子高齢化、人口減少の社会の中で病院の果たす役割がどのように評価されるかについても国のほうから次なる改革プランの指針が今年度中に出てくるという話も聞いておりますので、それを見ながら財政支援がより拡充されるのか、より内部的な健全経営を求められるのか、この辺についてははっきり情報を収集してまいりたいと考えています。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) 今副市長おっしゃるのは、私の心配するのはそのことなのです。国は、やはり2015年度、来年度から国、地方合わせた基礎的財政収支の赤字対GDP比を2010年6.6に比べて半減させると。3.3%にするという。その一方では、消費税を10%上げるのは延伸をされたわけですし、財政は苦しいというのはわかり切っている。一方では、その先では2020年にプライマリーバランスを黒字化するというふうに話を国はもう国際約束をしているときに、今年度の27年度地方財政の課題を見ると、一般財源は実質的に水準を確保しますとか、地方交付税の総額は適切に確保しますというふうに総務省は言っておりますけれども、本当に今後を考えたときにどうなのかなと。そういう意味では、一番全国的に、もう国立も都道府県立もそうであります。病院がやっぱり公的病院というのは厳しいという状況もあって、ここに経営健全化を推進という言葉が出てきたのかなということちょっと懸念をしておりましたので、今副市長おっしゃるようにしっかりと状況を見据えて情報を収集されて、市民の生命を、健康を守っている施設でありますので、さらなる経営健全化が図れるように、これ以上不良債務までいかないように、ぜひしっかりと見据えていただきたいと思います。

それと、どうもわからないのは、総務部長の御答弁であります。PDCAサイクルの関係ですけれども、部長がおっしゃっているのは、私前日も前部長のときもこの議論をさせていただいて、名寄にもっとわかりやすい名寄らしい方式をつくるべきではないかと。総務部長もそれを検討していきたいというふうに言って出てきたのが今回の指導の中でPDCAサイクルを云々という表現をされているので、確立をしたのだと。言っているのはそのとおりなのです。ここで言うのは計画実行、評価、改善、この4段階でいからPDCAサイクルというふうに言うのですけれども、これは本当にわかりづらくて、やっぱりそれぞれ実態があるので、それに合わせたシステムが必要だろうというのはもう旭川もどこもやっているところで、名寄市も当然つくり上げて今回の27年度の予算の説明の中に盛り込んだのだなというふうな思いをいたしましたけれども、部長の答弁はちょっと曖昧。引き続き検討したいですとか、現状の課題があるとかいう、つくったのですか、つくらないのですか。つくるのですか、つくらないのですか。はっきりさせていただきたい。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) PDCAサイクルの関係についてでありますけれども、PDCAについてはサイクルというのがありますけれども、個別に予算は予算で、総合計画は総合計画で、個別の事務事業は事務事業で常に取り組みなければいけない課題だというふうに考えています。そういった意味では、今回予算査定に当たって改めてPDCAという、これはこの間も出してありますけれども、指示させていただいたのとあわせて具体的には資料も提示いただきながら、予算編成の中で成果をもとにどのような改善が図れるのかも含めて検討していきたいということで示させていただいたところであります。ただ、議員が言われるように旭川市の例をとりますと、総合計画を基本に通年でのPDCAサイクルというのを設けてい

るということでもありますので、現状認識の中でも課題があると申しあげましたのは、今回予算編成の中でのPDCAはしっかり資料を出していただきながら取り組むということでは話してはいますが、通年ベースのサイクルについては今まさに検討しているところで、前回前部長が答弁をしてから、実は主管課長を中心に何回か集まって、年間で通してのPDCAサイクルについて検討した経緯もあります。ただ、残念ながらまだ明確な形で通年を通してのサイクルというのはできておりませんが、最後にここで先ほどPDCAでも申しあげたように、行政評価ですとか、さらにはそれを踏まえてのローリングがありますし、それを踏まえての予算編成という一連の流れがありますので、この中を通じて年間のPDCAサイクルについて確立に向けてまた引き続き検討させていただきたいという内容でありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） わかりました。そのことについては、継続的に早急に具体的に協議されることを期待しておきたいと思えます。

最後に、市民生活向上策、特に三位一体改革で関連してやった施策の見直しについてということでもあります。本日は一般質問ということで、議会では既に御承知のとおり質疑と一般質問というのは何が違うかというのは、質疑は疑義をただすということでもありますので、一般質問は自分の意見を述べて、議員としては唯一自分の意見を述べられる場ということで、ある意味では市長と見解の不一致になるかもしれないけれども、それはしようがないということでもありますので、1つここからは市長と議論をさせていただきたいのですけれども、特に三位一体改革の関係で地方交付税が相当厳しい状況になるということで、当時いろんな手法を設けて施策が展開されました。その中で特に地域からどうにもならぬぞと言われたのが2つありました。1つは敬老事業補助金、2,000

円から1,500円に500円カットをされました。もう一つは、借上げバスの有料化であります。特に今敬老事業ほとんど地域でやっておりますけれども、地域でやっている敬老事業で一回2,000円で水準を上げてやると、今1,500円に落ちてもやはり一定程度町内会で負担をして事業を展開しなければいけない。敬老事業は、もともとはやっぱり敬老ですから名寄市の発展に尽くしてくれたお年寄りも敬う事業として、一番名寄市としても大きいのをやりましたけれども、地域それぞれで密着をしてお年寄りたちに感謝をしようという取り組みでスタートしたものであります。今町内会の加入率が減って、あるいは高齢者がふえている状況からいうと、もうこれ500円バックして、それこそ2,000円にもう一回戻して取り組むということが必要ではないかというのが1つ。

もう一つは、借上げバスについてでありますけれども、来年度から借上げバスがまた値上げするというので、各団体の皆さんに今御案内をしている。その理由は、国土交通省において平成24年4月の関越道で発生しました都市間バス事故をきっかけに苛酷な労働条件を改善するために下記の新単価基準が示されましたということに基づいて見直すということになっておりますけれども、今市内の市民団体の活動あるいは町内会の活動、老人クラブは1割負担ということで軽減しているようでありますけれども、そこを考えたときに、構成メンバー、いろいろな市民の民度を上げる。いろんな取り組みを考えたときに、活発に利用できるシステムのほうに転換するほうが私は名寄市の市民にとって喜ばしいことであると。例えば老人クラブが1割といっても年間1回しか借りられないとなると、2回やるという今それこそ振興公社なんかそうでありますけれども、前は振興公社に食事に行ったけれども、今もう一つはバスで来てくれる温泉に行くと。例えば層雲峡でも今名寄までバスで迎えに来てくれますので、それに乗っていくという状況も、やっぱりただだと

いうのがあるのです。それと、無料の借りられた時期は、例えば町内会で名寄市内の施設見学会をやってみたり、近隣に勉強に行ってみたりという取り組みが積極的にされたのですけれども、そういうことを促進したほうが名寄に住んでよかったと市民の人が言えるような、たった2つの施策でありますけれども、いうことにつながると思うのですけれども、市長の見解を改めてお伺いをおきたい。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 当時の三位一体改革時代、あるいは合併の問題もあったでしょうか、そうしたことでさまざまな行政サービスにつままして市民との議論をしっかりと闘わせながら、これらの事業、場合によっては今までよりもマイナスのサービスの方向に進んだものもあったかもしれませんが、しかし財政の状況も含めて市民で積み上げて、議論の結果、今こうした現状になっているということは重く受けとめさせていただきたいと思います、まず。その中で、では財政がこれから、そのころから比べると一部好転はしているかもしれませんが、先ほどの予算の訓令等でもお話ししているとおり、決して油断のできる状況ではなくて、今後とも適正な市民サービスに関しては、原則受益者負担ということも含めてサービスを展開していくということが求められてくるのだろうというふうに思っています。その中でさまざまな知恵を絞って、敬老会事業に関してもより地域の皆さんのコミュニティーのお力もかりてということができないだろうか、そんなことだったのでしょうし、借り上げバスにしても一部そうしたサービスの低下はあったかもしれませんが、そうした中で今進んでいると、こういうことであります。

一方で、町内会の活性化というのが非常に大事だと。地域のコミュニティーの活性化が大事だということは私も同様に考えておりますが、この町内会のあり方そのものもしっかりとこれから考え

ていかなければならない問題だというふうに思っています、これは地域自治区あるいは地域連絡協議会と町内会とのあり方、そうしたことも含めて市民の皆さんで議論して決めていく問題になっていくのではないかと。その中でこうした施策が地域の活性化にとってより効果的だということであれば、それはまた事業の見直しを図っていくのだろうというふうに思っております。いずれにしても、来年度から2年間かけてまた新しい総合計画を策定していく段階に入っていくというふうに思っています。ここは1つチャンスと捉えまして、市民の皆さんとよりしっかりと対話をしながら、どのような地域のコミュニティーのあり方が望ましいのか、その上でこうした施策もどうしていくかということはずいぶん交えて市民の皆さんと話し合っていくことが大事ではないかというふうに思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○6番(佐藤 靖議員) 今市長がおっしゃるのもわかるのですけれども、例えば財政問題を壇上で構えれば、市民の皆さんにとってみればそれは議会なり理事者なり役所の人たちが考えればいいことでしょうと。そこを私たちに負担を求めるのではなくて、市長としてはもう一つ持たなければいけないのは、市民活動をどれだけ活発化させるか、元気づけるか。それに大きい障害ではないですけれども、もし障害になっているものがあれば一つでも二つでも軽減してあげるのがそれはトッパーリーダーの役割だと私は思います。それがあつたときに初めて市民の皆さんといろんな目線でお話ができる。それでいて、なおかつお願いをすることはお願いするという転換ができる。改めて民間から来た市長だからこそ、その視点をもう一度やっぱり持っていただきたい。本当に町内会、地域の皆さんというのは、この2つのことというのは物すごくやっぱり重荷になっている。だけれども、あのころは市に協力しないと、やらないと大変だと。だけれども、一方ことしの25

年度決算というのは黒字ですよ。お金いっぱいありますよと言わんばかりの広報が載ると、私たちのあれどこに行ったのよと。また次になると、いやいや、今度は基金に依存した財政運営が必要ですよという。市民の皆さんにとって常にそこに目を向けなければいけないのではなくて、もっと元気づける。これは、この一つ二つはやはりもとに戻して、皆さん一生懸命活動して、一生懸命支えてください、地域コミュニティと地域活動をしっかりやってくださいというのが一番いいと私は思うので、改めて最後に市長にお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員のおっしゃるとおり、市民の皆さんのそうした声も大きいのだということを受けとめさせていただきますが、一方で市の財政そのもの、これ市民の皆さんの生活そのものに直結するということも含めて、これだけの財政状況なのですよということもしっかりとやっぱり理解していただくことも必要なのだろうというふうに思っています。これからますます張りが求められていく時代になっていくのでしょうか。地方創生とって、この地域ならではのダイナミックな戦略と、そしてあわせて公共施設管理計画のようなやっぱりコンパクトにできるだけ効率的な行政運営ということが一層求められていく中で、こうした計画をこれからつくっていかねばならないわけでありまして。その中で市民の皆さんとしっかりと対話をしながら、よりよいものをみんなで作って上げていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時41分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

除雪について外2件を、高野美枝子議員。

○2番（高野美枝子議員） ただいま議長から指名いただきましたので、大項目3件について通告に沿いまして質問させていただきます。重複する質問もございですが、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうもすごく吹雪です。数年に1度の猛吹雪とのことですが、日本中が荒れています。道東では、停電や学校の休校、JRや交通機関もとまっています。被害がないことを願うばかりです。名寄市でも12月3日夜、70センチ以上の降雪があり、全国的に有名になりました。これからの季節、雪はこの地域にとって大きな課題です。第3回定例会では、大雨被害で質問させていただきました。雨の多い年は雪も多いと言われていています。そこで、今一番市民の関心がある除雪についてお伺いいたします。まさにきょうもそうですが、異常気象による大雪災害の対応について生活弱者に対するきめの細かい対応について、またいつも話題になる生活道路の確保についてお伺いいたします。

子供たちが安全であるために、通学道路の確保について、事故が多い交差点の除雪について、昨冬を踏まえて名寄市独自の取り組みについて、アンケート結果を踏まえた対策についてお伺いいたします。

次に、国はもちろんです、名寄市においてもふえ続ける高齢者に対応して、大項目の2番目、介護保険制度についてお伺いいたします。国の予算編成による影響について、今回の衆議院解散に伴い、国の27年度予算編成がおくれることの影響についてお伺いいたします。

国の社会保障制度が見えない中で、事業計画の見直しについて、名寄市高齢者保健医療福祉計画、また介護保険事業計画の見直しや策定の進捗状況についてお伺いいたします。

また、介護サービスを利用した際の自己負担や利用料、介護保険料がどのように変更になるのかお伺いいたします。

重ねて、名寄市における今後の対応について、低所得者の保険料軽減策への影響と今後の計画の進行状況についてお伺いいたします。

最後に、第3項目、名寄市における非正規労働者についてお伺いいたします。非正規労働者の現状について、また賃金、労働条件等非正規労働者の待遇について、非正規労働者の今後のあり方についてお伺いいたします。

以上3件について壇上からの質問といたします。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 高野議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、小項目1、異常気象による大雪災害の対応についてお答えいたします。生活弱者に対するきめ細かい対応としまして、現在の市道除排雪事業では限られた機材、労力に対応しなければならないことから、限定された条件の方の家屋、それぞれの対応は難しいと考えておりますが、間口除雪等も含めて当市の福祉担当が支援制度を設けており、生活弱者の対応につきましては名寄市高齢者自立支援事業条例におきまして高齢者等が自立した生活を確保するために必要な支援事業を行うことにより高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的として除雪サービス事業を実施しているところでございます。対象者は、70歳以上の高齢者で、世帯の前年の総収入が生活保護費基準額の1.3倍以下の方に対する除雪費用を1シーズン最大2万4,000円を助成する事業と生活保護を受給されている方々については最低生活に必要な内容の除雪を提供しているところでございます。

なお、風連地区の除雪サービスは、5年間の緩和措置を設けて段階的に統一をしているところで

す。

異常気象による大雪災害としては、災害対策基本法で豪雪と定義され、これらを受けて旭川地方気象台等では暴風雪による気象の表現に改善を加え、具体的にイメージができる表現、例えば見通しのきかない猛吹雪に変更しております。その他の関係機関では、外出というキーワードを中心に検討を行ってきており、外出を控えることの情報の伝達の仕方及び関係機関とその方法について調整を行ってきており、例を挙げますと数年に1度の暴風雪の際は数年に1度の猛吹雪となるおそれがあります。外出を控えてくださいという表現が用意されています。これらの情報は、二、三時間前から発表されますが、暴風雪時には外出しないことが基本となります。暴風雪は、洪水による災害とは性質が異なり、避難するという形はとれません。これらを受け、災害弱者の方への対応については、特に気象の状態や暴風雪時に外出を控えるなど命を守る行動についてもホームページや広報によって周知、啓蒙を図ってまいります。また、豪雪については、国及び北海道の支援協力が必要となりますが、広域での被害が出るような場合は上部機関の対応になる場合がありますので、それらを念頭に置きながら対応を進めてまいります。

なお、年明けの2月4日には豪雪災害を想定した災害訓練を予定しています。名寄市、名寄消防署はもとより、第1部では旭川開発建設部、旭川建設管理部、名寄警察署及び陸上自衛隊名寄駐屯地の関係機関と第2部では東地区連絡協議会との共催のほか、民間事業者にも御協力をいただきながら訓練を行うとともに、広く市民の皆さんに呼びかけ、展示、啓発を行う予定です。

次に、小項目2、生活道路の確保について、3、通学道路の確保について、4、交差点の除雪について、5、名寄市独自の取り組みについては関連がありますので、一括してお答えいたします。生活道路や通学路の確保につきましては、通勤や通学が始まる時間帯の7時30分までに除雪作業を

終了すべく努力をしておりますが、降雪状況によってはおくれる場合があることも御理解をお願いいたします。また、日中に大量の降雪があった場合は、郊外地においては再出動していますが、市街地は交通量や歩行者の往来、路上駐車などが多く危険であるため、翌朝午前2時から除雪作業を行うこととしています。今年度は、昨年の検証及び8月に実施した市民アンケート調査結果から、交差点の見通し改善要望が多く寄せられたことを受けて交差点排雪を従来にも増して重点的に進める計画であり、交差点の危険を減らす努力をいたします。

名寄市独自の取り組みとしては、除雪後の堆積により狭くなる道路幅員を確保するために、昨年から積み上げ除雪を一部路線で行っております。積み上げにより道路幅員を確保できた路線もありましたが、近接する家屋との間隔が狭いため、雪を積み上げられない路線や積み上げることにより壁ができてしまうなどの課題も明らかになったことから、排雪作業時には雪山の上部を撤去し、積み上げる雪のスペースを確保するなどの対処作業を取り入れて、さらなる除排雪の質の向上を目指してまいります。このほかにも雪堆積場の増設確保及び排雪ダンプ助成などを引き続き実施してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の介護保険制度について、初めに小項目1の国の予算編成による影響について申し上げます。

国におきましては、本年7月と11月に都道府県、指定都市、中核市の介護保険担当課長向け会議を開催、北海道は市町村に対する国の会議の伝達会議として8月と11月に平成27年度からの介護保険の改正内容について説明が行われたところであります。特に11月10日の国の会議においては、今回の衆議院の解散による影響は全く見込んでいない中での費用負担関係のスケジュール

が示されたところです。新聞報道等によりますと、平成27年度の政府予算案の閣議決定が越年する可能性が高いことから、予算案成立後に見込まれていた保険料の軽減幅や地域支援事業の上限額等は無条件のこと、現在国の社会保障審議会介護給付費分科会で議論されている介護報酬の改定案についても決定のおくれが予想され、市民の方や介護関係事業者、さらには現在介護保険サービスを利用している方々の利用負担額への影響についても周知がおくれるのではないかと懸念しているところです。

次に、小項目2の事業計画の見直しについて申し上げます。高齢者保健福祉計画は老人福祉法、介護保険事業計画は介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に則して市町村や都道府県がみずから作成するもので、本市においては保健、医療、福祉が一体となった取り組みとして名寄市高齢者保健医療福祉計画を策定しており、介護保険制度の施行後は介護保険事業計画と一体的に策定を行ってきているところであります。第6期計画は、本年5月に市長から名寄市保健医療福祉推進協議会に策定が諮問され、計画の内容から専門部会であります保健医療部会と高齢者部会の合同部会において12名の委員により6月から4回にわたって御審議いただき、途中20歳以上の市民の方、65歳以上の高齢者の方、要介護、要支援認定を受けている方のうち1,600名の方々にそれぞれ質問項目が異なるアンケート調査をお願いし、1,002人の方々から御回答をいただき、回答率は62.6%でありました。本計画の素案は、今月15日に名寄市保健医療福祉推進協議会から市長に答申されたところでありまして、アンケートに御協力いただいた市民の皆様、計画の策定に御尽力いただきました委員の皆様から多くの御意見や課題をいただくことができ、心から感謝を申し上げます。

次に、小項目3の利用料や保険料について申し上げます。本年6月18日に地域における医療及

び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法の成立により、介護保険法の改正が行われました。主な改正内容は、御案内のとおり地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化となっております。御質問の費用負担につきましては、国において低所得者の方への保険料軽減を拡充し、また保険料の上昇をできる限り抑えるため一定の所得や資産をお持ちの方への利用者負担を見直すものとなっております。負担の増加を求めている部分につきましては、平成27年8月施行分で、1つ目に一定以上の所得をお持ちの方の介護サービスの自己負担割合を1割から2割、2つ目には高額介護サービス費につきまして高額者医療制度と同様に同一世帯内の65歳以上の第1号被保険者に現役並みの所得相当の方がいらっしゃる場合については、その世帯の負担上限額を3万7,200円から4万4,400円とするものです。3つ目は、短期入所者等を含んだ介護保険施設等の居住費や食費について補足給付を行っております特定入所者介護サービス費の該当者の判定において、世帯分離を含め配偶者の所得や預貯金を勘案すること、さらには遺族年金や障害年金などの非課税年金額も判定の対象となり、こちらは平成28年8月からの施行が予定されているものと承知しております。

また、第1号被保険者の介護保険料につきまして、給付費総体の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、平成27年4月から低所得者の保険料の負担軽減割合を拡大していくこととなっております。軽減幅につきましては、政令で定められる軽減幅の範囲内で条例に規定することとなっておりますが、軽減幅の詳細については政府予算案が閣議決定された段階において示されることとなっております。先ほど御答弁申し上げましたとおり予算編成が越年することによる影響を危惧しているところであり、状況を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、小項目4の名寄市における今後について申し上げます。消費税の10%への引き上げが延期される予定となりましたが、厚生労働大臣は消費税を財源とする医療、介護、年金など社会保障の充実策については優先順位は最終的にはつけないといけないとの発言をしており、平成27年度政府予算案が発表されていない段階ですので、詳細は申し上げることは困難ですが、本市においてはこの間社会保障・税一体改革で消費税を財源に低所得者対策として国が1,300億円を入れて低所得者の保険料軽減を行うことを念頭に計画策定を行ってきておりまして、公費による財源確保が困難になると事業計画の一部を変更しなければならないことも考えられるところです。

また、今回の制度改正の一つであります要支援1、2の方々の予防通所介護や予防訪問介護を地域支援事業に移行する改正につきましては、これまでも答弁させていただいておりますとおり、平成29年度から移行を開始していく予定でございますので、平成27、28年度の2年間におきまして準備も含めて対象者の方々に丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えておりますが、医療介護総合確保推進法による介護保険制度の重点化、効率化のみ先行し、低所得者の保険料軽減の拡充などの政省令の公布がおくれることにより、市民の皆さんに不安を与えることとならないよう国には速やかな制度周知を望むところです。

名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画は、今後市民の方々に向けパブリックコメントを実施していく予定でありまして、パブリックコメント終了後に本計画は議会基本条例に基づき、議会の議決事項とされておりますので、介護保険料等の介護保険条例の改正案とあわせて平成27年第1回定例会に提案させていただく予定であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 私からは、大項

目3、名寄市における非正規労働者について、小項目1、非正規労働者の現状について、小項目2、非正規労働者の待遇について、小項目3、非正規労働者の今後のあり方について一括してお答えいたします。

名寄市における非正規労働者の現状につきましては、隔年で実施しております名寄市労働状況実態調査において市内民間企業の事業所における労働条件、賃金、福利厚生等の雇用状況について調査しており、今年度が調査の実施年であり、現在調査票の回収などの作業中でございますので、平成24年に実施をいたしました調査結果をもとにお答えをいたしたいというふうに考えております。

なお、本調査につきましては、公的機関等は対象としておりませんで、また飲食店を除きます従業員5人以上の事業所を対象としており、回答率も対象事業所の55%程度となっておりますので、御質問の市内の非正規労働者の状況ということで考えますと必ずしも名寄市内の状況を的確に捉えているとは言いがたい部分もあるというふうに思いますので、御容赦をいただきたいというふうに存じます。

非正規労働者の状況につきましては、雇用形態別の構成比として調査をしており、常雇い労働者が67.0%、季節、パート労働者等の非正規労働者につきましては33.0%となっております。参考までに平成22年度は常雇い労働者が61.9%、非正規労働者が38.1%となっており、本調査の中では非正規労働者が減少する傾向となっております。

次に、非正規労働者の労働条件につきましては、臨時、季節労働者の賃金が平均日額で事務系が男子6,222円、女子6,315円、技術系で男子7,705円、女子6,827円、労務系が男子6,951円、女子5,793円となっております。パート労働者の平均基本賃金が時給で事務系男子が865円、女子が828円、技術系で男子1,181円、女子846円、労務系では男子が845円、女子

750円となっております。その他の労働状況につきましては、パート労働者について調査をしており、平均労働時間が5時間で、1週間の平均労働日数は5.1日、労働契約につきましては文書での契約が82.1%、口頭での契約が17.9%となっております。また、社会保険の適用が12.4%、雇用保険の適用が27.1%、定期昇給が5.7%、時間外手当の支給が16.6%、退職金制度の適用が6.2%となっております。有給休暇の状況につきましては、制度のある事業所が65.7%、制度のない事業所が32.8%、実際に有給を使用した事業所は82.2%となっております。

次に、今後のあり方につきましては、厚生労働省が中心となって都道府県を含めた中で非正規で雇用される方々への各種対策を取り組んでおります。また、これらの対策につきましては各企業の業績あるいは景気動向にも大きく左右されることもありますので、各企業の自主的な努力も必要不可欠であることから、関係機関とさらなる連携を図りまして、それらの対策に積極的に協力をいたしますとともに、他自治体における非正規労働者に対する取り組み事例等も調査してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） どうもありがとうございます。除雪について再質問させていただきます。

暴風雪で除雪が行き届かないときは、どういうふうになるのか。あと、停電だとか、避難所の設置基準というのはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 暴風雪の避難所ということでありますけれども、これ午前中の中でも副市長のほうからありましたけれども、まずは暴風雪については外に出歩かないということが一番でありますので、それが基本になるかというふう

に思います。それとあと、道路等を通行されている方が車が行きどまって避難所に逃げる場合があると思いますけれども、これらについてはその場に応じての判断が必要かというふうに思います。車の中でとどまるのも1つだと思いますし、近隣の公共施設等に逃げていただく、避難いただくということもあると思います。あるいは、それが遠い場合については近くの民家等も含めて、あるいは商店等も含めて避難をいただくような形で誘導をしなければいけないのかなというふうに思っています。

もう一つ危惧されるのは、暴風雪による停電に備えるというのがもう一つだと思いますので、これについても特定のところ、どこで停電が起きるかがわかりませんので、あらかじめどこに避難所を設置するかについては予測ができない部分がありますけれども、ただ広範囲に起きたときについては公共施設等を中心に避難所等の設置をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) 生活弱者に対する周知、啓蒙はどのように行うのかお伺いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) まず、必要なのは暴風雪が起きる前に、先ほど言いましたようにむやみに、むやみにという言葉は悪いですけれども、外に出ていかなくて、御自宅にとどまっていたということの徹底が、これは弱者も一般の方も含めてですけれども、まずその徹底が必要なのだろうというふうに考えています。実際に災害が起きたときについては、今回もそうですけれども、ホームページを使ったり、あるいは協定を結んでいますFMさんの協力などもいただきながら、周知をさせていただくというふうになると思います。個別の弱者への対応となると、暴風雪のほうはなかなか外に出ることが困難ですので、伝達方法が難しいという部分はありますけれども、場合によ

っては地域の方、特に町内会の方をお願いをするとかをして、できるだけ御自宅にとどまっていたくように周知を図りたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) 夏の大雨災害のときにその方の名簿を3月までに提出するというところで、今策定中だというふうに思うのですけれども、その進行状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) この間災害時要援護者名簿ということで、地域の皆さんに御協力いただきながら名簿作成をしてきたところであります。法の改正に伴って今度は避難行動要支援者の名簿作成が義務になったということでもありますので、作成については今事務的に進めさせていただいておりますので、年度内に名簿の整理については一定程度完成するのかなという見込みでおりますが、ただ名簿の活用についてはさらに工夫を凝らさなければいけないというふうに思っております。名簿についての情報を御協力いただく地域の方、町内会の方にもあらかじめ把握していただくということが非常に有効だと思いますけれども、個人情報等の関係でなかなか壁もありますので、この辺を他自治体の例なども参考にしながら、どのような形で運用するのが望ましいのかについては一層の研究に努めてまいりたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) 名簿作成については、本人の同意が必要だというふうに聞いております。同意された方と同意されない方がまだいらっしゃるというふうにお聞きしているところなのですが、そのことについて同意されない方について今後どのように対応していくのかということをお尋ねいたします。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(臼田 進君) 従前の名簿作成に当たっては、本人の同意をいただいて作成をし、さらには町内会の地域の方にも同意いただいた方については情報の提供をさせていただいたというのがこれまでであります。今回3月までに作成を目指しているものについては、名簿の作成そのものは御本人の同意がなくても作成はできるというふうになっております。ただ、先ほど課題だと申し上げました地域との情報共有や何かの関係については、本人の合意をいただくというのが前提になるというのが1つでありますので、その他の方法も含めて情報の提供が可能なのかどうかについて一層調査をさせていただきたいということでありますので、御理解いただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) 災害で、本当に非常にひどい雪が今降っておりますけれども、こういうときにやはり災害弱者といたしましうか、高齢者の方とか、障害を持たれた方も安全に何とか避難できるような、御自宅で待機するとか、そういう体制をあらかじめきちっと周知するような方向でよろしく願いいたします。

あと、2月4日に防災災害訓練、初めてだと思うのですが、その内容につきまして民間業者の方も呼びかけてということでございますけれども、どのような形で民間業者に呼びかけて協力していただくのか教えていただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 臼田総務部長。

○総務部長(臼田 進君) 2月4日に冬季としては初めての訓練ということで実施をさせていただくというものであります。今回先ほど申し上げましたように、国、道との関係機関について御協力いただくのが1つと、もう一つ、1部と2部に分かれておりまして、2部のほうについては地域の東地区連絡協議会の御協力もいただきながら取り組むよう進めさせていただくということであります。これ以外にも災害時に活用するグッズについて、これ王子マテリアさんのほうからも御協力

いただきながら、段ボールでのベッドみたいなのも活用していきたいというふうに思っております。

周知についてでありますけれども、これ市の機関としてホームページ、広報等さまざまな周知手段がありますので、これらを通じて周知をしてみたいと思っておりますし、町内会連合会初め町内会の皆さん、あるいは今回関係機関も御協力いただきますので、そういった機関も通じながら周知を図ってみたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) ありがとうございます。

除雪についてなのですけれども、お話を、雪が降っていろいろなことを御意見をいただいているところなのですけれども、間口のところの除雪が本当にいろんな形でどうしてくれるのだと。あつちの家は少ないのにこっちの家は多いし、うちは角だから雪が多いし、向こうは除雪の初めのところだから雪は少ないしと、そういうことを言われるわけなのですけれども、そのことについての対応について、あと間口除雪をした場合、非常に大変ですし、重機も人手もということになるのでしょうけれども、どのぐらいの予算がかかって、どのぐらいの人手が必要なのか教えていただきたいと思うのですが。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 済みません。最後のほうたくさん聞かれたので、ちょっと聞き取れなかったのですが、済みません。

まず、間口除雪にかかわって向かい側の家よりも雪が多いですとかということについては、ことしアンケートをやったときにもいろいろそういうお話をいただきました。ただ、1軒1軒の間口の状況について確認をしながら、向かいの家と同じような水準までということにはなかなか至らないものですから、その点については委託業者のほうで一定の重機なり機材を持って、人員を持ってやっているということでありますし、7時半まで登

校時間あるいは勤務時間に合わせて除雪をさせていただいておりますので、時間限られた中での作業ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

早朝の除雪については、名寄、風連合わせまして12の業者のほうにお願いをしておりますけれども、早朝は70人までいかないですけれども、65人ほどの皆さんにお手伝いといいますか、作業をいただいております。あと、排雪のほうについては、およそ45日ほどかかるということでございますけれども、大体8時、9時ぐらいから作業をしてということですが、人員については90名ぐらいの方に排雪の作業をいただいているという状況になっています。

また、間口除雪の関係について、どれぐらいの予算がかかるのだということもお話をいただきましたが、基本的には先ほども言いましたけれども、早朝の除雪については限られた時間の中でやっているものですから、現状私どもとしては早朝の通勤、通学にかかわる安全な生活道路の確保ということで、そこを視点にやらせていただいていることに御理解をいただきたいと思っておりますけれども、間口除雪に関しては福祉の除雪サービス等の御利用をいただきたいというふうに考えております。間口除雪については、やり方はいろいろあるのだと思いますけれども、例えば名寄市内の1万4,000戸を重機を借り上げて1戸5分ほどの作業時間というようなことでちょっと計算をいたしましたら、算出したら4億5,000万円ほどの金額かなというふうに担当のほうで出しました。今除雪自体が4億5,000万円、4億8,000万円ということですので、早朝除雪をした後にまたあわせてその間口除雪をするということになると、倍ぐらいの予算になるのかなというふうに試算はしてございます。間口除雪については、現状委託業者のほうでそれだけの機材もございませんし、早朝に合わせた間口除雪の人員も率直に言うとなかなかというふうに思っています。ただ、やり方も

あるのだというふうに思いますし、毎日雪がどんどん降って除雪をするということではございませんけれども、一応そんな状況ということで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) 高齢者の方とか、早朝に除雪車が来るときに合わせて排雪している方を見受けるのですけれども、非常に危ないと思うのですけれども、そういう方に対する対応というのは、対応はできないですね、オペレーターの方は。そういうことはどういうふうに、町内会に相談するとか、そういう苦情とか相談というのはないのかあるのか伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 私のほうで十分把握はしてございませんけれども、いろんなお話を聞いていますと、やはり早朝自分の家の前に雪を道路に出していらっしゃる方、そしてその雪が私どもの早朝の除雪で自分の家に戻ってこないように玄関先で立っていらっしゃる方もいるようにはお聞きをしてございますけれども、そういう皆さんについては本当にお年をとって高齢の方にとって重たい雪を家の前に置かれていくということは非常に苦痛に思うのでしょうし、大変なことだというふうには私どもも思っています。したがって、オペレーターの方が発見したとき、例えばそういう方を見たときにどういった対応ということで、具体的には私どもはしてございませんけれども、そういう報告は受けております。特に対策ということではとってはいる現状にはございません。いわゆる雪を外に出すということに関しては、それは一定お話をしていますけれども、例えば家の前に早朝立っていらっしゃる方の対応ですとかというのはやっていません。道路に雪を投げることとあわせて、駐車の関係なのです。除雪をするときに大変違法駐車が多いものですから、除雪でその車両だけよけて道路を雪をはねるとい

うことになると、そこだけ除雪されないということになりますから、こういった車両の関係については発見をしたら委託業者のほうから私ども担当に連絡をもらうか、あるいは委託業者の三信さんのほうなりカンリさんのほうの担当のほうから警察のほうなり連絡をとっていただいて対応をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) そういう高齢者の方とか、事故になっては大変今後にかかわりますので、ぜひ危なくないような対応をとっていただきたいというのは、やはり町内会との連携とか、自分で除雪機を持って本当に丁寧に除雪していらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方にボランティアでお願いするとか、燃料費だけ払ってそういう方のための除雪をしてもらうとか、そういうふうにはならないものなのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) 今言われたような地域の皆さん、個人のお話かというふうに思っています。個人の皆さんが例えば隣の方がもう御高齢なので、自分の家の除雪にあわせて隣の方をやりましょうということについては、なかなか支援策については難しいかなというふうに思っております。ただ、町内会として除排雪の取り組みをしようというようなことについては、私ども何らかの支援策も検討しなければならないかなと。考えなければならないなというふうには思っていますが、具体的に手法として今持ち合わせてはございません。それは、町内会の皆さんのほうからこういった活動をするのかということも含めていろいろとお話をさせていただいて、取り組みをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長(田邊俊昭君) 補足させていただきます。

現在当市におきましては、社会福祉協議会に町内会ネットワーク事業という形で御委託をさせていただきまして、町内会の中で除雪が必要な方に対する除雪ボランティア事業を進めさせていただいております。また、当市は先ほど御紹介ありました高齢者等の除雪サービスにおきましては、民間の事業者に門口除雪を委託するほかに、町内会が重機を持って、農家のほうが多いのですけれども、トラクター等で排雪していただけるような、特に智恵文地区とかはやっていただいているような状況でございます。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) ぜひ安心、安全な除雪体制で臨んでいただきたいと思っております。

あと、オペレーターの教育というのでしょうか、除雪の人員の確保というのが今お聞きして75人とか90人というタイトな人数でやっているの、大変なんでしょうけれども、先ほどもざくざくの路面ということだったのですけれども、どうも地域の人の声を聞きますと、そのオペレーターの方によって除雪の状況が違くと。あの方は上手だけれども、あの方はともうちゃんとチェックしているような状況の中で、若い方がいらっしゃらないのもある。いらっしゃらないとか、なかなか育っていかないというのもあるのでしょうかけれども、やはり高齢者の方はかなりレベルが高くなってきていて、若い方が来るときはぱりだねとか、全然除雪していないねとかという、そういうことも聞くわけなのですけれども、オペレーターの方に対する除雪作業の教育というか、訓練というのですか、学習というのですか、そこら辺は業者ごとになさっているのだと思うのですが、部長のほうからとか、市のほうから助言とか、そういうことはございませんでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 中村建設水道部長。

○建設水道部長(中村勝己君) オペレーターの皆さんの技術向上ということでお話をいただいたのだと思いますけれども、担当の部署としては特

に技術的な指導というのはしてございませんが、例年日本建設機械施工協会のほうで主催をする講習会だとかがございます。これ旭川で開催をしているということでありまして、これについてはぜひ委託業者のほうで参加を、受講をするようにお話をしているところでございます。また、いろいろと今市民の皆さんから除雪にかかわっては制度がどうなのかと。オペレーターの方がかわるとちよっと差が出るねというようなお話も十分わかりますけれども、何度も言いますけれども、一定程度限られた時間の中で、早朝は委託業者の皆さん、約70名ほど出ていらっしゃいます。これは、毎日雪が降るわけではないですから、もちろん毎日出勤しているわけではありませんけれども、二、三日降るということになれば、名寄でいえば早朝の2時から、風連は4時からそれぞれ従業員の皆さんに除雪を担っていただいているということでありまして、あわせて排雪についても先ほど言いましたけれども、約90人の皆さんに1月中ぐらいから45日かけて排雪をしていただいております。私ども市民の皆さんにも大変お世話になりながら除雪等について御協力をいただいているというふうに思っております。本当にお年を召した方ですとか、除雪にかかわっては多くの市民の皆さんに御協力をいただいてやっているということも重々承知をしておりますけれども、あわせて業者の皆さんにも私どもは御協力いただきながら、大変厳しい道北の名寄の地ですけれども、この地域の冬の道路の安全確保について官民あるいは市民の皆さんと一緒にやっていくということについて、ぜひ御理解をいただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) ありがとうございます。やはりこの名寄の地に住みまして一番最大の課題でございます除雪がきちっとできたならば、高齢者が住み続けられる。除雪の心配をしなくて

もこの地域に長く住み続けられる、そんな地域であればいいなというふうに、私名寄の除雪はすごいのだよと言われるときもあるのです。やっぱりきちっときれいに除雪しているねという地方の方もいらっしゃると思いますので、ぜひよりよい除雪目指して、部長には頑張っていただきたいと思います。やはりひとり暮らしの高齢者がふえていますので、自分で除雪をしないとこのまちに住めない。この家に住めないという方がたくさんいらっしゃいます。本当に深刻で、除雪ができないと私は施設に行かなければならないという、そういうお声もお聞きいたします。夏だけ名寄に住んでいる方もいらっしゃいますし、除雪で隣近所ともめている方もございます。何とかつらい冬ではなくて、雪が降って名寄のまちが元気になるような、そんな除雪体制に取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それから次に、介護保険制度のほうに移らせていただきたいと思います。先ほど部長に大変丁寧な御答弁いただきました。ありがとうございます。やはり高齢者がふえる名寄市において、来年度の予算を立てることがどうなのかというような状況であると考えます。加藤市長におかれましては、高齢者が多い名寄の地において、国の社会保障制度に対して、このような状況であります。この状況についてどういうふうにお考えになるか。予算が立てられない、将来社会保障がどうなっていくかわからないという、そういう状況が高齢者の中にはあります。加藤市長はどのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 当面の課題として、先般安倍総理が平成27年10月に予定されていた消費税の10%への引き上げを先送りしたと、ということでありまして、現在10%へ上がることを前提にさまざまな社会保障の改革を進められているわけでありまして、介護保険制度はもちろん

でありますけれども、子育ての支援の問題、あるいは医療制度等こういう状況になっていると、こういうことでもあります。当然税源がしっかりと、財源がしっかりとしていないと、こうしたことも担保できないということは重々理解もします。それで、景気が今余り上向き状況にっていないという中で、ここは一回見送って中長期的に税源を確保していくのだと、財源を確保していくのだということも政府の判断ですから、そのことに対しては重々理解をするわけでありますけれども、しかしこの先送りによってさまざまな改革が滞ってはならないというふうに思っています。国に対してこの改革を確実に実施をするために、万全の財政措置を講じていくと。特に介護保険制度につきましては、超高齢化社会に対応し、持続可能な制度を構築していくと、このことが急務でありますから、消費税の引き上げを先送りするに当たりましても必要な財源を確実に手当てをしてほしいと。こうしたコメントを全国市長会あるいは全国町村会それぞれ会長連名で先般御提言をさせていただいているということでもあります。私も同様の考え方でありまして、こうした考え方を市長会等機会を捉まえて、しっかりとさまざまな場面で働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) どうぞよろしく願いいたします。

今回の衆議院解散選挙によって、介護保険制度改正のスケジュールがおくれたことに対する対応と今後の高齢者の施策の考え方、周知とか含めまして答弁いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長(田邊俊昭君) 平成27年度からの介護保険制度改正につきましては、介護保険法の規定によるものが大半でございますけれども、詳細な内容についてはそれぞれの政省令に規定されているということでございますので、その政省令がいまだに発せられていないということもござ

いますので、その辺で市民の方に対する周知がोकれたり、また今後の予算編成ですとか条例改正等についても影響が出るのではないかと少し懸念をさせていただいているところではあります。

また、今回の計画策定に当たりまして、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上となられる2025年に向けて、単身の高齢者の方ですとか、また認知症の高齢者の方ですとか、そういった方がふえられるということでもありますので、そういったところの対策といたしまして、国が申し出ております地域包括ケアの構築をその2025年、10年先に向かって構築していきたいと考えておりまして、今回の計画はその前期の計画というような位置づけで3年間それに向かった内容を計画に盛り込まさせていただいているような状況であります。また、今後中長期的な目標を定めた中で必要なサービス、基盤整備を行いながら、医療、介護、介護予防、住まい、それからニーズに応じた見守りですとか、安否確認ですとか、外出支援だとか、家事援助ですとか、それらの施策を総合的に盛り込まさせていただきながら計画策定を進めさせていただきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) ぜひ高齢者が安心、安全で暮らしていける名寄市であってほしいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、非正規労働者のほうに移らせていただきます。今非正規労働者がふえているということで、全国的にも問題になっているところでございますけれども、先ほど一番高い技術系男子で日給7,705円ということで、20日間働いて月収15万円、そして年収180万円ぐらいでしょうか。社会保障の適用が12.4%、雇用保険適用率が27.1%、定期昇給率が5.7%、退職金適用6.2%。この地域の労働条件に対して、室長、どのようにお考えになりますか。

○議長(黒井 徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 基本的に平成24年度で実施をいたしました、先ほど申し上げましたけれども、実態調査ということで、約半数ちよつとの事業所でのアンケート結果ということでございますけれども、なかなか数字的にも厳しいものがあるというふうに考えております。こういった道北の地ということで、当然東京ですとか、あいつた都会のほうとの賃金の格差という部分もありますし、待遇の格差もあるというふうに思います。また、企業の体力といったようなものもあるというふうに考えておまして、そこを何とか私どものほうでどういった支援をできるのか、あるいは非正規労働者の皆さんへの対応というか、支援というのをどういったふうにできるのかといったことを先ほども答弁いたしましたけれども、他自治体の状況なども調査をしながら、できるものがあれば取り組んでいくといったようなことが今後考えられるというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) これで結婚し、子供を産み育て、親の介護をすることでは、本当に大変な状況で、やはり若い人たちはこの地域に就職しない、都会に出ていかざるを得ない、そういう状況でないかと思うのですけれども、いかがでしょうか、室長。

○議長(黒井 徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) やはりこれも数年来といいますか、以前からそういった状況というのは当然あるというふうに考えております。何とかそういった方々を市内に引きとめるような方策といったものをやはり市としても関係機関と連携をしながら、この間も議論させていただいてるところでありますけれども、今後も引き続いてそういった部分取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高野議員。

○2番(高野美枝子議員) ぜひ若者が一人でも名寄市に定着するような労働条件を構築していた

だきたいということで、今営業戦略室の所管になっておりますけれども、ぜひ労働関係の相談窓口とか、企業に対して言っていけるような状況をつくっていただきたいと思ひますし、なかなかそこで働いている人が自分で言うということは難しいので、やはり行政で指導していただく。労働基準法も守られないような、そういう企業があるとしたならば、やはり行政の怠慢であると考えます。非正規労働者含めまして名寄市の労働者の向上、賃金、労働条件がよくなることを本当に心から願っております。

きょうは、除雪、今きょうも大変なことになっていると思うのですけれども、除雪には本当に名寄市民全員期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思いますし、先ほど町内会のほうの支援ということで、建設水道部長に心強いお言葉をいただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

1分前になりましたので、きょうは早目に終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

なお、明日の会議は午後1時より行います。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 塩田昌彦

署名議員 日根野正敏

平成26年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年12月18日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
市民部長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 高野 美枝子 議員

10番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

公共工事の円滑な施工確保に係る当面の取り組みと公共事業の早期発注及び工期の延長について外1件を、塩田昌彦議員。

○3番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

大項目1の公共建設工事の円滑な施工確保に係る当面の取り組みと公共工事の早期発注及び工期の延長について2点質問させていただきます。1点目は、大型公共建設工事の対応についてお聞きをいたします。大型公共建設工事の現状は、東日本大震災の復旧工事を初め、東京オリンピックの誘致決定やデフレの脱却の効果から工事の発注が相次ぐ状況にあります。これらの影響から、労務賃金の上昇や建設資材、鋼材が高騰するなど発注者側及び受注者側ともに厳しい状況下にあります。そこで、公共建設工事の円滑な施工確保に係る当面の取り組み状況についてお知らせください。

2点目は、公共工事の早期発注や工期設定の考え方についてお聞きをいたします。現状11月に入って工事が発注されておりますが、雪が降る冬

の時期に発注される理由についてお知らせをください。

また、工期の設定基準なり設計変更が生じた場合の工期延長や人手不足、資材調達のおくれから発生した場合の工期延長の考え方などについてもお知らせください。

大項目2の災害時の組織と対応について3点質問させていただきます。1点目は、災害時の庁内防災組織についてお聞きをいたします。庁内防災組織は、総務部の防災担当を中心に組織をされておりますが、災害時における各部局との連携、連絡調整など機能が確立されているのか、また8月に発生した2度の豪雨災害の検証結果についてお知らせください。

2点目は、豪雨災害時の排水対策の検証経過について。建設部が担当する建設業協会との協定内容及び8月の豪雨災害以降、連絡体制や現場対応について建設業協会との間で検証が行われていたのかどうかお知らせください。

3点目は、農業被害対策についてお聞きをいたします。8月に発生した豪雨災害で被害を受けた農作物の被害状況と対策についてお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 塩田議員からは、大項目で2点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1は総務部長、小項目2は私から、小項目3は経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、公共事業の円滑な施工確保に係る当面の取り組みと公共事業の早期発注及び工期の延長についての小項目1、大型公共事業の対応についてでございますが、議員御指摘のとおり長引く経済の低迷からの回復や震災からの復興などにより、地域の元気臨時交付金などの地方への経済対策なども含め、国は公共事業の活性化を進めてき

たところであります。一時期は、公共投資の抑制が続いていたこともあり、受注者側では実際の工事に携わる作業員などの削減や技術の継承が円滑に進んでいなかったこともあり、人手不足に陥っているものと認識しております。また、公共工事の事業量の増加そのものによる需給バランスの変動による資材単価の増も顕在化しております。名寄市においては、工期の適切な設定や北海道で示される単価、いわゆる道単価を用いること、また道単価がそのまま適用できない工種などにおいては参考となる実勢状況を反映した見積書を徴収することによって発注直前の新単価を採用するなど引き続き円滑な工事、事業の遂行ができるよう対応してまいります。

資材単価や労務単価の変動状況につきましては、最近の公共工事の増加に伴い大きく影響を受けるところと認識しております。国、道または各自治体の取り扱い方針等さまざまな情報収集に努め、適切に対応できるよう検討してまいります。

次に、小項目2、公共事業の発注や工期設定の考え方についてお答えいたします。公共事業の発注や工期の設定につきましては、工事目的物の品質確保面から施工時期や地域、現場の状況把握に努めながら行っております。名寄市が発注する建設工事は、国の補助事業等による施行が多く、事業の性格上国の予算成立後に北海道内の予算割り当てが行われ、その後に各自治体からの交付申請事務を経て交付決定がされた以降に事業着手となること、さらに国の予算成立などの制約を受けることから、年度当初からの計画的な工事発注については難しいものと考えております。これまでもこれらの影響が少なくなるよう舗装、補修工事などの市単独工事、維持工事につきましては概算発注を活用しながら、早期発注や国の補正予算や国債工事等条件の合う事業があれば事業採択に向けて要望してきております。今後におきましても国の政策等の状況を見ながら工事の早期発注に努めてまいりたいと思います。

また、工期の設定につきましては、基本的には工事の内容や工種、事業費等から標準工期を設定しています。標準工期に支障物件の移設や関係機関との調整に係る現場条件や労働者の確保、資材の調達等に要する余裕期間を計上した工期としています。

なお、調達を予定している資材の想定外の搬入おくれなどが発生した場合については、発注業者と協議しながら設計変更による工期延長で対応しております。

次に、大項目の2、災害時の組織と対応について、小項目2、豪雨災害時の排水対策の検証についてお答えいたします。本年8月、2度の大雨災害で名寄市が管理しています普通河川や道路排水において排水能力以上の降雨による冠水が発生する状況となりました。冠水の主な原因につきましては、排水能力によるものや流末の幹線排水、河川の増水による内水氾濫など箇所ごとにさまざまでありました。この対応につきましては、小型、大型土のう積み、排水ポンプの設置、流出した路盤砂利の応急復旧等の対応を行いました。これら災害時における建設業の人的機動力、機械力は必要不可欠であり、応急対策の根幹をなすものとなっています。

名寄市と建設業協会との協定については、平成21年度より災害時における応急対策業務に関する協定として、市と名寄、風連の各建設業協会と協定を締結しており、この間の大雨災害時には排水ポンプ、土のう等の運搬設置や崩壊した道路の緊急工事等に御尽力をいただいております。協定内容については、想定される応急復旧の業務内容や経費の負担等について記載がされておりますが、御質問にありました土日、祝祭日の待機要請等についての詳細な協議、協定は行っておりません。8月の大雨につきましても4日から5日は名寄神社祭、8月24日につきましては日曜日の夕方からの豪雨となりました。これらの休日の対応につきましても建設業協会内の全社に待機要請

をかけることについてはその判断が大変難しいことから、協会から各社への連絡体制の事前確認をお願いしている状況となっています。

また、土のうは智恵文地区、名寄地区道路センター、風連除雪センター、風連日進地区に備え置いてあります。排水ポンプ等につきましては、各建設会社、リース会社、さらに工事中の現場で使用しているものもありますが、ポンプ本体、発電機、燃料タンク、送水ホース等の排水ポンプ稼働に必要な資材の保有がその時々でふぞろいな状況にあることも想定されます。また、ポンプ設置機材として大型ショベル等の車両の必要性の有無など設置箇所における現場条件の想定が難しいことから、現地からの状況報告があつてからの排水ポンプ等の要請としています。これらの建設業協会との対応については、災害対策本部を通じて行っており、状況整理の手法についても漏れないよう対応に努めておりますが、災害当日はどうしても多くの職員で対応していることから、情報が錯綜している状況にもありました。8月の災害後に建設業協会との検証については行ってはおりませんが、現在協会各社、リース会社の排水機材保有状況を調査していただいております。今回の大雨を受け、次年度以降の災害における対応の課題について、建設業協会と協議を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目2、災害時の組織と対応について、小項目の1、災害時の庁内防災組織について申し上げます。

初めに、本年8月4日から5日にかけて及び8月24日の大雨対応における市の防災対策についてであります。当日の気象の悪化につきましては本市全域に及ぶものでありまして、市を含む関係機関が総動員で対応したところであります。災害対策の組織体制につきましては、地域防災計画に規定されておりまして、初動態勢から始まり、天候の悪化等に伴う気象情報に基づいて第1非常

配備から第3非常配備の体制をとることとなります。これら一連の体制の中で市内の循環を初め、災害対応に係る土のうの設置などの応急対応、気象情報の取得、避難に係る情報の発信、避難所の開設、関係機関との連携など任務は多岐にわたるものであります。これらの対応を総括するのが災害対策本部であり、市はもとより名寄消防署、名寄警察署、旭川開発建設部、名寄河川事務所、陸上自衛隊名寄駐屯地の関係組織、機関にも常駐をいただき、綿密な連絡体制のもとに災害対応に当たっております。また、組織の中には統括部を初め11の部を設け、本部長の命を受けた後、担当の各部長の指示により職員が速やかに行動をとる体制になっております。しかしながら、当日の大雨は広範囲に及ぶものであり、過去に記録したことのない総雨量153.5ミリという状況下にありましたので、一部情報の錯綜や対応に不十分な点がありました。現状において最大限の対応を行ったところであります。

また、名寄消防署を初めとする各関係機関との連絡体制につきましてはルール化されておりまして、また名寄消防署との情報伝達のルートについては事前に打ち合わせするなどを行ったところでありますが、地域防災計画に定められている役割分担やその方法について一層の調整及び検討が必要と考えておりますので、今回の検証を踏まえ改善を図ってまいります。

次に、2度の豪雨災害の検証の経過についてということとなります。さきに申し上げましたが、災害対応につきましては今回の検証を踏まえ、さらに検討を進めているところでありまして、住民にかかわる災害対応、特に水害につきましては水防法及び国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが大きくかわることとなります。このためこれらを基本とした町内会との意見交換が重要と考えておりまして、既にまちづくり懇談会での情報提供や出前トーク「わがまち・みんなの防災」でも災害の仕組みなどをお伝えしな

がら意見交換などを行っているところであります。

また、災害対応は市のみではなく、旭川地方気象台を初めとします各関係機関が総合的に行うものでありまして、各機関では防災のお話をテーマに講義するなどの取り組みも始まっておりますので、これらの活用も含めて検証検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、小項目の3点目の農業被害について申し上げます。

今回の農業被害については、8月4日、5日の大雨による農作物への冠水被害が132戸、被害面積が220ヘクタール、24日の大雨による被害は51戸、被害面積が113ヘクタールとなっており、合計で183戸、333ヘクタールとなっております。被害額については、小豆21.6ヘクタール、被害額1,950万円、バレイショ27.5ヘクタール、被害額1,883万円、カボチャ75.7ヘクタール、被害額1億445万円、スイートコーン18.5ヘクタール、被害額1,846万円、その他1,356万9,000円で、合計で1億7,409万5,000円となっております。4日、5日の大雨による農業用施設の被害は、天塩川土地改良区施設については29カ所、また個人の農地被害による排水路の埋没、用水路の崩落、排水路のブロック浮上など22カ所となっております。24日の大雨による被害状況は、全体で17カ所、畦畔崩壊、のり面崩壊、農道洗掘、用排水路土砂埋没等が発生しました。特に8月24日の智恵文地区を中心に局地的な大雨による農作物の被害につきましては、収穫途中や収穫目前にした時期であり、冠水被害による生産物の病気や腐敗が見受けられることから、生産者の被害は大きいものと認識しております。

今後の支援策としては、既に道北なよろ農業協同組合から被災組合員の負担軽減を図るための償還猶予対応資金の期間延長及び農業緊急支援資金

に対しての利子助成の支援要請が来ているところでございます。被害の内容を含めて検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） それでは、順不同になりますけれども、順次再質問をさせていただきます。

まず先に、災害の関係について御質問をさせていただきます。庁内の防災組織の関係については、詳細にわたって御説明をいただきまして、理解をいたしました。ただ、1つ私の中でのポイントとしては、こういう体制はしっかりとっているけれども、緊急な部分だったというふうなことも含めてなかなか思うように動けないというのが実態なのかなというふうに思っています。その中で今後起こってはならないのかもしれませんが、起こる可能性がある、その災害の対応について、やはりこの2回の大きな災害を受けた中でしっかりした検証を行って体制の整備を図る、これは非常に大事なのかなというふうに思っております。

それと、私も町内会連合会と名寄市で開催いたしましたまちづくり懇談会のところに2度ほどお邪魔をさせていただきまして、いろいろ質問等々にお答えをいただいている状況の中で把握をさせていただきましてけれども、その中で被害を受けたり、それから避難、それから勧告、指示というふうな形で実際に適用を受けた町内会があると思うのですけれども、その町内会さんたちと、実際に市のほうから指示なり連絡体制がしっかり伝わっていて、町内会さんが考えているようなきちっとした対応になっていたかどうかも含めて、この懇談会に参加したときに参考になる意見結構あるなというふうに実は思っておりまして、それらを含めて検証をしていただきたいなというふうに思っておりまして、その辺も含めて先ほども意見交換はあるというふうにおっしゃっていただけましたけれども、町内会との意見交換を含めて今後の検証とそ

れをどういうふうに生かしていくのかということについてお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今塩田議員からいただいたように、町内会との意見交換非常に大切だというふうに考えています。実は、まちづくり懇談会の中でも地域みずからの取り組みとして、市で防災マップをお配りしていますけれども、あれは全市的なマップとなっております。ある町内会では、それを自分の地域に合うような形で情報を抜粋して、わかりやすい資料をつくっているというような取り組みをしている町内会もありましたので、そういった意味では非常に有効な手段だというふうに思いますし、意見交換をしてよかったですというふうに思っているところでありますので、ぜひ継続していきたいというふうに思っているところであります。

なお、今回8月の大雨については水害あるいは内水氾濫と言われるものでありまして、災害の検証についてはその種類ごとに行われるというふうにされておりますので、検証を進めていきたいというふうに思っておりますし、これはできるだけ早く検証すべきと思っておりますし、次年度のその時期に向けては検証を進めていきたいというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました関連する法令等も含めてぜひ検討を進めていきたいと思っておりますし、まさにその作業の途中にあるということで御理解をいただければと思います。

地域の具体的な取り組み、先ほど名寄の話もさせていただきましたが、実は災害基本法を制定するきっかけとなったのが1959年の伊勢湾台風でありました。この際、三重県の楠町というところでありまして、町のほぼ全域が水没をしたという状況になっていたということでもあります。しかしながら、犠牲者は実はなかったということなのです。これはなぜかという、過去の災害を教訓としながら、それぞれ自己の水位計ですとか、観測装置だとか、水防団を充実をさせ

てあらかじめ備えをしていたということでもあります。当時としては、いち早く避難勧告を出して対策をとったという事例でもありますので、まさに本市においても参考とすべき事例だろうなというふうに今考えて受けとめているところであります。災害の仕組みを基礎としながら、これを例にすると市民との対話が必要だというふうに思っておりますので、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、既にまち懇の中でも話をさせていただいておりますけれども、塩田議員が言われましたように実際に避難をされた方あるいは災害に遭われた方の声がやはり一番だなというふうに思っております。町内会82ありますので、一度に全ての町内会というふうにはならないかと思っておりますけれども、特に今回災害の大きかった洪水になったところを中心としながら、町内会との意見交換会等を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） では、ではということはないですけれども、今の参考になることもいっぱいあるというふうにお答えをいただきましたので、やはりしっかり町内会等のいろんな意見を聞いていくことが大事だと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、建設業協会との部分でありますけれども、今回の災害の対応の中で実際に冠水した箇所から水を抜くといいたいまいしょうか、やはり畑に限定して言いますと少しでも早くに水を抜くことは生産物を被害から守る一つの対策として一番効果的だというふうに農家さんはお話をされています。ですから、いち早くやはり水を抜いてほしいという部分は、これはもう願いであります。そんな中、この排水にかかわる機材の部分については、お答えをいただいた中では今そういう建設業協会の業者が市内と風連にあるというふうなことで、そこで保有していないものについてはリース会社

から借りるといふようなことになると思いますけれども、恐らく災害のときにはこのリース会社に殺到して、先にとったほうが勝ちみたいな部分になるのかなというふうには実は思っています。したがって、そういうふうになると満度の部分は保有していないと思いますけれども、それらの内容についてしっかり状況把握をするということでありますから、それを早急に把握をしていただいて、データを持っていていただきたいというふうには思っています。

それと、建設業協会のほうの部分でいうと、平日は夜でなければ仕事ですから、いろんな部分ですぐ行動が簡単にできるというふうなことになると思いますけれども、土日なり夜というふうなことになりますと新たに出てきてもらうというふうなことになりますから、これはこういうふうなことが起こるかもしれないという、事前に協会のほうから各業者のほうに電話連絡なりなんなりをして待機をしていただくというふうな、そういうふうなことをしなければ難しいなというふうには思いますので、それらの部分で態勢、要するにこの準備態勢というのが非常に簡単にとれるものではないのではないかなというふうには思いますので、これらについては建設業協会との協定の中、そして今後の打ち合わせの中でしっかり検証していただきたいと思っておりますし、建設業協会との今後の対応をしっかりとできるというのでしょうか、そのためにやはりこれまでの分の検証というのは大事なことだというふうには思っています。名寄市の市民の生命、財産を守る上においては、やはりいち早くしっかりした対応をとることが大事だと思いますので、それらについても一度建設業協会との検証に伴う打ち合わせといたしましうか、会議なり持つことをお考えになっているのかどうか、先ほどの答弁にあったかもしれませんが、ちょっと漏らしているかもしれませんけれども、その辺よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。先ほど答弁はつきり言わなかったかもしれませんけれども、塩田議員のほうからもありましたように、ポンプ等の機材について今業界を通じて調査をさせていただいておりますので、その状況も把握をしながら、改めて協会のほうとは今後の次期大雨に対する対応について協議をさせていただきたい。打ち合わせのほうはさせていただきたいと思っております。

大雨の関係で、私どもの担当のほうの体制については、市内初動のときにはパトロールということで大きく7つに分けて職員のほうに現地のほう確認に行かせています。ただ、今回は8月4日、5日と雨の降り出しが夜半といたしますか、夜中だったものですから、最初からの7班体制というふうなことではなくて、徐々に体制をふやしていったということもありましたし、また先ほどお話しされたように冠水の状況等を職員が確認をし、そして住民の方がそこにいらっしゃいますと、どうしても職員が次の現場に確認に行くのがなかなか行きにくいという。率直に言いますと、そこで現地の対応を、本当はそれぞれの河川なりの状況判断をする職員なのですけれども、どうしても現地対応に追われてしまったということも今回反省をしております。そういったことも改めて私どもも内部で検証しながら、あわせて協会のほうともどういった体制がとれるのか、しっかり打ち合わせのほうはさせていただきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） やはり災害は予期して起きるものではありませんから、そんな中対応すること自体が非常に難しいことだというふうには思っています。数少ない職員が分散をして状況把握をして歩くというふうなことは、非常にそういう体制をとっているということで、なかなか全体的なことに対応できないという状況には、これはある

と思いますし、仕方ないことだと思いますけれども、それが連絡がきちっとその状況をつぶさに伝えることができ、それに対する対応がしっかりできると、やはり遅くてもちゃんとしてくれたというふうに市民は理解をし、認識をするわけですから、そういうふうなことでしっかりとこれから建設業協会との間で協議を進めていっていただきたいというふうに思います。

それで次に、農業被害の対策の関係について御答弁いただきました。きのう山田議員のほうからも災害の関係についての状況、そして現状の対応について御答弁ありましたので、理解をしてございます。ただ、農作物の被害というのは結構多くあったというふうに思います。その中で被害を受けたときの対応としては、共済制度というのがありますよね。通常でいうと、当然加入と任意加入というような形になって、加入をしている場合において被害を受けた場合はそれ相応の救済というふうなことになるかと思うのですけれども、そうではなくて加入していない、加入できない作物もあると思うのです。これらの部分についての被害というふうな部分も、これはあると思いますし、せっかく春から精魂込めてつくってきたものが収穫目前にしてだめになってしまうというのは非常に残念なことですし、これを何とかしてあげたいなと思ってもらえるものでもないなというふうに思いますが、それに対する対策というふうなことで、次年度の再生産に意欲を持って取り組めるような部分でこの災害に遭われた農家さんへの対応というのはやはり必要なかなというふうに実は思っています。その中でこの対策をお聞きをしたところでいうと、農協のほうから償還猶予、それから資金の提供といいたいでしょうか、利息については以前からも何かあったときには市と、それから農協で利息の折半をして、そして貸し付けをするというような形の制度はあるのかなというふうに思って、状況によってはそういう対応をされるのかなというふうに思っています。ただ、私はここ

の中で今回質問をさせていただくのは、やはり名寄市は基幹産業が農業ということで、この基幹産業農業としている名寄市だから行う支援の体制といいたいでしょうか、そういうふうなものも確立してもいいのかなというふうに思います。一つの例を挙げるとすれば、例えば生産に係る種子代とか、それとか肥料その他もろもろ、いろんな資材が実質投資してかかっているわけですから、その生産に行き着かなかったというふうな部分で、投資したままのスタイルになっているということから、例えば面積当たりの部分になるのかもしれませんが、かかるものを助成をすると。そして、次年度の再生産にしっかりと意欲を持って取り組むのだというふうな、意欲を湧かせるような、そういうふうな対策というものはとれないものかお聞きをいたします。お答え願います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私のほうから議員がおっしゃったとおり、次年度の再生産に向けて意欲のある効果的な施策は何か名寄独自で持てないのかというお話でございました。実は、農業被害におきましては次年度の再生産費ということを第一に私どもも考えてございますけれども、その中でも個々の生産者におかれてはやっぱり危険分散を含めてさまざまな作付体系なりをとっておられます。それと、市場動向によって価格も変動するという中で、仮に今回農業被害が先ほど報告させていただきましたけれども、価格面で補って、必ずしもそういったことを含めて経営の安定が図られるということも多々多い状況でございます。そういった部分を考えますと、私どもとしてはそういう種子代というよりも全体的に見て、その資金対応という部分がやっぱり農家さんも効果的なのではないかなというふうに考えておりますので、そういった部分で御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） しつこくて申しわけないのですが、資金の対応という部分については、やはり借りるということは返さなければいけないことになりますよね。実際被害あって、いろんな野菜といいますか、露地野菜のいろんなものによって、生産費って違うと思うのです。ですから、一様というわけではなく、その被害をこうむった野菜そのものの部分に係るものというのは恐らくはじき出すと出ると思うので、それに対する面積当たりの補填というような形ができないのかという、そういうことなのです。農業元気になってもらわなかったらやっぱり問題ありますので、その辺申しわけないですが、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 議員から今御指摘いただいた部分でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、どうしてもそれぞれの農家さんで被害があった部分という、例えばカボチャということにして、次年度その種子代というようなことを支援するという、総じてほかのものがお米だったり、キャベツだったり、パレイシヨだったりということで、そういった部分で総合的に必ずしも被害が相対的にその農家さんの今年度の赤字ということでは限らないものですから、そこら辺の認定というのは非常に難しいというふうに考えております。次年度におきましてもそういった部分を含めて農家さんそれぞれ営農計画を立てられていくわけで、必ずしも次年度作付も当然増減したり、そういった部分もございますので、そういった中ではなかなか画一的にそういったことはちょっと難しいのかなということでございます。そういった意味でそういった資金対応という部分なり、今年度償還猶予ということも検討させていただいておりますので、そういった措置がやっぱり有効ではないのかなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。ただ、名寄らしい取り組みといいたしめようか、そういうものがあるべきではないかなというふうに思っていますので、御検討をお願いいたします。

次に、公共工事の発注、工期設定の関係で、考え方について理解をいたしました。やはり国からの公共事業といいたしめようか、依存している体制ですから、当然申請をして、そしてそれに対する認可をいただいて、発注というふうなことになりますから、思うようにならないと。ただ、単費の部分については極力早期の発注を目指して努力をしていただいているということですから、そういうことで国に何とかしてくださいといってもなかなか難しい部分もあると思いますので、ただ実際に工事を受注する、受ける側の考え方という、早期の発注、そしてバランスのいい発注というのがやはり理想なのかなというふうに思っております。その中でまず1つ、11月の雪の時期に工事の発注があったというふうなことで、やはり除雪をして、そして工事をする。無駄なことというのは、これは語弊があるのかもしれませんが、やはり除雪をしながらやらなければならないというのは当然大きな出費にもなるのかなというふうに思っています。そこら辺について毎年恐らくそういうふうな部分があるのかなと思いますが、なるべく早くに、少しでも早くに発注できるような体制をとっていただくということで努力をしていただきたいと思いますということがまず1つと、それから設計変更に伴う部分でありますけれども、設計変更に関しては、設計変更の内容にもよると思いますけれども、それによって工期の延長に伴う部分というのは、当然発注者側、受注者側の協議のもとに行われる部分だというふうに思います。そういうふうなことでその受注者側というか、そちらのほうの意見もしっかり聞いて、そしてやはり業者の育成というふうなことも含めてしっかりした工期の考え方、通常先ほどもおっしゃってました標準工期と、それからこの工事についてはこれはち

よっと難しいだろうなという部分については、それ以外の特別な理由をつけて工期を長くするような工期の持ち方や何かもあると思います。その部分について柔軟な対応ができればなというふうに思っています。その部分についてのお答えと、それから実際に今の現状からすると、ごめんなさい。3つ目、労働者の確保とか資材の高騰、いろんな部分で今実際に物を買うというふうな部分でいうと、昔は買ってあげるといふような部分ではありましたけれども、今売ってあげるといふ売り手市場に変わりつつあるといましようか、そんな状況があるのかなというふうに思っています、これらのことから思うように資材の確保ができない場合、最初は受けたときはできるというふうに認識をして受けるのでしょうかけれども、その後やはりそういういろんな状況が生まれてなかなか思うように確保ができない。こんな場合の対応というのはどのようにお考えいただけるのかどうかということも含めて、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 塩田議員のほうから3点ということでお話あったのですが、2点目の工期の関係と資材調達でという部分については、きっとそれによって資材調達がおくれるので、工期の関係へ影響するというような趣旨でよろしいですか。

それでは、2点目、3点目の関係については先ほどもちょっと申し上げたのですが、土木工事においては業者の皆さんと資材の調達も含めまして、その辺は十分協議をさせていただいた中で、最終的に工期の関係については十分協議させていただいているというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひをいたしたいというふうに思います。

あと、1番目の関係で、早期発注の関係、努力をということでありました。通常でいえば最初に御説明したように、交付金の場合、一定程度交付

決定等を受けてからということでは工事発注になります。なおかつ、例えば新規の道路等については、それから測量委託をして、それ以降入札審議会あるいは入札というようなことになるものですから、通常の新規の場合はどうしてもおくれるということ。継続の場合については、これは交付決定を待って、早ければ6月というようなことになりますけれども、新規路線についてはおくれるということについては、おくれると言ったら変ですね。努力しているのですけれども、手続上どうしてもおくれるのだということについては御理解をいただきたいというふうに思っています。

なお、言われたように早期発注につきましては、単独事業等についてはできるだけ年度初め、4月、5月の段階で入札等手続を踏むように、これはそれぞれの担当にも話をしてございますし、言われるように早期の発注については対応させていただきたいというふうに思います。

それと、標準、名寄の場合は冬があるので、確かに雪によって除雪の費用ですとか、そういうのも当然かかるのはわかりますけれども、ある意味では一年間を通じた事業発注という意味でいえば、必ずしも冬期間、確かにできばえ等あるいは業者の皆さん、今言ったように除雪関係とかというのは非常に時間もかかる。あるいは、私どもの事業費の中でも満度にそれが保証できているかということ、実はそうではなくて、その年あるいは平年のどれぐらいの積雪量ですとか、そういったものを考慮しながら工事費のほうを発注しているということでございますから、満度にはなってございませんけれども、冬季においても工事についてはできるのですという、少しそういった認識も持っていただければというふうに思っています。改めて工事の発注については極力早期にやりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 新聞で見ますと、建設

業協会からの要望というようなことも出てくることも含めて、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、昨日も大石議員のほうから質問があったのですが、この25条のスライド条項の関係についてお聞きをしたいと思います。公共建設工事の円滑な施工確保の観点に立った中で、近年の状況、労務単価の上昇なり資材の高騰、それから鋼材の高騰ということで、非常に今までにない大変な状況になっているというのは御理解いただいているのではないかなというふうに思います。その中で工事請負契約の第25条第6項のインフレスライド条項の適用と。このスライド条項については、賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更というふうなことで認められている部分ではありまして、きのうも大石議員のほうに御答弁いただいたのですが、再度これらについての御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 塩田議員から今御質問いただきました。労賃や、あるいは資材の高騰に対する契約後の高騰にどのように対応できるかということで、質問にありましたように我々の用意しています契約約款の中にも第25条の中で対応できる条項があるということでもあります。25条については、賃金または物価の変動に基づく請負代金金額の変更という項目としてうたわれているわけでもあります。今塩田議員が言われたように、インフレに対する請負金額の変更に対応する部分もありますし、きのう大石議員のところでも触れましたけれども、1つには工期が12カ月以上超える場合の賃金水準または物価水準の変動による請負金額の変更に対応する部分があります。これは、全体スライドと言われるものでありますし、もう一つは、特別な要因により主要な材料が国内において著しく変動した部分ということで、これは資材ということでもありますから、単品スライドと言われる部分であります。もう一つは、塩田

議員が言われたようにインフレに伴うものと。これは、また逆もありまして、デフレに伴うものも当然あるということでもありますので、一定程度社会情勢の変化に対応できる条項として整備をさせていただいていると認識をしておりますので、ここについては必要に応じての適用を検討しなければいけないだろうなというふうに思っています。

ただ、きのうの中でも申しましたけれども、適用に当たっては留意をしなければいけない部分もあるというふうに思っておりますので、そこについては十分調査もさせていただいた上で適用をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） その中で調査といいましょうか、何を調査されるのか教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 調査というのは、当然物価が変わるというわけでもありますので、どういった部分で変化をして、変わっているのかと。そういった基準を考えなければいけないと、調査しなければいけないということと、もう一つ、いつから、どの時点から物価が上昇しているのかというのについても当然調査をしなければいけないと思っておりますので、協議に当たって適正に措置ができるように必要な条件等について調査をさせていただきたいということでもありますので、これは他の自治体等でも取り組んでいるのもありますし、きのうもお答えしたように国、道の中での取り組みでもありますので、そういったのもぜひ参考とさせていただきたいと思っております。御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 議事進行。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

○13番（熊谷吉正議員） 今の塩田議員の質問の関係で、昨日は同様の質問が大石議員からもありましたけれども、その時点では一般論として私もやり過ぎしてきましたけれども、その後代表者会議である契約変更の事案が提起をされている段階で、この公共工事標準請負契約約款25条、スライド条項に関する議会でのやりとりというのは非常にデリケートでなければならないのではないかというふうに考えております。一般的な段階におけるやりとりは、当然あってしかるべきだというふうに思いますけれども、非公式に私どもも事前に情報は回ってはありましたけれども、正式に受けたのは代表者会議以降、その段階ではやっぱり慎重にやらざるを得ないということで、特にここは発注者側と受注者側の協議で決まってくる話であります。それに深くかかわるとということについての議会の役割としては非常に微妙な時期に来ているのではないかとこのように思っています。適切に建設水道部長が先ほどから答弁されているとおりに対応されて、契約に対する議論を行えばいいというふうに思っていますし、議会基本条例の第19条の段階でも、いわゆる19条の政治倫理及び基準の関係で市が行う許可、認可、請負、その他の契約に関し個人または特定の企業及び団体のために有利に取り計らってはならないということで、あすの関係はもう明白に特定の団体、企業なわけで、それを想定をして質問しているというふうには善意に解釈すれば思わないけれども、明らかにそれに疑念が残るかかわりかというふうに思っていますので、慎重に議長も議事録精査をしていただいた上で、全体でまた御相談をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時11分

○議長（黒井 徹議員） 会議を再開いたします。塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 先ほどの白田部長の御答弁で理解をさせていただきます。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

生活困窮者自立支援法について外2件を、佐々木寿議員。

○12番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名をいただき、発言を許されましたので、さきの通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、生活困窮者自立支援法について伺います。生活困窮者自立支援法が昨年臨時国会で成立し、27年4月の実施に向けて困窮者を就職させる支援や家賃の給付、貧困家庭の子供の学習支援などを行って生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援し、さらに生活困窮者に対する相談支援機能の充実により福祉事務所の負担軽減とともに社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能となるとしていますが、本市として事業の進捗状況、課題の対応について、27年4月施行までの推進事業について伺います。

2点目は、潜在有資格者の復職支援について伺います。看護師、保育士、介護福祉士などの専門的な国家資格を持ちながら、何らかの理由で離職したままの潜在有資格者が多数存在しています。厚労省のデータによると、看護師、助産師で約71万人、保育士で約60万人、介護福祉士で約45万人いると言われております。人材不足が深刻になっている現場では、こうした潜在有資格者の復職を強く望んでいます。そこで、復職するための技術や知識を支援する動きがあります。しかしながら、労働環境の整備などの課題も多いのが現状です。厚労省も潜在有資格者の復職支援に力を入れるとし、今年度人材不足が特に深刻な介護、保育、看護、建設の4分野を重点4分野と位置づ

けし、潜在有資格者の掘り起こしを重要課題に挙げ、復職支援策として来年度予算の概算要求に保育士の現場の実技研修への助成や全国のハローワークと各地の看護協会の再就職支援拠点、ナースセンターとの連携強化を盛り込んでいます。そこで、当市の復職のための支援事業の現状について、厚労省の重点4分野に対する本市としての考え方について伺います。

3点目は、スポーツの振興について伺います。まず初めに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査について伺ってまいります。文部科学省が行っている体力、運動能力調査によると、我が国の子供の体力は昭和60年ごろから長期的に低下傾向にあるとともに、体力が高い子供と低い子供の格差が広がっています。子供の体力の低下は、将来的に国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々がふえ、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧されています。子供の体力の低下の原因は、外遊びやスポーツの重要性の軽視など国民の意識の問題、都市化、生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の子供の生活習慣の乱れといったようなさまざまな要因が絡み合い、結果として子供が体を動かす機会が減少しているという点が指摘されています。このような状況を改善するため、家庭、学校、地域が連携して子供が積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲を培うことにより、子供の体力の低下傾向に歯どめをかけ、上昇傾向に転ずることを目指すべきと考えております。そこで、当市の調査結果と課題について、当市の向上のための取り組みについて伺います。

次に、中学校武道導入について伺います。全国全ての中学校において、武道授業が必修として導入されてから数年がたちました。教育基本法の理念を基本として、伝統と文化を尊重し、豊かな人間性を持った国際社会で生きる日本人の育成を目標として導入されました。生徒の体力向上はもち

ろんのこと、武道に取り組むことで日本の伝統や文化を正しく理解し、礼節や思いやりの精神の醸成によって心身ともに健全で健康な育成が期待されております。一方で、インフラ面で武道導入の受け入れ態勢が十分でないことは当初より指摘されておりました。安全性の確保の面からも早期の武道場や用具の整備、教諭の指導力などハードとソフトの両面からの環境整備が必要とされております。そこで、子供たちに対する教育上の効果について、武道場、用具、指導者等の課題について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 佐々木議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

大項目1の生活困窮者自立支援法について、初めに小項目1の事業の進捗状況について申し上げます。これまで安定的な雇用を土台とした第1のセーフティーネットが機能し、最終的には第3のセーフティーネットである生活保護制度が国民に包括的な安心を提供してきましたが、雇用情勢の変化により非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など生活困窮に至るリスクの高い層が増加している中、国は生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティーネットの充実強化を図ることが必要であるとして、昨年12月に生活保護法の改正とあわせて生活困窮者自立支援法を制定いたしました。福祉事務所を設置する各自治体は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとされました。本市におきましても来年4月の事業実施に向け担当部局を社会福祉課とし、理事者への報告を終え、現在準備作業を進めてい

るところであります。関係機関への情報収集を初め、近隣市町村の動向や今年度からモデル事業を実施している自治体への先進地視察を行いながら、本市の実情に応じた事業となるよう作業を進めているところであります。事業初年度は、必須事業であります自立相談支援事業の充実を図り、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援を実践できるように体制の整備を進めてまいります。

次に、小項目2の課題と対応について申し上げます。現在準備を進めるに当たり、本事業の対象者の把握や生活困窮者からの相談を受ける幅広い知識と経験等を有した主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の養成や確保が課題と考えております。また、本制度の趣旨や内容の市民への周知活動や、さらには町内会、民生委員児童委員との連携などを図りながら、地域での見守りによる対象者の積極的な調査が必要となります。本事業の対象者は、失業、多重債務、ホームレス、ひきこもり、その他の理由で社会生活から疎遠になった方などさまざまな人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで制度のはざまに置かれてきた人たちへの対応が重要となり、最初の相談で対象者本人の訴えを傾聴し、信頼関係を築き、1度きりの相談で終わることなく継続的支援につなぎ、アセスメントやプランの作成、プランの実施とモニタリングを経て評価、再プランの策定、就労というような自立を最終目標に見据え、対応していくことが必要となっております。

次に、小項目3の平成27年4月施行までの推進事業について申し上げます。今後は、本事業を実施する自立相談支援機関の決定と福祉関係部局のみならず、庁内の各部局との連携体制の構築、また外部の関係機関であるハローワーク、社会福祉協議会、保健所などとのネットワークづくりや町内会や民生委員児童委員といった地域の方々との連携や協力について準備を進めるとともに、広報紙等を活用した市民周知にも努めてまいりたい

と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、潜在有資格者の復職支援について、小項目1、復職のための支援事業の現状についてお答えいたします。

人材不足が顕著で、特に早急な対策が求められている職種として、介護、保育、看護の3職種の人材確保、育成対策が急務となっています。ハローワークなよろ管内においても平成26年10月現在の求人、求職状況については月間有効求人倍率が看護師、保健師等が2.50倍、保育士、福祉相談員等が1.45倍、ホームヘルパー等が3.17倍と大きく求人数が求職者数を上回っており、慢性的な人材不足となっています。この人材不足を解消する対策の一つとして、国家資格を持ちながらやむなく離職したまま就労していない潜在的有資格者の復職支援が全国の都道府県を中心に各地で展開されています。これらの医療、福祉関連の人材確保対策全般については、北海道が中心となって各関係機関の支援センターが中心的な役割を担っており、道内の各市町村においてはそれら関係機関が行う事業の側面的協力を行っています。本市の現状としては、看護師の復職支援に関する取り組みとして市立総合病院が平成19年度から看護師資格取得者を対象に講義、実技演習、グループディスカッションの内容でこれまで5回開催され、平成24年度からは毎年実施しており、今年度も年明け2月の開催を予定しています。この研修は、市立総合病院の復職予定者に限定した研修ではなく、看護師資格者で復職を希望している者であれば誰でも研修を受けることができます。受講者数と市立総合病院に復職した人数については、5回の開催で受講者21名、そのうち市立総合病院への復職者は13名という結果になっています。

福祉、介護については、独自の復職支援の取り

組みは行っていませんが、各事業所間の情報交換と雇用における現状や問題等を協議するための場として一昨年市が中心となって名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会を設置いたしました。その意見交換の中でも潜在的有資格者の復職が進まない要因として、福祉現場が抱える低賃金、厳しい労働環境のほか、正規か非正規かといった雇用形態も要因として挙げられており、ハローワークなよろが発表している求人企業の賃金と求職者が希望している賃金とに大きな差があり、これらを改善することが復職を促進することができる一番の策であるとの意見が多く聞かれましたが、現実的には各事業所それぞれの理由があり、それらを改善するに至っていない状況となっています。今後名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会を年度内に開催する予定でありますので、各事業所の潜在的有資格者の復職に対する取り組みも含めて人材確保のために独自に取り組んでいる事例や今後取り組みうとしている内容等について情報交換を行い、御意見を伺ってまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2、厚労省の重点4分野に対する本市としての考え方についてお答えいたします。厚生労働省が取りまとめた重点4分野における対策の全体像につきましては、今後において人材不足分野等における人材確保、育成対策を進めていく上での対策の全体像を取りまとめた中間報告として出されたものでございまして、人材不足が顕在化している職種の中でも特に政策的理由から喫緊の対策が求められる介護、保育、看護、建設を重点4分野と位置づけた上での方針が示されたところでございます。この重点4分野においては、それぞれ制度に応じて個別の検討課題があるものの、雇用管理の問題など共通する課題があることから、各分野の横断的な施策の検討や先進的に取り組んでいる施策を横断的に展開していくことなどを重要課題として検討されてきました。その結果、3つの柱として人材確保に向け職場の魅力を高め、普及していくための雇用管理改善施

策、有資格者確保のための掘り起こし対策や関係機関のマッチング強化を行う潜在有資格者対策、再就職やさらなるキャリアアップのための能力開発の3つの柱を掲げており、今後次年度に向けて全体像に盛り込まれた各施策について総合的に打ち出されてくるものと考えております。これらの施策につきましては、都道府県及び関係機関、ハローワークが実施主体となって取り組まれると考えておりますので、本市といたしましては基本的には事業実施主体の取り組みに注視しながら対応してまいります。建設分野については昨年市内建設業協会等から若年労働者の不足が深刻化していることから、それらの人材確保に対する要望をいただき、市独自の取り組みとして今年度から市内事業所に就職した若年技能者の育成に係る支援として地域人材確保事業補助金を新たに設置したところであり、来年度も引き続き継続していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3のスポーツ振興についてお答えをいたします。

小項目1の全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、本市の調査結果と課題、本市の向上のための取り組みについてですが、平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきましては現在公表の内容や方法等について検討をしているところであります。そのため議員の御質問には、本市の児童生徒の体力、運動能力、運動習慣の主な傾向について申し上げさせていただきます。今年度の同調査には、市内小学校10校の5年生226人、中学校4校の2年生206人が参加し、握力や反復横跳びなど8種目の実技に関する調査と運動習慣等に関する質問紙調査が実施されました。全国の子供たちの状況と比べ、実技に関する調査の種目では、小学校の男子の20メートルシャトルランと立ち幅跳び、男女のソフトボール投げにおいて成果が見られました。ま

た、中学校の女子の上体起こしと立ち幅跳びにおいて成果が見られました。運動習慣等に関する調査の項目では、小中学校ともに体育の授業を除く1週間の総運動時間の確保、運動に対する関心、意欲の高さなどにおいて望ましい傾向が見られました。このように本市の小中学校においては、実技の種目の一部に成果が見られますが、体力、運動能力の全ては課題も多く見られ、特に小中学生とともに筋力と柔軟性、敏捷性を養う必要があります。また、余り運動しない子供や運動が苦手な子供に運動に親しむ習慣を身につけさせることが必要であります。教育委員会といたしましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を受けとめ、子供たちの知、徳、体の調和のとれた育成を図るために学校における体力向上の取り組みの充実と家庭における体を動かす機会の確保が重要であると考え、さまざまな取り組みを推進してまいります。

具体的には、各学校には同調査結果によって明らかとなった体力に係る課題を解決するため、体育の授業においては授業の初めにストレッチや腕立て伏せなどの体力づくり運動を積極的に取り入れるよう促しております。また、体力づくりの一校一実践の取り組みにおいては、例えば小学校では昼休みなどに縄跳びの記録やわぎに挑戦する縄跳び検定の取り組み、中学校では部活動でジグザグダッシュなどを行う取り組みなど特色ある取り組みの一層の工夫改善を図るよう促してまいります。このほか教員の指導力向上を図るため、道教委主催の新体力テスト指導改善エキスパート養成事業等に参加した教員や体育専門の教員を講師として全小中学校で校内ミニ研修等を実施してまいります。また、家庭、地域に対しては、児童生徒が進んで体を動かす機会を確保するため、名寄市教育改善プロジェクト委員会が改定した家庭で取り組む7つのポイントを活用し、スポーツ以外にも掃除や雪かきなど家の手伝いを勧めるなどの啓発を推進してまいります。さらに、こうした学校

の取り組みを共有化し、市内小中学校が一体となった体力向上の取り組みを充実させるため、現在名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修の充実に関する研究グループを中心として体育の授業改善を図る手だてや各学校の特色ある体力向上の取り組み、家庭との連携を図る取り組み等をまとめた資料を作成しているところであります。今後は、保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力をいただき、名寄市教育改善プロジェクト委員会による体力向上の取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、小項目2の中学校武道導入についてお答えをいたします。子供たちに対する教育上の成果についてですが、平成24年度から全面実施されている中学校学習指導要領の保健体育科の改善の基本方針の中で、武道についてはその学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善すると示されております。この方針に基づき、武道の領域は従来第1学年においては武道またはダンスから男女とも1領域を選択して履修できるようにすることとしていたことを改め、第1学年及び第2学年においては全ての生徒に履修させることや第3学年においては球技及び武道のままとりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることとしております。また、武道の運動種目は柔道、剣道または相撲のうちから1種目を選択し、履修できるようにすることとしております。こうした指導内容の取り扱いを踏まえ、本市の中学校では2校が柔道、1校が剣道、1校が相撲を選択し、武道の授業を行っております。

これまでの武道の授業を通して得られる教育上の効果としては、子供たちが基本動作と基本となるわぎを練習し、相手の動きの変化に対応した攻防を行うことにより、わぎができる楽しさを味わいながら、相手を尊重する態度や安全に留意する態度を身につけていることや礼に代表される伝統的な考え方などについての理解を深めていること

が挙げられております。

次に、武道場、用具、指導者の課題についてですが、武道場については体育館や格技場を活用しており、武道の授業を行う場合でも問題はありません。また、用具についても各中学校の実情や要望を踏まえ、柔道の畳、剣道の防具、相撲の土俵用マットや簡易回しなどを配置しております。指導者については、武道を担当する先生方は適切な指導方法を身につける必要があることから、道教委主催の武道講習会や上川教育局主催の柔道等授業支援事業、柔道授業支援拠点校事業の公開授業などに参加して研修を深めております。特に柔道については、有段者との複数体制での指導が求められていることから、担当する先生方に有段者がいない場合には柔道等授業支援事業、柔道授業外部指導者等派遣事業を活用して名寄柔道連盟の方に講師をお願いし、技能面の指導の充実はもちろんのこと、安全面に十分配慮しながら授業を行っております。今後も武道の授業を効率かつ安全に行うことが重要であり、武道を担当する先生方の指導力の向上を図ることや有段者を確保することが課題であると考えております。このため教育委員会としては、各中学校における武道の授業の状況等を把握し、担当する先生方の研修を促進したり、柔道や剣道の有段者である先生が転出した場合には同じく有段者である先生を確保することなど、指導の継続、充実が図られるよう支援してまいります。また、子供たちが安心して積極的に武道の授業に取り組むことができるよう関係機関、団体の御指導や御協力をいただきながら、物的、人的な条件の整備も一層進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法について伺いたい

と思いますが、この法は本当に貴重な事業だと私は考えております。生活保護者になる前の段階で、それぞれ御本人生活保護者にはなりたくないなというふうな感じで、一生懸命思い悩み、苦しみながらも生活をしている方というのは、本当に大変だなというふうに私は思っております。しかしながら、それが行き詰まると、自分の命を絶ったり、あるいは犯罪に走ったりということになるということで、やはりこれは事前に対応して、それぞれの生活をしっかりとしてもらいたいというふうなことは非常に大事だと私は思っております。

それで、こういう事業は結構生活保護者につきますと、今御答弁でもありましたようにいろいろなネットワークや、あるいは町内会の方々、特に町内会の班長の方々、民生委員の方々、これらの情報がしっかりとあって初めてこれが出てくるのだろうなというふうに思っております。この生活困窮者については、いざ現場でやろうということになりますとなかなか難しいのかなというふうには考えております。生活保護者になると、どうしても民生委員の方が生活保護受給者にちゃんと推薦するわけでありましてけれども、やはりその前の段階というのは現場としては非常に難しいなというふうに私も考えております。しかしながら、それをしっかりとやることがいわゆる生活保護受給者に至らないと。あるいはとうとい命まで、あるいは犯罪までいかないということについては、本当に真剣になって考えなければいかぬと、そういうふうに思っていますので、今御答弁でもありましたけれども、現状では不十分だというふうなこととございますが、私はそれをさらに深めるために、やはり御答弁でもいただいたのですけれども、そのとおりなのですけれども、実際にはなかなか民生委員、班長等に伝わらない。これはなぜかという、本当にそういうシステムというか、そういう法というものが市民の方にわかっていないし、各町内会にも、あるいはその役員の方にも、あるいはネットワークの見守り隊の方にも行き渡って

いないのではないのかなというふうに思っております。一応その辺の対応については、今後やっぱりそういうふうなPRといたしますか、そういう教育といたしますか、そういうようなことについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども御答弁で申し上げましたけれども、来年4月の事業開始に向かひまして、市民の方々に対しては周知徹底を図ってまいりたいと考えております、この事業の制度自体を。また、民生委員児童委員の皆さんに対しましたり、また町内会の皆さんに対しましても説明会等を、こちらから出向いて説明をさせていただくなどの対応をとらせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） その辺を御説明をいただいて、やはり実際に当たる方も本当に相談に乗るのは親身になってやらないとできないのかなというふうに思いますので、しっかりとその辺は話していただきたいなというふうに思いますし、御答弁にありましたように今200万人以上も生活保護者があって、予算としても3兆円以上も超えるというような現状になっているわけでありませう。その前の段階でちゃんとしっかりとやれば、それだけのことがだんだん減るのかなというふうに思います。

そこで、一方でやっぱり今失業や、あるいは非正規雇用などによって、それ以外の現役世代の受給者がふえていると。昨年あたりも29万世帯ということでありませう。それで、10年前の3倍以上になっているということでありませう。そうすると、高校中退や、あるいは不登校、あるいは先ほども言いましたひきこもりなどによって、やっぱり受給者になりかねない、そういう予備軍もふえているということでありませうけれども、現状としてはどのような対応でやっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 本市の特徴といたしましては、近年大型のショッピングセンターを初めとする3次産業の雇用環境が、他の都市に比較いたしますと有効求人倍率が道内の平均値よりも高いというような状況もあります。また、自衛隊の方を初めJRの元退職者の方など、公務員関係の退職者も多いなどの特色もございまして、またさらには障害者の自立支援事業所の数も6カ所と多く、福祉的就労も可能な状況となっております、結果的に生活保護率も今で10パーミルという程度で、全道でも低い地域となっております。また、生活保護受給世帯の類型につきましても231世帯に対しまして高齢者世帯が142世帯で61.5%、母子世帯が9世帯で3.9%、障害者世帯が22世帯で9.5%、傷病世帯が36世帯で15.6%となっております、高齢、母子、障害、傷病世帯で全体の90.5%を占めているという状況であります。働ける可能性のある現役世代を含むその他の世帯が22世帯となっております。現在生活保護を受給していなくても、将来的に生活保護を利用される可能性のある方は潜在していると考えておりますので、先ほども申し上げましたけれども、地域で生活に困窮している方々を早期に発見いたしまして、必要な支援につないでいけるように、今後とも準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 先ほどの答弁にもございましたけれども、本当に再調査をして、やはり推進員の育成とか確保とかをやりながら、親身になって相談をしないとこういうものはなかなか出てこれないのかなと。あるいは、個人情報にもひっかかるというようなことで、非常に慎重に扱わないとだめな分野だと思ひますので、見守りネットワークを初め、町内会あるいは民生委員の方にぜひその辺を強調していただきまして、推進していただきたいと、こういうふうに思ひます。

次に、潜在有資格者の復職について伺ひたいと

と思いますが、先ほどでいきますと介護のほうでも2.5倍、それから保育、育児でも1.45倍、ホームヘルパーで3.75倍と。人材不足はしているということでございます。先般の市立病院のほうでも、佐藤議員の質問によりますと総体で8名あって、20代から30代の方がやめるといことなのでございますけれども、これは将来的なことを考えると、私は人口減少を含めて子育て、あるいは子を産む、育てる、そういう環境をまずしっかりとつくった段階で、それから子供ができて就労人口がふえるまでといいますとやはり10年から15年あるいは20年ぐらいかかるというふうに思うのです。そこで、やはり即戦力で就労人口を上げる。労働人口を上げるというのは、今65歳まで働いているわけなのですけれども、これはやっぱり70歳ぐらいまで本当に働かなければいけないのではないのかなと。それは、子育てあるいは子を産み育てる段階が定着するまでの間、しっかりとやっぱりそういうようなシステムを制度をつくらなければいかぬというふうに思います。したがって、これは本当に道のこととはいえ、あるいは国のこととはいえ、実際にやるのは地域でございますから、この地域がしっかりとそういうようなものに 대응するような体制、あるいはそういうものを整えておかなければならないのではないのかというふうに思っています。

それで、今先ほども介護のことが出ましたけれども、全国で290万人以上、大体半分が女性なのだそうですが、道内において介護福祉士を持っている人が6万7,000人、それで介護事業所で働いている人はほぼ半数ぐらいなのだということで、有資格を持っている方がかなりいるのではないかというふうに思っています。それで、これを例えば先ほどお話ししましたように、市立病院とか何かでもちょっと離れているとそういう知識とか、あるいは技術が落ちると。こういうことになると、やはりもう一回やらなければいかぬと。これは、やっぱり現場のこの地域でしっ

かりと対応しなければいかぬのではないのかなというふうに思っています。そこで、この有資格者の復活のために、先ほどの答弁によりますと建設業あたりはある程度補助としかしているみたいですが、看護のほうも病院のほうもある程度補助をしていると。あらゆる部門があると思うのですけれども、これは資格復活のために費用をやっぱり貸与するとか、あるいは補助金を出すとかということは、これ市として、行政としてできないものかというふうに考えておりますけれども、その見解を伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 今御質問いただきました。潜在有資格者の復職に向けた支援を市としてということだというふうに思いますけれども、現時点におきましては議員が言われましたような対策については検討は行っておりませんが、今後関係部局連携をいたしまして、それぞれの事業者も人材確保に向けて努力をされているというふうには考えておりますけれども、実際の現場における現状把握に努めますとともに、現場で本当にどのような支援といいますか、対策を求めているのかということを含めて、先ほども申し上げましたけれども、介護・福祉人材確保推進懇談会がございますので、そちらのほうに各事業主様、事業者の方々が参加されますので、その中で一定程度御意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。そういった中で今後できるものがあるのかどうなのか、そういった判断をさせていただきたいというふうに思います。御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○12番(佐々木 寿議員) 今の質問で、市長はどのようなお考えですか、今の件。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 高齢者というのでしょうか、そうした方たちの再雇用といいますか、今の問題に関しては、今後恐らく非常に大きな問題に

なりつつあるのだろうというふうに思っています、当然考えていかなければならない問題だというふうに思っていますけれども、まずは実態を把握をしていく中で調査をし、それぞれの部局連携して検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 本当に重要な施策で、道任せでなく、やっぱり一歩進んだ、踏み込んだ行政の対応の仕方といいますか、そういうものが大事だと思いますので、ぜひ前向きに考えて推進していただきたいのと、こういうふうに思います。要望しておきます。

次に、スポーツ振興について伺いたいと思いますが、まず全国体力・運動能力、運動習慣等調査等はまだ検討中だということですね。それで、1点伺いたいのは、この公表の仕方これもこれはやってもいいということなのですが、一方で序列化とか、あるいは競争化になるとまずいなということで、その辺も公表のところにはしっかりと書いてあるわけですが、今後学力テストは教育委員会としては公表しないということでしたけれども、これは教育長は体力テストについてはどういうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今公表のあり方について御質問いただきましたけれども、全国学力・学習状況調査の結果の公表については、以前もお話しいたしましたように教育委員会や学校が保護者や地域住民に対しての説明責任を果たすことが重要である一方、一応序列化や過度な競争が生じないように教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要でありまして、いわゆる平均正答率を公表することについては、そういう公表の仕方はしないということで御理解をいただいたところでございます。今体力状況調査についても公表のあり方についてどうするかということで、教育委員会で検討対応しているところでございます。今全国

学力・学習状況調査の公表については、ホームページを通して設問ごとに全国平均とどうなのかということ公表しております。多分ですけれども、運動能力テストの関係も全国学力・学習状況調査と同じようなトーンで公表していくというような形になると思いますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） わかりました。

さらに、今やはり北海道は体力テストではかなり低迷しているということでもありますけれども、道教委のほうから小中学校にことしの1月に体力向上のために学校ごとに目標を設定することと、もう一つは体力テストを小5と中2以外の学年でも実施することというふうな2つの検討を通知しているのですが、それはどのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 名寄市内の小中学校におきましては、1つ目の体力向上のための学校ごとの目標の設定につきましては、先ほども申し上げましたが、各学校では調査結果の分析を通して自校の児童生徒の体力等の課題を明確にして、課題を克服するための目標を設定しております。例えば縄跳び検定で個人目標の達成率を8割以上とするといった数値目標や屋内外の遊びを奨励し、体力づくりを推進するといった日常的な運動習慣の確立に関する目標など、子供たちに身につけさせたい体力、運動習慣等に応じた目標をそれぞれ各学校で設定をしているところであります。

2つ目の体力テストの小学5年生と中学校2年生以外の学年でも実施することにつきましては、本市におきましては基本的には全学校、全学年で実施をしているところであります。ただし、小学校につきましては、低学年で種目を限定するので、自校の子供たちの体力等の状況に応じて実施している学校もあるということです。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○12番(佐々木 寿議員) わかりました。

あともう一点は、DVDも配付されているということで、これかなり活用されているのですか。どういうふうな効果があるのですか。

○議長(黒井 徹議員) 小川教育部長。

○教育部長(小川勇人君) 今議員からありましたように、道教委のほうから新体力テストの解説DVDが配付をされております。これにつきましては、新体力テストの実施方法や指導のポイントなど、それについて教職員間で共通理解を図ったり、児童生徒に説明したりする際に活用することを目的に作成をされたものであります。各学校では、テスト実施前に教員がDVDを視聴し、テストを実施する際の参考としており、これによってよりスムーズにテストが実施されているということですので、今後におきましても各学校で十分に活用し、新体力テストを一層円滑に実施するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○12番(佐々木 寿議員) わかりました。

もう一点あるのです、道教委で。17年度までに、あと3年で全国平均以上にしたいと、こう打ち出しておりますけれども、本市ではどのように取り組もうとしているのですか。今の段階で伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 小川教育部長。

○教育部長(小川勇人君) 道教委では、17年度までということでもありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、本市の児童生徒の体力、運動能力については全国の子供たちの状況と比べた場合、体力、運動能力の全体では課題も多く見られております。このため2017年度までに全国平均以上を数値目標として、子供たちの健やかな体を育むために、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として、体育の授業改善や特色

ある体力づくりの各校一実践など全小中学校が一体となって体力向上に向けて取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○12番(佐々木 寿議員) いわゆる名寄市の改善プロジェクトチームが主体となって進めていくということでもありますね。わかりました。

武道について若干伺いたいと思いますが、武道は皆さんやっぱり心配しているのは、万が一事故でけがをしたようなときにはどういうふうな扱いで、どういうふうな対応をするのかなというふうに思っていると思うのですが、この事故予防対策はそれぞれ真剣にやっていると思いますけれども、その後も万一が一になった場合にはどういうふうな対応で、そういう対策があるのか、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 小川教育部長。

○教育部長(小川勇人君) 今議員からありましたように、事故起きる、大変重大な問題でありますので、そういったことがないように武道に対する安全指導への対応につきましては、これまでの事故の事例を確認したり、道教委で実施する指導者への実技講習会への積極的な参加の促進、安全対策の指導資料の活用などを通して、安全対策に努めているところであります。中でも道教委作成の指導資料「武道授業の充実に向けて～安全で楽しい武道授業を目指して～」の効果的な活用を促しているところであります。特に柔道につきましては、重大な事故を防ぐ観点から、指導に当たっては複数の指導者で、一方が有段者による指導を行っているところでありますし、今年度も名寄中学校では先ほど申し上げましたけれども、名寄柔道連盟の方の御協力をいただき、連盟から有段者を派遣していただいて授業を行っているところであります。万が一事故が起きた場合については、通常校内での事故対応と同様に適切な対応をするように指導をしているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 子供たちは、スポーツの傷害保険というのは自動的にこれは掛かっているのですよね。

全体的にスポーツの振興について、名寄地区からオリンピック選手が出てほしいというふうに思っているのですが、やはりこれも子供を引きつけるスポーツというのが大事になってくるのかなというふうに思いますし、生活習慣病なんていう、今子供たちの肥満も指摘される中、スポーツというのは非常に大事なものだと思っております。これは、やはり学校と地域が本当にしっかりとした連携をとらないと、そういうものが成り立たないのかなというふうに思います。今後ともしっかりと地域と学校と連携して、ぜひオリンピックの選手が育つようなスポーツ環境も少しずつ育てていってもらいたいというふうに要望したいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公害の現状について外2件を、竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきに通告した順に沿って質問をいたしたいというふうに思います。

大項目の1項目めは、公害の現状についてですが、安全で住みやすい環境をつくっていくことが重要なものだというふうに考えております。1点目の河川水質の状況についてですが、特に名寄地区の市民の水がめについては名寄川の浄水場で取水をして、常に基準値内での供給をしていることに敬意を表したいというふうに思いま

すが、各河川における本年の調査結果が出ていればお知らせをいただきたいというふうに思います。

2点目の企業等のダイオキシン類の状況についてですが、大企業については大気に拡散防止の装置や空気中の汚染調査報告が義務づけられているというふうに思いますが、名寄市内における空気の汚染の状況についてお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目の騒音の現状と油脂系類の漏えいの事故等の実態についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目の2項目めは、公立学校における教職員の休職の現状についてですが、近年教職員の休職が増加をしているとの報告がありますが、休職にかかわって本人も大変であります、児童生徒も精神的な問題が出るのではないかと考えております。名寄における休職の状況について、また病気による退職者が全国で年間4桁を超えているというふうに言われています。名寄における疾病による退職の状況についてと患者がおられるとしたら、患者の数と患者へのケア等の対応についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目の3項目めは、スポーツ振興についてですが、名寄市総合計画でスポーツ振興について市民皆スポーツ、生涯スポーツ、健康づくりということで、スポーツの振興を図ることとなっていますが、健康のためのスポーツから競技のスポーツまで多様なスポーツ活動があります。競技スポーツにかかわって近隣からオリンピック選手が出ておりますが、過日のノルディックスキーワールドカップジャンプでは、レジェンドと言われる42歳の葛西選手が自身の最年長記録を更新し、優勝いたしました。精神力だけでなく、日夜の努力で技術力を向上させたことによるものと思いますが、スタッフの力によるものではないかと一方では思っています。競技スポーツでは、アスリートを育てる指導者が必要と考えております。東京

夏季オリンピック開催、また冬季オリンピックで正式ではありませんが、札幌市が名乗りを上げました。自国での子供の夢を実現させてあげる絶好のチャンスではないかと思います。小中高生が一番近い年齢と考えます。小中高生の指導は、重要と考えます。そこで、指導者の現状と課題があればお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、2点目の施設利用の現状と課題についてお聞きをいたします。各スポーツ施設の利用と学校体育館を活用する開放事業がありますが、競技に合った施設の利用となっているのか、無料から有料となって施設の利用度が下がっていることが考えられますが、新しい施設に集中することはないのかどうか、利用状況についてと利用にかかわる課題があればお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、3点目の各団体の支援のあり方についてであります。名寄市はスポーツ振興の一環として教育振興補助金を出しておりますが、本年度11月末までの教育振興補助金の交付件数について、補助金のあり方及び交付基準の拡大について検討されたことがあるのかどうかお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の1、公害の現状について、大項目2と3は教育部長から答弁させていただきます。

名寄市の公害の現状につきましては、毎年「公害の現状と対策」を作成し、発行をしているところです。平成25年度の天塩川及び名寄川における水質調査の結果について報告をさせていただきます。まず、天塩川の調査につきましては、7月と10月に2回実施をしております。名寄から天塩町に至るまでの間10カ所の地点で17項目にわたる調査を行ってきております。天塩川は、国が定める生活環境の保全に関する環境基準のB

類型という分類に指定されております。調査の結果といたしましては、7月並びに10月調査ともに全ての項目で環境基準を満たしております。また、曙橋では5月から11月までの期間で調査を行うこととしており、水道水源で問題とされている大腸菌や嫌気性芽胞菌が検出されております。天塩川は、陸上自衛隊名寄駐屯地の水道水源であることや流域が観光資源としても注目されていることから、今後も状況を注視していかねばならないと考えております。

続きまして、名寄川の調査につきましては、5月から11月にわたり調査を実施することとしております。調査箇所につきましては、河川の採水点7カ所のほかに下川鉦山からの処理放流水が1カ所、そのほかに汚泥等の堆積ダムの処理水が2カ所、処理前の坑内湧水が1カ所の計11カ所での調査を行っております。調査内容は、旧下川鉦山からの重金属等の影響調査とあわせて、名寄川本流の4地点では生活排水等にかかわる影響調査のため、大腸菌群などの環境基準項目の調査も行っております。鉦山排水の影響につきましては、指針となる電気伝導率及び硫酸イオンの値が鉦山の処理排水が直接流入する地点では数値が高くなってはおりますが、おおむね安定した数値であり、その濃度も低く、鉦山での重金属の処理は適切に行われております。

なお、こうした影響も名寄市の水道原水の取水口までに至る間で解消しており、水道原水としての安全性に問題はありませんでした。

名寄川は、水道取水点から上流が生活環境の保全に関する環境基準のA類型に指定をされております。調査した結果、大腸菌群について7月、8月、9月で基準を大きく超過し、年間平均値でも環境基準を超過してしまいました。原因としては、濁水とあわせて流域の土壌など自然界由来の影響も大きいと考えられておりますけれども、大腸菌及び嫌気性芽胞菌をほぼ毎月検出されたことから、いまだ畜産排水などの影響もあるものと考えられ

ます。また、名寄川では畜産排水などから検出される病原性微生物のクリプトスピリジウムやジアルジアによる水道原水の汚染が懸念されていました。名寄市でも汚染の状況を確認するために年4回道立衛生研究所で検査を実施しておりますが、ともに検出されず問題はありませんでした。

本年も天塩川と名寄川の水質調査については、昨年同様に行っているところです。本年度の調査結果につきましては、現状では分析ができていませんので、この場で詳細についての説明はできない状況であります。ただ、調査結果についてはしっかりと分析し、水質保全に向けてこれまで同様に取り組みを継続してまいりたいと考えております。

なお、本年度の結果につきましては、「公害の現状と対策」の平成26年度版にて御報告をさせていただきますと考えております。

次に、ダイオキシン類の状況についてお答えします。野焼きに関するダイオキシン類の発生についてであります。本市では近所でごみを燃やしているの、注意してほしいですとか、ごみを燃やし異臭がしているなどといった苦情が毎年数件寄せられております。昨年対応した野焼きの事案では、悪質なことから警察により検挙に至ったケースもございます。野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されており、違反をした場合5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。法で定められた適正な焼却施設以外でのごみの焼却行為は、ほとんどが野焼きに該当するものだと考えられます。ただし、どんど焼きなどの風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や稲わらなどの焼却など農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないとして行われる廃棄物の焼却あるいはキャンプファイアなどを行う際の焼却については例外として認められています。野焼きは、ばい煙や悪臭など近隣住民にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類等の有

害物質の発生など環境汚染の一つにもなります。これまで市民へは、ごみ分別ガイドブックや広報等によりPRを図ってきたところですが、今後とも周知徹底と市内パトロールを重点に置き、適正な処理の指導を行ってまいりたいと存じます。

次に、騒音につきましては、振動や悪臭とともに人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれております。建設作業の騒音に対しましては、騒音規制法に基づき事前に届け出者に対して周辺的生活環境に配慮し、理解を得よう指導しております。自動車等の交通騒音につきましては、市内8カ所において騒音測定を実施しております。こちらも本年度の分析結果がまだ出ておりませんが、昨年度の測定結果では環境基準を達成しているところです。

次に、油類の漏えいの実態になりますが、今年度の油漏れの事故につきましてはこれまでに6件発生をしてございます。原因につきましては、ホームタンクの破損によるものが2件、交通事故関連が4件となっており、汚濁物質は灯油が3件、軽油が2件、その他が1件、原因者につきましては全て一般家庭のものとなり、事業所等の事故は発生しておりません。漏えい量につきましては、100リッター程度の事故が2件、その他は全て30リッター以下となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2の公立学校における教職員の休業の現状についてお答えをいたします。

病気による休職、退職の状況についてですが、教職員が心身の健康を保持し、個人の能力を十分発揮できる状態でその職務に臨むことは、その職責を果たす上で重要なことでもあります。また、教職員が心身の健康を維持することで学校、職場の活性化が図られるとともに、教職員一人一人が誇りと生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送るこ

とが可能になると考えております。本市では、現時点において病気による休職者や退職した教職員はいませんが、過去においては成人病や精神性疾患で休職された方が数名います。また、全国的にも病気休職者のうち精神性疾患による休職者は平成4年度が1,111人だったのに対し、平成23年度では5,274人と人数、割合ともに増加している状況にあります。その要因としては、近年の社会情勢の変化や高度情報化の進展による職務内容の多様化や高度化などが職場での過労やストレスを生み、特に負担感の大きい要因として生徒指導上の諸課題への対応、保護者や地域等とのかわりが挙げられ、教職員の心身に影響を与える一因になっていると考えております。

次に、疾患への対応についてであります。道教委においては教職員が真の健康を確立するとともに、明るく活気に満ちた働きやすい職場、職務上のストレスが発生しにくい職場を実現していくため、身体の健康ばかりでなく、心身とともに充実した健康状態を目指すメンタルヘルス対策の重要性を認識し、各種対策に取り組んでおります。本市においても道教委の取り組みに歩みを合わせながら、快適な職場環境づくりに努めていきたいと考えているところであります。

次に、大項目3のスポーツ振興についてお答えいたします。小項目1の指導者の現状と課題についてですが、現在名寄市内のスポーツ少年団は名寄地区ではバレーボール5団体、野球4団体など13種目20団体、風連地区では5種目5団体となっており、登録されている指導者数はそれぞれ66人と25人となっています。少年団活動につきましては、団員数の減少、指導者の減少や高齢化を抱えている競技団体、勤務時間等の関係で指導時間の確保ができない指導者がいるなどの課題があると聞いております。課題解決につきましては、それぞれの競技の特性や競技団体の考え方に沿って、より事情を把握されている体育協会等において団員数の拡大や指導者の育成などの事業を

進めていただいているところであります。このほか各競技団体や少年団等においてもさまざまな取り組みがなされております。

中学校においては、スポーツ系の部として活動しているのは学校により違いはありますが、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、テニス、野球、サッカー、スキー、剣道、卓球の9種目があります。所属しています部員数は、3年生を含めて417人で、入部率は64%となっております。また、顧問、指導者として各部1人から3名程度の教職員が指導に携わっており、基本的にはその種目の経験のある教職員が指導に当たっております。中学校での部活動の課題としては、一部の部ではありますが、競技や指導経験のない教職員が顧問を受け持っている部活動の指導体制、また顧問や指導者の人事異動により指導内容の変動が伴うといった点も挙げられておりますが、これは制度上やむを得ないものとも捉えております。

市内の高校におきましては、教育委員会として独自に調査を行い、14種目で3年生を含む466人の生徒が所属し、入部率は55%となっております。指導体制や指導者の課題については、中学校の部活動と同様な状況であるとお聞きをしております。教育委員会といたしましては、各競技団体や少年団活動、中学校の部活動が活性化するように体育協会や学校などと連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2の施設利用の現状と課題についてですが、野球場やサッカー場、テニスコートなどの専用競技施設につきましては、各競技団体等で御利用いただいております。スポーツセンター、B&G体育館、ピヤシリ・フォレストにつきましては利用調整を行いながら、各種の競技で御利用をいただいているところであります。学校開放につきましては、各学校体育館の規模によりテニスやフットサルなどで使用できる体育館が限定されるなどの課題がありますが、半年ごとに利用調整会議を行い、重複するところなどは各団体等と協議

させていただきながら、円滑な運用を図っているところであります。利用状況は、名寄地区で平成23年度が2万4,815人、24年度が2万8,589人、25年度が2万7,753人となっており、風連地区では平成23年度が5,868人、24年度が7,146人、25年度が6,180人となっております。有料化した平成25年度とそれ以前の平成24年度との比較では、両地区合わせて1,802人の減少、率でマイナス5%となりますが、平成23年と比較しますと3,250人の増加、率でプラス11%の結果となっており、有料化による影響よりは利用団体の活動状況による増減が大きく影響しているものと判断をしております。また、施設の新旧によります利用状況の比較につきましては、南小学校と名寄小学校、西小学校、東中学校が年間約5,000人程度の利用で推移をしており、豊西小学校では利用が増加している状況も見られるなど新しい施設を利用したいとの御要望はあろうかとは存じますが、利用調整により活動の場が確保されていることに御理解をいただいているものと捉えております。

最後に、小項目3の各団体への支援のあり方についてですが、本市におきましては文化、スポーツ活動のために全道大会や全国大会に出場する小中学生、全国大会に出場する高校生を対象に名寄市教育振興補助金の交付基準に基づき補助をしているところであります。具体的には、交通費と宿泊費に対して一定の補助を行っていますが、平成26年度の11月末までの補助金の申請状況では、小学生で10件の58万円、中学生で17件の121万1,000円、高校生で1件の7万円、総額で186万1,000円の申請となっております。名寄市教育振興補助金の補助金基準につきましては、これまで公共交通機関での遠征が困難な開催地の場合、自家用車の使用を認める、また道外での大会の宿泊費を道内宿泊費より1,000円上げるなど実情に応じた見直しを行ってきていますが、この補助金は名寄市教育振興基金を財源として運

用していますので、大幅な補助基準額等の見直しは難しい状況にあると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 答弁いただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

公害の関係で、先ほど水質検査等の中身が答弁でありましたけれども、26年度まだ出ていないということで、25年度の結果報告ということになってはいますが、実は知りたかったのは河川の問題でいきますと、ことし、特に8月、大雨、増水があった。あるいは、その前は渇水期が若干あったということも含めて、その時点での数値が知りたかったのでありますが、あそこは来年5月ぐらいですか、出てくるのが。そこでわかるのだろうかと思いますが、それにしても若干名寄川の7月、9月が渇水期ということなのでしょうか、オーバーをしているということで、気になるのがちょっと天野上下水道室長にお聞きをしたいのでありますが、今日まで名寄地区の市民の水がめとして真敷別から取水をしております、取水後の検査はやられているというふうに思いますが、渇水期と大雨期の水質の状況というのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 今竹中議員から渇水期と先般の大雨のときのことということになるかと思いますが、私ども浄水場の検査機能といたしまして、名寄川から原水をくみ上げて、検査はもちろん毎日実施をしております、水質の検査の段階的な検査の方法なのですが、簡単に申し上げますと水をくみ上げた段階での検査がまず1つありまして、続いて沈殿、ろ過、そして配給水と5段階に分けて検査をしております。これは、前にもお話した機会があったかもしれませんが、水道法に基づきまして厳密に最大

51項目の水質の基準項目というのがございまして、毎日検査をするもの、月に1回、3カ月に1回、年に1回というその時期に応じてこれも詳細に定められてございます。ですから、水の検査というのは毎日原水についてはもちろんさせていただいてございまして、渇水期というよりも通常日々検査をしてございます。議員御心配なのは、8月にございました2度の大雨の集中豪雨のときの対応でないかというふうに思いますけれども、私どもの水質検査、先ほど申し上げた決まりに基づいて実施をしているというのは、名寄市の上下水道といたしまして水質検査の計画を持っていて、例えば平時の場合は先ほど申し上げましたような形の段階での検査、ほかに集中豪雨だとか、そして先ほど議員御指摘の渇水期なりこの8月ということで、これは随時適時に水質の検査を行うということで定めさせていただいてございまして、担当もこの8月、大雨に対応いたしまして原水の検査というのは欠かさず行っている中で、基準値内で問題がなかったということで、これは確認をさせていただきますので、その原水の水質、大変心配な段階になった場合は当然取水は停止をするだとか、そういった判断になっていくかと思っておりますけれども、幸いにして過去にはそういった該当したケースはございません。取水を停止する場合は、取水口の安全管理、集中豪雨などで大変多くのごみだとか、流木だとか、流れ込む可能性がありますので、あくまで施設の管理上として取水をストップすることはありますけれども、原水の水質等によって取水をストップしたという経緯はこれまでございませんので、そういった状況からいいますと名寄川の河川の私どもの取水をさせていただくところでの安全性というのはこれまで確認されてきているものでないかというふうに理解をしているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 今室長のほうから話されて、安全な水を常に供給しているというのはわかっていますが、ただ取水口から上がってくる時の状況によっては葉の入れ方も変わるのでしょうから、そういったことで本当にうまい水かどうかというのは別にして、安全に給水していただけているということについては感謝申し上げたいというふうに思います。

水の問題はそのぐらいにしておいて、実はダイオキシン類にかかわって若干お聞きをしたいのですが、いろんなごみを燃やしたりということで数件電話が入るということだそうですが、中身的には実は先月だったと思いますが、あるところを通ったら異常な煙が出ているところがありました。作業場だったのですが、以前にも若干問題が出て調べていただいたことがあるのですが、暖房に使っていたかなと思ったら、風下に行ったらすぐにおいがきつという。実は普通のを燃やしたような状況にないのではないのかというふうに私は勝手に判断をしたのでありますが、行政として一定程度市内のそういったところについて注意をして市内を回っているかどうか。人数もそんなに職員もいないでしょうから、担当がいないのでしょうから、全部が全部回れるということはないのでしょうけれども、しかし以前もそのところでは近くの民家から大分言われていたようでありまして、私も久しぶりに通ったらびっくりしたのでありますが、そのようなことについて今後あるとしたらどのような対策を進めるのかについて、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほどもお答えしているのですが、野焼きということで、これ立派な犯罪ということで、年に何件か市のほうに問い合わせがあるのは事実ございまして、市のほうとしても通報を受けて現地に出向いて指導するというので、昨年起きた事例の中では言っても

改善がされないということで、そういう場合は実は警察のほうに連絡をとりまして、犯罪ということで取り締まりをしていただいているという内容になってございます。

ダイオキシンの発生ということなのですが、名寄市におきましては環境省に届け出が必要な廃棄物処理法に基づく施設というのは4カ所ございまして、炭化センター、衛生センター、食肉センター、有害鳥獣焼却処理施設ということになっております。焼却炉から排出されるダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定をして北海道に報告をしてございます。それぞれの施設において測定器械については基準値内という現状でございまして、また一般廃棄物最終処分場における放流水と地下水のダイオキシン類の検査については、内淵の処分場と風連処分場で実施をしております。こちらのほうは市のホームページのほうで公表をしておりますが、ともに基準値内となっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 今私が質問した中身について、大きな企業ではありませんから報告する義務がないのでありますけれども、そういうところがあることについて、近隣の住民が6年ぐらい前ででしょうか、7年ぐらい前ででしょうか、かなり気にされて、何回か私が呼ばれて、どうでしょうかという話もされたのでありますけれども、結果としては煙が出ているときでないと警察に言ってもわからないという状況があって、かなり厳しい調査をせざるを得ないのかなというふうに思っていますが、中身的にそういう事業主がいるとしたら大きな問題でありますから、そこは行政としてもきちっと見ていただいてということになろうかと思いますが、ただ早朝だったり、おそかったりということで職員が回れる時間帯がないのかもしれませんが、そこら辺については調査をしてとめさせることも必要だと私は思いますから、そのこ

とについてはきちっと求めておきたいというふうに思います。

あと、油脂系の漏えいの事故の扱いであります。家庭からのものが多いということでありますけれども、実は行政として各家庭に、恐らくホームタンクのいわば劣化による漏えいだというのが通常かと思えますけれども、そういう家庭に対してのお知らせというか、そういうのも必要でないかというふうに私は思うのです。川に流れないでそのままタンクから落ちるということは、地下水が汚染をするということでありますから、そういった意味からすると、これ私の勝手な提起でありますけれども、劣化によるそういう漏えいがあったということでの広報でのお知らせだとか、あるいは配送業者をお願いをする、要請をする、これを取りかえたほうが良いというようなことも必要でないかというふうに私は思っていますが、そういう取り扱いについてどのような判断ができるか御答弁を願います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 御指摘のように、これまでの漏えい事故につきましては交通事故関連が多い状況でございまして、例年冬場から雪解けの時期にかけては、ホームタンクや配管の破損や老朽化による事故が発生してございます。そんな状況にございますので、今回広報の12月号では灯油漏れに関する記事を掲載をしまして注意を喚起したいというふうに考えておりますし、問い合わせ等あった場合にはこういう方法もございましてということで対応したいというふうに考えております。というのは、結構費用負担がばかにならない金額になりますので、その辺については十分に注意喚起をしてまいりたいというふうに考えております。油漏れ事故の多くというのは、タンクの老朽化ですとか破損ということで、そちらのほうの原因だというふうに考えられますけれども、今後とも注意喚起ということで対応してまいりたいと考えておりますし、また交通事故関連もあり

ますので、そちらのほうは別な立場で交通安全の推進につきましてもあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 公害の扱いについてはそのくらいにさせていただいて、あと公立学校における教職員の休業の状態、先ほど答弁ありまして、中身的には過去ありましたということでありまして、近年そういったことがいわばないと。疾病による退職がないということでもありますから、非常にいいことだというふうに思っています。ケアの問題等々については、道教委でそれぞれ進めているということでもありますから、その点についても教育委員会としても児童生徒に影響の出ないような方策も一方で考えながら、この扱いについては進めていただければというふうに思っています。

次に、スポーツ振興についてでありますけれども、先ほど答弁がありまして、中身的には多くの方がスポーツをやっておられるという状況にありまして、開放事業の扱いは23年度から見ると伸びていると。24年度から見ると若干減っているということだそうではありますが、答弁の中でもありましたが、使用する箇所の調整を図っているということでもあります。やっぱり競技をやっている方してみれば使いたい施設はあるのです。先ほど答弁あった中では、豊西小学校は若干利用者多いということだそうではありますが、ちょっと第3定でしたか、川口議員が豊西小学校の閉校後の取り扱いについてということで話がありましたけれども、豊西小学校閉校になるのにふえているという非常におもしろい状況というか、天井が低いにもかかわらず、競技の中身によって違うのでしょうけれども、あそこがなくなることによってスポーツ振興に大きな問題が生じるなどというふうに思っていますが、そのことについては後ほどまた質問させていただきましても、状況的に総合計画の中で基本的な考えとして団体の育成だと

か、あるいは指導者の育成だとかということがうたわれておりますけれども、結果的には高校へ行っても部活がない種目、あるいは中学生でも同じであります。小学生あたりは特にクラブに入っているわけでありまして、その辺の指導者の育成というのは、中身的には体協との連携をしながらというふうに言われておりますけれども、教育委員会としてどのような指導者の育成を考えておられるのか、あるいは体協とどのような協力をして進めているのかについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今指導者の育成、体育協会との連携ということで御質問がありました。特に中学校、高校、この間今回調査させていただきましたけれども、やっぱりなかなか教員の方の確保が難しい。中でも未経験の教員の方も自分でいろいろ勉強しながら、また研修等も受けながら、実際に自分も実施しながら、生徒と一緒に研さんをしながら顧問、指導に当たっていくという、そういった取り組みもなされているようであります。教育委員会として直接的に各団体等々に対して指導者の育成というのはこの間しておらず、これまでも答弁をしてきていましたとおり体育協会が各団体の登録を受けて連携をとっているということでもありますので、体育協会を通じてのいろんな部分での指導者育成に対する研修会等の開催等も含めて、支援も含めてお願いをしているところであります。今後におきましても指導者確保というのは多くの競技団体で言われている部分ありますので、その点につきましては体育協会ともさらに連携を深めながら、具体的な協議も行いながら、その対応策について協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと補足させていただきたいと思いますが、学校教育における部活

動、少年団の指導者の確保についてでございますけれども、学校教育におきまして各種部活動やスポーツ少年団の充実、それと体育の武道授業の件もそうでございますが、充実のために人材の確保等についても努めて、現在子供たちのスポーツの振興に努めているところでございます。特に各学校の部活、少年団の指導者の育成の確保についてでございますけれども、毎年教職員の人事協議がありまして、その際に各学校の校長からいろいろと要望が上がってまいります。教育委員会としては、学校から要望のあった競技の指導者についてはそのたびごとに教育局に配置していただくようお願いしているところでございます。全てそのとおりにはなりませんけれども、名寄市内のスポーツ等の活性化のためにもできるだけ教育局に市の要望どおり配置していただけるようお願いしておりますので、今後もこの努力は続けてまいりたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 指導者、簡単にふえるという状況にはありませんし、各種目がたくさんあって一同に指導者をということにはならないのだろうと思いますが、ちょっとお聞きをしたいのが前教育長が広域でのスポーツ振興ということを実は議会で答弁されました。現在教育委員会の中で、広域スポーツ何種目かやられているのだと思いますが、教育委員会として広域にかかわってのスポーツ振興についての議論がされたかどうか、されていないとしたら今後どのような中身で進めていくのか、あるいは前教育長が答弁をした中身が冬季にかかわってということだったのか、私もちょっとそこまで詰りませんでしたけれども、その辺についてお考えがあれば、あるいは経過があればお聞かせ願いたいと。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 広域的な連携の部分での関係でございますけれども、スキージャンプ競技におきましては、御存じかと思っておりますけれど

も、下川町のほうに現在名寄から1名ですけれども、行っている状況。トランポリンにつきましては、逆に下川から名寄地区に来て活動している。また、チアリーディングでは名寄から剣淵町へ練習に行かれている、競技活動を進めている方がおられる状況にあります。それぞれ児童生徒の本人の努力と保護者の支援のもと、各種競技会においても活躍をされている状況を聞いているところであります。

また、先ほどありました当時藤原教育長が答弁をした広域の部分でいきますと、美深教育委員会が中心となって実施してきています上川北部広域スポーツクラブ、これにつきましては冬季スポーツに特化をしてということで、中川町、音威子府村、美深町、下川町、名寄市の5市町村で連携して行っているところであります。平成25年度につきましては、スノーキッズ教室ということで11回開催され、あと子どもスポーツ大学の開催など、体力測定なども行ってきております。これにつきましては、それぞれ事務局会議を行いながら、内容の検討なりしながら、参加者の拡大も含めて広域的な子供の体力向上なり健全育成に向けてということで取り組みを進めているところでありますので、そういった中で教育委員会としましては意見反映をしながら広域的な振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 冬季にかかわっての特化ということでありますから、夏季にかかわって、あるいは室内競技にかかわっては今のところ考えていないようではありますが、そういった意味でいきますと指導者の数が足りないということもあって、異動時期の教育長の力と加藤市長の力によって、これは多く名寄へ呼んでもらうということが一番重要かというふうに思います。

そこで、ちょっと競技によって施設の高さが利用しづらいという、そういう話も実は聞いている

のでありますが、特にクラブでうちの会派の日根野議員がやっているトランポリンは、小中学生だと今のところでもいいようではありますが、高校生ぐらいになると跳ぶと高さがなくて、圧迫感があってどうも本来のわぎが出ないというか、そういう状況にあるように聞いておまして、後ほど詳しいことは日根野議員から聞いたほうがいいのかと思っておりますが、そんなこともあって、実は使いやすい施設の競技移動というか、団体の移動ということも一方で考えなければいけないのではないかと思います。そこで、豊西小学校も利用度ふえている、あるいは東風連小学校もママさんバレー中心にしてやられているようですが、中身的に今後の扱いについて、行政報告の中でも地域や保護者から要望が出されているということではありますが、当面の扱いとしては1年少々使えるわけではありますが、早目な地域住民への報告も必要だというふうに私は思っていますが、その辺で各豊西と東風連の体育館のありようについて検討が必要だというふうに思っていますが、ここで最後にしますけれども、市長の考え方、実は前回の川口議員の質問では、1つに体育館改修あるいは廃校プロジェクトに登録しての全国からの利用とかということで答弁がありましたけれども、市長の答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 義務教育施設の統廃合に伴う体育館の利活用の問題については、それぞれ地域からもいろんな要望も今上がってきているというふうに承知していますし、また議会でもさまざまな御議論があります。市民の皆様からもいろんな御意見があるというのも承知をしているところであります。また、利用者の皆様の御意向ということもしっかりと把握をしていかなければならないというふうに思いますし、ほかのスポーツの関係との整合性もとっていかなければならないと。一方では、やはり当然少しずつ統廃合ということ

ですから、めり張りをつけた行財政運営もしていかなければならないという観点も含めて、総合的にこれは勘案していかなければならない問題だというふうに思っております。いずれにしても、そうした今高さの問題とかというようなことも初めて聞いたこともございますので、そこはしっかりとそれぞれの種目についてニーズ調査もしながら、また総合的な観点でこれから議論を進めていきたいというふうに思っておりますので、今ここでこうしたという結論は出ませんけれども、そうした課題があるということを受けとめさせていただいて、今後どういう形にしたいかということを含んで議論していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 高橋伸典

平成26年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年12月19日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第42号 工事請負契約の変更について
日程第4 議案第43号 財産の取得について
日程第5 意見書案第1号 日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書
意見書案第2号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書
意見書案第3号 旭川台北国際定期航空便の存続に関する意見書
意見書案第4号 40人学級再開検討に反対する意見書
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第7 名寄市立大学再編構想調査特別委員会の報告について
日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第42号 工事請負契約の変更について
日程第4 議案第43号 財産の取得について
日程第5 意見書案第1号 日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書
意見書案第2号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書

意見書案第3号 旭川台北国際定期航空便の存続に関する意見書

意見書案第4号 40人学級再開検討に反対する意見書

日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について

日程第7 名寄市立大学再編構想調査特別委員会の報告について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（19名）

議長	19番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤勝	議員
	1番	川村幸栄	議員
	2番	高野美枝子	議員
	3番	塩田昌彦	議員
	4番	山田典幸	議員
	5番	竹中憲之	議員
	6番	佐藤靖	議員
	7番	奥村英俊	議員
	8番	上松直美	議員
	9番	大石健二	議員
	10番	高橋伸典	議員
	11番	川口京二	議員
	12番	佐々木寿	議員
	13番	熊谷吉正	議員
	15番	日根野正敏	議員
	17番	山口祐司	議員
	18番	駒津喜一	議員
	20番	東千春	議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植松正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	益 塚	敏
書 記	山 崎	直 文
書 記	鷺 見	良 子
書 記	佐 藤	潤

1. 説明員

市 長	加 藤	剛 士 君
副 市 長	佐々木	雅 之 君
副 市 長	久 保	和 幸 君
教 育 長	小 野	浩 一 君
総 務 部 長	白 田	進 君
市 民 部 長	三 島	裕 二 君
健 康 福 祉 部 長	田 邊	俊 昭 君
経 済 部 長	川 田	弘 志 君
建 設 水 道 部 長	中 村	勝 己 君
教 育 部 長	小 川	勇 人 君
市立総合病院 事 務 部 長	松 島	佳 寿 夫 君
市 立 大 学 事 務 局 長	鹿 野	裕 二 君
営 業 戦 略 室 長	常 本	史 之 君
上 下 水 道 室 長	天 野	信 二 君
会 計 室 長	山 崎	真 理 子 君
監 査 委 員	上 田	盛 一 君
農 業 委 員 会 会 長	柴 崎	富 雄 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 大石 健二 議員

11番 川口 京二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

よりよい行政運営について外2件を、東千春議員。

○20番（東 千春議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問させていただきたいと思っております。

近年の職員の派遣は、出向く側、迎え入れる側ともうまく機能しているのではないかと思います。その評価と今後の対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、職員数の適正化は進みましたが、業務量は逆にふえているのではないかと思います。今後のアウトソーシングに対する考えについてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、名寄市として新たな政策を進める場合、また効率的な行政運営を学ぶ場合など先進地を目で見て体験することは最も効果、効率がよいのではないかと思います。道外出張等についての考えについてお知らせをいただきたいと思っております。

4点目、名寄市は国内外のさまざまな自治体とそれぞれの目的を持ちながら交流を行っております。さまざまな交流を持つことは大変よいことだ

と思っておりますが、行政としての将来像を描いた中で、交流が必要だと思っておりますが、考えをお知らせさせていただきたいと思っております。

5点目、市民に行政情報を的確にお伝えすることは必要で、その役割の大部分を担っているのが広報なよろとホームページだと思っております。行政情報自体は、市民の皆さんに知っていただきたい情報ではありますが、読んで楽しいものではないかもしれません。そこで、読んでみたくなるような広報なよろについて、またはホームページのリニューアルの進捗状況についてお知らせさせていただきたいと思っております。

大項目の2点目に移ります。日進地区再整備基本構想は、市民意見を聴取して今後総合計画のローリングで精査をされて、優先順位をつけて実施され、早いもので3年をめどに行うということがあります。日進地区全体の構想を策定し、総合的な判断でこの地域の振興を図るということは大変よいことだというふうに思っておりますが、今までの議会議論では浴場の改修については早期に計画を進めるべきではないかという議論がありました。現在の温浴施設の狭さと古さは否めません。リニューアルは、採算性の向上に向けての効果も期待でき、この部分だけでも早期に着手することができないのか、考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、名寄市の合宿利用では、正確な資料はありませんが、おおむね4,000人程度ということになります。冬のスキージャンプも近隣の公共的施設の利用もあるようで、議会内では合宿誘致に向けさまざまな議論がありますが、合宿誘致を推進するという方向では一致しているのではないかと思います。市内では、新たな宿泊施設も完成し、受け入れ態勢も整うのではないかと思います。そこで、なよろ温泉サンピラー等の市内の民間施設と協力し、合宿誘致のための団体が連泊した場合の助成制度を検討してはいかかと思っておりますが、考えをお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、名寄市では28年度からジュニアオリンピックカップノルディック種目の開催が決まり、大変喜ばしいことだと思います。これらの体制強化と今後はFIS公認のスキー場を活用し、アルペンスキーの大会誘致も検討してはいかがかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

4点目、合併前、名寄市は市技をスキーと定めておりました。教育的な見地から、また将来のピヤシリスキー場の利用者増を考えたときに、小中学生の育成は必要ではないかと思いますが、現在小学生のシーズン券はちょうど2万円となりましたが、小中学生のシーズン券を利用しやすいものにしてはいかがかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

5点目、名寄から多くのスノーボード選手が誕生し、全国で活躍をしております。このような素晴らしい人材を生かしながら、スノーボードへの環境整備と育成を図るべきではないかと思いますが、見解をお知らせいただきたいと思います。

6点目、なよろ温泉サンプラーの利用促進の一つの課題は、温泉までの距離に伴うバス料金ではないかと思いますが、市民には施設が近距離であればなおよいわけですが、温泉までは遠く、定期券を利用しても1カ月8,700円とのことです。そこで、定期券の高齢者に対する割引を検討してはいかがかと思いますが、見解をお伺いいたします。

大項目の3点目、首都圏では景気が回復していると言われますが、地方では余り実感がありません。その中で地方に人と仕事を呼び込んで活性化させることを目的とするのが地方創生で、この中では地方自治体には実情に応じた基本的な計画を定めるように求めています。名寄市としての今後の対応についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、地方創生が目指す具体策の一つとして、Uターン支援が検討されており、自治体としても

適切な対応が必要だと思っておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

また、名寄の大学生が市内で働く場合など、かつて制度としてあった名寄で働くことへの支援策も検討してはいかがかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、地方創生の計画を策定する段階で、名寄市の魅力を新しい視点から見ることにも必要であり、シティーマネジャー制度の活用も有効ではないかと思いますが、考えをお伺いをいたしたいと思っております。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） どうもおはようございます。ただいま東議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び3については私のほうから、大項目2につきましては営業戦略室長からそれぞれ答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、よりよい行政運営について申し上げます。まず、小項目1、職員派遣の成果と今後の考え方についてであります。近年における職員派遣の状況につきましては、平成24、25年度の2年間、東京都杉並区へ各1名、平成25年度から2年間の予定で財団法人地域活性化センター、JOINへ1名、平成26年度から1年間の予定で北海道経済産業局へ1名、さらに北海道との人事交流で平成26年度から2年間の予定で職員1名を派遣しております。平成27年度以降におきましても地域活性化センターや北海道経済産業局への派遣を継続するため、現在作業を進めているところであります。

職員派遣につきましては、人材育成を図る研修の一環であり、他組織での異なる環境におきまして新たな視点、知識、仕組みなどを学ぶとともに、さまざまな組織や人との出会いを経験し、成長とスキルアップにつながっております。また、派遣した職員からはそれぞれ補助金などの支援制度や

地場製品のPR機会を初め、関係機関や団体などとの新たな接点を含めまして、広範かつ詳細な情報が他の自治体に先駆けて提供されている状況にあります。この間の主な成果としましては、地域活性化センター関係ではジュニアオリンピックの招致や地域おこし協力隊に関します情報提供を初めとしまして、移住交流による地域活性化支援事業の採択や本市の農産物をPRすることを目的に東京で開催をされました民間企業とのコラボ事業などがございます。また、北海道経済産業局関係につきましては、11月26日から3日間、沖縄で開催をされました東アジアへの輸出を目的とした海外バイヤーとの商談会に市内からはJAと民間企業が参加したことやタイや北京を初めとします国内外の企業に対し名寄市の特産品をPRし、販路拡大を目指す取り組みのほか、経済産業局が窓口となりますものづくり・商業・サービス補助金の情報提供を受けまして、市内からは3社が採択を受けた状況にございます。このほかにも派遣した職場に関連します機関や団体との連携が密になるなど一定の成果があると認識しておりまして、今後におきましても職員派遣を継続しながら、人材育成の観点はもとより、他に先駆けての情報収集や関係機関、団体との連携を一層深めまして、本市の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、組織の考え方とアウトソーシングについて申し上げます。行財政改革による組織のスリム化につきましては、平成21年度から26年度までに73人の削減を目標として取り組み、平成26年4月時点の削減数は69人となりました。しかし、この間急激に組織のスリム化を進めてきていることに加えまして、新たな課題の対応や北海道からの権限移譲等により業務量が増加していることなどを踏まえまして、期間を2年間延長し、平成28年度までに目標を達成することとしております。

また、行財政改革におきましては、民間活力の

導入を積極的に進めることとしておりまして、指定管理を行っている施設につきましては平成26年4月時点で34施設、平成27年4月からは新たに駅前交流プラザよろーなも指定管理に移行することとしております。さらに、管理業務等につきましても費用対効果等を検証しながら推進をしてきており、平成25年8月には乳幼児等医療費審査事務を国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金へ業務委託をし、アウトソーシングを進めてきている状況にあります。今後とも行財政改革を初め事務事業を点検する中で、市民サービスの向上や費用対効果を含めた事務事業の効率化、適正化の観点から、必要なアウトソーシングを進めてまいります。

次に、小項目の3、先進自治体の情報収集と職員の道外出張について申し上げます。先進地等における情報収集につきましては、人材の育成や業務の遂行において重要との認識はありますが、これまで先進地視察等を目的とした職員の道外出張につきましては議員御指摘のとおり原則認めてきていない状況にあります。これは、行財政改革を進める中にありまして、職員個々にインターネット環境を整えており、中央省庁の情報を初め先進地の情報につきましても迅速かつ簡易に取得することができ、さらに詳細なデータが必要な場合には電話やメールなどによりまして直接先方の担当者を確認をし、データ等の交換も可能であることによるものであります。また、ここ数年は派遣した職員を通じての情報収集等も可能となっております。

しかしながら、本年5月には職員の自主的な活動の助長を図るため、名寄市職員自主調査研究グループ道外視察研修助成金交付要綱を新たに制定しております。本制度は、地域における課題解決の方策を調査研究することを目的としまして、北海道外の先進地を視察する自主グループに対して助成するもので、職員提案書または政策提言書の提出を条件とさせていただいたところであります。

また、職員研修につきましては、千葉県にございます市町村職員中央研究所や滋賀県にございます全国市町村国際文化研修所へ年間研修計画に沿って2名から3名の職員を派遣しており、職員の資質向上はもとより全国の市町村職員との交流や情報交換などを行われていますことから、今後におきましても継続して実施してまいります。さらに、道外イベント等におきまして複数の職員が出席をする際には、他部署の職員にも広く参加の機会を設けるほか、本年度は今後のジュニアオリンピックの開催に向けて職員の調査旅費を計上したところでもありますけれども、今後とも新規事業の取り組み等にあっては内容を精査の上、必要な道外出張等を検討したいと考えておりますので、現状での対応につきまして御理解をお願いしたいと思います。

次に、小項目の4、将来を見据えた交流事業について申し上げます。杉並区との交流につきましては、平成元年7月に交流自治体協定を締結し、ふうれん白樺まつりや東京高円寺阿波おどりへの相互参加、小学生による交流、特産品の販売などの経済交流も含めて幅広い交流を行ってまいりました。本年で杉並区との交流も25周年を迎えましたが、これまでに多くの市民が交流事業を通じ、自分が住むまちのよさを知り、お互いのよさに気づき、そのよさを認め合ってまいりました。さらには、安全、安心を相互に支え合う関係も自治体間で築いてまいりました。現在行政にとどまらず、民間レベルでも物産販売などで交流の輪が広がりつつあることは、一朝一夕にできることではなく、継続的に交流に取り組んできたからこそであり、近年では両区市で築き上げた相互理解と信頼関係を基盤に政策課題の解決に向けた交流にも取り組んでおります。人口減少や高齢化等が進む当市におきまして、杉並区が有する人口や購買力、そしてネットワークを活用し、交流人口の拡大、特産品の販路拡大など当市が抱える課題解決のため、今後とも民間と連携し、取り組んでまいります。

台湾との交流につきましては、教育、スポーツなどの交流や本市の魅力ある地域資源を活用した地域経済の活性化を目的としまして昨年度から実施をしております。中学生野球交流事業では、昨年は台湾、ことしは杉並区に市内の中学生を派遣し、台湾の中学生と野球を通じた交流を行うことで、派遣された中学生は豊かな国際感覚を養うとともに、将来への夢や郷土を愛する心を育む契機となりました。教育旅行受け入れ事業では、昨年度は台湾から5校の高校生が来名し、市内の高校生と授業やスキー体験などを通じた交流を行いました。国際色豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に寄与したことはもちろんのこと、将来のリピーターとして期待されます台湾の高校生に当市の冬の魅力を知ってもらうよい機会となりました。当市としましては、今後とも台湾からの教育旅行を誘致、受け入れることで、来名者の裾野が広がるよう努めてまいります。

また、カナダカワーサレイクス市リンゼイ及びロシアドーリンスク市との交流につきましては、両市間の教育、文化、産業、経済等の交流、次代を担う青少年の国際的視野と理解を深め、相互の友好親善に寄与することなどを目的とし、それぞれ名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会及び名寄・ドーリンスク友好委員会が中心となりまして、リンゼイは45年、ドーリンスクは23年の長きにわたって交流を続けております。浅江島公園内のリンゼイパークやリンゼイ通、さらにドーリンスク通及び友好の広場に象徴されますように、両市との交流は市民生活に根づいており、これまでに歴代の両市長を初め多くの両市民が訪問し合うことにより、さまざまな分野における交流、相互理解を深めてきております。リンゼイにおきましては、昭和48年から高校生による交換学生の相互派遣を隔年で実施しており、これまでにそれぞれ40名にも及ぶ高校生が相互訪問しており、異文化、日常生活、高校生活など貴重な経験を重ねてきております。ドーリンスク市については、隔年

で市民訪問団が相互訪問し、心の通った交流を行っております。このように両市民との長きにわたる交流は、多くの名寄市民にとって極めて意義深いものであり、これからも継続していくことで国際色豊かな青少年の育成、相互の理解、信頼、さらなる友好親善に寄与するという目的を果たしていくものと考えております。

次に、小項目の5、広報なよろとホームページのリニューアルについて申し上げます。広報なよろにつきましては、アンケート調査などを踏まえ、これまでも写真やイラスト、グラフ、表などできるだけ多く使い、市民にとって見やすく、わかりやすくなるよう工夫するとともに、より興味を持っていただけるよう市立大学教員のコラムや市民サークルの紹介など特集記事の掲載にも取り組んでいるところであります。また、新年1月号からは表紙のデザインのリニューアルも行う予定であり、引き続き多くの市民に読んでいただけるような広報なよろの作成に努めてまいります。

次に、ホームページについてであります。わかりやすく知りたい情報がすぐに入手できるホームページを目指し、トップページの簡素化や高齢者や障害者にも利用しやすい環境などリニューアル作業を進めております。現在インターネットに接する機会が多い若手市職員によるワーキンググループを設置しまして、トップページデザインやサイト改装など情報発信ツールとしてより効果的になるよう検討してございます。今後は、有識者など一般市民に試作版を公開し、評価、意見をいただくとともに、市職員へのホームページ活用研修会などを開催しまして、平成27年4月1日に一般公開を行う予定でございます。

次に、大項目の3、地方創生への対応について、小項目の1、我がまちにふさわしい創生のあり方について申し上げます。我が国におきましては、世界に先駆けて人口減少、超高齢社会を迎えており、既に多くの地方において若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がか

かる悪循環に陥っております。国におきましては、人口減少の抑制や東京への一極集中の是正など、構造的な課題に取り組むため、地方創生担当大臣を創設したほか、さきの臨時国会におきましては地方創生の理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法案と活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援します地域再生法の一部改正法案の地方創生関連2法案が可決成立したところであり、人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンや将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画であります総合戦略の策定など、課題解決に向けた取り組みを本格化させることとしております。このまち・ひと・しごと創生法においては、努力規定ではありますが、都道府県や市町村に対しましても総合戦略の策定を求めています。このことから、本市といたしましてはまず人口や産業、社会などの現状や将来の動向に関し分析を行いまして、本市の特性と課題の抽出を行った上でこの分析結果を踏まえるとともに、国や道の総合戦略を勘案しながら、本市の実情に応じた総合戦略の策定に努めてまいります。

次に、小項目の2、Uターン支援に対する対応と市内で働く支援について申し上げます。新聞報道でもされておりますが、地方創生の一環として都市部から地方へUターン、Iターンなどの移住を促進するため、地元企業が移住者を雇用した場合、支払う給与の一部を助成する制度が検討されております。この制度は、地方への移住が企業の給与水準の低さがネックとなっていることから、助成支援で後押しするもので、あわせて経営ノウハウなどを持つ人材を地方に呼び込むことで地域活性につながることも期待されております。Uターン等の移住に対する取り組みにつきましては、北海道が平成24年4月からU・Iターンサポートデスクとして主にホームページによるUターン、Iターンに係る求人情報の閲覧、電話やメールによる相談窓口を開設しております。また、公共職業安定所では全国地方都市のハローワークからの

Uターン、Iターンに特化した求人情報を集約し、東京都並びに大阪府にて地方就職支援コーナーとして全国の地方都市へのUターン、Iターンの求人情報の提供、職業相談業務を行っています。本年10月25日には、北海道労働局と北海道が連携し、東京におきまして北海道U・Iターンフェアを開催し、道内企業40社が参加をし、合同企業説明会を実施しております。

本市の現状としましては、ハローワークなよろでもUターン、Iターンに係る求人情報の集約は行っておりますが、Uターンに特化した求人希望する企業はないことから、Uターン等に係る具体的な取り組みは実施しておりません。また、道内の各市町村においてもUターン希望者等に係る相談窓口は各市町村の移住、定住に係るワンストップ窓口が担当することとしており、北海道が掲載しているU・Iターン就業情報のホームページにおいて移住希望先の市町村の移住、定住ワンストップ窓口へ相談してもらうようリンクされております。このことから、本市に相談があった場合は、ハローワークなよろでも連携をしながら、個別相談を受けることとしておりますが、具体的な助成支援については雇用確保の面からも名寄市中小企業振興条例施行規則見直しの議論の中で検討していきたいと考えております。

次に、市内で働く新卒者等への支援についてであります。平成26年末のハローワークなよろ管内の新規高校卒業者の地元就職希望者は、かつて名寄で働こう奨励補助を支援していたころと比較しまして、地元志向の学生の比率が多く、また有効求人倍率も1.5倍となっており、求職者数よりも求人数が上回っております。ハローワークなよろでの定期的な懇談の中でも求職希望者が望む職種、労働条件等がマッチングしない職種へは就職しない傾向がありまして、かつての就職希望者の就職に対する考え方が変化してきていると伺っております。また、名寄市立大学卒業生の市内事業所への就職状況につきましては、平成23年度

12名、平成24年度11名、平成25年度7名という状況であり、市内事業所の大卒採用者数、賃金等の労働条件がマッチングしていないことと市外から入学された学生が多数であることから、地元志向というよりはシビアに労働条件等を就職動機の優先事項とする傾向がありますことから、就職者数の増加には至っていないのが現状であります。このようなことから高校卒と大学卒とでは現在の求人、求職傾向が異なっておりますので、ハローワークなよろでも連携を強化し、求人、求職状況の分析、見直しを行うとともに、他自治体の取り組み事例等を参考としながら、名寄市中小企業振興条例施行規則の改正作業の中で検討してまいります。

次に、小項目3、日本版シティーマネジャー派遣制度の活用について申し上げます。本制度は、地方創生に関し市町村における総合戦略の策定や施策の推進を支援するため、人口5万人以下の市町村を対象に地方創生の取り組みに強い意欲と能力を持った若手の国家公務員や大学研究者、民間人材を幹部職員として原則2年間派遣するものであり、全国で100市町村規模の派遣が予定されているものであります。本市におきましては、これまでも旭川開発建設部や北海道から職員を受け入れ、地域振興施策の推進や国や道との連携の強化に努めてきているところでありますが、今後本市が地方創生の取り組みを進める上で専門的な知識を有する人材の派遣を受けることは非常に大きな効果があるものと考えておりますことから、本市といたしましても本制度を活用すべく、内閣官房に対し関係書類を提出したところであり、今後内閣官房によるヒアリングや市町村と派遣者とのマッチングを経まして、来年3月には派遣市町村が公表される予定となっているところであります。現時点では、本市が派遣市町村となるか否かについては定かではありませんが、いずれにいたしましても本市の資源と特性を生かしながら地方創生の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、日進地区の振興についてお答えいたします。

まず、小項目1、日進地区再整備基本構想の早期着手についてお答えいたします。日進地区再整備基本構想は、本地区が目指すべき望ましい整備の方向について将来ビジョンを示すことを目的に各施設所管部及び企画、財政、教育などの庁内関係部署のほか、同地区の各施設の管理運営に深くかかわっている名寄振興公社も含め、名寄市日進地区再整備基本構想庁内等検討委員会において協議した結果を取りまとめ、その後基本構想という性格を鑑み、市民や利用者及び市内各団体に御説明申し上げ、いただいた御意見、御要望に対する市の考え方及び整備の方向性についてハードとソフトに分けて短期、中期、長期と3段階で整理をいたしました。その中でスキー場の整備につきましては、安全、安心な利用環境の確保や集客に関連する整備については速やかに行うことが必要と判断し、総合計画のローリングに登載いたしました。また、御意見の中で温浴施設の新設、改修に対する要望が多かったことを重く受けとめ、厳しい財政状況を含め総合的に勘案した結果、このたび温浴施設の新設、改修についても優先的に着手することが適当と判断し、そのために必要な基礎的調査を行うための調査費を総合計画ローリングに登載するとともに、来年度の予算要望をしているところであります。

次に、小項目2、合宿誘致での連泊補助についてお答えいたします。合宿誘致の取り組みにつきましては、名寄市の恵まれた自然環境や既に整備されているスポーツ施設などを活用した合宿誘致を推進するため、名寄市総合計画や名寄市観光振興計画において合宿の里づくりの推進を位置づけ、庁内検討会議が主体となり、民間事業者を含む名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会と連携し、進めております。本年6月からは、財団法人地域

活性化センターの補助事業を活用し、合宿による交流のまちづくりをテーマとして取り組んでおります。その事業では、合宿アドバイザーとして日本スポーツツーリズム推進機構の事務局長、中山哲郎氏を招き、名寄市の現状を視察いただき、意見交換をさせていただきました。

また、海外からの合宿誘致活動として、2015年3月に開催される世界女子カーリング選手権札幌大会や2017冬季アジア札幌大会に向けて世界カーリング連盟総会で名寄市のPR資料を冬季アジア札幌大会事務局を通して配付していただきました。11月8日、9日には、韓国のカーリング女子2チームが合宿を行い、来年1月には全国各地からの50人規模でのジュニアカーリング合宿を開催し、カーリング施設や宿泊施設等に対するアンケート調査と監督やコーチからの要望等について調査をする予定となっております。

本年度の事業を通じて、合宿誘致に向けて競技種目や選手レベル、誘致する時期などターゲットを絞り込み、また監督やコーチの要望、宿泊や競技施設などの受け入れ側の状況把握などを行ってまいります。合宿の里づくりを推進していくためには、宿泊施設を初め関係する民間企業や団体などと行政が連携し、それぞれが果たすべき役割を具体化し、オール名寄で取り組んでいくことが重要と考えております。今後におきましても合宿誘致により交流人口の拡大、スポーツなどの振興、名寄市のPRや特産品の情報発信などにつながるよう関係する企業や団体などと協議を行いながら推進してまいります。その協議の中で議員から御提案がありました合宿誘致のための連泊助成制度につきましても道内自治体の取り組みや利用する側の要望、宿泊施設で実施しています割引制度などの状況を確認し、調査研究をしてまいります。

次に、小項目3のスキー大会等の受け入れについてであります。ピヤシリスキー場におけるアルペン競技の大会は現在開催できていない状況でございます。全体的なスキー人口が減少する中で、

ピヤシリスキー場の活性化を図り、合宿誘致や新たな利用者を増加させるためには、御指摘のようにアルペン競技大会の誘致開催に期待が持たれるところであります。しかしながら、各種スポーツ団体に共通する事象でありますが、名寄地方スキー連盟におかれましても競技役員の減少などで大きな大会等の開催は厳しい状況にあるようでございます。今後におきましては、道内各地での大会運営なども参考とさせていただきながら、関係する体育協会やスキー連盟とも御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、小項目4、小中学生のスキー、スノーボードの育成についてお答えいたします。名寄振興公社におきましては、これまでスキー人口の裾野拡大を目的に幼児のリフト無料化、スキーこどもの日の実施及びキッズパークの設置といったスキー場に来て雪に親しみ、冬を楽しむというきっかけづくりを行うなど、利用促進に努めてまいりました。しかしながら、小学生シーズン券の販売実績は年々減少しており、少子化やレジャーの多様化など子供たちのスキー離れは深刻となっております。公社といたしましては、子供たちの利用促進を図るためには費用対効果等を総合的に勘案した結果、シーズン券を値下げするよりもいかに魅力的で楽しめるゲレンデコースやプログラムづくりが優先と考えておきまして、関係機関や関係団体と連携して検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、小項目5、スノーボード客の拡大についてお答えいたします。近年スノーボーダーの利用者はふえてきておきまして、スノーボード教室、スノーボード大会の開催など地元ボーダーの功績は大きいと認識しております。そのような中、スキー場側としても地元ボーダーとの連携を図りながら、有名プロの参加企画による教室、大会、ツアー等について実現の可能性を含め検討していきたいと考えております。また、スノーボード愛好

者の満足度をさらに高めるため、現在設置しておりますキッカーをさらに増強するためのゲレンデの土盛りについて来年度予算で要望をしているところでございます。

次に、小項目6、日進ピヤシリ線についてお答えいたします。本路線につきましては、以前は4月から11月までの夏期は温泉利用者専用の無料送迎バス、12月から3月までの冬期は路線バスとして季節運行しておりましたが、沿線施設での乗降や地域住民の利用が可能となるよう平成22年12月に通年運行の乗り合いバス路線に変更されたものであります。乗車料金につきましては、この通年化運行と合わせて従前の半額となる往復400円に設定し、ピヤシリスキー場やなよろ温泉サンピラーの利用拡大を図ったところであり、さらなる割引制度の導入につきましては他の公共施設利用者との公平性確保の観点も含めて課題があるものと考えております。一方で、名寄振興公社におきましては夏期に日進ピヤシリ線を利用して温泉に来られた方に対して、その利用回数に応じて温泉無料券や回数券を受けられる特典を設けるなど利用拡大に努めているところでもあり、今後も振興公社とバス事業者との連携した取り組みなどを支援してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の部分ですけれども、職員の派遣につきましては説明をいただきまして、これについては理解をさせていただきたいなというふうに思います。

この中で交流事業について答弁をいただきましたけれども、それぞれの成果等についてお話をいただきました。台湾につきましては、これは新しい交流事業でありますけれども、教育ですとか経済の活性化を目指したいという明確な意思が見受

けられます。それにカナダにつきましては、交換学生というふうな、教育分野について、これもやっぱり地元の学生等についてもとてもいい経験になるのかなというふうに思っております。その中でドーリンスクとの交流の中で23年間続いてきて、さまざまな交流を行ったという答弁をいただいたのですけれども、この部分の将来像が若干見えないのかなと。例えば経済効果に将来結びつけていこうとするのか、教育に結びつけていこうとするのか、人的な交流だけの交流を続けていこうとされるのか、ここら辺の将来像が少し見えないというふうに思いますので、ここら辺の部分について考えがあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ドーリンスクとの交流の関係についてでありますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり23年という長い歴史の中でこの間交流が取り組まれてきたというふうに伺っております。ことしもドーリンスク市の130周年ということで、市の友好委員会を中心に参加をさせていただきまして、市民との交流を含めてしてきたところであります。ロシアというお国柄もありまして、なかなか交流がしづらいといえますが、きょうも意見書の中で航路の部分の意見書が出されておりますけれども、そういったところで経済交流も当然進めていきたいところではあるのですが、航路の問題や関税ですとか、そういった部分の問題、非常にクリアするハードルが高いということもございまして、私どもとしては基本的には市内の業者さんも含めてそういった部分の取り組みについてはお知らせをしながら取り組みを進めてきているわけでありましてけれども、今後の状況も厳しいような状況もございましてけれども、ぜひそういった部分、できるところから進めてまいりたいというふうに考えておりますし、ドーリンスク市との間においてもそんな大きな取引といえますか、そういう行為にはなら

ないかもしれませんが、そういった部分の可能性含めて今検討させていただいているところでありますので、市民同士の交流とあわせてそういった部分の交流についても今後検討といえますか、進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ドーリンスク、そしてカワサレイクスともに予算金額でいうと50万円の予算で民間の皆さんにやっていただいております、これは大きな金額ではないのかなというふうには思いますけれども、それぞれ事業をやっていく段階では、やっぱり職員の皆さんがそこに張りついて活動していかなくてはいけないということになっておりますよね。その成果がどうなのかということってやっぱり検証していくべきなのかなというふうに思っておりますので、トータルとして市役所の職員の皆さんが働いていただく時間だとか、そういうことも含めて、トータルでどういう効果を生み出していけるのかということを少し厳しく将来像を見据えて、だからカワサレイクスでもこのままでいいのかなのか、あるいは人をふやしたらいいのか、期間を短くしたほうがいいのか、長くしたほうがいいのかだとか、そういった子供たちにどういう形が最もよい経験になるのかなとか、そういうことを検証するだとか、そういうことも今後ちょっとやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

あわせて、そういった部分のところを例えばアウトソーシングができないのかなというふうに思っているのです。その部分を少しお金をつけて観光協会のほうにお願いをして、そちらのほうで優先的に作業を進めてもらうだとか、そういった形で少し身軽にされてはいかがなのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方についてお知らせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今御指摘いただ

きましたように、ドーリンスク、リンゼイとも市民委員会という組織がございまして、そういった中で取り組みということでこの間進めさせていただいております。委員会の皆さんとも相談をさせていただきながら、今後の部分については今後の検討課題ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 中身については、その委員会の皆さんと相談されて結構なのかなというふうに思いますけれども、事業を進めていくところがやっぱり市役所で全部やっていかななくてはいけないのかどうなのか、そこら辺の検討もしていただければなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） アウトソーシングということで、当然そういった受け皿となるのは観光協会なり、そういった団体になるというふうに思いますけれども、そちらのほうとの組織として受け入れられるかどうなのかという状況もあるというふうに思っておりますし、そこら辺は関係団体も含めて市の内部でも協議をしながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問をかえさせていただきたいと思ひます。日進地区について答弁をいただきました。調査費をつけて、これは以前にもお答えをいただいた部分はあったのですけれども、この調査費というのは温浴施設に対する調査費だったのか、これ全体に対する調査費だったのか、もう一度ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思うのと現段階でスケジュール、温浴施設に着工するスケジュールあるいは完成するスケジュールだとかについてありましたらお知らせいただきたいのと将来構想の中の温浴施設の部分を見ると、やるというところ

ろに3年というところに丸がついているわけなのですけれども、具体的なプランとしてやはりやるのだったら集客がきちっと見込めるようなプランを立てなくてはいけない。そういった中で現場の振興公社とはどういうふうな話し合いになっているのかどうか、そこら辺についてもお知らせをいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 調査費の関係につきましても、基本的には温浴施設と宿泊施設も含めて、ちょこっと前の段階、まだ前の段階なのですけれども、こういったターゲットを絞って、どんな施設にしていくのかということも含めて調査をしていくということで考えております。その上で今後のスケジュールということでいけば、調査をした上で、その調査結果を見させていただいて、どの時期にやるという判断は今後の財源の部分もありますし、総合計画のローリングの関係もありますし、そういった中でスケジュールというのをその後に決めていくような流れになっていくのかなというふうに考えております。

それと、振興公社との協議の部分でありますけれども、当然この日進の整備構想を策定する段階において公社のほうにも入っていただきまして、御意見をいただきながらこの内容を策定してきたわけでありまして、そちらの部分についても実際に現場で見ている方々の御意見をいただきながら、その施設内容についても検討してきたというふうな中身でありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 理解をさせていただきたいというふうに思ひます。温浴施設については、極力早目に決断をしていただき、着手していただきたいなというふうに思ひます。多分それが集客に対しても効果を得て、経営改善にもつながるのではないかとこのように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、構想全体を見てみますと、やはりかなり大きな構想になっておりまして、本当にさまざまなことが織り込んでおられます。このことを多分営業戦略室として担当されて事業を進めていかれるのだと思いますけれども、これを進めるための担当者というのを、これはこの場合これぐらい大きい計画であれば担当者をしっかり決めて、その人に優先的にこの仕事をやっていただくとか、そういうふうなことがなかったら、なかなか後々になってしまったりだとかということも懸念されますので、そこら辺の進め方、それと人事だとかについての考えがありましたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） この構想の取り扱いということで、営業戦略室の中での担当という部分でありますけれども、構想策定に当たっては基本的には主な担当者を設定をしてこの間取り組んできたわけでありまして。今回は構想ということで、あくまでも将来的なこういう考え方で進めていきたいという中身でありますので、実際に今後これを具体的に実施計画というのでしょうか、そういった部分に進めるに当たっては、当然担当者を配置をしながら、関係部署と連携をとりながら対応していくというのはありますので、人事の部分は私ではどうしてもできない部分だと思っておりますけれども、そういった中身で進めていくというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） そうですよ。固有名詞を言ってほしいとか、そういうことではなくて、しっかりとこの人が担当者なのだということがわかるようなセクションを与える。職員の方は、名前を与えるということが責任感を持ってこの計画を進めていただくということにもつながるのかなと思いますので、そこら辺の配慮を求めているなというふうに思っております。

合宿誘致につきましては、やはり金額的なもの

がネックになっているというのがあるのかなというふうに思います。ですから、近隣のまちに宿泊をして名寄で練習をするだとかというお話も聞いております。それと、現在は名寄市内の宿泊施設は作業に当たる方がお泊まりになっているということで、比較的いいのだという話は聞いておりますけれども、これもやがては工事がなくなればなくなるというお客様でいらっしゃると思いますので、その時点を見据えて今から少しずつやっていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。そこら辺について、他の自治体の調査もしていただくというふうなお答えもありましたけれども、ここら辺の体制強化について、やっぱり新しいホテルもせつかく1つできましたし、名寄市として全体としてのそういう体制も整ったのかなというふうに思うので、少し一歩進められる環境になったのかなという感じもするのですけれども、これからもう一歩進むためにどのようなお考えをお持ちか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 合宿の関係につきましては、先ほど補助事業を活用して取り組みを進めているというようなことも答弁させていただきましたけれども、基本的には今市内の合宿誘致の検討委員会というものを立ち上げられていますので、その中で補助事業についても取り組みを進めさせていただいているという状況でありまして、そこで調査も含めて今後他自治体の事例も参考にしながら、そういった部分が可能であるのかどうかということところは市内のそういった宿泊業者さんとの相談も含めてしていくというふうになるというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

小学生、中学生のスキー、スノーボードの利用ということで、コースやプログラムの工夫を行って利用促進を図りたいというお答えをいただきま

した。幼児の場合はただで利用できる。これについては、多分お父さん、お母さんも来て、ひよっとしたらお食事をしていただいたりだとかという効果もあるのかなというふうに思います。小学生になるとただからいきなり2万円というのは、少し落差が大き過ぎるのかなというふうにも思っております。ですから例えば段階的に小学校の低学年はこれだけにしますよだとか、そういう形にしながら利用促進を図る。あるいは、スキーをするというのは非常にお金がかかるわけですから、風連でやっているようなスキーのリサイクルだとか、そういうこともちょっと推進しながら、名寄の地ですからなるべくお金をかけないで子供たちにスキーだとかスノーボードをしっかりと経験してもらおうというふうなことを少し総合的に考えて、これはやっぱり子供たちの学術的観点というお話させていただきました。全くそのとおりにかなと思って、それとやっぱり将来のスキー人口の増加、これ両方に影響してくると思いますので、もう一度答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 議員言われるように、いきなりお金がかかるというようなことで、当然親御さんの負担もそれなりにふえてくるということもあります。いただきました御意見でありますけれども、今シーズンは料金設定もう決まっておりますので、次年度に向けてスキー人口の裾野拡大ということを目的にいろいろ取り組んでおりますので、いただいた御意見、来年度に向けての検討材料とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） スノーボードについてもいろいろな選手がいますので、連携をしながらしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

それと、バスの定期券についてなのですが、他との整合がなかなかとれないのだというふ

うなお答えをいただきました。その部分については、市内循環バスはどうか、確かにそのとおりにかなというふうには思いますけれども、本当は高齢者の皆さん温泉が近くにあればいいのですよね。だけれども、近くにないものだから遠くに行かなくてはいけない。これは、福祉の観点からどうかのかなと。障害者の皆さんは半額になるのかなというふうに思いますけれども、そういった部分、障害者の皆さんと同じような扱いというのはどうかのかなというふうに思いますけれども、そこら辺についてもちょっと検討していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ピヤシリ線については、先ほど経過等についても説明をさせていただいたということでありまして。実はこの運賃、従前も片道400円ということで、半分程度の金額で説明させていただきましたけれども、現状一概には言えませんけれども、ちょっと乱暴な言い方かもしれない。ほかの郊外路線との比較をしてみてもやはりここについては400円程度かかるのだらうなというふうに試算もしているところであります。そういった意味からいくと、既に片道200円ということでありまして、一定程度そういった誘導策というのでしょうか、過去の経過も踏まえて優遇はしているという部分がありますので、現状での対応についてぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） この部分については、確かに計算上まことにそのとおりに思うのですが、地域の皆さんの要望は非常に強いと思いますので、今後再度検討できる場所があればしていただければありがたいなというふうに思っております。

地方創生についてお伺いをしたいというふうに思います。基本計画の策定をして提出をするのだというふうにお答えをいただきまして、これは本

当によかったというふうに思っております。これが採択されるかどうかは、またこれから面接だとか、いろいろ段階を経てやっていくことになるというふうに思いますけれども、この中でちょっと可能性が高いなと思うのは、やっぱり大学の振興というのは名寄の中では非常に効果的なのかなと思いますけれども、今後面接だとかこれからの進め方の戦略みたいなものがありましたらお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地方創生の関係でありますけれども、まず総合戦略については地域の計画ということで策定をしていきたいと思っております。今経済対策と並んで少しずつ地方創生の支援策が見えてきているところで、その支援については総合戦略に基づいて支援をされるということですので、ここはぜひ地域のこれからの方向性を踏まえた総合戦略を策定して、これは申請をしていきたいと考えています。

それと、議員が言われた部分については、国からの人材派遣という部分であります。これは、シティーマネジャーと言われるもので、先ほど申し上げたように全国で100カ所程度派遣がされるだろうということになっております。内訳的には、省庁からは25名程度と。残りについては、大学ですとか関連の深い民間の方を派遣いただけるという形になっておりまして、先ほど申し上げたように地方創生を進める上で非常に有効な手段だと思っておりますので、名寄市としてもここは積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。これについては、地方創生については頑張る地域が支援されるということでありまして、頑張るというのは地方の魅力をしっかりと伝えることだというふうに考えておりますので、関係省庁、さらには面接等もありますので、実際に面接して来ていただける予定の方についてもそこをしっかりと、これ市長の面談というところもあるようでございますので、市長のほうからも熱く語って

ただいて、ぜひ来ていただけるように最善の努力を尽くしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

農業問題にかかわって外1件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目に、農業問題にかかわってお伺いをいたします。安全な食料は日本の大地からを願い、TPP反対などの協働が広がっているところであります。農業を大切にする農政の実現は、消費者である私たちにとっても重要な課題であります。11月20日には、名寄市農業委員会から建議書が提出されているところです。加藤市長の所信表明において、生産面積日本一のモチ米を初め、豊かな農業生産基盤を有している名寄市、基幹産業は農業であり、農業の活性化が重要だと考えていると述べられ、関連機関と連携し、名寄らしい農業、農村を見据え、特色を生かした担い手育成支援対策を推進すると述べています。

そこで、本市の農業の活性化等に対するお考えを伺います。まず、米価下落等への対策について伺います。モチ米は、ほぼ例年どおりと言われていますが、今年度ウルチ米については下落傾向にあります。四十数年前の米価に逆戻りしているといえます。安倍政権は、米価は市場で決まるものとして暴落を野放し状態です。セーフティーネットの目玉としてナラシ対策と言っていますが、収入減少影響緩和としてのナラシ対策は面積要件があり、面積ベースでの加入率は41%、しかも補填水準は下落分の37.5%にしかならないといえます。2,000円の下落で750円程度の水準で

す。過剰米の市場隔離など政府の責任で米の需給安定を図る、また米直接支払交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策をとること、そして再生産可能な価格保証と所得補償が強く求められるところです。名寄市の米価下落等に対する対策をお知らせください。

次に、農政改革に関して伺います。農業委員会、農業生産法人、農協の制度見直しが進められています。これらの制度は、家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えられてきた制度です。改革案は、それらを実質的に解体し、戦後の農政を根本から覆す内容となっています。農業と農村のあり方に深刻な影響を及ぼし、食料の安定供給や国土、環境の保全という国民的課題の達成に逆行する方向と言わなければなりません。農民の代表機関、農民議会という性格を持つ農業委員会の実質的な解体を意味する見直しがされようとしています。公選制をなくし、市町村長による任命制へ、行政への建議等は法令業務から削除するとしています。農業者の権利や営農を脅かす重大な問題です。ことしは、国連が指定した国際家族農業年、大規模な企業的農業が環境を破壊し、飢餓を広げていると批判し、中小農家の役割を重視するよう訴えています。名寄市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、TPPに関してであります。情報公開もなく、秘密裏に進められているTPP交渉ですが、地球規模の環境の変化で食料はいつでも輸入できる状況にない中で、当初から食料自給率の低下が言われていたところでもあります。農業、農村を破壊し、食の安全や医療を脅かすTPPからの撤退を強く求めるものですが、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

あわせて、農業委員会が11月20日、提出されました建議にかかわってお考えをお聞かせいただきたいと思います。農業経営所得安定対策制度等に関し、制度の強行に生産現場の混乱と水田農家の所得減少を招き、農家のみならず地域経済に

深刻な打撃を与えることとなると述べていますが、地域経済への影響についてのお考えをお聞かせください。

2つに、農業委員会、農業生産法人、農協の制度見直しを進める農政改革についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3つに、食料自給率の向上に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、ことしは国連が指定した国際家族農業年です。家族農業に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目2点目、国民健康保険税にかかわって伺います。憲法25条に沿った社会保障としての国民皆保険制度として国民健康保険があります。低所得、無収入の人も加入が前提です。加藤市長は、市民誰でもどこにいても適切な医療を受けることができる医療提供体制の充実強化を図るとともに、高齢者や障害者に優しいまちづくりを目指す所信表明で述べられております。

そこで、国民健康保険税にかかわって、1つ目、減免制度について伺います。法定軽減があります。本年度は500億円が投入され、法定軽減が拡大されましたが、平成25年度決算で見ると該当世帯が加入世帯の56.2%になっています。低所得者層が多いことをあらわしているのではないのでしょうか。そこで、国保法第44条にある医療費窓口負担の一部減免である一部負担金の減免、また国保法第77条にある保険税減免、これらの対応についてお知らせをいただきたいと思います。あわせて、滞納者への対応についてもお知らせください。

2つ目に、都道府県単位化についてお伺いします。分賦金採用で当面市町村単位の保険税率を維持する案となっています。各市町村に対して1年間に集めるべき保険税総額を提示し、100%完納が求められるとしています。これは、10月29日の医療保険部会で大筋一致されているところです。こういったことに対して都道府県単位化で

さらなる負担増につながるのではないかと不安があります。改めて市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、負担軽減について伺います。国庫負担率の低下による負担増が重くのしかかっています。国への国庫負担率の増を強く求めること、保険事業の充実で医療費の圧縮をすることが望まれているところでもあります。負担軽減に対するお考えをお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 川村議員からは、大項目で2件について御質問をいただいております。大項目1は私から、建議書については農業委員会会長から、大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、農業問題にかかわって、小項目の1点目の米価下落等への対応について申し上げます。農林水産省が10月15日現在で公表しました平成26年産の作況指数は、全国で101、北海道で107、上川で108となりました。モチ米につきましては、九州の不作により価格は安定しておりますが、ウルチ米におきましては全国的な豊作から価格が低迷している状況です。国は、米価低迷緊急対策として収入減少緩和対策を前倒ししての資金対策を行い、稲作農家の農林漁業セーフティーネット資金の円滑融資と平成26年産米の生産者向けの農林漁業セーフティーネット資金の貸し付けの当初1年間の実質無利子化を行うほか、収入減少緩和対策の運用改善策として青死米の大量発生に対応するため、交付金算定に使う収量は国と都道府県が協議、調整する等の対策を打ち出しているところです。また、生産出荷団体に概算金の早期追加の支払いを要請し、売り急ぎ防止のため米穀機構の資金を活用した保管料支援を検討しているところです。名寄市では、これらの施策の有効活用を含め、J A道北なよろとも協議しな

がら対策を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、農政改革に関して申し上げます。国は、平成26年度において新たな農業、農村政策として農地中間管理機構の創設、水田フル活用と米政策及び経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設を行い、創意工夫に富んだ農業経営者がチャレンジできる環境の整備と地域一体となって農業、農村の多面的機能を維持、発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、強い農林水産業をつくり上げることとして改革を進めているところです。現在は、平成25年末の農林水産業・地域の活力創造本部で決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいて示された基本的方向を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会による食料・農業・農村基本計画の見直し作業が行われており、今後5年間の推進施策が平成27年3月をめどに答申がされ、閣議決定に向けて作業が進められており、農政の転換期を迎えていると受けとめております。名寄市においてもこれらの状況を踏まえ、地域の特色と財産を生かした持続可能な農業を目指して検討していく必要があることから、農業・農村振興計画の次期対策に向けて検討委員会を設置して生産者の意見集約や調査を平成27年度において議論を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

小項目3、TPP、環太平洋経済連携協定交渉に関してを申し上げます。環太平洋経済連携協定については、本年4月に日米首脳会談、11月には交渉参加12カ国による首脳会合が行われ、早期妥結に向けて確認がされるなど、各国政府、業界団体の動きも活発化してきています。交渉内容は詳細に開示されていない状況ではありますが、今後の展開によっては本市農業に大きな影響を及ぼすため、注目しているところです。市議会でも反対決議や意見書が採択され、関係団体で連携開催した市民集会でも多くの反対の声が上げられて

きました。名寄市としては、これまで同様に反対の姿勢を貫き、基幹産業である農業と市内の経済を守るためにも北海道やJA等の各種機関、団体と連携した活動を展開してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 柴崎農業委員会会長。

○農業委員会会長（柴崎富雄君） 農政改革についての御質問のうち、建議に関するものについて私から答弁させていただきます。

去る11月20日に市長に対して6項目の事項について建議させていただきました。この建議書は、農業委員会等に関する法律に基づいて毎年予算編成時期に合わせて実施しているものです。

御質問のありました1点目の農業経営所得安定対策についてですが、政府は昭和45年以降米の生産調整を実施してきましたが、米の直接支払交付金は平成26年から半減し、平成30年に廃止、また米価変動補填交付金は平成26年度に廃止としました。米価暴落となった場合、安定供給ができなくなるばかりでなく、水田農家の所得の減少を招き、ひいては本市のような農業が主産業の地域では地域全体に大きな影響を受けるものと考えます。

2点目の農政改革についてですが、改革の意図がどこにあるかを考えなければなりません。農業委員会、農業者が大切に耕作してきた農地を扱うことは役割の一つです。その取り組みの根源となるのが地域からの信頼であり、農業委員が地域を守り、発展させるという自信と誇りです。公共性が高く、農業者の財産でもある農地について、地域から選ばれた代表であり、地域の信任を得た農業委員だからこそ円滑に権利移転にかかわることが可能と考えます。こうした代表制を担保するために公平性、公正性、透明性が確保された手続等が不可欠であり、公選制が基本であると考えます。今後経営者の高齢化と担い手不足が深刻な状況となる中で、現場に適さない拙速な改革は過疎を早め、集落の崩壊につながりかねません。こうした

ことから、地域農業の振興を一層図るとともに、農地法等の許認可業務の公平性、公正性、透明性をさらに高めるために、選任委員制度の見直しを図り、地域の農業者のみならず、消費者の食育の専門家など幅広い層から参画する仕組みの検討も必要と考えます。さらに、男女共同参画社会の実現を進めていく観点から、女性の参画を促進する女性枠の創設も必要と考えています。

3点目の食料自給率の向上に対する考えですが、我が国の食料自給率は25年度カロリーベースで39%、穀物ベースで28%と先進国で最低の水準となっています。近年の異常気象が及ぼす収量の減少、世界的な人口増加、食料安全保障等将来を見ると大変厳しいものがあります。世界人口は現在70億人で、50年後には90億人を超えると言われております。我が国のフードマイレージは9,200億トンキロメートルに達し、韓国の3,127億トンキロメートルと比較してもいかに輸入に依存しているかが明らかです。本年は、食料・農業・農村基本計画見直しの年であり、政府は現在平成32年に食料自給率を50%とする目標を掲げております。これを食料自給力に重きを置く考えも提言していますが、食料自給率の向上は喫緊の課題だと認識しています。

4点目の家族農業に対する考えですが、全世界の7割以上が1ヘクタール以下の小規模家族農業を営んでいます。家族農業こそが持続可能な食料生産や食料安全保障、貧困の根絶に貢献できるものと考えます。TPPに代表される自由化の流れの中で、我が国の農業が向かう方向が巨大な集約化農業であるならば強い危惧を覚えるものです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、国民健康保険税について答弁をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として市民の健康を守る大切なセーフティネット

であります。病気やけがなど万一に備えてお互いが支え合う仕組みになっておりますが、一方で国民健康保険では低所得の方が多い、医療費のかかる高齢の方が多いなど構造的に財政が厳しいことから、制度として保険税軽減制度が設けられております。前年の所得に応じて均等割、平等割の部分、いわゆる応益割を軽減するもので、7割、5割、2割の3段階になっております。今年度の税制改正で5割、2割の軽減対象基準が拡大されまして、軽減の対象となる世帯割合が前年度の55%から今年度は62%まで軽減対象世帯が増加しているところです。そのほか減免制度でいえば医療機関窓口での一部負担金の減免制度がございまして、こちらは平成23年に要領を整備して実施しているものでございますが、過去平成23年に2件の適用事例がございまして、それと、もう一点、法77条に基づく減免でございまして、こちらのほうは平成25年に1件の適用事例がございまして、

制度としての減免制度がある一方で、未納となった保険税等の状況についてお知らせをいたします。本年5月末での平成25年度までの市税、国民健康保険税、介護保険料などの公債権の滞納者数及び金額は、820名、1億9,200万円となっております。これは、前年に比べて人数で180人の減少、金額にすると7,100万円の減少となっております。また、滞納者に対する処分の実績では、動産、不動産の差し押さえが28件、債権の差し押さえでは国、道税還付金で163件、360万円、預貯金、給料等の差し押さえで243件、6,160万円となっております。

なお、動産、不動産の公売では25件、390万円を換価してございます。

2点目は、国民健康保険制度の都道府県単位化について答弁をさせていただきます。平成22年に始まった国民健康保険制度の広域化議論ですが、現在来年の通常国会の提出を目指し、国の国保基盤強化協議会等において必要な法案の整

備が検討されておまして、平成29年度末までに都道府県単位となる広域化を進めるという現状では、北海道が主体となって市町村連携会議が設置され、意見、要望を集約しているところでございます。都道府県単位化に当たって懸念される事項として、一番には保険税がどうなるのかでありまして、続いて保険者がかわることで住民サービスの低下につながらないのか、そして市民の声が届かなくなることはないのかなどいろいろとございますけれども、名寄市としましても国民健康保険制度の運営が厳しい現状にあり、一保険者だけでは対応できない構造的な弱点があるとの認識から、財政基盤の強化、安定を図るためには大きな受け皿である都道府県単位化が望ましいと考えているところでございます。

次に、負担軽減について答弁をさせていただきます。国民健康保険制度は、1つには低所得の加入者が多い、年齢構成が高いことで医療費水準が高い、所得に占める保険税が重いといった財政上の構造的な問題を抱えておまして、名寄市国民健康保険におきましても加入者の6割が60歳以上、所得100万円に満たない世帯が6割を占めているという厳しい現状であります。これら厳しい現状を乗り切るための名寄市としての取り組みの柱になるのは、国民健康保険税の適正賦課と収納率向上対策、医療費適正化に向けた対策、健康増進、健康づくりに向けた対策となります。とりわけ国民健康保険事業を適切かつ安定的に運営するためには、歳出の7割を占める保険給付費の適正化が欠かせません。国民健康保険制度の運営を圧迫している一番の理由が医療費の増加だからであります。受診開始年齢を30歳に引き下げている特定健診、特定保健指導、人間ドックなどの保健事業を推進し、加入者の健康増進、ひいては国保財政の安定化につながればと考えております。このほかにもレセプト点検の強化による重複、頻回の受診チェックと適正化、さらにわかりやすい例でいえばジェネリック医薬品の利用促進がござ

いまして、ジェネリック医薬品の差額通知を平成26年5月に実施をいたしました。対象者は925人で、うち204名の方が変更していただきまして、そのことで財政効果は月額にして約49万円となりました。今年度中に2回目を実施する予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。

まず最初に、きょうお忙しいところ農業委員会の柴崎会長、ありがとうございます。御答弁いただきました。私は、このような農業改革案が農業団体の皆さんや、また現場の意見をほとんど聞かずに規制改革会議の中で財界側の委員の主張をそのまま取り込んで拙速に出されているということが重大な問題だと思っています。こういったことに対して会長、どのようにお考えかをお聞かせをいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 柴崎農業委員会会長。

○農業委員会会長（柴崎富雄君） 今の御質問等にお答えいたします。

当農業委員会としてもこのことに関しては、現場の状況というのが十分に把握されていないと。あるいは、農業者の代表が規制改革会議の中に入っておらないというようなことで、大変そのことは危惧しているところでございます。このことに関しては、全国の農業会議所あるいは都道府県の北海道農業会議所と十分に詰めた内容になってございまして、みずからの改革案というものをお示しして、次期通常国会までにそのことをお示しして、現場の状況あるいは意見というものを要請した中で持っていきたいというようなことでございまして、このことはもう皆さん地元の単組の農業委員会見ましても本当に大変なことだなと。やはり現場の状況を十分に把握しない中での改革というようなことで、一番危惧している内容でございまして、このことに対しては粘り強く国に申し上

げていくということに運動をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ありがとうございます。粘り強くということでした。私たちが消費者として、やっぱり食の安全というところら辺では本当に一緒に粘り強く訴えていきたいというふうに思っています。私は、この背景には企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを今公言している、その障害となる制度を岩盤と見立てて、これをドリルで穴をあけるのだというふうにおっしゃっている安倍首相の大方針があるのかなというふうに思っていて、この制度を岩盤と見立てているところに強い怒りを感じているところであります。農家の皆さんや関係者の皆さんの願いよりも財界の利益を露骨に代弁しているなというふうに思っていますし、また先ほど御答弁いただいた中での巨大な集約農業に向かうならばというお話がありました。同じ思いで危惧を感じているところでありますし、反対の思いを強くしていきたいと、このように思っているところです。ありがとうございます。

続きまして、農業問題にかかわって御答弁をいただきましたが、先ほども言いました収入減少影響緩和ということで、ナラシ対策ということなのですが、緊急で対策しているのですが、ただ米の価格が下がった場合に補填するということなのですが、掛け金が高くて加入者が農家の1割にも満たないというふうな、先ほど面積ベースのお話ししましたけれども、そんなふうな全国的なデータがあるのですけれども、名寄市においてはどういった状況になっているのかお伺いできればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） ナラシ対策の名寄市の状況ということだと思いますけれども、基本的にナラシ対策の加入者ということでは今資料を持参してございませんけれども、畑作物の直接支払

い等においては317件ということでございますので、それは麦、ソバ等においてそういった加入がされているということで、現在では3億5,900万円ということで、そういった対象になってございますので、そういった中ではこういった方々が全てそういった部分に加入をされているというふうにはちょっと認識をしておりますので、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ことしの米価下落の影響で試算したのがあります。北海道全体で影響額が大体2,000円の下落で約150億円、直接支払いが半額になったということで75億円、合わせて225億円以上の減収になるというような試算がされているのがあります。先ほども地域の経済の低迷にもつながるという話もありましたけれども、そういった部分で関係機関と協議しながら対策を考えていくということでしたが、この部分について改めてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 名寄の米の状況をちょっと説明させていただきたいと思うのですが、まず名寄市におきましては加工用米も含めて3,450ヘクタール程度が作付されております。そのうちモチ米が3,062ヘクタール、ウルチ米が390ヘクタールという状況です。戸数なのですけれども、モチの方が326戸でウルチが46戸という状況でございます。ウルチの中でも特裁米という形で制度をとられて、直接生産者の皆さんと取引をされている方が、この中の大体3分の1ぐらいの方が面積も含めてそういった状況でございます。それで、先ほど議員がことし米の直接支払いが半分になったということで、確かに米の直接支払いについては名寄市も昨年度の約半額程度になってございますけれども、ただ道の道枠で加工用米ではございますけれども、3万円なりが支援されていまして、さらに国から2万円という

ことでございますので、5万円ということになります。そういったことを考えますと、経営所得安定対策の交付金でいきまして14億2,500万円ということで、昨年が14億1,100万円ということなので、交付金自体は名寄市内に全般にそういう部分のお金は来ているという、支援させていただいているということでございますので、必ずしも、ことしの場合は米の直接支払いが半額になったからという部分では、影響はないとは私は申しませんが、ちょっと少ないのかなということをお聞きさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） いろいろな支援がされているのですが、ただ現在農家されている方々のお話を聞きますと、やっぱり不安の声が出されているところです。要するに直接支払交付金の半減だとか、それから生産調整が4年後には廃止するといったことに対しての不安の声も聞かれています。何とか息子に後を継がせたいと思ひながらもこのままでは全く先が見えなくて、後継者に引き継げないと、こんな声も聞かれているところです。再生産可能な価格が保証されることが一番なのだがというような農家の方々の声がありますが、この声に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私ども確かにことしのひょっとしたら1万円を切るのではないかとこのウルチ米の状況については、非常に危惧を持ってございます。ただ、先日もJAの青年部とお話しする機会がありまして、その中でもちょっとありましたけれども、今若い方は非常に元気をお持ちで、希望もお持ちで、それぞれ創意工夫した取り組みをされてございます。例えば今までの米の部分についても直接田んぼに作付するとか、そういった工夫なんかもあったり、さらにいろんな作物もバラエティーに富んでいただいて、そういっ

た方々が本当に多いというふうに思っています。その中でも、そうはいても名寄市の状況としては毎年Iターン、Uターンで入ってくる方も10名程度はいらっしゃいますけれども、それを10年後の農地を守るまでの部分ではないというふうに思っています。そういうことも含めて先ほども御答弁させていただきましたが、名寄市の農業・農村振興計画を1年前倒して、27年度から調査なり意見を聞くということにさせていただきますので、その中で十分検討させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほどの農業改革のところでもお話がありましたけれども、やっぱり現場のというか、実際に担っている皆さん方の声をしっかり聞いていただくということが何よりかなというふうに思います。

1つちょっと御紹介をさせていただきたいというふうに思うのですが、米をつくるのにどれほどのコストがかかるのかということなのですが、農水省の調査で全算入生産費として1俵当たり1万6,236円だそうです。過去5年間の全国平均、これ農水省で出したものです。それに種もみや肥料、燃料費などの物財費だけでも9,666円、半分以上です。そこで、ことしの換算金で見ると500ミリリットルのペットボトルに入れて、これが403グラムになるそうですが、概算金に当てはめるとなつぼしで約67円、ゆめぴりかで81円だそうです。水より安い金額になっている。よく私たち産直をしている方々の話も聞きますと、水よりも安い米なのだというふうに言われます。ちなみに、新潟魚沼産のコシヒカリでも95円というふうになっていて、それぐらいやっぱり農家の方々、安全でおいしいお米を一生懸命つくっていただいているのだけれども、ここにきちっとした保障がされていないということが大きいのかなというふうに思っています。私たち

は、やっぱり安心しておいしいお米も、農産物も食べさせていただきたいというふうに思っていますので、また引き続き農政改革、米の過剰については輸入米が今ミニマムアクセス米で年間77万トン外国から入ってきているわけで、これをやめるだけでも過剰はなくなるということも含めて農政改革に反対をし、主食を守る運動を進めていきたいなというふうに思っているところであります。

次に、農業改革の問題なのですが、先ほども農業委員会の会長のほうからも御答弁いただいたところでありますが、やはり農協でいえば地域のライフラインとしての役割を農協が果たしている部分も非常に大きいのかなというふうに思っています。ガソリンスタンドや金融窓口が農協しかないという地域も北海道にあるわけで、こういったことに対する考えがあればお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 名寄市においては、JAは単一市町村で単一農協ということで、非常にこの間協議もさせていただいていますし、連携もさせていただいていると思っています。そういった中では、道内ではそういったガソリンスタンドもないというようなところもありまして、そういった部分ではやっぱりJAが貢献をされているというのは確かに私も認識しております。そういった意味では、JAの存在は非常に大きいというふうに考えてございますので、今後もそういった部分では連携を含めてとらさせていただいて、今後の農業の考えなどについても意見交換をさせていただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 農業生産法人の見直しもされて進められています。耕す者に土地をということの原則を骨抜きにするものになるのかなというふうに私は思っています。今でも産廃業者などによる農地の不法取得、各地でいろいろ問題に

なり、ニュースになっていますけれども、それがこれが通れば一層横行するのではないかというふうな危惧を抱いているところであります。そういったことに対する市としてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農業生産法人の関係は、昨年、一昨年と人・農地プランなんかで地域を回らせていただきまして、積極性、ちょっとないというか、名寄の皆さんにおかれましてはやっぱりもう一家族一経営が強いのかなということでございます。ただ、共同機械の利用だとかと、そういう部分ではやられていますけれども、法人については将来的には必要性は皆さんおっしゃられますけれども、なかなかここは進んでいかないということでございます。この間JAとも法人の関係で話をさせていただいた経過もございまして、なかなか取り組みが進めていないというのが今現状でございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 農政改革、本当に当初からもう少しずつ変わってきているのかなというふうに思うのですが、守っていくということ、そして反対の声も出していくことが必要だというふうに思っていますし、やっぱり共同を担う農協、そして農民の代表による農地の自治的な管理を担う農業委員会、そして地域の耕作者の権利を最優先する農地制度の基本、これは将来に引き継いでいくべきだと強く私は考えています。そういった意味でもやっぱり声を大にしていきたいというふうに思っています。

声を大にしていきたいもう一つがTPP交渉反対です。各国の食料主権、経済主権を尊重する貿易ルールの確立が必要だということを申し上げ、また引き続きTPP、この地域から食、またそして医療にも不安を感じ、また地域の経済にも大きく影響するTPP交渉からの撤退を強く求めたい

というふうに思います。

農業問題で最後に、市長にちょっとお伺いしたいのですが、所信表明の中でおっしゃっていることに関するのですが、農家の方々が農業に励むことができる条件を整えること、そして農業の担い手を新たに確保するために総力を挙げるのが最も力を入れるべきだと考えているのですが、農家戸数が減少傾向にある中で、優良農地の確保と耕作放棄地の解消が必要不可欠だと市長、おっしゃっています。この部分について少し詳しくお話をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この地域の基幹産業は農業でありまして、農業、農村の振興、発展こそがこの地域の発展につながるということは常に申し上げてきているところでありまして、とりわけ今地方創生という言葉がどんどん出てきていますけれども、この中でもやっぱり地域の農業がしっかりと元気で活力を持ったものでなくては、地方創生もなかなか前に進まないというふうに思っているところであります。その中で今回のそれぞれの質問いただいた中でも何点かにわたって重要な項目をお話をさせていただき、進めさせていただいているところであります。担い手の育成強化にしても名寄市ならではのさまざまな取り組みもさせていただいているところでありますし、また地域あるいは作物そのもののブランド化ということも推し進めていくことで、やはりもうかる農業ということを確認をしていくということが農業、農村の発展、担い手の育成にもつながっていくというふうに考えているところであります。いずれにしても、全てが国に守っていただくということだけではやはりなかなか前に進まないということもあるでしょう。地域がしっかりと地域の独自性を持っていろんな汗をかいていくことで、この地域ならではの農業、農村の発展につなげていき

いというふうに思っているところでございます。川田部長のほうからもお話のあったとおり、この間いろんな形で地域にも入りながら御議論させていただいているところでありますけれども、今まさに大きな転換期に来ている中で、今後の名寄のこの地域の農業をどう進めていくかということをお話を交えて地域の皆さんともよく議論をしていきながら、方向性をしっかりと出していきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ありがとうございます。先ほども御紹介したように、農家の方々本当に一生懸命頑張っておいしい安全な食料をつくっていただいているわけです。それに見合う保障がやっぱり必要だと。そこのところが一番重要なことというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、国民健康保険税にかかわって、移らせていただきたいと思っております。減免制度についてであります。一部負担金減免、保険税減免、利用者が本当にわずかだった。もっと利用したいと思っている人はいなかったのかなというふうに思っているところです、実は。滞納者への対応についても今差し押さえ等々る御報告がありました。今月、12月の広報に見開きで、納税は納期内にと。滞納処分に対するQアンドA、滞納処分までの流れ、差し押さえの執行と公売の実施、捜索には令状は不要、そういったところが大きく目につきます。事情がある場合は必ず相談を、ちょっとあります。やっぱり私は、例えば相談にしても救済方法であったり、利用できる制度がこんなふうになっているのですよということもお知らせをしていただくことで、ここへ行って相談してということに、生活が大変になった、病気になった、滞納の通知が来ている、気になりながらもなかなか足が踏み出せないという方たちの背中を押すのではないかと。いうふうに思っているのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 差し押さえの執行に当たりましては、滞納者の生活状況、例えば年齢、収入、家族の状況などを把握しまして、滞納額では金額はもとより滞納が始まった時期ですとか、当時の状況、これは記録にとつてございますので、交渉記録などをもとに検討をしっかりとしております。交渉記録などには、滞納者の健康状態、家族の就業状況、滞納に至った経過なども実は記録をされておりまして、滞納者の状況から、考慮する理由があれば差し押さえの執行を見合わせる事例もございます。

一方で、市としては滞納処分の中でも積極的な捜索というのは控えておりますけれども、定期的な連絡や相談もなく、滞納額が増加しているような事例があれば、正当に納めていられる方の公平性を確保するために厳しく対応せざるを得ないものと判断をしております。ただ、滞納者の対応については、先ほど議員のほうからもありましたけれども、とにかく納税相談、コンタクト、接触が大切だと思っております。差し押さえに至る経過の中では相当数手間暇をかけながら、地味ではありますがありますけれども、きめの細かい対応をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 担当の皆さん方、本当に御苦勞をいただいていることは重々承知をしながらも、やはり滞納せざるを得なく、病気や仕事がなくなったといった方々の不安も大きいということも受けとめていただかなければならないなというふうに思います。

そこで、滞納に当たって資格証明書は発行していないと思うのですが、短期証明書の発行状況、また短期証明書が発行されている世帯、子供のいる世帯への対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 短期証でございますけれども、国保税の滞納措置要綱に基づいて運用しておりまして、平成26年9月末現在で短期証対象者が117世帯、そのうち未更新の世帯が3世帯となっております。内訳としては連絡先不明が2、居所不明が1となっております。

あと、子供の短期証でございますけれども、対象となるのは29世帯、45人となっておりますけれども、窓口でとめ置きとなっている短期証はございません。いずれにいたしましても、公平性を担保するという意味合いで、窓口で交付をするということで対応させていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） これからインフルエンザも非常に流行が迫っていますので、保険証がなくて病院に行かれないと、こんなようなことが起かない対応をぜひ進めていただきたいと思います。

こういったことにかかわって、負担軽減についてなのですが、法定軽減、国庫負担の増が何よりだというふうに思っています。半分近くあったものが今はもう20%台に減らされていると。ここをふやしてもらうのがもう一番の市民、国保加入世帯にとっても大きなメリットかなというふうに思っているのですが、そのほかにいろんな減免制度、あと自治体ごとに差がありますけれども、いろいろ見させていただきますと、例えば所得激減減免、こういったことは低所得減免等々、今の77条等々で使えるのかなというふうに思うのですが、そのほかに障害者の方への減免、母子世帯の減免、ひとり親減免、高齢者減免、ちょっと驚いたのは借金減免というのがありました。住宅ローンで、働けなくなって住宅ローン等々重い負担があるということで減免をいただいているのかなというふうに思うのですが、こういった自治体ごとにいろいろな工夫をして減免制度つくっているのですが、そういったことに対する名寄市のお考え等あればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 減免の制度に当たりましては、先ほど答弁の中でありました医療機関の窓口の一部負担金の減免制度、こちらのほうの答弁の中でも過去にお答えをしたことがありますけれども、やはり公平性の観点から制度を取り入れるのはなかなか難しいのではないかと。結局そこでお金が未収になった部分については、一般の被保険者の方に負担をしていただかないとならない。そういう意味では、ちょっと制度的に難しいというような答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 公平性の部分というふうにおっしゃっていられるのですが、この国民皆保険制度、憲法25条に沿った社会保障としての制度だといったところが重要だというふうには私は思います。一般会計からの法定外の繰り入れ、これも何度も求めてきましたけれども、国民健康保険中央会が監修した「運営協議会委員のための国民健康保険必携」の中にこんなふうに書かれています。国民健康保険事業は、地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり、共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険税、国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないかと、こんなふうに書かれています。それで、私は全国の一般会計の法定外の繰り入れの一覧表、ずっと小さい字で見づらいなのですが、見ました。たくさんところで一般会計から法定外の繰り入れをして、そして保険税の負担を軽くするというような取り組みを進めています。先ほどもお話ししましたが、一番は国庫負担の増が一

番なのですけれども、地域の市民に対する福祉を充実させるという意味で、こういった取り組みもしているというところにやっぱり大きな差は出ています、自治体によって。この部分について名寄市のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 一般会計からの繰り入れにつきましては、法定外繰り入れということ、保険税全体を抑制する方向でそれぞれの市町村が取り組んでいる事例もあります。先般の議会の中でもありましたように、名寄市の60を超える年金生活者の構成の関係も考えますと、どちらかというとな農家を中心とした1次産業の方よりも三公社五現業、公務員を含めた年金生活者の割合も含めて、国保の負担の関係につきましては全道でトップレベルの位置にまで達しているというふうには考えておりませんので、中程度の負担で、いわゆる年金、国保加入者の所得の水準等も勘案しますとそういう状況というふうに認識をしております、それとこの間の国保税の改定状況につきましてもしっかりと将来を見据えて基金残高をうまく活用しながら、劇的な値上げにならないような配慮もしながら進めてきております。先ほど三島部長が言いましたように、7割、5割、2割の負担軽減の関係につきましては、5割、2割については国の制度の中で拡充されてきているということもありますので、改めまして議員のおっしゃることにつきましては都道府県化、いわゆる広域化におけるまでの状況の中で名寄市が何をなすべきかについても検証したいと思っておりますけれども、これまでの全道における国保税のランクも含めて、できるだけ負担軽減に取り組むということも含めて適切に執行してきているというふうに考えておりますので、改めて必要な対策があるとなれば検証してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 全道で中程度の位置に

いるということ、それからこの間の国保財政の推移等も私もここ七、八年分ちょっと振り返ってみました。確かに赤字を出さないように、先ほど御紹介した一覧見ますと基金がゼロになっている市町村も結構あるわけです。ここで赤になっているところもありますけれども、ただ私は繰越金も基金を少しずつ取り崩し、そして繰越金になっているといったところ辺では、言い方を変えれば健全な運営だというふうには思いますが、しかし反対に負担を強いられている市民の方々への対応をどうするのかといったところ辺が非常に大きいかかなと思っています。前回にもお伺いしました。所得の1割を超える保険税を払わなければならないというのは、暮らしに非常に大きな負担を強いています。このところをやはり解消してもらわなければならないということです。ですから、常々市長にもあらゆる場面で国庫負担の増を求めてほしいというふうに言ってまいりましたけれども、それだけではなく……

○議長（黒井 徹議員） 時間過ぎていきますので、短くしてください。

○1番（川村幸栄議員） はい。それだけではなくて、やはり市としての対応もしていただきたい、このことを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総計後期計画の実施計画見直しと中期財政計画外3件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今議会一般質問最後になりますけれども、議長の指名を受けて、通告順に従い御質問申し上げたいと思います。

総合計画後期計画の実施計画見直しと中期財政

計画について、見直し後の政策事業等の考え方と意思決定について。合併から9年目、交付金や有利債等で大型事業も含む総合計画掲載事業を実行してきましたが、今後も実行中の継続事業、新規事業を実施するための意思決定に留意したことや庁内で議論を交わしたことをお伺いをいたします。

2つ目に、次期総計及び財政展望と市民サービスへの影響について。平成28年末歳入歳出の実質収支は、11億6,000万円赤字を基金で補う見込みであります。その後の情勢を踏まえ、財政展望と市民サービスの影響についてお伺いをいたします。

3つ目には、市民や団体等の要望意見反映について。ことしも経済団体や多くの市民等から来年度予算編成に向けた要望書が出ていると思います。主な内容やその対応についてお伺いをいたします。

大きな2つ目、定住自立圏共生ビジョンのその後、1つに協定締結後の成果と課題について。協定後の中間年になりますけれども、定住自立圏共生ビジョンの実効上の成果と課題をお伺いをいたします。

2つ目に、各政策分野の今後の可能性について。各政策分野、1つに生活機能、2つ目には結びつきやネットワーク、3つ目に圏域マネジメント能力の強化等がありますが、今後の具体的な可能性についてお伺いをいたします。

3つ目には、構成市町村との信頼関係醸成についてであります。お互いが広域的な定住自立圏共生ビジョンに沿った方向性を理解しながらも、自分のまちに愛着を持ち、我がまちはという思いがあるのも当然だと思います。そんな中でも信頼関係の醸成はどうであったのかをお伺いいたします。

大きな3つ目、今後の町内自治活動の活性化に向けて、1つにまちづくり懇談会を終えての総括について。全区域のまち懇が終わって間もないわけではありますが、参加者の主な質疑、要望、意見等どのように受けとめ、今後の改善課題等総括的

な御見解をお伺いをいたします。

2つ目には、各町内組織が抱える課題と行政対応について。各町内が抱える悩み、課題等を共有し、行政として具体的な支援の可能性についてお伺いをいたします。

最後になりますが、名寄市子ども条例制定に向けて。これまでの議会でも論じられてきましたが、計画実践から条例制定か、あるいは条例から計画実行かの議論は二の次にしても、名寄市においても次世代育成支援行動計画前期、後期計画の10年の実行で曲がりなりにも子ども・子育て支援施策を行ってきました。いずれにしても、さらなる理念の実現に向けていくためには、1989年の国連で採択をされた児童の権利に関する条約で保障された生きる、育つ、守られる、参加する、4つの権利と照らし合わせ、どの段階でどのような分野でつくり上げていくかという政策判断は求められるのではないかと思いますので、お伺いをいたします。

壇上の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま熊谷議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1から3につきましては私のほうから、大項目の4につきましては健康福祉部長から答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目の1、総計後期計画の実施計画見直しと中期財政計画について申し上げます。まず、小項目の1、見直し後の政策事業等の考え方と意思決定についてであります。新名寄市総合計画後期実施計画につきましては、今回実施をした第3期ローリング調整の結果、昨年度との比較で事業数では5事業増の198事業、事業費では20億2,549万4,000円増の440億4,268万円となりました。新規及び見直しにより追加した事業といたしましては、風連中央小学校改築事業や市立大学保健福祉学部新学科設置事業など

10事業となっております。今回の調整に当たっては、総合計画の具現化や行政評価の結果、国の制度変更などに留意することとし、それぞれの事業の必要性や緊急性に加え、関係団体等との協議状況も踏まえ協議を重ね決定したものであります。

具体的な例を申し上げますと、基本目標1、市民と行政との協働によるまちづくりでは、新規事業として市ポータルサイトと連動したライブカメラ更新事業を掲載したところであり、設置箇所の再編について今後さらなる検討を進めることとしております。

基本目標2、安心して健やかに暮らせるまちづくりでは、新規事業として地域支援事業における認知症対策と介護相談員等派遣事業を実施する介護相談、認知症対策に関する事業及び地域包括ケアシステムの実現を目的とした推進会議の立ち上げや研修会などを行う地域ケア会議事業を登録するとともに、継続事業におきましても乳幼児等医療給付事業の市独自給付を未就学児童医療費及び小学生の入院医療費まで拡大し、また平成26年度までの継続事業であります国民健康保険事業安定化計画推進事業については被保険者に対する保健事業の推進が医療費の抑制に効果的であることから、平成28年度まで延長することとしております。

基本目標3、自然と環境に優しく快適で安全なまちづくりでは、市民及び近隣市町村住民の生命と財産を守るため、緊急性が高い化学消防車更新事業を平成27年度に実施することとし、化学消防車と比べ出動件数が少ないことが想定されます救助工作車については平成28年度の新規導入を予定していましたが、平成29年度導入として1年先送りをしております。

基本目標4、創造力と活力にあふれたまちづくりでは、日進地区再整備構想に関する継続事業としてピヤシリスキー場利用客の安全と安心をより確保するために、緊急性の高い修繕について具体的な協議を進めてまいりました。また、なよろ温

泉整備事業では、温泉施設及び宿泊施設に関してニーズや規模、熱源、既存施設との併用について調査を行うことといたしました。

基本目標5、心豊かな人と文化を育むまちづくりでは、新規事業といたしまして地域からの強い要望も踏まえ、風連中央小学校改築事業を実施計画に搭載し、事業の推進を図ることとしたものであります。

これらの継続事業や新規事業につきましては、実施計画への搭載に当たり本市の将来的な財政状況も踏まえ、特定財源の確保や事業費の平準化に努めながら調整を行ったものであります。

次に、小項目の2、次期総計及び財政展望と市民サービスへの影響についてであります。去る平成26年11月28日の議員協議会では、新名寄市総合計画後期計画の第3次ローリング結果とこれをベースとした中期財政計画について御議論をいただきました。お示しをしました中期財政計画では、平成27年度と28年度の2年間で約19億7,000万円の基金繰り入れが発生するシミュレーションとなりましたことを御説明させていただきました。このシミュレーションに当たっては、平成28年度からの名寄市における合併算定がえの削減と昨年8月の国の概算要求やいわゆる骨太の方針からうかがえる地方財政への影響と相まって、地方交付税が減少していくものと想定をしております。また、老朽施設の修繕経費や施設の維持管理経費等の増加についても同時に歳出側で見込んだところであります。

国は、地方創生という方針のもと、地方に対する財政支援について大きな転換を行おうとしております。自立した地域の独自の取り組みを行う市町村、言いかえれば頑張る市町村に対しての支援を拡充する方針であります。財源も含めてその全体像はまだ見えてこない状況にあります。近年名寄市歳入の大きな部分を占めます地方交付税について、国は拡大してまいりました。これにあわせて名寄市では行財政改革や組織のスリム化等に

より一定の金額を基金に積み立てることができました。この基金は、将来において財政が厳しい状況となってもできるだけ市民サービスに影響を及ぼさない財政運営ができるように積み立ててきたものであります。今後の国の地方に対する財政支援については、詳細が不明であります。引き続き情報収集に努め、市民への周知を図るとともに、行財政改革などを通じて将来における市民サービスの低下を招かないよう取り組んでまいります。

次に、小項目の3、市民や団体などの要望意見の反映についてであります。毎年度の予算編成時期におきましては、諸団体よりさまざまな御要望をいただいております。要望の主な内容につきましては、予算査定で詳細な議論となりますので、差し控えさせていただきますが、いただいた要望につきましては担当各課からの予算要求、それぞれの査定において検討、議論、精査を行い進めていくこととなっております。毎年度開催しておりますまちづくり懇談会におきます市民要望につきましても同様の手続で進めているところであります。

また、平成27年度予算編成の市長訓令、総務部長名の事務連絡におきましても市民ニーズの現状の把握、関係各機関との連携、また多くの市民の意見等を集約して予算に反映させることとしております。特に市民からの要望につきましては、現状や実態などを正確に把握するため、実際の現場の状況や問題点などを示すデータの提出などを求めているところであります。これらを通じ、限られた財源の適正な配分という見地に立って、いただいた市民要望を踏まえた予算編成を進めてまいります。

続いて、大項目の2、定住自立圏共生ビジョンのその後について申し上げます。まず、小項目の1、協定締結後の成果と課題についてであります。本市におきましては北・北海道中央圏域定住自立圏の複眼型の中心市として、この間市立総合病院を核とした第2次救急医療事業や医師等派遣

事業などの医療分野での連携を中心に、圏域におきます知の拠点である市立大学からの講師派遣や研修機会の提供による人材の育成、消費生活センターの広域化や廃棄物処理施設の広域利用の推進による安全、安心な暮らしの提供など、多様な政策を推し進めるとともに、合同研修による圏域市町村職員の交流とスキルアップにも努めてまいりました。また、共生ビジョンに登載しております生活機能の強化やネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの政策分野におきましてもかかる9項目34事業の具体的な取り組みにつきましても複合交通センター整備事業などの完了した事業を含めまして全ての事業に着手しているところであり、特に各種期成会活動については高規格道路、士別市多寄町から名寄市までの12キロの事業再開が決定されるなど、圏域市町村の事業もあわせて共生ビジョンの着実な推進が図られているものと考えております。引き続き中心市としての役割を認識しながら、圏域全体として必要な生活機能等を確保するため、効率的で効果的な事業展開に努めてまいります。

今後の課題といたしましては、急速に進展する人口減少や少子高齢化など本圏域を取り巻く環境が大きく変化する中で、各市町村それぞれがフルセットの都市機能を確保することが困難となることが想定されますことから、共生ビジョンの推進を基本に据え、今後より一層中心市と構成町村が連携した取り組みを進める必要があると考えております。

次に、小項目の2、各政策分野の今後の可能性についてであります。本市といたしましてはただいま申し上げたとおり人口減少や少子高齢化が進展する中、構成市町村と連携した取り組みを進める必要があると考えております。このことから、共生ビジョンに基づく各事業の円滑な推進に努めているところであります。具体的な取り組みの中には救急医療や消費生活相談など構成市町村が共同で実施するものと道路のインフラ整備や観光

振興など同一の目的を持って構成市町村がそれぞれの役割に応じて独自の事業を実施するものがあります。また、直接共生ビジョンではうたっておりませんが、市民レベルの協働として北の星座音楽祭なども開催されており、草の根で市民みずからが圏域の一員として地域のよさを再発見し、情報を発信する活動が行われております。このように官民において多様な取り組みが行われている中、さらなる連携の拡大については具体化には至っておりませんが、同じく中心市である土別市や構成町村との意見交換等通じて新たな広域連携の可能性を模索してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、構成市町村との信頼関係醸成についてであります。現在国において進められております地方創生の取り組みにおいては、各市町村が人口や産業、社会インフラなどの現状や将来の動向に関して分析を行い、それぞれの強み、弱みなどの実情に応じた取り組みを推進することを求めています。一方で地域間の広域連携を積極的に推進することも必要としております。今後各市町村がみずからの地域に誇りを持ちながら、その特性を生かしたまちづくりを進めることは重要であります。先ほども申し上げましたとおり各市町村がフルセットの都市機能を確保することは困難な状況となりますことから、圏域市町村職員の合同研修や首長会議を開催するなど交流を深め、より一層の連携の強化に努めてまいります。

続いて、大項目の3、今後の町内自治活動の活性化に向けて申し上げます。まず、小項目の1、まちづくり懇談会を終えての総括についてですが、本年度のまちづくり懇談会につきましては名寄市町内会連合会の主催にて10月14日から11月28日まで10会場において実施し、合計250人の市民の皆様にご参加をいただきました。参加された市民の皆様からは、さまざまな視点から多くの御意見を賜りましたことに改めて心より感謝を申し上げたいと思います。

懇談会におきましては、市からのお知らせとい

たしまして防災対策に関することや短期大学部児童学科の4年制化など情報提供を行った後、参加者の皆様から御意見、御要望をいただきました。その主なものとして、生活に関する課題といたしましては、道路、歩道等の整備、中でも特に除排雪に関するものや自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置要望や大学図書館の利用方法などがございましたほか、まちづくりに関する提言といたしましては8月に発生いたしました大雨、洪水による災害関係や短期大学部児童学科の4年制化に加えて農業後継者不足を含めた少子高齢化対策のほか、小学校の改築や跡地利用についてなどございました。これらの御意見、御要望につきましては、必要に応じまして懇談会後において個別に内容の確認をさせていただいたところでありますが、さらに今後その必要性や緊急性を勘案し、予算編成や事務事業の執行など今後の市政に反映できるように最大限の努力をさせていただくとともに、あわせて上部機関等への要請も行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、各町内組織が抱える課題と行政対応についてですが、町内会につきましては住みよい地域社会を築き、協働のまちづくりを進めるための最も重要な基本的組織ですが、近年少子高齢化や価値観の多様化などによる地域の連帯感の低下などから、役員の担い手不足や行事参加の固定化、アパート、マンションの増加などによる加入率の低下、子供会活動の停滞などそれぞれの地域において課題が生じているものと認識しております。本市といたしましては、これまでも単位町内会に対しまして町内会自治活動交付金や町内会館建設費等補助金などの財政的支援を行うとともに、転入者や本市職員などへの加入促進も図るほか、町内会連合会に対しても財政的支援に加え、当市企画課においてその事務局を担うなど町内会に対する積極的な支援に努めてきておりますが、今後次期総合計画の策定に向け町内会連合会とも連携をしながら、各町内会

から直接御意見をお聞きするなどしてこれらの課題解決に向けた行政支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4の名寄市子ども条例制定に向けてについて申し上げます。

1989年国連総会において採択された児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約は、ことし11月20日に採択25周年を迎え、この25年間に世界では5歳未満の子供たちの死亡率は1990年当時と比べ約半分に低下し、新生児死亡数も3分の1以上減少しており、また危険な労働を強いられている子供の数も減少したと報告されておりますが、依然として貧しさゆえに働かざるを得ない状況に置かれている子供たちも数多くおります。子どもの権利条約では、子供は身体的及び精神的に未熟であるため保護の対象として捉えるとともに、子供自身も権利を行使する権利主体として位置づけており、権利を行使する際には他人の権利を尊重する責任があることも規定されております。日本国内では、この間平成12年に児童虐待の防止等に関する法律、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行し、さらには平成24年に成立した子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法など、子供の権利や子育て支援に対する法整備も行われてきました。当市では、平成17年度から平成26年度までを実施期間とする次世代育成支援行動計画を策定し、子供の4つの権利の具現化に取り組みを進めてきております。

今年度までの主な取り組みとして、1つには子供が防げる病気で命を失わないなど安心して生きるための取り組みとしては、周産期医療の確保、こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健診、予防接種、医療費無償化の拡大など子供が健康を享受する施策を実施してきております。

2つには、子供が教育を受け、心豊かに育つための取り組みとしては、基礎学力の定着、情報教育の推進、都会っ子体験交流や野外体験学習など子供がさまざまな経験を通して豊かに育つための施策を実施してきております。

3つには、子供が虐待やいじめなどから守られるための取り組みとしては、要保護児童対策地域協議会での見守りや早期対応、ハートダイヤルやいじめ防止基本方針の策定、子ども110番の家や学校区での安全安心会議など、子供が精神的にも肉体的にも守られる取り組みを実施してきております。

4つには、子供が自由に意見をあらわしたり、参加するための取り組みとしては、小中学校いじめ防止サミットの開催、小中学校いじめ防止宣言の採択、子供が参加する国際、国内交流事業や市長による学校訪問事業など子供の年齢や成長、発達段階に応じた施策に取り組んできております。

平成27年度からの計画となる名寄市子ども・子育て支援事業計画では、現在名寄市子ども・子育て会議において最終案を議論いただいているところでありますが、新たな計画には子供の権利に関する目標や施策を盛り込み、市役所内各部局が有機的な連携を図りながら子供に対する施策を実施していくことにしております。当市として引き続き子供の最善の利益を実現するために、計画の基本理念であります「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を実践するための施策を総合的かつ計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁ありがとうございました。

最初に、後期実施計画の見直しと中期財政計画関連で、質問に入る前に二、三確認をさせていただきたいと思うのですが、議員協議会で説明をいただきましたこの関係に関連して、1つは24年

から28年までの後期の計画の中で、起債の発行予定額の資料をいただいております、後期の中の3年間、今年度末までは合併特例債の緑の表示が出ておりますが、来年、再来年と合併特例債の活用についての予定はこの資料によりますとないわけではありますが、26年度末で終わりという認識でよいか、そして過疎債に全面的に、有利債が考えられますけれども、過疎債で今後のいろんな諸計画が適用事業として全てのみ込んでいけるかどうかについて、まずお答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 合併特例債については、起債の上限額が定めてもありますので、そういった意味では26年度が終わった段階で9億円から10億円程度の残になるという見込みになっておりますので、今後は将来的に継続されている過疎債にできるだけシフトをしていきたいというふうに考えていますけれども、残りの約10億円程度の枠については、ここについてはまた有効策を、有効なところに充てていきたいということで、一定程度留保しているという考え方で御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今のは、それなら26年度末で打ちどめということではなくて、過疎債の適用事業を優先をして、まだ一部どこか合併特例債についての活用性について、どの辺の上限を念頭に置いているのかをお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げましたように、26年度終わった段階で、現段階で残り10億円をちょっと切るぐらいの残だというふうに考えておりますので、その範囲での発行、留保というような形で考えたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） かねてからの議会の中でも名寄市の合併特例債の活用については、1番か2番目ぐらいの全道の位置にありますから、活用の時点での判断はより慎重に、全体計画の今後の中期財政計画の見通しをしっかりと押さえた上で判断をいただきたいというふうに思います。

そこで、これ起債の発行予定額をベースにしながらか中期財政計画を立てられていると思うのですが、いわゆる起債に対応する名寄市の独自財源の負担の関係は交付税適用が70%のものでも50%に、安全圏をとということの理解なのかもしれませんが、約152億円、全体事業5年間で想定をされていますけれども、そのうち85億円が、50%で計算した場合には85億円ということでもありますけれども、(5)の一番下の説明の段階では後期の計画も2年、やや3年終わろうとする段階における実質的な計算をすると58億円ぐらいというふうになっておりまして、この差が85億円の市の負担分はこの計画に入っているという理解なのか、実質的な精査をした段階における交付税算入を計画して58億円という計算なのか、どちらか説明をお願いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 交付税のバックの関係につきましては、推計するときには合併特例債とか過疎債は70%措置されるということで、年次計画どおりやっております。ただ、ローリングの起債の借り入れの上限をどこに求めるのですかということでも問い合わせが前にありましたので、その場合には思わぬ起債の増額が出たときに安全パイとして考える上限、算定するためにはあえて70算入されるところを50%に抑制をして、若干の増減に対応できる仕組みということで、安心していただくためにそこをつくっておりますので、中財の関係につきましては本来入ってくるものを交付税算入額として個別事業ごとに年度ごとに借り入れた額を織り込んで対応しておりますので、そのように御理解いただければありがたいと思

ます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 理解をしましたけれども、そうであれば中期財政計画の平成27年、28年度の実質収支の赤字部分はそれぞれ8億1,300万円あるいは11億5,600万円という数字になっていますが、しっかり精査をされて、予定外のことがなければいわゆる58億円ということに置きかわるわけで、この数字だけを見ると合併算定がえの6億数千万円の問題だとか基金の関係なんかを含めて、28年度末でもそう大きな赤字の状況は生まれないという理解も立つわけなのですけれども、どのように理解したらよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 26年度までにつきましては、いろいろ補正予算の絡みもありましたので、当初予算から比べて実際に事業費が膨らんでいく中で有利な起債も活用して行って、それから交付税の総額そのものも毎年毎年国から示されるのは全国一律の取り扱いということで出てきますので、それを個別個別の市町村に当てはめたときに名寄市の場合については26年度は若干上振れをしております、その中で26年度の決算を見たときには当初の財政計画で見ているよりは少し状況がよくなるのかなというふうに思っています。今回の27、28の関係につきましては、やはり交付税総額が国の出ている特別枠の関係については削り込むという財務省の意向とそこを何とか死守したいという総務省の意見が両論書かれておりますので、その辺については若干きつめの交付税を見込んでいるためにそのような金額になっておりますけれども、もう一方、歳出のほうでいうと公共施設の老朽化に伴う支出が思わぬ形で膨らんでくるということもありますので、26年から見ると27、28については若干慎重な対応ということで、歳入歳出それぞれ危ない部分のことも想定しながら積算しておりますので、基金の

ほうに相当重きを置いた財政運営を考慮しなければならぬかなと、そんなふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 歳入全体の4割前後を占めてきている国の交付税の動向の大きな変化については、ここでたくさん論じてもどうしようもないわけでありましてけれども、いずれにしても市の実質負担分を58億円で見るか、85億円で見るかというこの30億円の違いは、平成28年度末の収支の赤字11億数千万円との関連では非常に相関関係にあるわけで、特にこの間私どももより財政規律の話はよくしてきたほうですけれども、できるだけ安全パイを見ながら計画を立ててやられているということについては理解をします。ただ、それによって行政側も私どもも注意しなければならぬのは、いわゆるこれからの市民サービス、あるいは公平、公正の負担の問題なんかについて、やや抑制ぎみに全体的に今名寄市は財政非常に厳しいのだと。だから、余り物を要求をすることについての抑制感というのは意識的に働いているのも事実なのですが、具体例申し上げますと、きのうも佐藤議員からも敬老会の話やらいろいろ二、三具体的な指摘もあったのですが、この冬非常にこの大雪の関係がありますけれども、例えば除排雪の問題についても議員恐らく20人全員が毎度毎度何らかの形で提言や質問や苦情も含めてお伝えをしたり、連合町内会の中でもいろいろ懇談会の中でも出ているわけなのですが、財政見通しはしっかり立てながらもという前提がありますけれども、抜本的にメスを入れて、高齢者、私の町内でも冬場は3世帯か4世帯は札幌や恵庭や江別に冬場はもう行かざるを得ないという状況があって、また春に帰ってくる人もふえてきているのですが、しっかりした安心、安全の生活をしたいということからすると、消えてなくなる雪とはいえず、やっぱり圧迫感ある大雪や道路の状況なんかについての除排雪についてのもう一步踏み出した考え方もここにあっていいのではないかというふ

うに思っていますが、市長でも副市長でもお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 除排雪の問題につきまして、さまざまな議員の皆様からも御意見も頂戴していますし、また今冬の大変な大雪の中で私もそれぞれ御意見をいただいているところであります。特に高齢者の方が本当につらい思いをして雪はねをされているというお話も聞いていますが、人材、機材や、これはお金だけでなくそうしたいろいろなものがしっかりと整った上でないと抜本的な改革もできないというふうに思っていますので、毎年毎年捨てる問題でありますとか、除排雪のちょっとした工夫だとか、いろんな形で鋭意努力を重ねながら、少しずつではあるかもしれませんが、改善を重ねているということはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

その一方で、高齢者の方が特に独居になったりだとか、あとお二人で暮らしている方が家があるがためになかなか住むのが、冬の雪が大変だというお話もお聞きするところでありまして、この部分は除排雪だけではなくてもうちょっと違った角度からの、例えば住みかえをしていくだとか、若い人たちに住んでもらってとかというような建てかえの方法とかという、そうしたまた違った観点もあるのかもしれません。このことについては、ちょっと大きな話になりますので、また改めてしっかりと議論を重ねていく中で、よりできるだけたくさんの方々がこの地域で安心して過ごしていただけるような工夫をぜひしていきたいというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 工夫だとか技術論で少しずつ改善をされるということはもちろんあるでしょうけれども、やっぱり一定の予算措置、財政措置でなければ超えられない課題を毎年同じことを繰り返して苦情や要望が出てくるわけなので

す。これが本当に住みやすいかどうかというところの判断は非常に難しいのですけれども、現実にはそこで苦しんでいるがために名寄の地を離れなければならないという現実もあるわけで、しっかりここで名寄市の行政として、風連、土別を比較をして物を言うわけではありませんけれども、本格的にやっぱり雪対策についての除排雪体制についてしっかりしたテーブルを、システムをつくるのがなきにすれば、毎度毎度同じことをしてほば全議員が、全市民が共通した、市長自身ももちろん認識をされていることではあるのですけれども、そうであれば1つ乗り越えてきたなというようなことを少し具体的に提示をすることがより重要なことというふうに考えています。自主財源で市税約30億円ぐらい、資産税やら市民税やらたばこやら含めて、都市計画税なんかも含めて、それぞれの事業施策に割り振りながら財源根拠を担保をされているのでしょうけれども、本当に30億円が除雪、雪に生かされているのかどうかということについては、それは予算書、決算書を見れば明らかなのですけれども、いまいちやっぴりしっかりステップをする時期ではないかと思えますので、改めて市長にお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 我々も全くそうした議論しないまま進んでいるわけではなくて、いろんな可能性を含めて毎年議論しております。その中でお金だけでなく、機材や人材も含めてどうしても必要になってくるということだから、抜本的なことはなかなか今早急に着手はできない。その中で今できることをやっていこうということで、毎年毎年積み重ねていっているところでありまして、今冬もあらゆる地域を見させていただく中で、そうした調査をさせていただいております。その中で当然目先のやらなければならない問題、それと議員がおっしゃるような抜本的にできるのかないのかということも研究していないわけではありませんので、改めてここはしっかりと検

討、研究させていただきたいと思っておりますが、ではすぐ来年からできるかという、なかなかそれも機材やそういったバランス等もあると思しますので、そうしたことも見きわめながら判断をしまいたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 機材とか人材だとか、それは当然私のみ込んで、それも含めた抜本的対策をとるという認識でいるから、そういうつもりでお聞きをしているのです。ここをふやせば、一番ニーズの高いものに抜本的に手を入れていくということになれば違うところを落とさなければならぬという現実の問題がありますから、それも含めてやっぱり市民がわかるように、毎年毎年苦情や要望が連続して出るということが生産的ではなくて、市が動いているぞと、加藤市政が。これには、本格的にやり始めたぞというような変化は一度も伝わってこないわけで、雪対策委員会もあるのですけれども、もっと住民全体を巻き込んで、住民の皆さんからもまた新たな知恵、あるいは協働のまちづくりですから前進する協力的なテーマも出てくるというふうに思っておりますので、そこは少し具体的な場をしっかりとつくって、解決に向かっていくかということについて改めてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 来年度は、さまざまな計画をつくっていくという段階になります。その中でまた市民の皆さんにも考えていただいて、しっかりと対話をしていく中でいろんな計画をつくっていくということを基本に置いていますので、ぜひ除排雪も市民の皆さんにさまざま御議論いただく場を設けて、みんなで研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長が一生懸命観光だとか、昼間人口の拡大だとか、そういうふうに台湾とか、いろいろ交流都市との関係だとか熱心

にやられていますけれども、それを否定する人はそう多くはないと思うのですけれども、どうしてもそういうことと対比をして目の前の排雪、除雪の関係について比べると、それによっては厳しい意見もあるわけで、全体事業の中でどう優先度をめり張りをつけていくかという、しっかり声に耳を傾けて新たなステージをつくることを求めています。

定住自立圏のビジョンの関係ですけれども、5年間のうちの中間年ということで、それぞれ協定に基づいて一定の動きを手をつけているということですが、今後新たにまた国の財源なんかを活用しながら市町村間の事務事業その他の広域的な共同処理の課題もあるでしょうし、あるいは民間レベルでもファンドを利用しての民間活力の創出のファンド事業なども含めてありますけれども、この先の新たな展望について想定をされる中心市としての役割、責任も意識をしながら、どういう課題、テーマかあるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 定住自立圏の関係については、先ほども答弁させていただきましたけれども、1つには協定に基づいてビジョンを作成してございますので、ビジョンに基づいた取り組みが必要ということで、これについては先ほど申し上げたようにおおむね全事業取り組んでいるということでありますので、着実に進んでいるのかなというふうに思っております。今後の想定される部分ということでありますけれども、今の段階では具体的にこういう取り組みを連携していこうというのはまだちょっとテーブルの上には上がっておりませんが、毎年担当課長会議等も開催しておりますし、本年度より首長会議も定例的に開催するということが確認されておりますので、この場の中で新たな取り組み等については今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

それと、中心市としての役割ということであり、ますけれども、当然圏域を引っ張っていくという意味での役割はありますし、定住自立圏は圏域総体で都市機能を確保しようという考え方であります。特にその中で重要視されるのは中心市が圏域に対してもしっかりと暮らし続けられる都市機能を担保して提供していくということですので、ある意味においては名寄市が都市機能を確保していくというのがこの圏域の暮らし続ける人を定住させるといふところになると思っておりますので、まずはしっかり名寄市として圏域に提供できる都市機能を確保するというのが非常に重要なというふうにも考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 定住自立とはいいいながらも13市町村それぞれがやっぱり自分のまちのことについて最優先に考えるのは当たり前でありまして、士別、名寄の役割はまた違う意味で13市町村との中心的な位置の立場からすれば先進的な提案、取り組みなどについていろいろ問いかけていくという役割についてまだ十分でないのかなという感じがしておりますが、たまたま来春名寄市にも市民ホールE N-R A Yがオープンをするわけですが、既に美深、下川、士別、名寄、特に主な施設がある近隣の市町村の中で、規模は違っても同じような施設が存在をします。しかし、それは現実なわけで、共同の応援体制、利活用も含めて中期、長期的に維持をしていくというのにまたこれは大きな課題で、たまたま民間でもあすも下川でコンサートがあるようですけども、お互いには民間レベルの動きも大いに歓迎をするわけですが、行政としてもしっかり公共施設、特にとりわけ来年オープンするという市民ホールがありますから、名寄市が先鞭をつけて共同利用、相互利用、相乗効果を意識した問いかけ、呼びかけがあって、民間と一緒にいって先行的な取り組みについてあって当然かなというふうに思いますけれども、もう少しお聞かせをいただきたいと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この定住自立圏のスタートに当たってどんな共同した取り組みができるかということについては、随分時間をかけて議論をさせていただきましたし、その経過ですとか成果としての協定等については議会の中でも御議論をいただいたという、御審議をいただいたところというふうに思っておりますけれども、この経過の中でやはり言われているように公共施設の連携というのでしょうか、圏域の人たちがどのように圏域にある公共施設を有効に活用できるかについては、当初より議論をさせていただいているところということで御理解いただけたと思います。具体的に今回名寄市でもE N-R A Yができますので、これらも含めて、また先ほど申し上げました担当課長会議ですとか首長会議ありますし、必要に応じては担当部局が集まって話すという仕組みも用意してございますので、そういった中でどのような活用ができるのか調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） お互いに各市町相乗効果を出すというのがこれから大きなテーマになるのかなというふうに思いますが、いわゆる中心市の役割は非常にそういう面では一般の町村とはまた違って、財政の予算措置の問題も含めて役割、責任が多いと思うし、共同でできるものについては共同で推進をするように、ぜひ具体的に見えるように、会議何回でも結構ですけども、市民にも問いかけながらしっかり今後の維持管理について目配り、気配りをして、広域的な利用についてこの定住自立圏の中にも1項入れて取り組みを求めておきたいと思っております。

7分ですね。子ども条例制定の関係なのですが、健康福祉部長、それぞれ名寄市も条約等の柱を生かしながらいろんな施策をやっているということ

については理解をしていますけれども、条例をつくることによる位置づけみたいのについて、特に条例主義のこの時代にあって、お答えはちょっといただいていないのですけれども、施策の説明ばかりでどういう基本的な構えが先にあるのかどうか伝わってこないのですけれども、もう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 子どもの権利条約の第3条では、子供にかかわることについて大人が関与する場合には子供の最善の利益がもたらされるような関与をなささいというように規定されておりまして、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法の基本指針でも同じく子供の最善の利益が実現される社会を目指しなさいというふうに規定をされておりまして、この子ども・子育て支援法に基づきまして現在条例設置の会議体であります名寄市子ども・子育て会議において来年度から始まります名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定いただいております。その中で、計画の中で子供の最善の利益を目指すために4つの利益について期待を盛り込ませていただきたいと思います。ただ、今議論中でありますので、詳細はなかなか申し上げることができないのですけれども、一応計画の基本目標の中で施策の体系の一項目として子供の権利が尊重されるまちというような形で施策や目標などを盛り込ませていただくようなことで議論をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今のお答えを受けとめるときに、子供支援、来年の法律改正、子ども・子育て会議で今もう終盤を迎えるということで、その中でも子供の権利に対して項目も盛り込みながらということですが、担当部長としてはその延長線上に条例制定も意識をされておられているのかどうか、もう一回確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まずは、これまでも次世代の行動計画10年間、今総括も含めて会議の中でやっていただいておりますが、計画の具現化というのがまず大事だと考えておりますので、今般今議論いただいております子ども・子育て支援事業計画におきましてもその計画の具現化に向けて一步一步着実に子ども・子育てに対する施策を推進してまいりたいと考えておりますので、条例についてはその後本当に条例が実効性のあるものとしてつくれるのかどうかということも含めて研究はさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も条例が先か計画が先かという議論は余り、どうでもいいというふうに思っていますが、条例をつくる意義について健康福祉部長、どういう認識持っておられるの。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 子供の権利ということにつきましては、子供の権利条約及び日本国憲法で基本的人権、これは国民全体ということですから子供を含めまして保障されているわけでありまして、その具現化の一つとして条例化をするか、もしくは計画等に盛り込んでそれを実践していくのかということだと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 条例をつくる効果というのは、識者も私もそう思っていますけれども、施策を実現する根拠がそこにできるという、条例主義の中において。2つ目には、それを継続的に行っていかなければならない。そして、地域全体の中で子供の問題ばかりでなくて、これはもう女性問題もそうですけれども、大人社会の問題でもあるわけで、子供のために、保護するためという従前の大人の役割みたいのは日本の文化の中でありましたけれども、条例をつくる過程の中において子ども条例というのは子供のためのことだけではなくという、特に日本の子供は意見表明権と

いうのは非常に、ゼロ歳児から18歳までおりますから年齢の成長に応じた対応というのは当然あってしかるべきなのですが、健康福祉部長ちょっと反応が悪いのですけれども、もう最後になりますけれども、教育長のほうに、特に就学前の話は余り乗り気でないようですけれども、小学校、中学校の中でも既に子供の条約で言われる、いわゆる4つの規定などについて実践例もたくさんあるのではないかと思いますから、あと1分しかないので、教育長にお預けいたしますので、語っていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと長くなりますけれども、学校教育における児童の権利に関する条約についての受けとめというのでしょうか、これを先にお話し申し上げたいと思えますが、御承知のように児童の権利に関する条約が効果を生ずるということになったのは平成6年に効力生ずることになったのですが、このとき学校教育において児童の権利に関する条約がどのようにかかわってくるのかということが非常に大きな問題になりました。そんな中、平成6年ですが、文部事務次官の通知が出されまして、その中で本条約は基本的人権の尊重を基本とする日本国憲法と教育基本法と軌を一にするものであると。したがって、本条約の発効によって教育関係について特に法令等の改正の必要はないのだというように通知の中でうたわれてございます。このことは、すなわち学習指導要領に基づいて行われております我が国の義務教育ですとか高等学校教育においては、いわゆる子どもの権利条約の精神、理念が日常の展開される教育活動の中に具体的に反映されていると受けとめてよいという、そういう解釈でございました。この通知を受けて、これまで子ども学校教育関係者は子供の人権を守る教育を学校教育の中で推進してきております。だから、簡単に申しますとほとんどの活動の中で児童の権利に関する条約の権利が保障されているというように子どもは

受けとめをしているところでございます。しいまして、教育委員会としては児童の権利に関する条約を踏まえて児童の人権に十分配慮しながら、一人一人を大切にすることを今後とも一層進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第42号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第42号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

（仮称）市民ホール整備事業の建築主体工事につきましては、平成25年9月2日に岩倉・盛永・大野特定建設工事共同企業体と11億8,020万円で契約をし、現在施工中でございしますが、本件は建物本体の基礎工事における地盤改良に伴う追加工事や各種仕様等に変更が生じたため、設計を変更し、当初の契約金額に1億6,499万1,600円を加え13億4,519万1,600円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第42号、提案理由の追加説明を申し上げます。

（仮称）市民ホール整備事業は、平成25年9

月2日の議決後に翌日から工事に着手し、現在平成27年春の完成に向けて施工中であります。このたびの建築主体工事の設計変更の概要について御説明申し上げます。

初めに、工事着工後の基礎工事において、ホール建設位置の北側約半分で軟弱地盤が確認されたことから、各工事の工程計画を考えて地盤改良工事に着手したものであります。この地盤改良工事につきましては、コスト及びその後の工程に与える影響を最小限にとどめる工法として検討し、決定してきたものであります。また、地盤改良工事を行うことで本来施工しなければならなかった基礎工事がおくれたため、冬期施工となったものであります。内訳としては、地盤改良7,000万円、冬期施工2,000万円となりました。

次に、鉄骨工事及び関連工事の変更であります。建物構造部位の鉄骨はりやコンクリート形状の変更に伴う鉄筋、型枠、鉄鋼、鉄骨、コンクリート等の数量増の追加や関連工事として内装仕上げの変更や数量増を追加したもので、3,000万円となりました。

次に、既存文化センター改修工事では、内外装仕上げ等の変更を行いました。特に既存外装タイルやモルタルが予想以上に躯体から浮いていたため補修費用を追加したほか、内装仕様の変更や必要な設備等の追加を行ったものであり、1,200万円となりました。上記に係る諸経費、消費税が3,300万円となりました。

以上の変更及び追加を含め、必要額として当初の契約額に1億6,499万1,600円を追加し、契約額を変更しようとするものであります。

また、当初契約工期平成25年9月3日から平成27年2月25日を工期末を3月25日とすることについて報告を申し上げます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 何点か質問させていただきます。

工期の延長に伴って、オープン日、当初5月連休明けというような話も聞いていたのですが、そのオープン日は変わらないのか、変更があるのか、その辺を確認したいのと、それから今回地盤改良、いざ工事にかかってみたら地盤が非常に悪かったという、建物の半分が軟弱地盤だったということなのですか、当初から地質調査等も当然行ってきたのだろうというふうに思いますが、調査自体が正確に行われていたのかどうか。地質調査は正確に行われていたのだけれども、設計が地質に合わなかったのか、その辺の確認をしたいと思えます。

それから、今回設計変更ということで、現時点での設計を当初からもし地質調査等もちゃんとやられてわかっていた場合の事業費と途中で今回設計変更になった場合の事業費の差というのはあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうから工期延長に伴ってオープン日がおくれないのかという御質問でございますけれども、これまで新聞等でも発表していますとおり、開館記念式典は5月9日を予定をしております。既にその後の団体等からの事業計画について相談を受けている部分がありますので、開館記念式典の5月、これは動かさないうで実施をしていきたいというふうに考えております。ただ、工期が延びることによって備品の搬入等、その後の照明等々の技術研修、調整、そういったものに要する時間が限られていますから、1月から開館に向けての準備業務にかかわる委託もいたしますので、その委託業者とも連携しながら、効率よくスムーズに調整等もできるような万全な体制をとって引き渡し後の業務を行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお

願います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 日根野議員から2点にわたって御質問いただきました。1点目は、地質調査が適正であったかということの御質問だったというふうに思います。地盤の調査につきましては、基本設計段階でボーリング調査を行っております。既存の文化センター北側のデータ、文化センターは57年の調査がありましたので、そのデータと市民ホール西側のスケートリンク側を調査をし、点と点を結んで地層を判定をいたしました。今回の場合このボーリング調査では地盤軟弱ということでの想定はされませんでした。

それと、事業費の関係ですが、地盤改良をした場合の事業費の差、全体……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（中村勝己君） 仮に地質調査で軟弱地盤が発見がされていた場合の設計の対応については、地盤状況と建物の重さから基礎の形状を決めていくため、軟弱地盤を改良して地盤を強固なものにするか、あるいは長いくいを入れて地盤のかたいところに支持をさせるのか、工事費や工法として比較をして今回の地盤改良の設定をしてございますが、当初からわかっても基本的には地盤改良というのは必要だったということですので、行う工事自体については早くわかったのか、あるいは当初からわかったのか、それとも調査をして、それ以降実際に掘削をしてからわかったのかということの違いで、かかる経費については額面としては変わりはないというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今の建設水道部長の答弁ですと、ほとんど変わらないと。当然資材ですとか、そういった部分については変わらないのかもしれない。設計費というのは変わらないのかどうか、その辺再度確認したいというふうに思

います。

それから、オープン日は変わらないということで、もうオープンに向けて半年を切っているわけです。現時点で平成27年度の事業の関係で、もう既に大ホールを含めてどの程度予約がされているのか、ちなみにお伺いしたいというふうに思います。

それから、場所の地盤が悪かったという、ちょうどボーリングしたところにボーリング調査が当たらなかったというようなことだというふうに思いますけれども、当初から私は風連出身ですからよくわからないのですけれども、名寄の古くから近隣に住んでいる人はああいうあそこの地盤ということについては十分知っていたのではないかなというふうに、どこをボーリングしたかどうかということについてはわからなかったのかもしれないけれども、もともとあそこの場所が決まった時点でそういったいろんな懇談会だとか市民とのやりとりの中でそういう情報が入っていなかったのか、その辺ちょっと再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 開館記念式典以降のオープン以降の事業でありますけれども、まだ正式に予約を受け付けるという状況ではありませんので、今条例提案をさせていただいて、料金等の設定等も付託をされて審議されるというふうになっていますので、ただ当然この種の事業につきましては前もって半年前なり、もっと前であれば1年前からいろいろ日程調整して進めていかなければならない事業でありますので、先ほど言いましたように相談を受けている事業は多くあります。5月のオープン以降、もう週末にかけて大きな事業が毎週一応入っているような感じでありまして、主催事業につきましても大きな記念事業も含めて今、日程調整中ということで、ちょっとこの場では正式にはまだ言える段階ではありませんけれども、そういった部分ではオープン以降日程調整が

その後きかないような大きな事業が入っているということでありますので、それに向けて先ほど言いましたけれども、委託する業者も含めてしっかりとスケジュール立てて、効率よく準備が間に合うように最大限の努力をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 建築場所の関係で当初から地盤の関係の情報について知り得なかったということについてでございますけれども、私としては当初からいろいろな市民の皆さんの御意見をいただきながら計画としてあそこの場所になったのかなというふうに思っております。あそこの場所について私も詳細に歴史はわかりませんが、公共残土などがあそこの場所に入れられたということについてはお聞きをしている程度でございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 中村部長は、当時あそこの土地が土地区画整理事業をやったということで、私のほうが早期に市役所に入っておりますので、状況については私のほうから説明をさせていただきます。

当時あそこのところに、私の認識では原野状の土地があって、その不陸補正も含めて市のほうでは公共残土を入れたということについては、今回の事案が出てから確認をさせていただきました。それを今中村部長から説明させてもらいました。たしか昭和40年代だったと思うのですが、土地区画整理事業をやって、原野状の土地も含めて多くの土地が権利変換等をしまして宅地に分譲というか、されました。そのときに、昭和57年ころだったと思うのですが、石川義雄市長時代に文化センターを建てたいと。そこで現在地を立てて、先ほど言ったようにボーリング調査をやって、適だということさせていただきました。その後あそこの土地の西側の隣接地を将

来の文化センター大ホール用地ということで、年間たしか120万円ぐらいだと思っておりますけれども、地代金を払ってずっと十数年にわたってお借りをしてきましたので、そこを議会にお諮りをして、地主さん側のほうから長い年限市民ホール大ホールが完成しないのであれば民間に宅地として売却したいということがありましたので、記憶では平成16年当時に市のほうで文化センター大ホール用地として取得をしたいということで、土地開発公社を通じて交換をさせていただいて、用地を確保しました。その後につきましては、この市民ホールの建設に当たって南広場がいいか、あそこの場所がいいかということについて、利活用の仕方の問題、それからスペースの広さの問題、町中の市街地活性化等の問題等も検討させていただきました。最終的には基本設計で出たものについての基本計画を市民の皆さん方にパブリックコメント等をしたり、いろんな御意見をいただきましたけれども、先ほど指摘されたようなことにつきましては特に情報の提供もなかったものですから、現在の市民ホールの建設位置にそこを立てさせていただきましたと。その結果、残念なことに路盤が軟弱だったということが判明しましたので、そこは速やかに措置をとらせていただきまして、結果として先にわかっていても後からわかっても一定の工事金額、先ほど7,000万円と言っていましたけれども、その金額も含めてかかったことについては、市民の皆さん方に説明がおくれたことについては大変申しわけなく、御心配をおかけしたと思っておりますけれども、この後につきましては、きょうの議決をいただいた後につきましてはできるだけ早く予定どおり開館できるように万全の体制をとって準備を進めてまいりたいと考えております。ぜひよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 市民ホールについては、旧名寄時代からの念願といえますか、単なる文化、今の代替とは違う意味を持って、情熱を

持って建てたいというような市長答弁も繰り返されてきたのですけれども、今までそれぞれ可動席の問題だったり、入札の問題だったり、いろんなことがありながらもここまで来たということは認めているのですけれども、今回の地盤の軟弱さについてはわからなかったという話ではありますけれども、そういった市民の思いだとか、あるいは市長も答弁していたとおり、そういった思い、執念みたいな思いがなかなかみんなに伝わっていないのかなというような気がするものですから、ぜひ今後は建ててから稼働率が一番重要になってきますので、その辺の利用率向上も含めてやっぱり建ててよかったなというような、すごく利用があるというようなことにしなければならないというふうに思っているのですけれども、あと半年迫った中でその辺の基本的な市長の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来30年あるいは半世紀にわたっての地域の念願のホールであるというふうに思います。計画を持っていながらも財源等がしっかりと見通しが立たないという中で、この計画がなかなか前へ進んでおりませんでしたけれども、このたびいわゆるまちづくり交付金がありますとか、合併したことによる有利債、特例債を活用できるという非常に財源的にもタイミングに恵まれたということもありまして、念願の施設を建てるということであります。日根野議員がおっしゃるとおり、単なる市民会館の代替ではなくて、このホールをつくることによって新たなコミュニティの創出でありますとか、今まで眠っていた文化の掘り起こしでありますとか、人がより活性化する、その拠点となっただけというふうに確信をしていますし、またそのように運営もしていかなければならないというふうに思っています。新年度に向けてもオープニングのセレモニーも含めて、もういろんな多数のお問い合わせ、あるいは全道規模の大会や周年事業だとかも

相当数入ってきているというふうにも聞いております。あらゆる世代の皆さんに親しまれる、利用される、あるいは広域的にも熊谷議員からもありましたけれども、利用されるホールとなりますように、また地域の市民の皆さんの英知をここに結集していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御指導よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 何点かお聞きをしたいというふうに思います。

今副市長のほうから現在建てている（仮称）市民ホールのところには、公共工事の残土を入れたというふうに、確かに一部入っていることは私も承知をしておりますが、現状あそこは旧天塩川地で沼地であります。豊西小学校のグラウンドから東に向かって沼がずっと点在をしていて、昭和30年後半から40年ぐらひにかけてあそこはたしか埋め立てごみを一部入れているのです。それは、承知をされていると思います。というのは、豊西小学校のグラウンド1メートル掘ると瓦れきが出てくるのであります。それは、もうはっきりしているのです。知らないというふうにはならないと思うのです。この間豊西小学校のグラウンド、昭和50年代、60年代2回ほど改良工事やっていますが、ひどいグラウンドでありました、今でもそうでありますけれども。その流れをくんで今の市民ホールを建てているわけです。気になるのが実はボーリングをしたといいますけれども、先ほど部長の話ですと57年、文化センターのところで扱った資料も使ってということになっていきますけれども、現状今建設をしている舞台側、北側というのですか、あの辺までボーリングをして調査をしたのかどうか、その辺についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） ボーリングをした箇所についてということで御質問でございますけれども、ボーリングをする箇所の選定について

はなかなか全部をするということにもなりませんので、今回は先ほども申し上げましたけれども、既存の隣接をする文化センターの地質調査のデータが3カ所ありましたので、この3カ所のデータと基本設計段階で新たに2本と。5つの箇所のデータをもとに地盤の強度の支持地盤の深さ等を調査をしたということでございます。どこの位置にしたのか、たまたまだからしなかったということになりますけれども、私どもとしては文化センターのデータをもとに、利用しながら調査を行ったということでありまして。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 非常に大きなミスをしたのかなというふうに思います。というのは、通常新たな、57年の資料でありますから相当古いのでありますが、そのときの調査のあり方の問題もあるのでしょうか、今回数点しかしていないと。私がボーリングをしている調査を見たときには、ほとんど南側と西側をしていたというふうに記憶をしております。一番重く重量がかかる舞台側というのは、そういう意味では地盤をきちっと調査をしないと初めから下がるのが目に見えているわけでありまして、沼地だということも知らなかったのかどうかは別にして。あれだけの大きな建物を建てるわけですから、地質調査、ボーリングはかなり本数を入れなければわからないというふうに私は思うわけですが、今後のこともありますから、その辺の考え方についてお聞きをしたいというふうに思いますし、先ほど日根野議員のほうから当初の設計と変更に伴う金額の差というふうに質問しましたけれども、最低でも冬期にかかわる施工で2,000万円、これはなくなるわけです。そういったことからすると、もう少し慎重なボーリングのあり方、あるいは調査のあり方が必要だったと。これは、こちら側で悪いのか、行政が悪いのか、あるいはボーリングをしたほうが悪いのかちょっと承知をしません、その辺の取り扱い、

今後の問題もありますから、きちっと答弁をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 地盤改良に伴って工期の関係が少し遅くなったということで、冬期施工も行ったという状況になっております。今言われたように地盤改良の部分については、早くやるのか、遅くやるのかということで、その部分は変わりませんけれども、それに付随をして冬期施工の部分については、これは先ほど言いましたように2,000万円ということですが、もちろん全額ではございませんけれども、いろいろな復興の要因もございまして、ここの部分については確かに当初から見ればふえている部分かなと。ただ、当初からもし地盤が軟弱だということが判明をすれば、これは冬期施工の分も当初の設計から見たということになるかというふうに思います。

それと、ボーリング調査の関係で御質問がありましたけれども、ボーリング調査については一定程度公共事業であれば通常は4カ所ぐらいというのが1つありまして、ただそれを全部やっているという事例はないようでございます。したがって、今回は文化センターの部分が記録としてございましたので、それを利用しながら5点を利用してやったということございまして、御指摘のようにもう少し箇所をふやすということも確かに可能だったかなというふうに思いますけれども、その時点では地盤については特に問題がなかったと。ボーリングの調査をした時点では、軟弱地盤というようなことでは結果として出てございませんでしたので、それ以降実施施工に入ってから掘削をした段階で軟弱だということが判明しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 今冬期施工を軟弱な地盤であったら当初から冬期施工というふうに関わ

れましたけれども、私は違うというふうに思うのです。軟弱な地盤であったら、軟弱な地盤のような施工のあり方が夏期間でできるのです。私はそういうふうに思っていますから、そういう意味でいくと市民の目から見るとこのままオーケーというふうにしても、2,000万円は大きい数字だなというふうに思いますので、私としてはちょっと理解ができないなというふうに思いますし、今後の大きな建設にかかわってのボーリングのあり方というのは、いわば業者側もボーリング1つしなければその分もうかるわけで、中身的にはきちっとした正規のボーリングでしていただくことを求めて終わります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほど竹中議員から過去昭和30年代のお話も含めて伺いました。改めて私自身の経験不足も含めて、45年に私市役所に採用されたものですから、その辺の情報収集については大事な施設をするときにはもう少ししっかり対応すべきだなということでは考えております。

なお、ボーリング調査の関係については、今業者がもうかったというようなお話ありましたけれども、必要なものにつきましては本数の関係について必要な本数をちゃんと予算計上していますので、地質調査を担当した業者さんと施工等を担当した業者さんとは異なっておりますので、そこについてはぜひ御理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 竹中、日根野の両議員からと同じような話はしませんけれども、発注側としての一定の反省は必要ではないかというふうに思っています。あの近辺の町内会は西町1区町内会、栄町町内会、それでまち懇や議会報告会の中でもあの地盤についての情報というのは知り得る人たくさんいたのです。ですから、中村部長、小川部長、担当部長2人はまだその時点ではそう

いう立場でなかったもので、非常に恐縮ですけれども、これは特別職として今後のことも含めた、市長に言っているのですけれども、決裁する段階で地域住民との懇談、情報交換をしっかりやればこのようなことは起こらなかったのかなというふうに感じていますから、ぜひそこについてはやっぱりしっかり一定の強い反省を持って執行に当たってもらわなければならぬということをまず申し上げておきますから、あえて加藤市長からも1点お伺いいたします。

それから、もう一つは、違う問題ですけれども、これだけの大きな変更契約の中で、労働者に対する賃金支払いについてはかなりウエートも高いというように思います。それぞれの3社ジョイントですから、対個人あるいは対下請企業等の労働契約その他結んでおられると思いますが、現状のそういう労働者雇用の契約関係の状況について、そして変更契約後の、特に公共発注ですから近年しっかり適正に支払われているのかどうかということについては非常に関心事、おとといの高野議員の質問もありましたとおり、十分しっかり適正に支払っていくことは当然のことでございますから、現状と変更後の行政側の監督官庁としての業界とのコンセンサスについての考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 1つ目のお話についてあります。佐々木副市長からもお話ありましたけれども、大工事に当たってその土地の歴史も含めてしっかりともう少し精査をすべきだったのではないかという議員の御指摘は重く受けとめさせていただきたいと思います。今後名寄市においても相当また大きな工事が出てくるわけでありまして、こうしたことがないようにこの教訓を受けとめさせていただいて、しっかりと今後のことについては対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 熊谷議員のほうからとりわけ賃金の関係についてということで御質問いただいたのですが、ちょっと私十分中身についてあれですけども、今回の契約変更についてはJ Vとの契約変更ということで、企業ごとの賃金の支払いがどうのこうのということについては契約上とかということでは出てこないのかなというふうに理解をしております、ただ間違いなくこの間賃金等については東日本大震災の関係も含めて、人材が道内から遠くのほうに移っているのだというようなことも含めて、相当労働者の皆さんの賃金は上がっているということについては理解をしていますし、そのことについては道単なり私どもが算出をする基本的な数値について変われば、それは検討しなければならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 労働者の確保では非常に企業も御苦勞されて、名寄から皆さん雇用されて名寄に経済効果が出れば本当最高ですけども、かなりの人が地方からということで、そういう面では残念ですけども、いずれにしても同じ労働者に対する賃金支払い等については、監督官庁としても名寄市の公契約の指針がありますし、賃金上昇の傾向については当然あるわけでありますから、適正な賃金支払いについての業者指導についての最終確認をしっかりとやっていただいて、後の常任委員会にでも御報告をいただければというふうに思っております。

一応今後の反省としてのお答えもありましたけれども、もうここまできて、5月オープン、3月25日完成ですから、この変更契約についての疑義はこれ以上は避けたいと思いますけれども、残す期間、特に冬期施工で外の工事はそう多くはないのかもしれませんが、一回事故も起きておりますから、安全管理を徹底されてクオリティの高いものをしっかり発注側としての責任、業

者側としても最善の努力をいただいて、私の質疑を終わらせたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○20番（東 千春議員） それでは、直接の話ではないかもしれませんが、大まかな考え方についてお伺いをしたいと思います。

今の質疑を聞いておりますと、今回の地盤がよくなかったということは大変残念なことだったのですけれども、不可抗力であったということで、いたし方ないのだろうなというふうに思っております。こういった場合に大切なことになってくるのは、事後しっかりと整理をするということで今回の補正を出されたのかなというふうに思っております、この件についても当然のことだなというふうに思っております。

一方、こういった設計変更による補正というのが一般的には余り出てきていないのかなというふうに思っております。工事の発注については、基本的に思うのは三方よしという考え方が正しいのかなと。発注する側も受ける側も、そして当然使う市民の皆さん、みんながよかったねという発注、施工、利用、この3者がみんながああ、いいものを建ててくれたねという評価をしてくれる。その結果がやっぱり一番いいのかなというふうに思います。こういった中にも例えば内装の変更だとかというのも一部にあるようですけれども、こういったものもひよっとすると市民の利用度、満足度を高めるためのものかもしれません。こういった途中で何かが発覚したりとか、わかったりだとか、もうちょっとこういうふうにしたらさらに使いよいというふうな場合が発生した場合は、やはりこのようにしっかりと設計変更をして、より使いやすいものを建てていくと。そういう姿勢が今後とも必要なのかなというふうに思うわけなのですけれども、今後についてもあわせて設計変更に対する基本的な考え方についてお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 直接今回のことではなくて将来にわたっての話ということでありますので、私のほうから説明させていただきます。

つい最近でいいますと、市立病院の精神科病棟の解体と駐車場整備の関係につきましても実は設計変更が起きています。それから、今東議員おっしゃるとおり、数量関係で例えば土木関係でいいますと思わぬところに障害物があって、当然そこを除去するのに経費がかかることについてはその費用を設計変更で見て、どちらかというとは最近はできるだけしっかりと設計変更をさせてもらっています。たまたま議会の契約変更の議決にかかわらないものということでもありますので、ほとんど皆無と言ったら言い過ぎかもしれませんが、特に土木の関係なんかにつきましても相当変更があります。建物の関係についてもどうしても使いづらい部分については使いやすさを求めたり、機能的なものを求めると設計変更出てきます。幸いなことに余り金額が大きいものというのは、もともとの工事契約議決に関係ないものについてはそれぞれ現場のほうで決裁を上げてきて、検査官の調書もつけてきて決裁によって何百万円とか、場合によっては1,000万円近いお金であっても出ています。先ほどの言った病院の関係につきましても、2億5,800万円程度の工事費に対して約1,000万円近いお金が設計変更で出ていますので、ここは必要な設計変更についてはこれまでも対応させてもらっていますし、今後もそこについてはしっかり対応させていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第43号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市民文化センター西側において建設をしております（仮称）市民ホールE-N-RAYホールに設置をする舞台専用物品一式を札幌市南区南沢3条3丁目10番37号、株式会社小林舞台システムから2,538万円で取得をしようとするものであります。

今回購入しようとする物品全55品目については、主として大ホールの舞台において使用するものでありまして、主なものは舞踊の際に背景とする松羽目、金びょうぶ、ひな壇や芝居のセットをつくる際に使用する平台、式典、講演会などの際に使用する演台、舞台照明で幕前と幕後ろを見えなくする紗幕、照明、大道具のつり込みや調整の際に使用する高所作業台、舞台の床面に敷き詰めさまざまな地面に見せるための地かすりほか、ホール運営に最低限必要な舞台関連物品でございます。これらの物品を配備することにより、さまざまな演目や催しに対応することが可能となり、開館後の利用者の利便性を高め、大ホールの利用促進が図られるものでございます。

以上の物品一式を取得するに当たりまして名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決

を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今回これ物品が一式というふうになっているのですが、これはこの中の必要がないとかというのではなくて、この中で何か、例えば名寄の市内の業者さんから扱うことはできなかったのか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回発注しました備品につきましては、専門的なノウハウを持っています業者でなければつくれないということがありまして、一括して道内に何カ所しかありませんけれども、その業者に入札を行って発注という契約をしたというふうになります。市内業者を通していくということでは、ちょっとこの関係につきましてもできませんということから、こういったことになったので、御理解をお願いしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） ちょっとわかりづらい。

○教育部長（小川勇人君） 済みません。今回そういった舞台の関係につきましては、専門的な技術含めて特殊なものでありまして、名寄市内業者では取り扱いができないということで、道内に2カ所だと思っておりますけれども、しか取り扱える業者なくて、直接その業者の入札によって決定をして発注という契約をするに至ったということでもありますので、当然市内業者で発注して納入可能なものについては今後も優先的に発注をして納品をしてもらうようなことで進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） どの部品といたしますか、

品目についても名寄市内の業者さんでは取り扱うことができないということで今御答弁をいただいたということでしょうか。例えば一つでも市内の業者さんが扱って、やっぱり名寄市内の経済の活性化に役立ててほしいというのは、先ほど働く人たちも市外から来ている人も多いということの中で、そういった部分の市民の声もある中でしたのですが、それでちょっと確認をさせていただいたのですが、今後あればということでしたけれども、今回は全く名寄市内の業者さんでは取り扱うことができないということで確認していいのでしょうか。お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回のものについては、ステージでいろいろ使うもので、そのトータルのバランスもありますので、例えば1つだけ違うものだけとれるとしても、納品になってもバランス的にふぐあいが生ずるとい部分がありますので、それだけまとめて今回は発注しています。備品につきましてもまだまだ数多くのもが発注、予算額はちょっとまだ、詳細覚えていませんけれども、数千……ありますので、そういったものについては先ほど申しましたようにできるだけ市内の業者で取り扱えるものについては発注して納品をしていただくような、そういったことにつきまして努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 意見書案第1号 日ロフェリ定期航路の存続に関する意見書、意見書案第2号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書、意見書案第3号 旭川台北国際定期航空便の存続に関する意見書、意見書案第4号 40人学級再開検討に反対する意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第7 名寄市立大学再編構想調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

調査の経過並びに結果の報告を求めます。

名寄市立大学再編構想調査特別委員会、駒津喜一委員長。

○名寄市立大学再編構想調査特別委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、名寄市立大学設置者である加藤剛士市長が示された名寄市立大学短期大学部児童学科廃止及び名寄市立大学社会保育学科設置計画案にかかわり、平成26年第3回定例会において設置され、今日まで6回の委員会を開催し、名寄市立大学再編構想調査特別委員会の意見集約が図られましたので、御報告いたします。

委員会は、9月16日から加藤市長、青木学長を初め関係担当職員の出席を求めるとともに、類似大学動向、学生動向、財政動向などの資料を提出いただき、慎重に調査を行ってきました。

主な質疑として、以下のとおり御報告いたします。9月29日の第2回委員会では、大学事務局から短期大学部児童学科を4年制の社会保育学科とし、保健福祉学部の中に新たに設置する、再編するなど新学科設置計画の概要説明を受けるとともに、平成28年4月の開設を目指すことから、児童学科の募集停止の周知については本年12月がタイムリミットとなる説明がございました。

また、新学科とすることによって児童学科では取得できなかった幼稚園教諭第1種免許、特別支援学校教諭第1種免許の取得が可能となるなど、道内私大に対する優位性、またクオリティーの高い人材養成ができるなどのメリットもあつたことが報告されました。

このほか社会保育学科の入学定数に伴う教員の配置、確保計画では、保育士養成では現教員での対応は可能だが、1人増の9人とする。幼稚園教諭養成については、必要人数5人に対して現在3人のため2人を増員する考えであるが、特別支援

学校教諭養成の教員は新たに必要数の3人を確保しなければならないとの説明がありました。

その後委員からは、18歳未満の人口が大きく減ると言われる2018年問題を見据えた中での学生確保、どのようなカリキュラムを想定しているのか、改編の必要性、短大の必要性、新学科設置による施設整備等と財政の負担などの質問が出され、これに対し人口減少の中での学生確保については環境としてはどこの大学も同じと考えており、常にその時代に即応した能力の高い知識を持つ人材を養成し続けることで学生確保につなげたい。また、カリキュラムについては、発達障害や困り感を持つ子と保護者の支援に対応できるカリキュラムを想定し、短大の必要性を認めつつも先ほどの学生確保とも重なるが、改編によってさらなる人材育成に力を入れることにより、大学の存続につなげたい。再編による施設整備等と財政負担については、次回以降の委員会で示すこととなったため、他大学との授業料等の学費に関する比較資料など7項目にわたる資料の請求をして終了しました。

第3回の特別委員会は、10月23日に開催し、前回の再編による施設整備等と財政負担及び7項目にわたる資料の説明を受けました。この中で施設整備等については、既存施設の改修を基本とするが、既存施設には構造上の制限があることから、新学科等については恵陵館、多目的ホールの南側に建設することを想定しているとの説明があり、施設整備費については実質設計費と備品を合わせると概算で約4億4,000万円もしくは約5億円から6億円との説明がありました。開学前の年までに必要な整備費については約4,300万円となるという見通しが示されました。

また、交付税措置の推移では、短大と4年制では大学1人当たりの交付税措置単価に開きがあり、短大では1人当たり約60万円、保健福祉学部では平成24年度までは理系学部単価の約150万円だったが、平成25年度から理系学部単価から

保健、看護系学部単価となったため、約200万円で推移してきているとの説明がありました。関連する運営費の実質収支では21年度までは赤字だったが、平成18年度に開学し、4年生までの学生が全てそろった平成22年度からは黒字に転じ、平成25年度の実質収支については5億6,487万円の黒字、また大学振興基金積立金、備荒資金合わせて9億9,000万円に達しているものの、積立金は大学図書館の財源とするため、ほか施設の維持管理経費が加わることで、これまでの黒字を維持することが難しくなるとの見解も示されました。

一方、高校生、保護者のニーズとのかかわり合いでは、現在の経済的状況から短大までしか許されない生徒もいる中、進学機会が減らされることになるという不安、保育士になるのに4年間の時間と4年間分の学費を払う意味があるのかなどといった短大がなくなることによる不安があることも明らかになりました。

その後委員からは、保健福祉学部再編の場合の交付税単価の見直し、老朽化した既存公共施設の改修、大学図書館の整備などの大型事業が予定されている中、また平成28年度に合併算定がえが終了する中で基金の活用も含めて厳しい財政状況を乗り切れるのかなどの質問があり、大学事務局からは交付税に関しては総務省との協議が必要になることから不透明さがあるとしながらも1人当たり150万円にできればとの考えが示されました。一方では、財政面において校舎整備に対する補助金額がなく、他のハード事業の関係もあり、大学の整備についても起債を財源とすることとなる。今後の課題としては、人口の減少を考えた中で償還等将来的負担をどれだけ適正なレベルにできるかとの説明がありました。

11月6日の第4回の特別委員会には、青木学長を迎え、学長から再編構想の基本理念等について資料に基づいて平成28年4月からの短期大学児童学科の4年制化及び市立大学保健福祉学部の

再編強化についての説明がありました。

青木学長は、道内私学の動向等競争相手の特徴の中で本学と競合する私学ほど安定していることや道内での看護系大学の林立の状況及び専門職の階層構造の見通しを説明。この中で今後同じ保育所でも4年制の保育士を頂点とする階層化となることは間違いなしとする考えが示されるとともに、資格取得のみならず、質の高い専門職の養成を目指している大学であることの評判が学生確保の基本となるとともに、地域に根差した大学になるためには優秀な教員の確保とその研究を通じてさらに地域貢献できる環境を整えることが必要との訴えがありました。

委員からは、なぜ28年4月なのかとの質問には、いい保育所は高学歴の保育士を採用する。そのためにも早くマーケットを習得することや現地実習先の確保、また旭川大学も公立化の話もあることから、早ければ早いほうがいいとの回答がありました。

さらに、再編に対する市民への説明が十分だと考えているのかの質問には、機会があるごとに大学図書館建設関係も含めて説明はしてきているが、市民からの要望があれば積極的に出向いて説明したいとの答弁がありました。

この後2年制から4年制に移行した場合の収支見込みに関する資料、公立大学に対するアンケートにおける名寄市立大学等の回答内容に関する資料などの提出を求めて終了となりました。

第5回の特別委員会は、11月18日に開催し、前回の資料要求にあった保健福祉学部を再編した場合としない場合の大学の収支見込みについて、再編した場合については最終年次の平成37年度で見ると3億1,000万円程度の収支不足、また再編しなかった場合の同年度の収支は4億5,800万円程度の収支不足となり、いずれも収支不足だが、再編した場合のほうが有利との説明があったものの、施設整備等の公債費の増から平成32年度からは赤字となることが明らかになりました。

また、再編後の交付税措置について、交付税の単価は学部ごとに定められていることや4年制の大学は医学部系、理系、保健系、社会科学系などの6つのカテゴリで交付税措置がなされていることなどの説明があり、現行単価の理系175万8,000円、保健系で199万9,000円のいずれかが適用される可能性が高いとする一方、これまでの保健系単価で受け入れられるよう働きかけていきたいとの説明がありました。しかし、今後の見通しは地方交付税単価がどこに落ちつくのが問題であり、平成28年度以降小中学校の校舎、広域での最終処分場の大型事業など厳しい財政が予想されることから、中期財政計画が厳しい中で政策的にどのような判断をするかというところだが、大学をやり切るには交付税とともに学生数の確保が必要との認識を持っている。公立大学という位置づけから、市民で支えていく大学、財政的にどの辺まで支えられるかが大きな課題と認識しているとの説明がありました。

また、社会保育学科が他大学より有利になるには教育の質の向上が重要ではないかとの指摘に関しましては、まさに本学が再編をしようとする意味はそこにあり、知識はもちろん職場での責任を持って発言できるような専門職を養成したいと答弁されるとともに、研究分野において道北地域研究所と地域交流センターを含めてコミュニティーケアの研究所を立ち上げることを初め、大学として地域貢献により一層努めていく姿勢が強調されました。

第6回の特別委員会は、12月4日に設置者である加藤市長を迎え開催。冒頭加藤市長は、2018年問題を見据えた大学間競争力の強化や地方創生の観点からも国は幼稚園教諭や保育士など質の高い専門職の養成を初め、再編強化した大学を生かして名寄ならではの特色ある地域のまちづくり推進に結びつけるために、改めて平成28年4月から4年制化について決意が示されました。

また、総務部次長から中期財政計画との整合性

にかかわり、大学運営費も含む一般会計は27年度、28年度とともに厳しく、19億円程度の基金の繰り入れが必要、こうした説明の後財政にかかわる見通しが示されたことから、委員からは改めて財政が厳しい平成28年4月からの開学としたのはなぜかとの質問に対し、加藤市長は2018年問題を見据えたときに大学間の学生確保の激化が予想されることから、4年制の保健福祉学部を再編強化し、早い段階に設置して知名度を高めたい。また、国の地方創生の中には公立大学を生かしたまちづくりが盛り込まれており、タイミングとしては合っていると判断したと説明をいたしました。

また、財政状況が厳しさを増す中で市民説明が十分ではないとの指摘については、特別委員会の論議等を踏まえ、財政状況も含めて説明することが筋と考えたとの答弁があり、年度内には市民説明会を実施することを確約しました。

そのほか法人化の問題では、既に学長からは学科の設立を含めて4大化をして、最低限の図書館も含めて整備された段階で初めて法人化し、それから先が経営の問題として注視しなければならないとの考えを聞いているが、設置者の市長として近い将来の法人化、企業会計、特別会計としての考えをとる質問には、法人化については大学の中期計画としての論議の中から名寄市にふさわしい経営の仕方を考えたいという答弁がありました。

これらの議論を踏まえて当委員会としては、市長が示す名寄市立大学再編構想、社会保育学科設置計画案について異論を唱える声はなく、一定の理解が得られたと判断するところですが、財政の健全運営と市民に理解が得られるような丁寧な市民説明を望む声があったことを踏まえ、市民との共通認識のもとで大学を生かしたまちづくりに取り組むことを求め、さらに人口の減少、少子高齢化など将来の名寄市を見据えた中で大学の再編により名寄市立大学が地域に根差して子育て、保健医療、福祉分野で地域貢献ができるよう求めるも

のでありました。

以上、名寄市立大学再編構想調査特別委員会からの調査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、委員会に関する質疑の詳細につきましては、議長に提出済みの会議録を御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員会報告を終わります。

これをもって名寄市立大学再編構想調査特別委員会の調査は終了いたしました。

正副委員長、自席にお戻りください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科の新設について、改めて決意の一端を申し上げさせていただきます。

本年6月に開催をされました議員協議会におきまして、短期大学部児童学科の4年制化、学部再編強化、社会保育学科設置計画案を報告をさせていただきました。その後総務文教常任委員会で2回の御審査をいただき、また9月には名寄市立大学再編構想調査特別委員会の設置を賜り、6回にわたりまして各委員の皆様へ鋭意かつ熱心に御審査をいただきましたことへ心から感謝とお礼を申し上げます。先ほどの駒津委員長からの御報告のとおり、保健福祉学部の再編、社会保育学科設置計画につきまして御理解を賜りましたことに重ね

て感謝とお礼を申し上げます。

今後の名寄市の財政運営は、厳しい状況のもとで推移をしていくことが予想されますが、大学の経営運営につきましては限られた財源を有効に活用するとともに、将来にわたる財政負担をできる限り縮小できるよう最善の努力を行い、名寄市立大学を支えていくことは名寄市の発展はもとより、個性豊かな特色あるまちづくりにつながっていくものと確信をしています。特に財政の健全運営と保健福祉学部の再編、社会保育学科設置計画につきましては、今年度内に市民の皆様への説明会を実施するとともに、広報紙やホームページ等を通じて理解の促進に当たってまいります。あわせて平成28年4月の社会保育学科開設に向けて具体的な準備作業を遺漏なく進めてまいります。

今後におきましては、名寄市立大学が学部再編、社会保育学科の設置により高等教育機関としての充実を図り、各学科の連携と共同による質の高い専門職の養成を行い、子育て、保健医療、福祉の分野で地域社会を支える地域連携、地域貢献を推進をし、道北地域における知の拠点となる取り組みを進めることができますよう引き続き大学の振興に努めてまいりますので、市民の皆様、議員皆様のなご一層の御理解、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成26年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 3時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 大 石 健 二

署名議員 川 口 京 二

質問通告表（一般質問）

平成26年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 田 典 幸 (P 42)	1. 平成27年度予算編成について (1) 予算編成にあたっての市長の基本姿勢 (2) 想定される主要事業と予算規模 (3) 「地方創生」等、国の動向に対する考え方 2. 農業振興施策について (1) 本年の地域農業を総括して (2) 新年度予算編成にあたっての重点農業施策 3. 名寄市の教育行政について (1) 今年度の全国学力・学習状況調査の結果について (2) 道徳教育の推進について (3) 情報モラル教育について 4. ピヤシリスキー場の運営について (1) 今シーズンの集客対策について
2	大 石 健 二 (P 53)	1. 新年度予算編成から (1) 平成27年度予算について ① 27年度予算の概要は ② 27年度予算編成で懸念される課題等は ③ 27年度予算の主要施策等は 2. 名寄市の行財政運営から (1) 地域活性化と公共工事等について ① 現況と改善すべき今後の課題 (2) 指定管理者制度について ① 受託社（者）の従業員の雇用確保および人件費等対応は 3. 市民の声から (1) 今冬の除排雪体制について ① 昨冬の事業取り組み等を踏まえた今冬の対応は (2) 名寄市の空き家対策などについて ① 管理不全の空き家等に対処する現況課題とその対応について

<p>3</p>	<p>高 橋 伸 典 (P 64)</p>	<p>1. 自転車の安全対策について (1) 本市の安全対策の取組みは (2) 学校での自転車安全教育について (3) 自転車傷害保険の加入促進 (4) ヘルメット着用運動について 2. 除雪対策について (1) 排雪回数、積上げ除雪について (2) 交差点と除雪について（逆回り） 3. 福祉灯油について (1) 本市の福祉灯油の状況 (2) 福祉灯油、福祉ガソリンへの道と国の連携を 4. もっともち米プロジェクトについて (1) 取組みと状況について (2) もっともち米プロジェクトの市民周知とイベントの考えは</p>
<p>4</p>	<p>佐 藤 靖 (P 75)</p>	<p>1. 平成 27 年度予算案にかかわって (1) 市長訓令及び総務部長事務連絡について (2) 地方財政計画と新年度予算案について (3) 新年度予算規模及び主要事業について 2. 市民生活向上策にかかわって (1) 基本的な考え方と姿勢について (2) 三位一体改革時の施策見直しについて (3) 負担と軽減のあり方について 3. 名寄地区中心街活性化にかかわって (1) 経済部長が示した個店主らとの協議経過及び結果について (2) 今後の方針について 4. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 平成 26 年度上半期の収支について (2) 来年度の医療スタッフの見通しについて</p>
<p>5</p>	<p>高 野 美 枝 子 (P 88)</p>	<p>1. 除雪について (1) 異常気象による大雪災害の対応について ① 生活弱者に対するきめ細かい対応について (2) 生活道路の確保について (3) 通学道路の確保について (4) 交差点の除雪について</p>

		<p>(5) 名寄市独自の取組みについて</p> <p>2. 介護保険制度</p> <p>(1) 国の予算編成による影響について</p> <p>(2) 事業計画の見直しについて</p> <p>(3) 利用料や保険料について</p> <p>(4) 名寄市における今後について</p> <p>3. 名寄市における非正規労働者について</p> <p>(1) 非正規労働者の現状について</p> <p>(2) 非正規労働者の待遇について</p> <p>① 賃金労働条件等</p> <p>(3) 非正規労働者の今後のあり方について</p>
6	塩田昌彦 (P102)	<p>1. 公共工事の円滑な施工確保に係る、当面の取り組みと公共事業の早期発注及び工期の延長について</p> <p>(1) 大型公共事業の対応について</p> <p>① スライド条項の導入への考え方</p> <p>(2) 公共事業の発注や工期設定の考え方について</p> <p>2. 災害時の組織と対応について</p> <p>(1) 災害時の庁内防災組織について</p> <p>(2) 豪雨災害時の排水対策の検証について</p> <p>(3) 農業被害対策について</p>
7	佐々木 寿 (P112)	<p>1. 生活困窮者自立支援法について</p> <p>(1) 事業の進捗状況について</p> <p>(2) 課題と対応について</p> <p>(3) 27年4月施行までの推進事業について</p> <p>2. 潜在有資格者の復職支援について</p> <p>(1) 復職のための支援事業の現状について</p> <p>(2) 厚労省の重点4分野に対する本市としての考え方について</p> <p>3. スポーツ振興について</p> <p>(1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査について</p> <p>① 本市の調査結果と課題について</p> <p>② 本市の向上のための取組みについて</p> <p>(2) 中学校武道導入について</p> <p>① 子どもたちに対する教育上の効果について</p> <p>② 武道場・用具、指導者等の課題について</p>

<p>8</p>	<p>竹 中 憲 之 (P 1 2 2)</p>	<p>1. 公害の現状について (1) 河川水質の状況について (2) ダイオキシン類の状況について (3) 騒音の現状と油系の漏洩の実態について 2. 公立学校における教職員の休業の現状について (1) 病気による休職の状況について (2) 病気による退職の状況について (3) 疾患患者への対応について 3. スポーツ振興について (1) 指導者の現状と課題について (2) 施設利用の現状と課題について (3) 各団体への支援のあり方について</p>
<p>9</p>	<p>東 千 春 (P 1 3 5)</p>	<p>1. より良い行政運営について (1) 職員派遣の成果と今後の考え方は (2) 組織の考え方とアウトソーシングについて (3) 先進自治体の情報収集と職員の道外出張について (4) 将来を見据えた交流事業について (5) 広報なよろとホームページのリニューアルについて 2. 日進地区の振興について (1) 日進地区再整備構想の早期着手について (2) 合宿誘致での連泊補助について (3) スキー大会等の受入れについて (4) 小中学生のスキー・スノーボードの育成について (5) スノーボード客の拡大について (6) 日進ピヤシリ線について 3. 地方創生への対応について (1) 我がまちにふさわしい創生のあり方について (2) Uターン支援に対する対応と市内で働く支援について (3) 日本版シティマネージャー派遣制度の活用について</p>
<p>10</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 1 4 7)</p>	<p>1. 農業問題にかかわって (1) 米価下落等への対策について (2) 農政改革に関して (3) TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関して 2. 国民健康保険税にかかわって</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 減免制度について (2) 都道府県単位化について (3) 負担軽減について
11	熊谷吉正 (P158)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 総計後期計画の実施計画見直しと中期財政計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 見直し後の政策事業等の考え方と意思決定について (2) 次期総計及び財政展望と市民サービスへの影響について (3) 市民や団体等の要望意見反映について 2. 定住自立圏共生ビジョンのその後 <ul style="list-style-type: none"> (1) 協定締結後の成果と課題について (2) 各政策分野の今後の可能性について (3) 構成市町村との信頼関係醸成について 3. 今後の町内自治活動の活性化に向けて <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくり懇談会を終えての総括について (2) 各町内組織が抱える課題と行政対応について 4. 名寄市子ども条例制定に向けて

平成26年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成26年11月28日～平成26年12月19日 22日間
 本会議時間数 14時間45分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成26年第3回 定例会 付託議案第1号	名寄市文化芸術振興条例の制定について	26. 9. 1 総務文教常任委	26.11.20 原案可決すべき	26.11.28 原案可決
第 1 号	名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26.11.28 総務文教常任委	— —	26.12.19 閉会中審査決定
第 2 号	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正による関係条例の整理に関する条例の制定について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 号	名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について	26.11.28 市民福祉常任委	— —	26.12.19 閉会中審査決定
第 4 号	名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	26.11.28 市民福祉常任委	— —	26.12.19 閉会中審査決定
第 5 号	名寄市こども発達支援センター条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 6 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 7 号	名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 8 号	名寄市民文化センター条例の一部改正について	26.11.28 総務文教常任委	— —	26.12.19 閉会中審査決定
第 9 号	名寄市多目的研修センター条例の一部改正について	26.11.28 総務文教常任委	— —	26.12.19 閉会中審査決定
第 10 号	名寄市公民館条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 1 号	名寄市簡易水道事業条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 2 号	指定管理者の指定について（名寄市営球場）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 3 号	指定管理者の指定について（名寄市営サブ球場）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 4 号	指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 5 号	指定管理者の指定について（名寄公園テニスコート）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 6 号	指定管理者の指定について（智恵文水泳プール）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 7 号	指定管理者の指定について（南水泳プール）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 8 号	指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 1 9 号	指定管理者の指定について（名寄市B&G海洋センター）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 0 号	指定管理者の指定について（駅前交流プラザ「よろーな」）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 1 号	指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 2 号	指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 3 号	指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 4 号	指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト）	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 5 号	市道路線の廃止について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 6 号	市道路線の認定について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 7 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算（第6号）	— —	— —	26.11.28 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 2 8 号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 2 9 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 0 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 1 号	平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 2 号	平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 3 号	平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 4 号	平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 5 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 6 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 7 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 8 号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 3 9 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算(第7号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 4 0 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第4号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 4 1 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	26.11.28 原案可決
第 4 2 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	26.12.19 原案可決
第 4 3 号	財産の取得について	— —	— —	26.12.19 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	26.11.28 報 告 済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	26.11.28 報 告 済
報 告 第 3 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	26.12.19 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書	— —	— —	26.12.19 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書	— —	— —	26.12.19 原 案 可 決
意 見 書 案 第 3 号	旭川台北国際定期航空便の存続に関する意見書	— —	— —	26.12.19 原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	40人学級再開検討に反対する意見書	— —	— —	26.12.19 原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	26.12.19 決 定